

平成 21 年

第 6 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 21 年 1 月 30 日

閉会：平成 21 年 2 月 17 日

柳川市議会

第 6 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月30日	月	本 会 議	開会・提案理由説明
12月1日	火	考 案 日	
12月2日	水	本 会 議	議案質疑
12月3日	木	考 案 日	
12月4日	金	考 案 日	
12月5日	土	休 会	
12月6日	日	休 会	
12月7日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月8日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月9日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月10日	木	委 員 会	
12月11日	金	委 員 会	
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	休 会	
12月15日	火	事 務 整 理 日	
12月16日	水	事 務 整 理 日	
12月17日	木	本 会 議	採決・閉会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 69 号	専決処分の承認について（専決第5号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第4号））	21.12.2	承 認
議 案 第 70 号	平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	21.12.17	原案可決
議 案 第 71 号	平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	21.12.17	原案可決
議 案 第 72 号	平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	21.12.17	原案可決
議 案 第 73 号	柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について	21.12.17	原案可決
議 案 第 74 号	柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について	21.12.17	原案可決
議 案 第 75 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	21.11.30	原案可決
議 案 第 76 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	21.12.17	原案可決
議 案 第 77 号	柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について	21.12.2	原案可決
議 案 第 78 号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	21.12.2	原案可決
議 案 第 79 号	柳川市民温水プールの指定管理者の指定について	21.12.17	原案可決
議 案 第 80 号	柳川市観光案内所の指定管理者の指定について	21.12.17	原案可決
議 案 第 81 号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について	21.12.2	原案可決

議案 第82号	福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について	21.12.2	原案可決
議案 第83号	福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	21.12.2	原案可決
議案 第84号	花宗太田土木組合理約の変更について	21.12.2	原案可決
議案 第85号	工事請負契約の締結について	21.12.7	原案可決
議案 第86号	教育予算の拡充を求める意見書について	21.12.17	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第22号	「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書	21.12.17	採 択

柳川市議会第6回定例会会議録

平成21年11月30日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5 . 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について (平成21年7月、8月、9月分)

(2) 市長の行政報告について

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 会議録署名議員の指名について
- 日程(3) 議案第69号 専決処分の承認について(専決第5号 平成21年度柳川市一般会計補正予算(第4号))
- 日程(4) 議案第70号 平成21年度柳川市一般会計補正予算(第5号) について
議案第71号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について
議案第72号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号) について
- 日程(5) 議案第73号 柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について
議案第74号 柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程(6) 議案第75号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程(7) 議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程(8) 議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について
議案第80号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程(9) 議案第81号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
議案第82号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
議案第83号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合同約の変更について
議案第84号 花宗太田土木組合同約の変更について
- 日程(10) 請願について
- 1 請願第22号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

午前10時 開会

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成21年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

会議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員より、お手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成21年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず、市長会について御報告いたします。

10月6日に朝倉市におきまして第117回福岡県市長会が開催されました。

本市から、「地方分権の推進に向けた改革の継続について」や「農林水産業の振興について」など26議案を提案し、全議案承認をされました。

また、「新内閣発足に当たっての緊急決議」と「国民年金被保険者情報照会専用電話の継続に関する制度確立の緊急決議」が提案され、2議案とも全会一致で承認され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

中でも、同じく本市から提案いたしました「都市財政の拡充強化について」や「新型インフルエンザ対策の充実強化について」など5議案と「新内閣発足に当たっての緊急決議」は、同月15日、大分県日田市で開催されました九州市長会総会におきましても承認決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望されることになりました。

また、さきの全国市長会総会において、評議員に選任されましたので、11月19日には全国市長会経済委員会に、さらに、翌日の20日には全国市長会理事・評議員合同会議に出席いたしました。

理事・評議員合同会議では、「鳩山新内閣による政策運営等に対する決議」など6議案及び各支部より上程された49の「国の施策及び予算に対する提言・要望案」が承認決定され、全国市長会名で国及び国会議員へ要望されることとなりました。

続きまして、広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

まず、九州の農地にかかわる海岸保全を目的とする九州農地海岸保全協会の役員会・総会が10月7日、鹿児島市で開催され、役員改選の結果、会長に就任いたしました。これにより、11月5日には全国農地海岸保全協会理事会・総会に出席し、同日に「九州農地海岸事業の推進について」政策提案活動を農林水産省及び関係国会議員に行いました。

なお、来年度の九州農地海岸保全協会役員会・総会を、本市において開催しようと考えております。

次に、10月9日には、私が会長を務めております有明海高潮対策促進期成同盟会及び主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、国道443号道路整備促進期成会の平成21年度総会を開催し、通常の総会行事のほか、それぞれ関係する国、県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに事業運営について意見交換を行いました。

さらに、11月9日、大牟田市で開催されました有明広域市町村圏協議会総会に出席いたしました。総会では、通常の総会行事のほか共同事業や定住自立圏の形成に係る協定項目についても確認を行いました。

また、11月19日には、水産振興・漁村活性化推進大会・定期総会に出席し、大会決議及び水産業振興・漁村活性化推進対策の充実・強化に関する意見が採択・承認され、関係省庁並びに国会議員へ要望されることとなりました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告をいたします。

まず、さきの衆議院議員選挙の結果を受けて、10月19日に野田国義衆議院議員が来庁され、その場で「有明海の再生事業推進について」など、本市の重要案件6項目の要望を行いました。

また、10月21日に、総合運動公園の整備に関し、平成22年度の公園事業特定計画調査並びにその後の都市公園事業費補助の国庫補助について、国土交通省並びに衆議院議員古賀誠先生をはじめ地元選出国会議員に要望活動を行いました。

さらに、有明海東部地区農地海岸事業推進協議会に関しましては、10月26日に有明海岸保全事業所及び九州農政局、また、11月19日と20日には、農林水産省並びに地元選出国会議員に対し、新海岸法の趣旨に沿った有明海東部海岸保全事業の促進と予算の確保について政策提案を行いました。

次に、高潮対策「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進に関しましては、11月10日に筑後川河川事務所及び九州地方整備局、また11月19日と20日には、国土交通省並びに地元選出国会議員に対し、事業促進のため組織する同協議会を通じ、事業の早期完成について要望活動を行いました。

また、福岡県有明海漁業振興対策協議会におきましては、10月20日に協議懇談会を開催し、11月16日には福岡県に対し、有明海特別措置法に基づく有明海再生対策事業の継続や漁協組織再編の推進、ノリのIQ制度とIQ枠の堅持及びノリを使った加工品の原料原産地表示な

ど6項目についての要望活動を行いました。

そのほか、花宗川改修期成会、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、県道久留米柳川線道路整備促進期成会、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会等で、それぞれ国土交通省や農林水産省、財務省を初め、関係省庁並びに地元選出国會議員、さらには福岡県に対し、事業の早期促進と予算の確保について要望、提案を行ったところであります。

また、本日午後からは、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会並びに国道443号道路整備促進期成会において、福岡県に対し事業促進の要望活動を行う予定であります。

続きまして、天皇陛下御即位20年をお祝いするため「天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い」が、10月25日、JALシーホークホテル福岡で開催され、私も出席をいたしました。集いには、3,000人が参加し、祝意表明や祝辞などの式典と祝舞などの催し等がとり行われました。

また、天皇陛下御即位20年奉祝事業の一つとして、20年にわたる各種の御事績の記念写真パネルの展示やビデオ上映を、11月25日から12月2日までの期間、水の郷交流サロンで開催いたしているところでございます。

続きまして、柳川市内の近況であります。行政区長の皆さんに市政の報告を行うとともに、市政の課題について意見交換を行うために10月20日に水の郷で行政区長との懇談会を開催いたしました。懇談会では市政運営における私のマニフェストに沿った施策などの説明を行うとともに、区長会から事前に頂いた「水質浄化について」や「国道208号線整備の早期着工等について」、「三橋各校区にコミュニティセンターの建設を」など6つの質問事項にお答えをいたしました。また、そのほかにも貴重な御意見や御要望を直接お伺いすることができ、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

次に、10月19日にノリの採苗が解禁され、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。私も当日は有明海に出て現地視察を実施いたしました。

ことしの海水温と比重は平年並みで、昨年より2日遅いものの、これまでで最も遅かった一昨年より8日早い採苗の解禁となりましたが、これまでは順調に生育し、九州で一番早い11月27日にノリの初入札会が開催されました。今回の入札会では、約6,700万枚が出品され、平均単価は昨年を上回る価格となりました。これからの海水温や栄養状態などノリに適した海況の安定による福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」のノリ価格の上昇と、質・量ともに、今期は昨シーズンを上回る生産を願っております。

また、11月22日には、「第5回柳川市民まつり おいでめせ水郷柳川オータムフェスタ」が開催されました。あいにくの雨模様の中、市内外から5万4,000人ものお客様に御来場をいただき、盛況のうちに終えることができました。

市民まつりは、5回目を迎え、農業、漁業、商工業並びに観光業にかかわる皆様が連携し

た当地最大の市民まつりとして定着し、「ザ・地産地消柳川ご当地メニュー決定戦」の開催やエコ活動の実施など、内容も年々充実してきているところではないかと思っております。これもひとえに、会場周辺の住民の皆様の御理解と実行委員会を初め、多くの方々の御理解と御協力の賜物でございます。この場をおかりいたしまして、関係者の方々に対しまして心からお礼を申し上げます。

最後に、施設野菜の主要品目の一つである、ナスやイチゴ及びモチ米の販売促進のため、東京の京浜市場と新潟県のきむら食品に、11月23日、24日の両日、JA柳川の幹部と関係部会の皆様とともに、実需者との協議を通じた販売促進を行ってまいりました。

今後とも、あらゆる分野において機会をとらえ、トップセールスによる本市のPRと特産品の販売促進を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（龍 益男君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成21年第6回柳川市議会定例会の会期日程等について、11月26日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日11月30日から12月17日までの18日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、12月1日は考案日、2日を議案質疑、3日、4日は考案日、5、6は休日で休会、7日、8日、9日を一般質問、10日、11日を委員会、12日、13日は休日で休会、14日を委員会、15、16は事務整理日、17日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第69号の上程であります。

日程4が、議案第70号から議案第72号までの3議案の一括上程であります。

日程5が、議案第73号及び議案第74号の2議案の一括上程であります。

日程6が、議案第75号の上程であります。

本案は、提案理由の説明後、質疑通告、考案時間として、暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程 7 が、議案第76号から議案第78号までの 3 議案の一括上程であります。

日程 8 が、議案第79号及び議案第80号の 2 議案の一括上程であります。

日程 9 が、議案第81号から議案第84号までの 4 議案の一括上程であります。

日程10が、請願についてであります。

本定例会に請願 1 件が提出されております。請願第22号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程 1 が、議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第70号から議案第72号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第70号は総務委員会に審査を付託、議案第71号は教育民生委員会に審査を付託、議案第72号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第73号及び議案第74号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第73号は教育民生委員会に審査を付託、議案第74号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第76号から議案第78号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第76号は総務委員会に審査を付託、議案第77号及び議案第78号の 2 議案は即決といたしております。

次に、議案第79号及び議案第80号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第79号は教育民生委員会に審査を付託、議案第80号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第81号から議案第84号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、4 議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（龍 益男君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（龍 益男君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3 番浦博宣議員及び27番高田千壽輝議員を指名いたします。

日程第3 議案第69号

議長（龍 益男君）

日程3．議案第69号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．議案第69号 専決処分の承認について、御説明申し上げます。

新型インフルエンザ対策として、本年11月上旬から妊婦等の優先接種対象者等への新型インフルエンザワクチンの接種が全国的に開始されることに伴い、優先接種対象者等で、かつ低所得者のワクチン接種実費負担について、経済的負担を軽減し、ワクチン接種を受けやすい環境整備を図ることを目的とした、平成21年度新型インフルエンザワクチン接種の実費負担に係る費用軽減事業が国において創設されました。

これに伴い、本市におきましても、この事業を活用した新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業を実施するため、緊急に予算措置が必要となりました。

そのため、地方自治法第179条第1項の規定により、これを平成21年度柳川市一般会計補正予算（第4号）として、平成21年11月2日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

予算の規模としましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49,200千円を追加し、予算の総額を29,097,423千円としたものであります。

予算の内容としましては、歳出で、4款．衛生費に予防接種費用の助成金として49,200千円を追加する一方、歳入では、その財源として9款．地方交付税に12,300千円、14款．県支出金に36,900千円を計上したものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第70号～議案第72号

議長（龍 益男君）

日程4．議案第70号から議案第72号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程４．議案第70号から議案第72号までの3議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第70号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、障害者自立支援給付費、生活保護費、強い農業づくり交付金補助金などの追加や、人事院勧告等に伴う人件費及び子育て応援特別手当事業費の減額が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額29,097,423千円に、歳入歳出それぞれ281,303千円を追加し、予算の総額を29,378,726千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を、歳出から御説明申し上げます。

まず、特別職及び各款にわたります一般職の人件費については、13,300千円を減額しております。

これは、主に負担率の引き上げにより共済組合負担金が増額となる一方、人事院勧告による特別職の期末手当支給率の引き下げや、一般職の給与及び期末勤勉手当支給率の引き下げにより期末手当などが減額となるためであります。

なお、職員の人事異動に伴う各款間の調整もあわせて行っております。

次に、特別職及び一般職の人件費補正以外について、款ごとに御説明申し上げます。

1款 議会費では、人事院勧告に伴う議員の期末手当支給率の引き下げにより3,824千円を減額しております。

2款 総務費では、旧深町団地跡地の売払収入を財源とした財政調整基金への積立金35,849千円、平成20年度に実施しました福岡県介護保険広域連合介護予防事業及び次世代育成支援対策事業などの事業費精算に伴う国庫補助金などの超過交付金返還金28,740千円などを追加しております。

3款 民生費では、報酬単価の増額改定や利用者の増加などに伴う障害者自立支援給付費125,000千円、医療扶助費などの増額に伴う生活保護費92,000千円、医療費の増額などに伴う重度心身障害者医療費14,881千円を追加する一方、平成21年度国の第1次補正予算に計上されていた子育て応援特別手当の執行停止に伴う事業費68,690千円などを減額しております。

4款 衛生費では、受給件数の増加などにより葬祭事業費948千円を追加しております。

5款 労働費では、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用した、城掘環境整備委託料942千円を追加しております。

なお、この城掘環境整備委託事業について申し上げますと、現在、川下りコースの清掃は毎日午前中のみ実施しておりますが、縦横にめぐる掘割の隅々までには清掃が行き届かず、樋門付近などにはごみの浮遊が多々見受けられる状況であります。

このため、市民や観光客の方々に掘割沿いを気持ちよくまち歩きをしていただける環境をつくるため、遊歩道沿いの掘割の清掃や掘割の岸辺に草花を植栽し、水面の美化や水質向上など、水辺の景観や掘割の保全を図る事業でありまして、柳川市観光協会に委託して、平成23年度までの3カ年実施する予定であります。

6款・農林水産業費では、柳川農協が実施します大豆乾燥調製貯蔵施設改造及び麦比重選別機導入事業に対する、強い農業づくり交付金補助金47,700千円及び県が実施します三橋町吉開地区における農村振興総合整備事業に係る負担金11,292千円などを追加しております。

なお、大豆乾燥調製貯蔵施設改造及び麦比重選別機導入事業について申し上げますと、現在、市内で収穫された大豆は、一度に乾燥調製ができないため、柳川、大和、皿垣開の3カ所のカントリーエレベーター内のドライストア施設を大豆貯蔵施設に改造して一時保管し、その後、皿垣開カントリーエレベーター内の乾燥調製施設で随時乾燥仕上げを行っています。

しかしながら、貯蔵施設が不足している状況であるため、今回、蒲池・昭代カントリーエレベーター内のドライストア施設を大豆貯蔵施設に改造し、市内の大豆の生産から調製までの効率化を図るものであります。

また、麦比重選別機につきましては、現在、市内5つのカントリーエレベーターのうち、蒲池・昭代カントリーエレベーターだけが選別精度の低い揺動型による麦の選別処理を行っておりますことから、今回、新たに送風による麦比重選別機を導入し、品質及び上位等級比率の向上及び調製期間の短縮化などを図るものであります。

7款・商工費では、柳川市商工会が実施します西鉄柳川駅前周辺のイルミネーション事業に対する、顔が見える商店街づくり推進事業補助金429千円を追加しております。

8款・土木費では、県への三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金10,750千円を追加する一方、下水道事業特別会計への繰出金6,084千円を減額しております。

9款・消防費では、津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を利用して国から自治体に情報を送信し、瞬時に緊急情報を伝達する、全国瞬時警報システム設置費1,466千円を追加しております。

なお、このシステムは、24時間体制が可能な消防署内に設置することといたしております。

10款・教育費では、北原白秋先生の作品である「帰去来」、「砂山」及び「この道」の3曲について、変声期を迎える小学校高学年や中学校生でも歌いやすくするための編曲業務委託料500千円、緒方記念科学振興財団からの寄附金を活用した中学校6校への備品購入費600千円、名勝松濤園の災害復旧事業費補助金1,620千円を追加しております。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

9款・地方交付税では、76,771千円を増額補正しております。

12款・使用料及び手数料では、まちづくり支援自動販売機設置使用料63千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では、77,179千円を増額補正しております。ここでは、浄化槽整備区域促進特別モデル事業の事業採択に伴う補助率の引き上げによる小型合併処理浄化槽設置事業費、介護給付費などの自立支援給付費及び生活保護費などを追加する一方、子育て応援特別手当事業費を減額しております。

14款・県支出金では、76,889千円を増額補正しております。ここでは、全国瞬時警報システム整備事業費、介護給付費などの自立支援給付費、重度心身障害者医療費及び強い農業づくり交付金事業費などを追加しております。

15款・財産収入では、35,849千円を増額補正しておりますが、これは、旧深町団地跡地の売払収入であります。

16款・寄附金では、751千円を増額補正しております。ここでは、総務費寄附金、教育費寄附金及びふるさと寄附金を追加しております。

17款・繰入金では、501千円を増額補正しております。ここでは、先ほど申し上げました北原白秋先生作品の編曲委託事業に活用するため、ふるさと元気応援基金からの繰入金などを追加しております。

19款・諸収入では、葬儀品売却代3,000千円を増額補正しております。

20款・市債では、都市計画街路事業負担金10,300千円を増額補正しております。

このほか第2表 繰越明許費では、まず、漁業団地整備事業については、物揚げ場の工事がノリの休漁期での施工となるため、全国瞬時警報システム整備事業については、国の平成21年度第1次補正予算の一時凍結の影響を受け、設置工事が来年度となるため、それぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

次に、城内小学校施設整備事業、昭代第一小学校ほか9校及び昭代中学校ほか2校の耐震補強事業、柳河小学校施設整備事業については、国の平成21年度第1次補正予算に計上されております経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金などの財政支援措置を活用するため予算の前倒し計上を行ってございましたことから、今年度中に事業完了することが困難でありますので、それぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

また、第3表 債務負担行為補正では、柳川学校給食共同調理場調理等業務については、委託契約が平成21年度をもって終了しますので、さらに、平成22年度から平成24年度までの3カ年の委託料を、柳川市観光案内所については、平成22年度から新たに指定管理者による管理運営を図るため、平成22年度から平成24年度までの3カ年の指定管理料をそれぞれ追加する一方、市民温水プール指定管理料については、指定管理者候補者の決定による限度額の変更を行うものであります。

第4表 地方債補正では、都市計画街路事業負担金の借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第71号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、

御説明申し上げます。

本案は、職員給与等改定に伴う人件費の調整のため、職員給与費等繰入金を減額するとともに、国民健康保険団体連合会負担金及び高齢者医療制度円滑運営費補助金返還金の増加のため諸支出金を増額するものであります。

この増額分については、予備費で予算調整し、歳入歳出それぞれ293千円を減額し、補正後の予算総額を9,851,122千円とするものであります。

次に、議案第72号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整により、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

予算の規模としましては、補正前の歳入歳出予算総額1,061,241千円から、歳入歳出それぞれ6,084千円を減額し、予算総額を1,055,157千円とするものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第73号～議案第74号

議長（龍 益男君）

日程5．議案第73号及び議案第74号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程5．議案第73号及び議案第74号の2議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第73号 柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、市立養護老人ホーム「柳光園」の民営化方針に基づき、平成22年3月31日限りで条例を廃止しようとするものであります。

柳光園の民間移譲につきましては、主に入所施設サービスを行う第1種社会福祉事業を運営する社会福祉法人を対象にした一般公募により募集を行い、民間移譲先選考委員会を設置し、選考をお願いしたところであります。

次に、議案第74号 柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続について、新たに条例を制定しよ

うとするものであります。

地区計画につきましては、住民の意向を反映させ、地区の特性に応じて建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定め、道路、公園等の公共施設の配置及び規模等について、一体的、総合的なまちづくりを計画することができるものとして昭和55年に創設された制度で、良好な市街地の整備及び保全を図ることを目的として策定するものであります。

今回、柳川駅東部土地区画整理事業地区を対象とした地区計画を策定するため、都市計画法に定める手続について、条例で規定するものであります。

内容を申し上げますと、市で作成いたしました地区計画等の原案について、その内容を公衆に提示する方法としまして、告示をし、2週間縦覧に供することにいたしております。

また、その地区計画等の原案について、土地所有者等が市長に対して意見書を提出する場合、その意見書の提出期限は、縦覧期間満了後1週間以内とすることなど、意見聴取の手続を規定いたしましたものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第75号

議長（龍 益男君）

日程6．議案第75号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程6．議案第75号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

ことし8月に人事院は、国家公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差を解消するため、月例給料及び期末・勤勉手当を引き下げる勧告を行いました。

本市職員の給与につきましては、これまで人事院勧告に基づき実施される国家公務員の給与制度に準じた取り扱いを基本にしてきたところでありますので、本市職員の給料及び期末・勤勉手当についても人事院勧告に準じた取り扱いとなるよう、本改正条例を制定しようとするものであります。

また、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給月数につきましても、国の指定職等の支給月数を参考に、人事院勧告による制度改正にあわせて改正を行っておりますので、今回も同様に改正しようとするものであります。

なお、職員の期末・勤勉手当並びに市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当につきましては、ことしの6月期の支給月数をことし5月の人事院勧告に準じて一部凍結し、暫定的に引き下げておりましたので、今回の条例改正におきましては、本則を改正し、12月期の支給月数をさらに引き下げるとともに、職員におきましては、ことし4月から本改正までの官民較差を解消するため、その相当額について12月期の期末手当から減額して調整するものであります。

そのほか、職員の時間外勤務については、労働基準法の改正を踏まえた人事院の勧告に準じて、時間外勤務手当に関する職員給与条例の一部改正とともに、休暇に関する勤務時間等条例の一部改正を行うものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第75号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第76号～議案第78号

議長（龍 益男君）

日程7．議案第76号から議案第78号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 7 . 議案第76号から議案第78号までの3議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、市町村合併の特例等に関する法律に基づき、合併年度及び平成17年度から平成21年度までの5年間採用してまいりました固定資産税の不均一課税を解消するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容を申し上げますと、平成22年度分から固定資産税の税率を、標準税率であります1.4%に統一するものであります。

次に、議案第77号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、福祉巡回バスの使用料にかかる規定の明確化を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容を申し上げますと、1回100円の使用料としております福祉巡回バスの利用について、普通利用と回数券利用を別表形式で示し、加えて小学校就学前の乳幼児の利用に際しては使用料の免除を明確に規定するもので、あわせて条文の整備をするものであります。

次に、議案第78号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、消防法の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容を申し上げますと、改正法において条の追加が行われたため、条例に引用する条項の整理を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第 8 議案第79号～議案第80号

議長（龍 益男君）

日程 8 . 議案第79号及び議案第80号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 8 . 議案第79号及び議案第80号の 2 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者制度は、福祉施設や文化施設等の公の施設の管理・運営を民間企業やNPO法人などに任せることで、よりよいサービスの提供と経費の削減を目的としております。

柳川市民温水プールにつきましては、平成19年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入してオープンいたしました。平成22年 3 月31日をもって指定期間が終了することに伴い、再度、指定管理者候補者の公募とその選定を行ったところであります。

指定管理者の候補者については、公募による方法で本年 9 月30日に告示をいたし、10月19日から11月 4 日までの受付期間を設けましたところ、2社の応募があり、11月10日に開催されました柳川市指定管理者選定委員会での審査を経て候補者を選定いたしましたものであります。

この結果、株式会社サンハウスを、当該施設の指定管理者に指定しようと御提案するものであります。

なお、指定期間は、平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までの 3 年間を予定いたしております。

次に、議案第80号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定につきましては、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条第 1 号に規定されています「公の施設の性格、規模及び機能により公募に適さないとき」を適用し、公募によらず、柳川市観光協会を候補者として選定いたしましたものであります。

公募に適さない理由としましては、柳川市観光案内所での案内業務につきまして、当該観光協会が精通しており、現在も観光協会に業務を委託していること、また、観光情報センターの企画展示室などの諸室を観光協会が有効活用し、集客や事業の展開が図られることでありまして、公募によらず指定管理者の候補者として選定いたし御提案するものであります。

なお、指定期間は、平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までの 3 年間を予定いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第9 議案第81号～議案第84号

議長（龍 益男君）

日程9．議案第81号から議案第84号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程9．議案第81号から議案第84号までの4議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第81号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、御説明を申し上げます。

本案は、平成22年2月1日から、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、福岡県市町村職員退職手当組合に加入しています八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村の4町村及びこの合併により解散される八女東部広域衛生施設組合が、平成22年1月31日限りで福岡県市町村職員退職手当組合を脱退することにより同組合同約の一部を改正するものであります。

次に、議案第82号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年2月1日から、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県介護保険広域連合同約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、福岡県介護保険広域連合に加入しています八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村の4町村が、平成22年1月31日限りで福岡県介護保険広域連合を脱退すること、また、その脱退に伴い、広域連合議員定数の改定など同広域連合同約の一部を改正するものであります。

次に、議案第83号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合同約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年2月1日から、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組

織する地方公共団体の数を減少し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、福岡県内のすべての市町村で構成しています福岡県後期高齢者医療広域連合から平成22年1月31日限りで当該4町村が脱退することに伴い、経過措置にあります広域連合議会議員の定数の変更や別表の改正など同広域連合規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第84号 花宗太田土木組合規約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年10月21日から花宗太田土木組合の議員定数を削減することにより花宗太田土木組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げますと、大川市、柳川市及び大木町の3市町で構成しています花宗太田土木組合の議員定数14人を、各市町それぞれ削減して10人に改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第10 請願について

議長（龍 益男君）

日程10．請願について。

本定例会において受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第22号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認め、本請願は、教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前11時10分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成21年12月2日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市		長	金	子	健	次
副	市	長	刈	茅	初	支
教	育	長	北	川		滿
総	務	部	大	坪	正	明
会	計	管	山	田	政	徳
市	民	部	田	島	稔	大
保	健	福	武	藤	義	治
建	設	部	蒲	池	康	晴
産	業	経	藤	木		均
教	育	部	高	田		厚
大	和	庁	横	山	英	眞
三	橋	庁	藤	木		明
消		防	古	賀	輝	昭
人	事	秘	樽	見	孝	則
総	務	課	石	橋	正	次
企	画	課	高	田	淳	治
財	政	課	石	橋	眞	剛
税	務	課	山	田	敏	昭
健	康	づ	川	口	敬	司
福	祉	課	木	下	正	巳
学	校	教	高	崎	祐	二
建	設	課	中	村	敬	二
農	政	課	成	清	博	茂
水	路	課	安	藤	和	彦
観	光	課	龍		泰	子
ま	ち	づ	大	村	隆	雄
安	全	安	野	田	洋	司
下	水	道	藤	木	保	則
生	涯	学	田	中	利	光

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
事	務	局	次	長	兼	議	事	係
長						高	巢	雄
								三

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 議 案 質 疑 に つ い て

- 1 議案第69号 専決処分の承認について（専決第5号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第4号））
- 2 議案第70号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について
- 3 議案第71号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 4 議案第72号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第73号 柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第74号 柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 7 議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第77号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第78号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について
- 11 議案第80号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について
- 12 議案第81号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 13 議案第82号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 14 議案第83号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合同約の変更について
- 15 議案第84号 花宗太田土木組合同約の変更について

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（龍 益男君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いしておきます。

議案第69号 専決処分の承認について（専決第5号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸正勝でございます。専決5号、別冊のほうですけど、議案第69号 平成21年度一般会計補正予算（第4号）の49,200千円の新型インフルエンザワクチン接種費用が平成21年の11月2日に予算措置されたということでございますけれども、この対象者というのがかなり多くおられるようでございます。その助成対象者が、執行部のほうで全協の説明の中では優先接種者対象者が3万8,922名と、その中で8,000名というのが補助対象者ということの説明がありましたけれども、この8,000名の対象者というのは、まず受けられる方はどういう方か。

それから、8,000名の対象者の中で、これは2回の接種を予算措置されておられると思えますけれども、対象者全員が2回の接種を受けなければならないのかということが2点目ですね。

一応それだけ回答をお願いいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

健康づくり課長です。まず、1点目の8,000名の対象者の方はどういう方かということですが、国のほうが示しております優先接種者は、まず妊婦の方、それから基礎疾患のある方、それから65歳以上の方ですね。そのほかに1歳から高校生に相当する年齢の人、それから、1歳未満の子供の保護者、とありますが、1歳未満の子供はワクチンの効能が余らないというふうな国の判断がありますので、接種をしないので、そのかわり、その親が接種をして子供にうつさないようにということで1歳未満の子供の保護者、それから、優先接種の対象者であるけれども、例えば、アレルギーとか、そういったふうなものがある方は予防接種ができませんので、そういう方たちの保護者、そういった方が対象になっております。

それから、2つ目の2回接種、1回接種の御質問ですけれども、11月の17日に県のほうから通知が来まして、接種回数については、当面1歳から13歳未満の子供に関しては2回接種、それから、中学生、高校生に該当する年齢の人たちについては当面2回接種ということで考えています。それ以外の方については1回接種ということで指示が来ております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

今、ちょっと8,000名の方の回答がなかったんじゃないかならうかと思えますけれども、この8,000名の対象者の方たち、これはちょっと言い忘れたわけでしょう。この資料によりますと、非課税の方とか、生活保護者の方とか、そういう方たちというわけですね。その中で、8,000名のほか、あと80%の方、3万922名の方、この方たちが優先接種対象者ですね。この方の補助はないということでもいいわけですね。

ということは、優先接種対象者の3万922名の方、この方たちの接種時期というのはいつぐらいから始まっておられるか。前倒しということも新聞に載っておりましたけれども、早くそれが優先接種者の方たちは接種をされているのか、まだ始まっていないのか、そういうところの回答をお願いいたしたいと思えます。

それから、今、接種2回の予算を組んであるということでございまして、1回でもいいということでございますので、この補正予算49,200千円というのは、これは十分に予算は足りるということですね、その確認をお願いいたします。

それから、この辺がちょっと、市民の方たちから私たちもその接種者の対象になっているんじゃないかという問い合わせもあるわけですよ。あくまでもこれは非課税の方とその保護世帯の方ということで、これははっきりどうなのか、宣伝方法なんか、広報で知らせてあるんでしょうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思えますけど。

健康づくり課長（川口敬司君）

先ほどの質問で、8,000名の方が低所得者と生活保護の方ということをごまかして言い忘れていましたこと、まずおわびしたいと思います。

それから、予防接種の時期ですけれども、11月の最初のほうに全家庭に、ちょっとここに持ってきていますけれども、こういった黄色いチラシを配付して、今回の予防接種の中身について御説明をしているところです。この中に予防接種の時期については、決まっている分だけは記載しておりましたけれども、まず、一番最初に10月23日から始まりましたのが医療従事者の方、それから、11月2日からが基礎疾患のある1歳から小学校3年生までの子供たち、それから、11月16日からが妊婦の方とか、そのほかの基礎疾患のある方で特に急がなければいけないような方たちまでを決まっております。

そして、11月17日に、先ほどちょっと県のほうから通知が来たとお知らせしましたが、そこに今後の予定として書いてありましたのが、12月3日からが基礎疾患のあるその他の人、

それから、1歳から小学校3年生までの基礎疾患のない子供たち、それから、先ほど言いましたけれども、12月16日からが1歳未満の保護者の方ですね。それから、小学校の4年生から6年生ということで、今のところ、はっきり決まっているのは以上です。

そのほかの中学生、高校生、それから高齢者については、決まり次第、県のほうから連絡が入るということになっております。

それから、次に予算の関係でありますけれども、この予算が先ほど議員からもありましたように11月2日に専決をしております。そのときは、国のほうがすべての人に2回接種ということで方針を出しておりましたので、この専決の補正につきましては、すべての人に2回接種ということで金額を計上しているところです。

22番（藤丸正勝君）

それでは、個人で新型インフルエンザワクチンを接種した場合は、同じ保護世帯、非課税世帯の方たちが6,150円で計算をしてありますけれども、普通の方が個人で打った場合の金額も同じ金額でしょうか。

それからまた、従前のインフルエンザですね、これを打ってある方たちがおられるわけですね。その方たちに対して、また次は新型インフルエンザが感染するというようなことは報告なんかありますかでしょうか。

それから、65歳以上、従前のインフルエンザ、この65歳以上は今まで1千円という接種料金でございましたけれども、これはそのまま維持していかれるわけですかね。それと、65歳以下の方たちの従前のインフルエンザの料金というもの、これはどれぐらい、新型インフルエンザと従前のインフルエンザの接種料金の違いがあるか、わかったら教えてもらいたいと思います。

健康づくり課長（川口敬司君）

予防接種の料金については国のほうが示しております、全国同じ料金で予防接種の費用がかかることになっております。

1回目の予防接種の費用は3,600円、それから2回目が2,550円です。これについても、先ほど申しました黄色いチラシに書いております。一般の人たちについても、先ほど言いましたように全国统一なので、同じ料金で低所得者と生活保護の方については、その6,150円を免除すると免除というか、市が助成をするという制度になっています。

それから、従前、季節性のインフルエンザの予防接種をされておりますけれども、それと新型の場合は型が違うので、季節性のインフルエンザの予防接種をされている方でも新型インフルエンザに感染するということと言われておりますので、予防接種が必要と思われる方は両方とも接種をされることが望ましいというふうに考えています。

それから、65歳以上の方は今まで季節性のインフルエンザについては1千円で接種をしていただいておりますけれども、それは今までどおり、1千円で65歳以上の方は接種ができ

るということでしたしております。

以上です。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号 専決処分の承認について（専決第5号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第4号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、

議案第70号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について

議案第71号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第72号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎でございます。まず、議案第70号、5款の県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用しました城掘環境整備委託料によりまして、何名雇用されまして、その雇用期間はどうなっているのか、お尋ねいたします。

第8款目ですけれども、この中に土木費、三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金、いわゆる10,750千円を追加する一方、下水道事業特別会計への繰出金6,084千円を減額とありますけれども、これはどういうことか、もう少しわかりやすく御説明をお願いいたします。

それから、9款の全国瞬時警報システムとありましたけれども、この説明をお願いします。

以上です。

観光課長（龍 泰子君）

観光課長です。梅崎議員の質問で、雇用は何名予定しているかということですが、雇用は2名予定をしております。雇用期間は6カ月未満になっておりますけれども、緊急雇用創出事業の臨時特別基金事業では、状況に応じて1回更新はできることになっております。

以上です。

まちづくり課長（大村隆雄君）

まちづくり課長でございます。2点目の土木費、三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金について御説明いたします。

この三橋筑紫橋線は都市計画道路でありまして、県道の街路事業として県のほうで今現在整備を進めていただいております。事業間であります川よし前の藤吉交差点までの工事を現在急ピッチで進めていただいて、本年度でほぼ完成に達する予定でございます。

今回の補正をお願いしております内容でございますが、現在工事を実施しております新町の風浪宮の神社でございますが、この補償に伴う工事の増と筑紫町の用地買収費用等でありまして、平成21年度の事業が43,000千円増額になったものでありまして、その分の市の負担25%の10,750千円を今回の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課でございます。御質問の全国瞬時警報システムについてお答えを申し上げます。

このシステムは、気象庁からの自然災害の気象情報や内閣府からの武力攻撃などの緊急情報が総務省、消防庁に送信されまして、同時に消防庁から通信衛星を介しまして、各自治体に、その受信機に送信伝達されるものでございます。

今回、その受信機及び周辺装置と設置工事費を全額国の交付金で整備するものでございまして、県補助金1,466千円と同額の工事請負費を計上させていただいております。

なお、この額につきましては、事前に国、県より査定を受けておりまして、その内示額を計上させていただいております。

以上でございます。

下水道課長（藤木保則君）

下水道課の藤木でございます。よろしく願いいたします。

議案第70号 一般会計補正予算、8款・土木費、4項・都市計画費の繰出金について御説明いたします。

一般会計から下水道特別会計への繰出金の中には職員人件費も含まれているわけでございます。本年4月の人事異動によりまして、下水道課職員の定数が1名減となりました。これに伴いまして、当初予算額529,581千円より人件費相当額6,084千円を減じ、補正後の予算額を523,497千円とするものであります。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

まず、5款の緊急雇用の総額といたしますが、大体幾ら来ているのかですね。その総額の中の城掘の整備委託料がこれだけありますけれども、総額は幾らでしょうか。

それと、先ほど緊急システムのお話がありましたけれども、この警報システムはどこに来るわけですか。消防署に来るわけ。結局そこからまた各家庭に行くんですか。どういうふうになるわけでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

今回の受信機及びその周辺機器につきましては、消防本部の庁舎、通信指令室に設置をいたします。この設置に当たりましては検討をいたしておりますけれども、今回、国の全額補助を受けます対象が各自治体に受信機1基及びその周辺機器ということが交付対象になっておりまして、24時間体制で対応ができます消防本部通信指令室に設置をするものでございます。

議員の御質問のそれから先の伝達についてでございますけれども、まず、伝達内容が通信衛星から各自治体の受信機に流れてきますけれども、まず警報音が鳴りまして、そして、地震ですとか、大地震ですとか、そういうふうな音声放送が流れるようになっております。これを受けまして、直ちに通信指令室で 災害情報メールというのを防災関係職員、携帯電話に登録をしております。そちらのほうに消防署通信指令室のほうから直ちに災害情報メールを発信するようにしております。そうしまして、職員が庁舎に出動しまして、災害対策本部体制を整えるということにしておりまして、直接的には今回の整備によりましては、各家庭への伝達はできないということでございます。

以上でございます。

産業経済部長（藤木 均君）

産業経済部長でございます。緊急雇用の今までの執行額はどれぐらいかということでございます。

この事業は平成23年度まで続くわけございまして、今、充当いたしております金額といたしましては、50,773千円を予定いたしております。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

18番（近藤未治君）

18番近藤でございます。議案第70号の2点ほどお願いします。

まず、23ページの今回、旧深町団地跡を売り払っていらっしゃいますけれども、その点について3点ほどお願いします。

売り払いの先について、これが個人なのか、また企業か団体か、わかりましたらお願いします。

それから、どういう目的でその方が購入されているのか、お願いします。

それと3点目、これは用途区域外ですから、いわゆる建築基準法だけの規制なんですかね。ですから、それに対して市のほうで規制をかけられておるのか。例えば、公害が出るような

ものを考えてあるとか、そういうふうだったのは市のほうで何かされてあるのか、お尋ねします。

次に、61ページの、先ほど梅崎議員の質疑にも重複いたしますけれども、城掘の環境整備委託料、これにつきまして4点ほどお聞きします。

1点目、先ほど942千円の今回の予算について2名を雇用するというところでございますけれども、2名で、幾らで何日雇われるのか、その算出根拠。それと、遊歩道沿いの掘割の清掃ということでございますが、具体的に場所はどこなのか、お願いいたします。

2点目、これは今回補正でございますので、3カ月分で942千円とされております。それで、提案理由によりますと23年度までの3カ年ということでございますが、平成22年、23年度は単純に計算しますとこれの4倍になるかと思うんですよ。そうすると、3,768千円になるんですが、これは確かに県に要求すればもらえるのか、これは10分の10でやってありますかね。

次3点目、これは観光協会のほうに委託をするということでございますけれども、その作業ぐあいについてどのように検収されるのか。どこをどういうふうな作業をしました、何時から何時までしましたという、そういう検収はどういうふうにしてされるのか。

それと最後に、これは当然委託契約を結ぶと思うんですが、その内容について4点ほどお願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。それでは、近藤議員の1点目でございます。

補正予算書の23ページに掲載しております不動産売払収入35,849千円の件につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目の御質問でございました購入者は個人なのか、団体なのかという御質問でございますが、今回の購入者の方につきましては、市内にお住まいの個人の方でございます。

2点目の用地購入後の活用はという御質問でございますが、申請者の方にお聞きしましたところ、個人の住宅用地として計画しているということを聞き及んでおります。

それと3点目ございまして、用地活用に対しての規制の問題を御質問されておまして、この用地の土地売買契約書におきまして、契約締結から5年間は風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業や性風俗関連特殊営業への利用禁止条項を定めております。

以上でございます。

観光課長（龍 泰子君）

観光課長です。近藤議員の第1番目の質問について、算出根拠、それから具体的にはどこをどうするかということですが、算出根拠は人件費2名分を一応55日ほど計画しております。そして、あとは船の借上料、種苗代等で282千円ということで計画しております。

それから、具体的にはどこをどうするかということですが、掘割の清掃場所は川下

りコース以外の場所で、遊歩道沿いなどでございます。具体的にはあめんぼセンターから商工会議所裏、それから宮川温州園を通り十時邸までとか、あめんぼセンターから京町駐車場までとか、伝習館北から藤兵衛門橋まで、それから菖蒲園から消防署裏を通り大沢橋まで、それから、竹門橋から鬼童橋付近などです。植栽場所は、川下りコースや遊歩道沿いに植栽を考えております。

それから、23年度まで裏づけはあるのかということですが、これは県のほうに確認をしてもらいまして、緊急雇用創出事業は23年まで継続するという事を県から聞いております。

それから、検収の方法ですが、検収の方法は実績報告を提出してもらい、随時状況確認をしたいと思っております。

それから、委託契約の具体的内容ですが、委託期間とか、それから委託料、それから再委託の禁止、失業者を雇用するというふうなことを内容としております。

以上でございます。

18番（近藤未治君）

ありがとうございました。

1点目の住宅につきまして、個人住宅ということでございますので、近所の方がちょっと心配されておったものでお尋ねしたわけでございます。安心いたしました。

次の城掘の整備について2回目ですが、先ほど私申し上げましたように、補正ですから3カ月分の2名ということですが、今の御答弁では22年、23年度も県の緊急雇用であるということですが、これを今、計算を2名で計算されておりますよね。ですから、今は非常に失業者も多いんですが、22年度は例えば2名を6名とか、10名とかという計算ができるのか、これは10分の10ですから、こちらが言えばその分いただけるのか、それが2回目でございます。

それと、検収がなかなか難しいと思うんですよ。やっぱり観光協会さんに委託をされますので、あとは観光協会さんがしっかりそういう現場を確認されるように、それは私の要望ですが、観光協会さんと十分打ち合わせをされてお願いしたいと思いますが、先ほどの人数をふやすことができるのか、お答えください。

観光課長（龍 泰子君）

人数をふやすことができるかということですがけれども、制度的には可能だと思いますけれども、県と協議をしないとやはりはちょっとお答えできない状態です。

以上です。

18番（近藤未治君）

ありがとうございました。

実は私がなぜこういうことを言うかと申しますと、今回は遊歩道沿いの清掃ですからなんですけれども、雇用がもし多くできれば、県と打ち合わせできれば、柳川駅前通りの水路も本当にごみが浮いたり、買い物袋が浮いたりしておるでしょう。そういうところにもたくさ

んの方を雇用できないのかなと思ひましてお尋ねしたわけでございますので、十分県のほうに協議をされて、よかったら多く雇うことができるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

10番（藤丸富男君）

10番藤丸富男です。私は、議案第70号、86ページだったですかね、教育振興費の分で北原白秋作品編曲業務委託料500千円の件なんですけれども、この件についてお尋ねします。

私は、これは皆さん御存じのとおり、1世紀近く歌い継がれた日本の名曲唱歌というか、いわゆる心の童謡、名曲と申しますかね、芸術の歌曲の原点、それを日本を代表する北原白秋先生、それに中山晋平さんなり、山田耕筰さんの作品ですね、コンビでつくられた作品をあえてどういう発想のもとで、どういう理由で編曲をされたのか、そしてまた、だれに委託されるのか、まず出発点はどこから出たのか。

2番目、柳川市の編曲の500千円、例えば、3曲の「この道」にしろ、「砂山」にしろ、これは柳川市の歌と申しますか、じゃないわけですよ。所有権なり、著作権もないわけですから、あえて市の税金でそういう予算措置が可能なのかどうか。また、もしも可能だったとしたとき、この件については、たとえ時効になったかどうかわかりませんが、北原家の遺族の方々なり、そしてまた、白秋顕彰会の皆さん等に何らかのアクションなり、こういう形でやりたいということがされたのかどうか。

それから3点目には、ここに提案理由として執行部が出されておられますけれども、出された経緯を含めて、執行部の皆さんがこういう形の芸術というですかね、そういうことについてどうとらえてこういう形になったのか、また、どういう考え方で評価されたか、文人の里と言われる柳川市の伝統文化をどげん考えてあるかもあわせて3点、とりあえずお願いします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課でございます。北原白秋作品編曲業務委託料についてお答えしたいと思います。

まず最初に、今回の編曲の内容につきましては、白秋先生の「帰去来」「砂山」「この道」の3曲につきまして、中学生向けの吹奏楽伴奏及び小学生向けのピアノ伴奏の合唱曲としての編曲をお願いしたいというふうに思っておりますのでございます。

教育委員会としまして、柳川市の子供たちには自然と歴史、文化豊かなふるさと柳川を愛し、生まれてよかった、住んでよかったと思うような、そんな教育を目指したいというふうに考えておるところでございます。

教科の音楽の面につきましては、小学校のほうでは毎年11月に白秋音楽祭り、中学校では10月に音楽発表会を開催して、子供たちの豊かな心や情操面の育成を図っているところであり

ます。

しかし、中学校の音楽発表会では残念ながら、郷土が生んだ北原白秋の曲は取り扱っておりません。なぜなら、同じ白秋先生の歌でも童謡と歌曲があります。童謡につきましては子供向けの作曲になっておりますが、歌曲になりますと大人が歌うにはよいのですが、小学校高学年や中学生が歌うには変声期等の発達特性上の問題や中学校の指導内容、授業時数等の問題から原曲のままでは指導を行うことが困難な状況になっておるところであります。

このようなことを理由に、白秋の歌を知らずに柳川を離れていく子供たちであってはならないという、そのような思いを柳川の音楽の先生たち全員が持っているところでもあります。

今回、編曲をお願いすることが原曲をないがしろにするものでは決してありません。原曲を大事にしながら、白秋を語る上で欠かせないこれらの曲の少なくとも詞の意味や詞から浮かび上がる情景などを子供たちに感じ取らせ、何とか歌うきっかけをつくる意味で編曲を考えた次第であります。本質を大切にしながら、その本質に迫る方法を何とか見つけたいというのが一番の思いになっておるところであります。

著作権の問題につきましては、委託業者に由来することで対応したいというふうに考えております。

とにかく白秋先生の歌をまずは柳川の子供たちに何とか伝えたいという思いで行っておるところでございます。御理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、白秋顕彰会等とかに何らかの接触を持ったかということでございますが、今現在、まだ行ってはおりません。

それから、最後に柳川の伝統文化についてのお尋ねであります。先ほども申し上げましたように、原曲をおろそかにするつもりは毛頭ございません。白秋の存在や作曲にまつわるエピソードなどを学習しながら、白秋のつくった曲を覚え、それを友達と一緒に歌い上げることを通して、さらに原曲に迫っていこうとする子供たちを一人でも多く育てたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

10番（藤丸富男君）

藤丸です。るる説明していただいて、この提案理由の中にもあるように、声変わりすると昔から言いますよね。声変わりするので歌いやすくやるということですけど、声変わりするのは、これは今始まったことではないわけですよ。これは人間がそういう年齢に達すれば声変わりするとか、いろいろなケースがありますので、こういうことを歌いやすいために、結局、さっき発表会とおっしゃったですけれども、これは全国コンクールとかはないわけですから、聞くところによると県の発表会で歌うということですので、私は練習を一生懸命やって、努力をして、その結果、正直に「からたちの花」なり、白秋の歌が、これは上手下手じゃないわけなんですよ。それを素直にこれだけ努力しましたということを県の教職員の皆さま

んなりすればいいわけなんであって、私は学校現場というか、少々おかしいんじゃないかと思うんですよ。

学校現場からそういう声が上がったか知らんけれども、私は歌い切らんからじゃなからうかと、そういう形で発想があるんじゃないからうかと。これは練習するなり、音楽の時間が何時間か、従来からカットされておるか何か知らんですけど、とにかく考えてみると、声が変わったとか、私はぜひ意見を申し上げてはでけんと言われるでしょうけれども、結局、明治、大正、昭和と作詞家は北原白秋とか、西条八十とか、野口雨情さんなんか、当時は作詞家なり、歌曲を含めて三羽がらすと言われた時代の方を勝手に編曲するとか、ましてや山田耕筰なり、中山晋平さんですね、そういう本当に日本を代表する作詞作曲をされた方の歌を、これは何というか、私はふざけるなと言いたいわけなんですよ。

恐れ多くもという、それに割りいって、どういう編曲ができるのか、水戸黄門じゃないですけれども、恐れ多くもこの方たちの永遠に歌い継がれた今日までの 私はこの会場の皆さんも1回ならず2回、上手下手は別ですよ、私は必ずや歌われて、東京なり、こういう歌がありましたよということは知ってあるはずですよ、福岡県なり、柳川市から出た方たちは。それで、100年近くたって、そういう編曲をすると。その発想はどう考えても私はおかしい。

それもたったの500千円で編曲をお願いしますと。500千円でどういう編曲ができるか知らんけれども、そういうことでございますので、ちょっと教育長なり、学校現場から上がってきたのに教育委員会がどういう対応をして、今課長がおっしゃったのでわかったんですけども、学校現場のそういう短絡的な要望で教育委員会がああそうですか、ならそうしましょうということじゃ私はだめだと思いますが、どういうやりとりがあったんですか、それをまず聞かせてください。

教育長（北川 満君）

教育長です。藤丸議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、よって来る背景でございますが、中学校の音楽教師の方々が本年6月ぐらいに自分たちの会合があった折に、県の会合に出席した者が平成23年に実際県大会を開くという中で、柳川をいかにアピールしたらいいかということで、このような提起、提案がなされたわけでございます。

それを私ども委員会としての受けとめ方でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、変声期だけが理由じゃないと、また、上手下手でその尺度をはかってやるものでもないだろうと、まさにおっしゃるとおりでございます。また、そういった意味合いにおいて一番今こたえたのが、周りの方々のコンセンサスがとれているのかどうかということが一番今感じているところでございます。

具体的に申し上げますと、白秋保存会の皆様方、大城先生初め、それから白秋先生の御遺族の方々、その他いろいろな専門家の方々の御意見も拝聴した上での話ではないかというこ

とで今受けとめておるわけでございます。

しかし、いかんせん、国語の教科書に白秋先生が上がっているのは、三省堂の中学校2年生の「からまつ」の詩一編でございます。ほとんど今、新聞等でも御案内かと思えますけれども、「きたはらしろあき」というふうな読み方もあるというような社説も読ませていただきましたけれども、そういった意味におきましては、柳川市のこれからの観光にもかかわりますけれども、そういった意味合いにおいて白秋先生の位置づけは非常に大きいわけで、文化と伝統をとにかく継承していきたいという思いが強いわけでございます。

そういった意味におきましては、今、まさに週5日制以来、非常に指導内容が削減され、白秋先生の詩も、あるいは歌も途切れ途切れになってきているわけでございます。

そういった中で歴史をひもときますと、やはり城内小学校、柳川小学校、矢留小学校3校におきましては、きちっとした形で子供たちに歌い継がれておりますけれども、今の教育課程の中におきましては、よほどのことがない限り、特色ある学校づくりに各校が踏み込んでおりますので、そういった意味におきましては、なかなか白秋先生の遺徳をしのび、また、詩を詠ずるといような機会を持つのはなかなか難しい状態になってきております。そういったことをかんがみますと、やはり機会を与えていくという意味では、なれ親しむということでの受け入れをしたような次第でございましたので、御可決云々は抜きにして、よろしく御高配をいただければというふうに思っております。

なお、御指摘のとおり、コンセンサスは今後ともしっかり周りの方たちの御理解を求めながら、また勉強させていただきたいと思えます。

以上でございます。

10番（藤丸富男君）

言われることはわかりますけどね、現在のカラオケブームと申しますか、カラオケブームもあるしと言われるのは、やっぱり作詞について作曲家が歌いやすいように、これは営業面からだそうです。なるだけ歌いやすいようにして、広くして、それで収益が上がるということで、作詞と作曲は兄弟で、曲ができて詞ができるということもよく聞きますけどね、それでもあなた、毎年11月2日ですかね、命日にはちゃんと白秋祭もあるし、それから、3日間にわたって川下りもあるでしょう。その中にもちゃんと沿線での白秋さんの曲が流れよるじゃなかですか。

これは例えば、じいちゃん、ばあちゃんが我々が記憶した分を孫なりに教えるのに、変化というか、いや、それは知らんですよということになると、いつその曲ができたかとか、やっぱり伝統文化というのは、私は永遠に続いて、それを伝えていくのがなんであって、今は変な時代だから歌いやすいようにして、柳川の白秋さんのイメージを伝えていこうとか、まず発想が私はおかしいと思えます。

だから、白秋さんの曲がなかなか全国に伝わらんというのは、どこでデータがとられたか

何か知りませんが、とにかく明治から今日までずっと延々と引き継がれた白秋さん
にまつわる名歌、ましてや柳川市の偉大な白秋先生の曲をそうむげに、簡単に改造するとい
うことはいかなものかと思えますけれども、きのうおおい、30日もBSで「日本の歌・
心の歌」という題で北原白秋先生の歌が何曲だったかな、「城ヶ島の雨」と「からたちの花」
かな、2曲ぐらい、ちゃんとお二人で歌われて、ああ、こういう歌があったなあというこ
ともたまたま聞いたんですよ。月曜日です。

だから、それを何というか、たかが500千円でどういう編曲をするか知りませんが、
しっかり練習をさせていただいて、そして、素直な歌を、原曲を伝えるのが私は柳川市の文
化だと思えます。北原白秋の文化であるし、120万都市の文化をそう軽々と500千円の編曲
料で編曲して伝えるというのは、私はこれはどう考えても、我々文化を伝えるものに携わっ
たというか、余り勉強しとらんですけれども、北原白秋は大学から高校、中学まで全国作詞
されておるんですよ。東京大学の運動会にしる、ここから1人、同志社大学の海老名先生
の大学歌それもちゃんと作曲して、北海道から九州まで40校ぐらいかな、そういう形も延々
と歌い継がれているそうです、今日も。

だから、これについては、もういっちょ言いますけれども、戦後の古関裕而さんが戦前戦
中ですね、戦時歌謡、そういう部分も含めて、これまた古関裕而さんが言っておりますのは、
自分が作曲した曲でどれが一番いいですかといったら、みんな子供ですから、作曲したのは
子供ですから、みんなかわいいですと。

だから、ちょっと私の意見のような形になりましたけれども、あえて申しますけれども、
北原白秋さんもしっかりだろうと思えます。中山晋平なり、山田耕筰さんにしる、自分の子供
の分をそう簡単に市長もそういう面でぜひこれから先もこういう形で出てきたときは、
もっともっと検証していただきたいということを申し上げて、できるなら御感想を市長お願
いします。

市長（金子健次君）

今回、補正を500千円組ませていただきましたけど、補正を組む段階においていろんな議論
がありました。その中において、私自身も11月1日、白秋水上パレードが終わりまして、白
秋の詩碑苑の前でこの歌を歌い、改めて白秋先生の偉大さを、当日の夜は9時の時間帯でし
たけれども、200名近くの方がおいでになりました。そういう中で最後に「帰去来」を歌った
わけです。

以前、私たちの年代の人たちというのは、柳河小学校の小学生のとき、また中学生のとき
に、この「帰去来」を歌われて、大体覚えていらっしゃる方がメロディーも歌われるという
ことであります。今日、今の小学校、中学校の中で非常に白秋先生離れがということも事実
でもあります。

しかしながら、編曲とはどういうものなのかということを私も辞典で引きました。編曲と

は、主旋律を変えずに伴奏でまた違ったような形でやっていくということであると思います。やっぱり北原白秋先生というのが全国的にも柳川市だけではなく、また、たしか全国的にも有名なところで白秋を顕彰しているところもたくさんございます。そういう意味では、作曲の山田耕筰先生、中山晋平先生、また弘田龍太郎先生のそこに、いろんな形でそういう遺族の人たちに相談をせずにはすることにについては非常に問題が多いんじゃないかということとあわせて、顕彰会や保存会、そして、いろんな白秋を歌うコーラスのグループもございます。そういう大人のグループもございますけれども、ただ、今回は小学生、中学生を対象にした、限定をした編曲だというふうに向ったもので、補正予算の提案をさせていただきましたが、後ほどまた佐々木議員からも通告がっておりますけれども、そういう形で十分このことについては慎重に考えて、柳川市の伝統文化を守っていかなければならないというふうに関心を感じたところでございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

佐々木でございます。藤丸富男議員が心の底から熱く語られましたので、同じ内容でございますけれども、簡単にというわけにはいきませんが、質問をさせていただきます。

北原白秋の作品編曲業務委託料、先ほどからのやりとりを聞いておまして、平成23年に福岡県の中学校音楽教育研究大会が開催されると。そして、その場で北原白秋先生の讃歌を準備する必要があると。讃歌、たたえる歌。そして、その讃歌として「帰去来」「砂山」「この道」、これを編曲すると。この編曲する歌が讃歌ということなんでございましょうか。

それと、先ほどから質問がありましたけれども、だれに編曲を委託されるのかですね。今、市長のほうから編曲の意味と伺いますか、定義、基本的なところのお話がありましたけれども、主旋律を変えずにと。主旋律を変えないのが編曲じゃないんですよね。主旋律が変わる、そういう編曲もございませう。

そういった意味で、先ほどから藤丸議員とのやりとりの中で、これまで「帰去来」「砂山」「この道」、これができたのが大正年間だと思います。そういう意味で、80年以上歌い継がれてきて、この歌の雰囲気、これまでいろんな人に生きる力であるとか、心の情景とか、そういったものを与えてきたこの歌、この雰囲気が変わりほしくないかと非常に私心配をしております。その辺をどうイメージしていらっしゃるのか、しっかりと慎重にやるという御答弁をいただきましたけれども、きっかけは県の研究大会、中学校の先生方が集まられて何かしようやと、そういうことが最初の出だしであったと。そういうイメージだったんでしょうか。どういうイメージだったんですかね、その先生方の発想というのは。

じゃあ、これまで歌い継がれてきて、この80年、戦後にしても70年弱、その中でもしそうであるならば、変えようやと、もうちょっと歌いやすくしようやと。確かに「帰去来」は音の高低差、非常に幅がございませう。確かに歌いにくい面もあります。しかしながら、これを

ずうっと重ねて重ねて歌っていくうちに、この歌のよさといいますか、これがしっかりと体の中にしみ込んでいく、そういうものがあるんですね。その辺、どうなんでしょうか。（発言する者あり）

課長じゃないです。教育長なり、市長なり、部長なり。課長に任せちゃいかんですよ、こういう答弁は。教育長いかがですか。

教育長（北川 満君）

教育長です。佐々木議員の御質問にお答えしたいと思います。

1つ、讃歌ということでございますが、この辺は3曲が本当に讃歌になるのかというところは討議をさせていただいております。讃歌にする必要性もあるかどうかでございますが、その件につきましては、3曲以外にでも非常に多くの歌曲があると。すばらしい主力の作品が散りばめられているんじゃないかということでございますけれども、ある程度、いわゆる先ほど来、平成23年度に県大会というふうな催しがございますので、そのあたりで10分間、あるいは出入りを入れて10分間でございますので、5分程度での扱いでできないかどうかという協議のもとで、いわゆる讃歌と銘打って3曲を「帰去来」、それから「砂山」「この道」ということで選択をさせていただいたいきさつがございます。

なお、「帰去来」につきましても、非常に議員のほうからお詳しく、「帰去来」につきましては音の高低差等が、非常に高い低いが激しいという中で歌いにくいというのは確かにあるかもしれないけれどもということでございましたけれども、こういった中におきまして、いわゆる編曲の話も出させていただきましたが、原曲のよさを保ちながら、あるいは損なわないということを絶対的な条件、要件ということにいたしまして、大きくは歌い継ごう、語り継ごうというような大きな目標のもとに構成していきたいというような意図がございました。

そういったことでございますので、先ほど来、藤丸議員からもいただきましたが、このような形でまいりますと、コンセンサス等のものが今問われているのかなというような思いで、非常に痛切に御意見を受けとめておる次第でございます。

しかしながら、このあたり、本日の御理解がない場合におきましても、今後、本日の先生方の御意見をいただいて、実施に向けて堅持しながらも、再度コンセンサスを得てよりよい対応ができればというふうに考えを高めているところでございます。

よろしく御理解をほどお願い申し上げたいと思います。（「あと、だれが編曲するんですか」と呼ぶ者あり）

お答えします。

編曲につきましては、入札というような形をとらせていただきます。（「何とも情けねえのう」と呼ぶ者あり）これは、（発言する者あり）恐れ入りました。訂正を申し上げます。

委託先につきましては、音楽の教科書の出版社であるところでございます東京書籍、それ

から教育芸術社、教育出版社の3社に見積もりをお願いし、決定したいと、このように思っております。（「専門家じゃないんですか、これは」と呼ぶ者あり）専門家がこの中にきちっとした形で入ってまいります。

24番（佐々木創主君）

ちょっと私、相当高名な先生から、そんなすばらしい歌ならぜひおれにもやらせていただきたいという申し出があつておるのかと思つておりました。出版社に専門家といつても、プロといつてもピンからキリまでおるんですよ。キリは何千人、何万人。

これ以上申し上げませんが、しかしながら、先ほどから議論になっておりますけれども、特に一番歌にくい「帰去来」、この「帰去来」のできたいきさつ、これは昭和16年ですか、紀元2600年を記念して、北原白秋と信時潔という作曲家が「海道東征」という奉賛歌をつくられたわけです。それで紀元2600年をお祝いしたと。戦前のことでございますから、いろいろありましようからこれ以上申し上げませんが、それが西日本新聞、当時の福岡日日新聞から文化賞ということで表彰を受ける。それで、白秋が福岡に受賞に来る。そして、柳川に飛行機で凱旋をする。そのときに歌つた歌がこの「帰去来」じゃないですか。その記念になつた「海道東征」を作曲された信時潔、この信時潔さんの作曲ですよ。しっかりとしたいわれがあるんですよ。

それがそれ以降、ずうっと歌い継がれてきて、柳川を離れられた方々、海外に行かれた方々、柳川のみならず、この「帰去来」を聞いたとたんに涙があふれる。そういう叙情詩ですよ。心のふるさとの歌ですよ。ましてや「この道」、これは北海道を旅行したときの歌じゃないですか。アカシヤも出てくる。北海道の方々も、ああ、これは北海道の歌だねと。しかしながら、白秋のお母さんの実家である南関に行き来するときの情景を思い出しながらつくられた歌。そして、これが全国的にも歌い継がれている。NHKのお昼12時40分からですか、5分間、「九州の歌」で合唱団が歌つておりました。しっかり子供たちも歌つているんですよ。これだけ定着して、これだけすばらしい歌、日本の心の歌となつておる。「砂山」にしてもそうです。「砂山」に至つては、中山晋平が作曲して、それから時をたつて山田耕筰も作曲をしておる。すばらしい、こんなそうそうたるメンバーが全く違う曲調でやっているわけです。この程度なら、ある程度許せますよ。しかしながら、県民大会の、それもスタートの5分間のため、後世、後々子供たちが歌いやすいように歌い継いでいく。

先ほど光が当たっていない、光を当てると。そんな失礼な表現はありませんよ、教育長。これから我々は伝統文化の中にある北原白秋先生の歌をしっかりと守つて、後世に伝えていかないといけな。それを光が当たっていないなんてね、非常に私は不遜な発言だと思います。そういうためにしっかりとやっていただきたい。

これは総務委員会でもやりますからね。もっとやらせていただきますから、よろしく願ひします。

議長（龍 益男君）

次の方どうぞ。（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

ここで10分間休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時21分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第70号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第71号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第72号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、建設委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第73号 柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について及び議案第74号 柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告者がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第78号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）

荒巻です。議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

全員協議会での説明では、来年度2億円強の減収が見込めるということをお伺いしておりますけれども、その減収を埋めるといいますか、その分を補うといいますか、ことに対して、現時点で固まっている 細かくはなくても方向性でも結構ですので、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

今回の税率統一によりまして、固定資産税が約215,600千円の減収となる見込みであります。現下の景気低迷による税収減と相まって、財政的に見れば本当に厳しい状況にあるわけでございます。

固定資産税の税率の統一につきましては、いろんな選択肢があろうかということで、今回100分の1.6、また、100分の中をとって1.5、100分の1.4という形で、旧大和町、旧三橋町に合わせた均一、統一の税率を来年4月から実施しようということで提案をするものでございます。

一番、議員の皆さん方でも、今回の税率の統一で2億円の減になると。その財源の補てんをどうするのかということは、皆さんそれぞれ思っていると思います。ただ、この税率につきましては、議員の皆様方、市民の皆様にとりまして、100分の1.4ということについては御同意をいただけるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

現段階で何を削減するのかという具体的に申し上げられませんが、予算編成を行う過程におきまして、聖域を設けずに各事務事業費の精査を行っていくことや、現在策定中であります第2次行政改革大綱を確実に実施することなどによって対応していきたいというふうに思っております。

この中におきましては、税や使用料の徴収向上など自主財源の確保に努めることはもちろんでございますけれども、これまで取り組んでまいりました人件費の削減、民間委託の推進及び補助金削減など現行の行政改革大綱の中の、主に推進してきました経常経費の削減だけではなく、今後は事業の統廃合や枠の配分方式による予算編成などを進めていかなければならないというふうに思っております。

このため、今後は「あすの柳川市のために」を合い言葉に、聖域を設けずにあらゆる事務事業を精査して、健全財政に向けた努力を今以上に行う必要があるかというふうに考えておりますので、議員諸公の御理解についてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

やはり負担は低くサービスは高くということが絶対必要なことだと私も考えております。それで、これから予算の査定に入られるということで、市長のほうからは聖域を設けずに事業費の精査を行うということを御答弁いただきました。重ねて9月の決算委員会の折にも、決算委員会のいろいろな指摘に対して、今回の意見を十分尊重して来年度の予算編成を行っていきたいという市長のごあいさつもございましたので、私はその言葉を非常に心強く思ったところでございます。

ただ、事業費の精査ということを先ほど御答弁いただいたわけですが、それとあわせて収納のことも触れられたかと思っておりますけれども、もちろん事業費もろもろ削らなきゃいけない部分もあるかと思っておりますが、やはり現年分、滞納分を含めての収納率のアップというのは非常に大切になってくる分だと思っておりますので、その点は十分今後、外部委託の検討のお話も聞いておりますけれども、十分進めていっていただきたいと思っております。

具体的には住民税、市営住宅、保育料、もろもろありますけれども、厳しくお願いしたいと思っております。

それで、国の事業仕分けというのが今回いろいろとり行われまして、脚光を浴びております。ですから、市民の皆さんも非常に関心を持ってあったかと思っております。国は3兆円の削減を目標に9日間ですか、10日間行われまして、結果として1.6兆円とか、1.8兆円とかいう報道を聞いておりますけれども、例えば、単純な比較はできないんでしょうけれども、本市において仮に3億円としますと、国と比較して1万分の1ですよね。ですから、国のほうがいろんな事業を100億円単位、10億円単位、いろいろとやっておられまして、大きいのは1,000億円単位もあったかと思っておりますが、単純に比較すれば、国で10億円単位のやつは本市で言えば10万円単位、国で100億円単位というのは本市では100万円単位ということになります。ですから、国がそういったことの積み重ねで3兆円を目標にやってきたわけですから、本市も100千円、200千円、そういった積み重ねで2億円、3億円の削減に進んでいっていただきたい

と思います。

あと私なりにいろいろと見てきまして思いますけれども、市長のほうから具体的な事業のことは現時点では御答弁は厳しいかと思いますが、市営駐車場の管理費でも何十万円単位すぐに出ますし、この前行われました川下り水上パレードの無駄遣い いや、言い間違えました、思いやり予算ですね。そういったところでも1,000千円、2,000千円というのがすぐに削減可能な分だと思しますので、今後、査定においては十分反映していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

再度、よければ市長のほう、もう一度御答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

行政刷新会議の中で国の仕分け事業が行われました。非常に公開の中で国民、また市民にとっても関心が深かったというふうに思います。それぞれ私たちのほうの部課長に対しても、どういう形で本市への影響があるのか、また、この刷新会議を受けた財務省、また国の予算がどういう形になってくるのかということを中心に情報キャッチしながら、今回の予算編成も見直しをするところは見直しをしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、9月の決算の段階で貴重な御意見をいただいておりますので、そのことも今回の平成22年度の予算編成におきましては十分精査をしながら、意見、意向を十分反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（龍 益男君）

ほかに。

24番（佐々木創主君）

この件について今やりとりがありましたけれども、これは市長が市長選に立候補されて、マニフェストの中に掲げられた公約の一つでありますけれども、当然市長は行政経験も長うございます。当時、議会事務局長もしていらっしゃいましたので、財政状況、今後の行財政改革、10年後以降、11年以降の柳川の動向、税収、財政状況、非常に厳しいということをお聞きしながら、この1.4%という数字を打ち出されたわけでございます。

当時も21年度中には税率を統一と、職員の皆さん、いろんな方々とお話をする中でどげんやろうかのうと、1.5ならとんとんのうと、1.6なら2億円増のう、1.4なら2億円減る、1.4なら旧大和、三橋はそのままやけん、旧柳川の人たちはもっと喜ぼうのうと、1.5ならば0.1下がる柳川は喜ぶ、三橋、大和は上がるから反発があろうのうと、いろんな議論がここ一、二年の中にあっただけですけれども、そういう中でこの1.4とされた理由をお聞かせください。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

4月12日の柳川市長選挙におきまして、マニフェスト、いわゆる公約で現在の旧柳川市の1.6%、また、三橋、大和の1.4%には5年をめどに統一しなければ、均一にしなければならないということを申し上げてきました。その中において、私は選挙の公約で1.4%を選択し、そのことを伝えてきました。

もともと私は三橋町役場に勤めておりました。前回の議会の中でも菅原議員から質問がありましたけれども、固定資産税の担当も長くしておりました。その中において聞こえてきたのは、西鉄駅周辺の価格の課税標準額の問題等も非常に取りざたされて、いろんな形で市民からの要望もあったわけでございます。

そういう意味におきまして、100分の1.4を100分の1.6、0.2引き上げると、非常に今後の滞納問題等が出てくると。財政的には確かに逆に2億円、三橋、大和の分がふえてきますけれども、その分だけではいけないということで、私は選挙を勝つためじゃなくて、そのことを将来に向けた形では、公平さを保つためにはやっぱり1.4でいこうと、標準税率でいこうということで考えて市長選を戦ってきたところでございます。そういうことも賛同を得たというふうに理解をし、今回の提案をいたしたところでもございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。率直にお話をいただいたわけでございます。

それでは、先ほどあったように、市長選でも5,000票の大差をつけられて勝たれて、私も個人的には1.4、大歓迎であります。ほとんどの方がもちろん大歓迎だと思います。されど、やはり議員の一人としてしっかり今後どうなっていくのか、その辺は厳しい目で見ていかなくてはならないのは当然のことございまして、先ほどの荒巻議員の質問に対しましては、今後、来年度予算編成に関して聖域を設けずにしっかりと精査をしてやっていくんだというお話でございました。当然210,000千円減るわけですから、それだけの緊縮をする中で予算編成をしないといけないというのは当然でございます。

それともう一つ、例のNEC撤退、すぐではないんですけども、聞くところによりますと、関連の税収が固定資産税以外のところも含めて70,000千円、80,000千円と。そうなってくると、これと合わせて約3億円と。非常に柳川にとってタイミング悪くといえますか、こういう厳しい財政状況の中、そういうことも起こっております。

ましてや、合併して11年後、平成27年からは地方交付税、合併算定が一本算定に変わる。そして、その5年後、ここに至っては現在の額から11億円減ると。それに向けて行財政改革、中期財政計画を立てていただいて、行財政改革を進めていただいておりますけれども、喜びもあれば当然痛みもあると。この予算査定の中でどこをどう切り詰めていくのか、非常に注目もしないといけないと思いますし、各現業、担当課の課長さん、現場の職員さんを含めてその辺のところはどうなるのか、非常に心配な向きもあるうかと思っております。

そういう中で、聖域を設けずにやっていく、相当の大英断が必要になる場面もあるんじゃないかなというふうに思うわけであります。そういう中で、私は中期財政計画ですね、これも2年前、3年前、何度となく質問をさせていただいて、議論をさせていただいたんですが、この中期財政計画でさえ、もう現状と合わなくなっている。それ以前に合併協定項目の中の市建設計画の中の財政シミュレーション、これが全く乖離しておるという中で中期財政計画をつくっていただいたんですが、これにしましても全く乖離しておる。今年度予算に関して言えば、今回の補正を含めて290億円、中期財政計画でいうなら、ちょっときょう持ってきておりませんが、もう240、50億円のレベルの数字だったと思います。そういう意味で非常に心配なわけですね。

この件がなかったとしても、もっと削っていかないといけないわけですよ。そういう中で、この件はただ来年度予算、2億円を削って、しっかり精査をして返済をしますというだけの問題ではないと思うんです。減らさないといけない中、2億円をもっとふやさないとけない部分がふえたと。

そういう中で、私はしっかりとした行財政改革、現状やっておりますよ。しかしながら、もう一度精査をして、中期財政計画とさらなる行財政改革、このしっかりとしたシミュレーションといいますが、それをもう一度 もうちょうど合併5年目です。これから5年間、そして合併特例措置が終わる平成27年度以降、そして、平成32年度以降、そういうところを見越したやつをここでしっかりもう一度立て直すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

佐々木議員がお説のとおりでございます、そういう見直しの時期に来ているというふうに思っております。

今回、NECの2年後の撤退の問題等もありますし、いろんな形で景気が低迷をしておりますので、税収減というのも思った以上に期待ができないというふうになっておりますし、大きく見直しの時期に来ていると思っております。心して、そういうことをやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

決意を今言っていただきましたが、具体的に実行するとお約束いただけますか。

市長（金子健次君）

そういうことでお答えしたつもりでございますので。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、

総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第77号 柳川市福祉巡回バス条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について及び議案第80号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸でございます。議案第80号の柳川市観光案内所の指定管理者の指定についてでございます。

この指定管理者制度が設けられて、条例化されておりますけれども、この目的、趣旨というのはどういうことで制定されておられますか。

それから、観光協会に指定された場所、これは2カ所ということがありますけれども、この2カ所に対しての指定管理でしょうか。

それから、なぜ公募にはなさらなかったかということですね。観光案内業務は、ほかの事業所もできるところがあるわけですよ。なぜほかの事業所には声が執行部からかけられなかったか、この点もひとつ質問いたします。

これは先日、私のほうにある方が来られて、こういう管理制度があるのに何で我々のところにも、民間、法人化してあるところもありますけれども、なぜ話がなかったかというようなこともちょっとお伺いいたしたところでございます。

それから、選定の経緯で公の施設の性格、規模及び機能により公募に適さなかったということで、2番目の質問のなぜ公募にしなかったか、そのところもどこのところが公募に適さなかったか、詳しい説明方をお願いいたします。

それから、こういう事業をされるということは、観光協会のほうから事業計画書案が出ているんじゃないかと思えますけど、その事業計画書というのは出ておりますか。

それから、ちょっと質問が多うございますけど、柳川観光協会というのは単独事業ということ何かやっておられますか。観光協会主催の事業としてですよ。余り聞いたことがないから、どういうふうな単独事業をなされておるか、その点で公募になさらなかったのはなぜかという疑問がありますから、その点、7点ぐらいの質問をいたしましたけれども、答弁をお願いいたします。

観光課長（龍 泰子君）

観光課長です。一番最初、2カ所というところなのですが、これは、案内所は観光情報センターの中と、それから西鉄柳川駅の中に案内所がありますので、その2カ所ということになります。（「当然この指定管理者ですね、2カ所」と呼ぶ者あり）はい、案内所は2カ所ということです。

それから、公募をしなかった理由ということですが、これは観光協会が27年に発足しまして、それから45年に民間ベースとなりまして、ことしで発足56年目となります。柳川の観光を推進していくために、観光協会の中で観光戦略事業とか、観光開発事業とか、誘致宣伝事業、観光祭事業などいろんな事業を行っております。それで、2階の企画展示室など集客に向けての有効活用もできると考えております。

また、指定管理の業務のうち、観光案内業務というのは観光の中で最も重要と認識しております。観光柳川の顔とも言えるのではないかと思います。観光行事等にも観光協会が精通しておりますので、観光案内所の指定管理者の指定を観光協会ということで考えました。

観光協会の事業ということでお尋ねがありましたが、先ほど言いましたように、観光協会としては会員さんが戦略とか、開発とか、誘致宣伝とか、いろんな事業を行っております。その中の1つが白秋祭水上パレードとか、そういうものでございます。

2月11日から4月3日まで毎年、柳川雛祭りさげもんめぐりも行いますけれども、これも観光協会、市、商工会議所と一緒にしておりますけれども、事務局は観光協会に置いて、いろいろな事業を行っております。

以上でございます。（「目的、趣旨というのがはっきりと言われなかったんですが、指定管理者の目的とか趣旨はどういうことで条例化されたのか、これを聞いておりましたけど」と呼ぶ者あり）

地方自治法の方で……（発言する者あり）

建設部長（蒲池康晴君）

建設部長でございます。指定管理にする目的、趣旨でございますけれども、これは一般的な分でもそうでございますけれども、公の施設の管理運営に民間活力を活用しまして、サービスの向上、それから経費の節減を図るとというのが目的、趣旨でございます。

観光協会は、先ほど課長のほうから説明いたしましたけれども、観光産業の振興を図るという目的で設立されておるのが観光協会でございます、大体この観光協会といえますのは、御存じかとも思いますけれども、（「いや、観光協会は……」と呼ぶ者あり）観光協会の説明をちょっとさせていただきますと、（「いや、それは聞いとらんですよ」と呼ぶ者あり）これが公益的団体ということでございまして、これは一般的に観光協会については、事務局は専任の職員のほか、市役所からの出向職員などで構成されるところが多々ございます。それとか、町村の観光協会に当たっては、観光担当課に課長が兼務したり、そういった形態もあるわけございまして、その地域の観光の振興を図るという公益的な目的を持った団体でございます、柳川市の観光協会におきましても、先ほど課長のほうから説明いたしましたけれども、白秋祭の水上パレードとか、お堀開きとか、そのほか、雛祭りの実行委員会、それからキャンペーンレディの水の精実行委員会、それから、ほかにも九州ひなまつり広域振興協議会、こういったところにも入りながら、地域の観光振興を図るという目的で活動しておる団体ということでございますので、そういった公益的団体ということで公募によらず指定をするということでございます。（「そいけん、なぜほかの事業所には声をかけなかったかということも回答をもらわんといかんですね。ないんですか、ほかの事業所は」と呼ぶ者あり）

先ほど申しましたように、この観光協会というのが、主に柳川市の観光協会の場合はどういった財源で運営されているかといえますと、先ほど申し上げました白秋パレードが主でございます、そのほかは会員の負担金、そして市の補助金、こういったものが主たる財源となっております。

そういうことで、公益的な団体というふうなことから他の公募によらず、この指定を観光協会のほうにやってもらうと。そして、現実的に今、観光情報センターなり、柳川駅の観光案内所、これも実際運営を委託しておるといふふうな団体でございますので、そういったこ

とから、そういった指定をするということでございます。（「事業計画書はどげんなつると。事業計画書は出ていますか。指定管理者をするなら、事業計画書は出にゃいかんでしょもん」と呼ぶ者あり）

観光課長（龍 泰子君）

事業計画書は今から詰めていきます。（「事業計画も出とらんとに指定しておるわけ」と呼ぶ者あり）

建設部長（蒲池康晴君）

債務負担行為を3年間お願いしておりますけれども、この運営の計画といたしますのが、試算しておりますのが平成20年度の観光情報センター等の運営費がもとになっておるということで、これは説明したとおりでございます、主にその運営の主たる経費でございますが、これが観光案内業務の委託料4,284千円かかっております。これがほとんどの経費でございます。そのほかには観光情報センターの清掃業務委託とか、機械警備の委託とか、こういったもろもろの経費を積み上げたものが指定管理料、これの5%減ということで経費を積み上げておりますので、当然計画についてはそういった運営費の中で計画を出してもらおうということで、この分については観光協会においても臨時総会を開いていただいて、そして、この決定を見るというふうな形になりますので、その中で事業計画がきっちり出されるということになるということでございます。

22番（藤丸正勝君）

先ほど観光協会の主催はどういうふうなものがあるかといったら、今、執行部からの説明の中でいろいろ白秋祭の水上パレードとか、雛祭り、水の精のキャンペーンとか、これは主催事業じゃないんでしょう。これは共催じゃないんですか。白秋祭はそれに対しての補助金として、また別に21年度のあれは430千円の補助があると。それと、水の精にはまた800千円、これは共催ですね、800千円の予算がついていると。雛祭りなんかは1,000千円ぐらいだったかな、それぐらいの予算がついておると。そういう大きい予算がついている中で別枠で指定をされておると。

ということは、計画書は今からつくるということであるけど、20年度実績で、年間に直しますと7,300千円ですかね、3年間の債務負担行為だから。そうした場合7,300千円。今部長がおっしゃいましたけど、20年度運営費が4,280千円ということでありましたら、これはやっぱり公募にしたらこういうふうな金額、少くぐらい削減されるんじゃないかなと思うけど、こういう公募にしなかった場合は競争原理が起きないような感じなんですよ。そう思いませんか。

私はそういうことで、ちょっとその辺の、3年間で21,900千円のこれの根拠ですね、これを3年で割りますと7,300千円というのは、ほとんど職員の給料じゃないかということをおもっております。それから、21,900千円の3年間の限度額、これはやっぱり増減はするんじゃない

かるうかと思っております。

その2点、ちょっとお伺いいたしますけど。

建設部長（蒲池康晴君）

観光協会の職員の給与は別に観光協会の予算の中で支払われるわけございまして、先ほど私が言葉足らずであった案内業務委託については、そういった案内の方を臨時で雇ってあって配置をするというふうな分ございまして、職員の給与とは別でございます。

それと、先ほども申し上げましたように、観光情報センター、実際今、観光協会が入りまして、観光案内とか、そういった分も含めまして、観光拠点、それから観光資源を直接運営することで活性化を図るというふうな、そういった公益事業、公益的な団体でもございますので、この観光協会を優先して、現在既に入ってそういった業務をやっておるわけございまして、その公益的な団体にそれをお任せするというふうなことでございまして、そういった御理解をぜひお願いしたいと思います。（「7,300千円の中身について、それと限度額の増減、3年間の」と呼ぶ者あり）

4,284千円が決算でございますが、この中身は、1日当たりの賃金5,900円掛ける363日、これは12月31日、1月1日、そういったところを除いた363日観光案内業務を行うということで、363掛けるの2人、情報センターと案内所ということで2人、この積み上げが4,284千円ということでございます。

あと何だったですかね。（「限度額の上限」と呼ぶ者あり）

限度額については、7,300千円掛けるの3ということやっております。ですから、これについては、例えば、大規模な修繕が出てきたとかいうふうな分については、また別途協議をして、市のほうでその負担をするということもあろうかと思えますけれども、この7,300千円の限度において運営を一年一年やっていただくというふうなことになります。

22番（藤丸正勝君）

観光案内業務委託料が今4,284千円ということございました。そうした場合、今度が年間7,300千円、3,000千円差が開いておると。その辺の3,000千円、競争原理が起きないから私たちは提案されても、3,000千円の開きが何でこんなにあるかと。これは公募にしたらもっと安くなるんじゃないかなという考えで私はおりましたけどですね。

それで、公募によらない指定管理者の制度ですね、それは条例の5の1から6からありますけれども、その一部を当てはめてあるわけですよ。5条の1の1項だけです。あと5項の分がいろいろ考えるところがあると思うけど、なぜこの1項だけを当てはめてされたかということにも私は疑問があるわけですよ。

それから、これは契約ということでございますけれども、随意契約ということ考えていいんですか。業務委託契約として考えていいわけですか。

建設部長（蒲池康晴君）

20年度の市の観光情報センターなり、観光案内所の決算額がベースになっているというお話をしまして、そのうちの主な部分が観光案内業務の委託だということで申し上げました。

そのほかの分については、例えば、消耗品、トイレトーパーとかチラシ用紙、こういったものが78千円、それからNHKの受信料とか通話料131千円、それから清掃業務委託料、これはビル管理会社に対する委託料1,323千円、それから臨時的に、例えば、さげもんめぐりとか、多いときには臨時的にトイレの清掃とかなんとももしていただいておりますので、それが42千円とか、機械警備の委託料が227千円、浄化槽の管理委託が139千円、それから電気料、水道料が995千円、こういったもろもろの経費を積み上げた額ということで理解をしていただきたいと思います。その決算額が今申し上げました金額になるということでございます。その5%減の分を7,300千円ということではじき出しておるということでございます。(発言する者あり)

ですから、今申し上げましたような清掃業務委託料とか、そういった案内業務以外の委託料とか経費がかかっておる分が3,000千円ほどあるということで御理解をいただきたいということでございます。

それから、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例のことで言われておりますけれども、これの第5条の分でございます、市長等は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは第2条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができるということで、まず1号に公の施設の性格、規模及び機能により公募に適さないときという条項を適用して、これを柳川市の観光協会のほうに指定させていただくというふうなことでございますので。(「今のところを説明してくれと私は最初言っておりましたけど」「終わってから」「いや、終わってからじゃなかと。そういうことで、これは不透明じゃなかですか。こういうふうなやり方だったら透明性がないもん」と呼ぶ者あり)

議長(龍 益男君)

ほかにございませんか。

20番(吉田勝也君)

20番吉田でございます。議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について質問させていただきます。

11月10日に開催されました柳川市指定管理者選定委員会の審査を経て選定しましたというふうになっております。この審査の内容につきまして、詳しくお聞きしたいと思います。

それと、このときに市民温水プールは3年、指定管理者で経過しておるわけですけど、決算内容等につきまして、議員の方々に資料をお出しになったかどうか、その点をお伺いします。

生涯学習課長(田中利光君)

生涯学習課長です。選定委員会の審査内容についてお尋ねがっております。

市民温水プールの指定管理者選定委員会での審査内容のお尋ねについてお答えする前に、指定管理者選定委員会の構成について説明させていただきます。

指定管理者選定委員会につきましては、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例、規則に基づき設置されております。

委員については、5人の委員で構成され、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士などの職業の方々です。審査に当たっては、公平な審査をお願いいたしております。

選定委員会につきましては、11月10日に開催しております。

審査内容については、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例、規則並びに市民温水プール指定管理者募集要項に基づきまして、申請者から提出されました指定管理期間内における事業計画書や団体の定款、団体の事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書などを申請者から直接説明を受けて評価する方法により、審査評価が行われました。

審査基準につきましては、第1に市民の利用に関し公平性が確保されていること、第2に施設の効用を最大限に発揮していること、第3に管理運営にかかわる経費の削減が図られていること、第4に管理運営を安定して行う物的能力、人的能力があることなどが審査基準となっております。

また、具体的には、この審査基準に基づき15項目の審査項目を設け、各項目1点または2点の配点で構成する採点票に基づき、2社の比較対照、いわゆる相対評価により項目ごとに評価を行い、合計点数の多いほうを第1位、少ないほうを第2位として評価いただきました。

また、今回応募した2社は、温水プール指定管理者として適当であるという評価もあわせていただいております。この結果、今議会に御提案申し上げます株式会社サンハウスが柳川市民温水プール指定管理者の第1候補として選定されたものであります。

なお、選定委員会からは平成21年11月11日付の文書でこの選定結果の通知をいただいたところであります。

2点目の決算内容につきましても、提出書類の中に先ほど申しましたように事業計画書、それから収支決算書、あわせて提出をいただいております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

温水プールにつきましては、旧柳川では要らないというような話だったんですが、急遽県から無償で譲り受けまして、160,000千円の修理をやりまして、経費としては3年間で80,000千円、それから売上金30,000千円、約110,000千円ぐらいかかっておるわけですね。そして、決算内容を見ますと、赤字、そしてまた、契約金額も1,000千円ほど下がっていると。どう見ても、こんな立派な審査委員の方がいらっしゃるって、決算内容を見ていると、どうもおかしいなとしか思えないわけですね。

民俗資料館等の指定管理者は公的な団体ですので、民間の方が理事で、そしてまた、監査でしっかりと内容を監査してありますね。だから、その年度の末には繰越金という形で残ってくるわけです。毎年、年当初に指定管理料をやり直していますよね。これは民間に丸投げなんですよね。私は、指定管理者がこういう民間にやるというのは、基本的には私は余り好きじゃございませんが、今度3年間、どういう契約をされようとしているのか、その内容についてお知らせください。

生涯学習課長（田中利光君）

今回の指定管理者の選定委員会につきましては、先ほども申しましたように、指定管理者候補者として申請をされた方の事業計画書、それから、先ほども申しました審査基準項目について、その説明を受けて、どちらの候補者が適当かどうかということで点数をつけて行っていただいております。

その中にはたくさんの項目がございます、管理運営に当たる経営方針とか、年間の実施事業、それから、先ほど言いました利用者の平等の各項目にわたって説明と申しますか、そういうのがっております。

それと、あと今後の収支予算書等につきまして、具体的に提案があつておるわけでございます。それに基づきまして、議会のほうで議決をいただきましたら、協定書に基づいて契約を行うというふうなことで考えておるところでございます。

20番（吉田勝也君）

この契約につきましては、単年度契約の3年継続ということだろうと思うわけですね。それで、これに関しましては、決算の監査等に関しては市のほうがきちっと監査しておりますか。

それともう1つ、これは当然消費税がかかると思うんですが、その点についてはどうですか。

生涯学習課長（田中利光君）

監査につきましては、平成21年度については行って、私どもの業務として行ってはおりません。それと、消費税につきましては、指定管理料につきましては、その金額で指定管理料を支払うということになっております。税込みの委託料として、1年度に26,900千円を支払うということになっております。（発言する者あり）

議長（龍 益男君）

監査はどなたですかと。（発言する者あり）

生涯学習課長（田中利光君）

先ほどお答えいたしましたように、平成20年度につきましては、私どものほうでは監査を行っておりません。今後につきましては、御指摘いただいた点も踏まえて、監査と申しますか、書類審査、そういう事業が終わりましたときに、収支決算書を30日以内に提出するとい

うふうなことになっておりますので、それが終わりました段階で、監査について聞き取りなり、帳簿等の確認等を行ってまいりたいというふうに思います。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第81号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について、

議案第82号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合理約の変更について

議案第83号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合理約の変更について

及び議案第84号 花宗太田土木組合理約の変更について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎です。議案第82号でございます。

福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び連合理約の変更についてでありますけれども、この広域連合が発足した当時は72市町村があったわけでございます。今回、黒木町、立花町、矢部村、星野村が八女市に編入されまして、広域連合を脱退するというところでございますけれども、このようにどんどん組織されている市町村が減ってきた場合、今後の保険料はどのようになるのかということが心配でございますけれども、こちら辺についての御説明とスケールメリットですね、最初は大きければ大きいほど保険料は安いということでございました。確かに最初は福岡県内でも安いほうでございましたけれども、

今はもう高いほうの保険料になっていると思いますけれども、そこら辺の御説明をお願いします。

保健福祉部長（武藤義治君）

保健福祉部長でございます。梅崎議員の、今回4団体、広域連合を脱退することによって、今後の保険料、こういったものとスケールメリットについてはどう考えているかということについての御質問でございます。

それにつきましては、福岡県介護保険広域連合の第4期、これは平成21年度から平成23年度までの保険料でございますけれども、これにつきましては、平成18、19年度の高齢者1人当たりの給付費を偏差値に換算して決定がなされておりますので、その際に既に黒木町、立花町、矢部村、星野村、それと糸島郡の志摩町、二丈町が平成21年度中に脱退することが予定をされておりましたことから、そういった町村を省いたところで計算されております。

それで、23年度までの現在の保険料については、影響はないと考えております。

また、それ以降の第5期、平成24年度以降の保険料につきましては、広域連合、また構成市町村の今後の努力によって抑えていくことは可能だと考えておりますので、一概に高くなります、低くなりますということとは言えないのではないかと考えております。

次に、スケールメリットについての考え方でございますけれども、確かに議員おっしゃいますように、構成団体市町村の数は発足当時、72市町村ございました。これが来年2月には33市町村になるということでございます。発足当時言われておりましたスケールメリットは確かに薄れてきているとは思いますが、広域連合に加入していることのメリットにつきましては、まず事務の効率化、公正な認定等が考えられ、そのメリットが完全になくなったわけではないと考えておりますので、そのメリットを最大限に生かしていくための努力をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

私は発足当時から、この広域連合の加入については反対の立場をとってきたわけでございます。今回、このように市町村が脱退するということは、いわゆるメリットが少ないから私は脱退をされているんじゃないかなと思うわけです。ここら辺を考えまして、前も一般質問でもお尋ねしたんですけれども、広域連合から脱退する考えはあるのかどうか、このことにつきまして、広域連合の議員であります市長のお考えをお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

それでは、梅崎議員の質問にお答えいたします。

本市の議員は、たしか島添達也議員という形になっております。私のほうは理事者側ということになると思いますので。

9月議会でも一般質問でお答えをいたしました。私自身も脱退できれば脱退したいとい

う気持ちはあります。そういう意味で、広域連合に全体の議会の議決を要するという大きなハードルがありますので、なかなかできないわけでございます。そういうことで、今回、来年の4月から広域連合の八女郡の脱退に伴いまして、支部の再編という形で柳川、大木、広川支部という形で事務所を柳川市の三橋庁舎内に構えるということでございます。それについても、前回の全員協議会の中でもお話をいたしました、支部長については柳川市でさせてほしいと。事務長も柳川市でさせてもらいたいということを広域連合に申し入れまして、というのが、広域連合の中にいろんな運営協議会がございますので、その中で意見が反映できるような立場でぜひお願いしたいということをお願いしました。

そういう面で、気持ちは脱退できれば脱退したいということでございます。

先般、前回は否決をしたという話もありましたけれども、確かに2月1日に八女市が誕生いたします。1月31日でその構成団体は消えることとなります。ただ、規約上は残っても、実質的には入らないというふうになりますので、そういうことでぜひ今回の議案についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあわせて、今、私たちの市の保険料というのは、CからBに行っています。その分も努めている事業をやりながら、Cランクに行くことになれば、また金額が安くなって広域連合のメリット、先ほど部長が申し上げましたそういうふうなメリットも出てくるかなというふうに考えているところです。気持ち的には脱退したい、そういう気持ちでございます。

以上です。

議長（龍 益男君）

ほかにございせんか。

25番（三小田一美君）

今、介護保険の件で質問しますが、梅崎議員に関連するかもわかりませんが、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第82号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方交付金団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。

来年は2月に八女郡と八女市が合併することに伴いまして、参加する市町村の数が減少することで条例の改正が必要になることを存じますが、市町村の数の変更の中身についてちょっと質問をさせていただきますが、広域連合に加入している市町村は今日現在幾つあるのでしょうか。また、市町村それぞれについて内訳をお願いしたいと思います。また、八女郡市が合併する2月以降はそれぞれ幾つになるのか、お願いをしたいと思います。

次に、この広域連合から脱退するには、加入している全団体の議決を必要とするために、広域連合が解散しない限り無理かと思ひますが、平成の合併の中で合併をした市町村で広域連合に残ったのは柳川市だけではないかと存じますが、柳川市以外に残留した市があれば教

えていただきたいと思います。

3つ目は、近隣市町との比較であります。

隣のみやま市や大川市は広域連合に参加せず、単独運営が行われています。そこでお尋ねをしますが、1人当たりの掛金、また保険料はどうなっているのか、一人一人の所得や家族の状況などにより異なることと思いますが、単純に徴収をされるべき保険料の総額を保険者で割った単純な平均額でお願いしますが、よろしくお尋ねをしたいと思います。

中には未納額もあるかと存じますが、未納額も含めた調定額でお願いをいたします。

私自身としては、広域連合が大きいので、単独で運営をしている近隣市よりはかなり安くなっているのではないかなと思っています。また、市が医療機関などに支払っている額も、1人当たりの平均額で近隣市の比較をお願いします。

最後に、この介護保険業務にかかわっている市の職員、また広域連合に派遣している職員と支部に採用している職員、すべてを合わせたところの職員の数及び人件費、人口当たりの比較をお願いしたいと思います。

これで1回目の質疑を終了しますが、なお、答弁内容次第では2回目をお願いしたいと思います。

以上でございます。

福祉課長（木下正巳君）

福祉課です。先ほどの三小田議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、現在、広域連合に加入している市町村数でございますけれども、39市町村、内訳を言いますと、4市31町4村から構成をされております。来年、糸島郡の二丈町、志摩町、八女郡の立花町、上陽町、矢部村、星野村が脱退をするということで、その後は33市町村ということになってまいります。

それから次に、合併して広域連合へ残留した市町村があるかどうかということで御質問でございますけれども、8市町村ございまして、宮若市、それから、うきは市、筑前町、福智町、上毛町、築上町、東峰村、それと柳川市ということで、8市町村が合併後も広域連合に残っているという状況でございます。

それから次に、近隣市町の保険料でございますけれども、平成21年現在の保険料ということで、大川市が4,091円、これは月額でございます。月額4,091円、それから、みやま市で4,625円、柳川市では4,700円ということになっております。

それから、未納額について御質問でございますけれども、平成20年の決算で柳川市は約28,000千円ほどの未納額がございます。近隣でいきますと、大川市が7,100千円程度、それから、みやま市で4,700千円程度が未納ということで残っているみたいです。

それから、医療機関などに支払っている額ということでのお尋ねでございますけれども、医療費につきましては、国保全体で支払いを行っておりまして、介護だけに特定した支払い

は行っておりませんので、国保全体ということでお答えをさせていただきますと、平成20年度が1人当たり342,106円となっております。近隣については、申しわけございません。ちょっと資料が間に合いませんでしたので。

それから、職員数でございますけれども、介護保険業務にかかわっています市職員につきましては、当然別な業務を持つての話でございますけれども、担当職員は2名おります。

それから、広域連合に派遣している職員といたしましては、本部に2名、それから支所に7名、それから、支所に併設しております包括支援センターに2名派遣をいたしております。

人件費につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。（「職員の数は今回提案をしてあるから、そこに提案されてからの数はまだ聞いておりませんが、わかりますか」と呼ぶ者あり）広域連合全体の職員の数ということですか。（「いや、あのですね、柳川市とみやま市と大川市をお尋ねしたいと思います。わからないなら、また次よかです」と呼ぶ者あり）申しわけございません。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

2回目になります。今までの状況からすれば、合併が進んでいない糟屋郡などで今後合併が進めば、ますます参加する市町村の数、特に市の数は減少すると思いますが、これに対して執行部としてはどのようなお考えをしておられるのか、お聞かせをいただきたいと申します。

また、当然安いと思っていました保険料など広域連合に参加しているメリットは何なのか、また、市長のお考えをお願ひしたいと思います。ほかの市町村よりも大きいのですから、当然大型化によるメリットがあつてしかるべきだと考えますが、これについて、組合議会などでどのような意見を述べられてきたのか、よかでしょうか、市長、またお願ひしたいと思います。

また、広域連合としてさらなる削減の努力、議員の定数削減はもとより、職員の定数の見直しなど市民に対して胸を張つて答弁ができるような努力をお願ひ申し上げたいと申します。

以上、よろしく答弁をお願ひしたいと思います。

市長（金子健次君）

胸を張つてということでございますけれども、先ほど質問の中に出ましたように、広域連合についてはチャンスがあれば抜きたいと、脱退したいという気持ちがございます。

今回、来年の2月1日から30構成団体というような形で、脱退においては議決を要するというところでございます。スケールメリットにつきましても、数が少なくなればなるほどスケールメリットがなくなってくるというのは、もう議員承知かと思ひますので、私もそのように思っているところでございます。

今後、先ほど御指摘がありました職員数の問題、人件費の問題と再編の問題、これらにつ

きましては、本市の議員であります島添達也議員とあわせて、私も理事者側として意見を発していきたいと思います。いつかの時点で解散の問題も含めて出てくるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。市民も非常に関心を持ってありますので、よろしく願いしたいと思います。

市長よりの御答弁をいただきましたが、柳川市長のみがどう頑張っても簡単に解決する問題ではないことは承知をしております。しかし、国においても、事業の見直しが市の政権のもと進められています広域連合の山本会長も高齢とはいえ、全国の町村会のリーダーとしてまだまだ元気に活躍しておられます。連合の運営についても、単独運営よりも広域連合での運営が市民のために絶対いいと市長が胸を張って言える運営を目指していただくようお願いを申し上げまして、私の質問は終わります。

答弁要りません。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第81号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第82号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合組合同約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第83号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第84号 花宗太田土木組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時41分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成21年12月7日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市		長	金	子	健	次
副	市	長	刈	茅	初	支
教	育	長	北	川		滿
総	務	部	大	坪	正	明
会	計	管	山	田	政	徳
市	民	部	田	島	稔	大
保	健	福	武	藤	義	治
建	設	部	蒲	池	康	晴
産	業	経	藤	木		均
教	育	部	高	田		厚
大	和	庁	横	山	英	眞
三	橋	庁	藤	木		明
消		防	古	賀	輝	昭
人	事	秘	樽	見	孝	則
総	務	課	石	橋	正	次
企	画	課	高	田	淳	治
財	政	課	石	橋	眞	剛
税	務	課	山	田	敏	昭
健	康	づ	川	口	敬	司
福	祉	課	木	下	正	巳
学	校	教	高	崎	祐	二
建	設	課	中	村	敬	二
農	政	課	成	清	博	茂
水	路	課	安	藤	和	彦
生	涯	学	田	中	利	光
子	育	て	大	石	涼	子
水	産	振	松	尾	昭	義
水	道	課	山	下	智	文
商	工	振	江	崎	尚	美
消	防	本	高	口	哲	也
観	光	課	龍		泰	子
廃	棄	物	山	田	和	也
		対				
		策				
		課				
		長				
		補				
		佐				

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 北 原 博
 議会事務局次長兼議事係長 高 巢 雄 三
 議会事務局庶務係長 高 口 佳 人

5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
 日程(2) 議案第85号 工事請負契約の締結について
 日程(3) 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	11 番 矢ヶ部 広 巳	1. 福祉巡回バスの乗り降り自由を 2. 小・中学生に対する新型ワクチンの接種 3. 漁業団地 4. 旧ピアスのアスベスト等除去費負担	市 長 市長・教育長 市 長 "
2	24 番 佐々木 創 主	1. 国の事業仕分けと柳川市財政 2. 学校教育（新学習指導要領による具体的取り組みについて） 3. 歴史建築物の保存・活用 4. 掘割の水の確保と管理体制	市 長 教育長 市 長 "
3	12 番 荒 木 憲	1. 少子化対策について (1) 子育て支援対策は (2) 不妊治療支援対策は 2. 漁業団地について (1) 大和漁業団地の進捗状況は (2) その他の協業化に対する支援対策は 3. 水道料金の一定化について (1) 普及率 (2) 格差軒数 (3) 条例改正は 4. 中小企業預託金貸付制度について (1) 支援制度は (2) 今後の対策 (3) 支援制度名は	市 長 " " "

4	25 番 三小田 一 美	1 . 消防団について (1) 再配置について 2 . 委託事業について (1) 種類と契約について 3 . 観光について (1) 柳川城の再建と観光について	消防長 市 長 "
5	5 番 梅 崎 昭 彦	1 . 市政一般 (1) 昭代地区の生活道路の整備について	市 長

午前10時1分 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1 . 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。執行部より議案1件の追加提出がありましたので、その取り扱いと、本日の日程について御報告いたします。

日程2が、議案第85号の上程であります。本案は提案理由の説明後、質疑、通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程3が、一般質問についてであります。一般質問については、日程表の記載順に行うことといたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げます。

終わります。

議長（龍 益男君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 議案第85号

議長（龍 益男君）

日程2 議案第85号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程2 議案第85号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、市内三橋町中山にあります柳川市営住宅中山団地並びに中山2団地の老朽化に伴い、現在進めている中山地区のまちづくり交付金事業に関連して、地域住宅交付金事業により、その建てかえを実施しようとするものであります。

本案は、柳川市営中山団地（仮称）建設工事のうち、建築工事にかかわるものでありまして、去る11月26日、4社による一般競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み610,890千円で、宝栄・松田・中川特定建設工事共同企業体、代表構成員、柳川市上宮永町413番地、株式会社宝栄工業 代表取締役 古賀勝広が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要といたしましては、鉄筋コンクリートづくり5階建ての建物1棟を建設するので、間取りは3DK45戸、2DK5戸の計50戸を供給することにしておりまして、完成は平成23年2月の予定であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑、通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程3 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭にされるようお願いしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。11番矢ヶ部広巳でございます。龍益男議長のお許しを受けました。平成21年納めの議会であります。一般質問をさせていただきます。

議場内で傍聴の皆さん、モニターテレビやインターネットでごらんの皆さん、心から厚くお礼を申し上げます。

「ケンジでチェンジ」、昨年12月14日を思い浮かべております。三橋公民館大ホールでの「三橋町金子けんじを励ます会」立ち見席が出る大盛況の中、開催されました。あれからやがて丸1年になろうとしております。

ことしの4月には、金子健次柳川市長が誕生いたしました。早いもので7カ月が過ぎました。市長は選挙のマニフェストで、「誠実で責任ある政治」「うそ、偽りがなく、言葉に責任を持って誠実に実行します」と訴えられました。去る11月30日の議会開会日に、市長から市長の行政報告がつぶさに報告されました。改めて市長の激務さに驚いているところであります。土曜も日曜も祭日もなく、昼も夜もなく、分刻みで公務をこなされている姿に心から敬意を表するものであります。暮れから新年に向け、アルコールの入る機会も多いことでしょう。せめて、せめて正月3が日は、奥様とゆっくり温泉に入り、心と体をしっかり休めて

いただきたいと心から願うものであります。

私自身、3月1日に不覚にも病に倒れ、健康の大切さと妻のありがたさを身をもって体験させられました。そこで市長どうでしょう、「奥さんを日本一大切に作る柳川市」と宣言したら。検討の価値はあると思います。金子市長は7万3,000人の代表であります。さらにさらに精進をしていただきたいとこいねがうものであります。

さて私は、1．福祉巡回バスの乗り降り自由を、2．小・中学生に対する新型ワクチンの接種、3．漁業団地、4．旧ピアスのアスベスト等除去費負担の4項目にわたって通告いたしております。

この後は自席にて一問一答で質問しますから、議長の御配慮をよろしくお願いいたします。

11番（矢ヶ部広巳君）続

まず質問をいたします。福祉巡回バスの乗り降り自由をであります。

まず、金子市長にお礼を申し上げます。市長の英断によりまして、長い間の念願でありました福祉巡回バスの路線延長とバス停の新設を実現させてもらいました。広報「やながわ」10月1日号に記載のとおり、10月1日から蒲池ルート、昭代ルート、両開ルートのすべてにおいて路線が延長されました。旧柳川郵便局前の京町商店街と旧寿屋の柳川ショッピングモールとあめんぼセンター前の3カ所、それとさらには両開ルートでは永江医院が、昭代ルートではマミーズがバス停を新設していただきました。利用者のせつない声が届いたと皆さん大変喜ばれております。本当にありがとうございました。

そこで質問ですが、蒲池、昭代、両開別の1日の平均利用者数を教えてください。

企画課長（高田淳治君）

福祉巡回バスの3ルート別の1日の平均利用者数ということで御質問でございますが、企画課に届けられました数字でございますが、蒲池ルートが13人、昭代ルートが31.7人、両開ルートが32.3人でございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

そこで、利用者のほとんどは高齢者と思われそうですが、年齢層はどうなっていますか。

また、巡回バスの運転手さんは毎日同じ人が運転をされるのか、それとも日が変わりて毎日かわられるのか、どうでしょうか。

企画課長（高田淳治君）

お答えいたします。

利用者の皆様のまず年齢層でございますけれども、詳しく調査したことがございませんので、具体的には不明でございますが、委託しております社会福祉協議会に問い合わせをしましたところ、大多数の方が高齢者の方々ということでございます。高齢者以外の利用にいた

しましては、障害者の方がたまに利用されているようでございます。それ以外はほとんどないということでございます。

次に、運転手さんの件でございますけれども、運転のためには、2種免許の取得者、そしてまた国土交通省の指定講習、指定教習の受講者であることが必要でございます。現在、3ルートございますけれども、5人でローテーションを組んで運転されてあるそうでございまして、したがって、例えば、両開ルートは月曜日から土曜日の運行でございますけれども、ずっと同じ運転手さんということではございません。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。今までに利用者の要望等をアンケートでとられたということはないでしょうか。もしとってあったら、その要望等の中身はどうやったのか、お知らせをお願いいたします。

企画課長（高田淳治君）

現在、公共交通を研究していこうということで、柳川市地域公共交通体系整備計画を策定中でございますけれども、参考資料とするために、市内2,851世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。11月2日現在でございますが、回収率は35.7%でございます。その中で、旧柳川地区の運行ルート沿線以外も含めまして、1,150世帯に対して、福祉巡回バスの運行に関して質問をいたしております。

まだ集計の途中でございますけれども、「福祉巡回バスを利用しますか」という問いに対して、約90%の方が「利用していない」という回答をしてあります。その理由といたしましては、「ほかの交通手段が便利だ」、また「バス停が遠い」、「希望の運行ルートがない」と、そういったものが上位を占めております。

また、使用してある方からですが、「運行本数の増加」、「運行時間の改善」、「運行ルートの見直し」、「停留所の整備」といった改善要望が多く寄せられているところです。

一方で、料金、時間の正確さについては、「満足」との回答も得られているところでございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

先ほど演壇でも言いましたように、早速、路線を延長してもらいました。さらには、バス停の新設もしてもらいました。なのに何かバナナのたたき売りのようであります。もう一声どうだろうかというのは少し気も引けますが、これは利用者のせつない声でありますから、どうか聞いてもらいたいと思います。何度も繰り返しになりますが、あるいは今報告があったとおり、利用者というのはほとんど体が不自由といいますが、それに高齢者でもあります。利用者は病院や買い物のために利用をされております。健常者だったら、それは100メートル

歩くとは1分か2分あれば大丈夫ですよ。でもやっぱり高齢者で、しかも体が不自由ということであれば、それは100メートル歩くとも大変です。しかも、こういう巡回バスを利用される方は、家族の中に運転する人もおらん。もうこの福祉巡回バスにすぎないわけですから、本当に切ない気持ちであります。どうかそういうことでタイトルにしておりますように、乗りおりの自由ができないものか、どうでしょうか、お答えください。

企画課長（高田淳治君）

お答えいたします。

現在はバス停でしか乗り降りができないということとなっております。法律上でございますが、乗り降りの制約はございません。近隣の一例を申し上げますと、佐賀県の吉野ヶ里町では、乗り降り自由の区間を設けてはございますが、交通安全対策面でございますが、全区間ではなく、道路幅員が広く、見通しがよく、しかも交通量が少ないところに限定をされております。これは乗降客の皆さんに対する安全確保を最優先した住民理解と一定のルールに基づいた実施方法だと思われまます。

本市の場合でございますが、幅員の狭い道路や交通量の多い市街地を通ることが多く、乗降される皆さんの安全性確保を第一に考え、設定されたバス停のみによる乗降といたしてるところでございます。

本市といたしましても、議員御指摘のように、高齢者の皆さんを初め、交通弱者の方々に対しましての配慮は重要であるという認識は強く持っております。この乗りおり自由の問題につきましては、市町村運営有償運送、そういった変更扱いとなりますので、道路運送法に基づく運輸局、警察署、バス会社、行政区長など10名で構成されております柳川市地域公共交通会議におきまして御審議いただくこととなります。

その中で、道路の形状でありますとか、事故誘発はしないのか、渋滞はしないのかなどを含めまして、安全性と一般車に及ぼす影響を総合的に協議検討していただくこととなります。しかしながら、本市の現行ルートにおける道路事情のもとでは、なかなか厳しいものがございます。こうした状況にかんがみまして、バスの運転手さんが、利用者の皆さんを責任を持って目的地に御案内し、そしてまた、乗車される皆さんの安全性も責任を持って確保する、そういった観点から、バス停の乗りおりとしましての対応と考えているところでございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それはわかりますけれども、言わずもがなやろ。だれでも安全対策が一番ということは当たり前のことじゃないですか。そして、よそがどうだこうだより柳川の問題を考えてもらわにゃいかん。そうでしょう。法律上の問題は制限はありませんと、冒頭うたわれましたが、法律上の問題もない、弱者を救済するのが福祉巡回バスの本来の目的であり、趣旨であるですよ。そういう意見があるし、当然ですよ。だから、一步でも二歩でも踏み込むことが、こ

れが行政ですよ。

そこで、ここからここは安全的に大丈夫だから、それならここを試験的に1カ月なら1カ月区切ってやってみろうかという踏み込んだ気持ちはあるのかなのか、教えてください。

企画課長（高田淳治君）

議員御指摘のように、私どももそういった気持ちはございます。先ほども御答弁を申し上げましたように、交通安全対策、それから利用者の皆様の安全性の確保、そういったものを最優先といたしておりますことをどうか御理解をいただきたいというふうに思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

そんなら、こういう答弁が欲しい。交通安全のことを考えるならば、運転手だけでなく、だれか車掌さんなんか1人つけるとか、そういう方向でやりますと言うならば、一步でも前に出るわけですけれども、今のままでやると言うたら前に行きませんよ。

それなら乗り降り自由がだめとするならば、当然私はその運転手以外にもう1人つけてほしい。安全面が大切だ、当然ですよ。そうした上で、そんなら乗るとか自由がだめなら降りだけでも自由なところができんかと申したいですが、どうでしょうか。

企画課長（高田淳治君）

議員御指摘のように、柔軟性が欲しいということでございますけれども、せめて降車だけでもという御質問でございますが、この場合につきましても、やはり予期せぬ急停車、そういったものが考えられるわけございまして、先ほどの御回答と同じになりますけれども、やはり運転手の方が責任を持って利用者の皆様を目的地に御案内する。そしてまた、利用者の皆さんの安全性を責任を持って確保すると、そういった観点から、現行のルール体制でというふうに思っているところでございます。どうか御理解をいただきたいと申します。

11番（矢ヶ部広巳君）

一番口報告があったとおり、1日平均蒲池ルートで13人、昭代ルートで31.7人、両開ルートで32.3人。あなたたちが年寄りになつたらんけん、わからんとたい、気持ちか。本当にこの人たち、利用している人は、もう深刻ですよ。ほんならおまえ、ハイヤーに乗って行くとかよかやっかという声もあると思う。それは鳩山総理ならよかたい、あんなお金持ちのお母さんを持っておるから。1カ月15,000千円来るけんよかばってんがら、面々はそういうわけいかん、ハイヤー代も高いから。だから、何とか、どうか少しでも一步でも希望がかなうように、やっぱりしかるべくとてっきり私は検討をしてもらいたいと思います。特に声が上がっているのは、沖端地区では田中ちくわ屋付近にどうだろうか。柳川市の中心部では、本町の裁判所付近とか辻町交差点付近はどうやろうかという声が上がっております。本当にそれはもうせつない気持ちですよ。80歳とか90歳に近い人が買い物に行く、病院に行く、そういうときに100円バスで乗れる、それはうれしい。しかし、その近いところがない、100メートルも150メートルも200メートルも歩いていかやんと大変と。そういう本当に切ない声で

すから、どうかひとつ一歩でも進めてもらいたい。

最後に市長にお願いしますが、市長は選挙のマニフェストで、子育て・福祉のまちづくりの中で、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めますと約束されておりますが、御見解をよかったらお願いいたします。

市長（金子健次君）

答弁の前に、矢ヶ部議員のほうから、私自身のことについて、いろいろ御配慮いただき、健康に留意して、この7カ月間、市長としての執務をやってきたわけですが、今後とも健康には留意して頑張っていきたいと思っております。

また、市政といたしましても、誠実で責任ある政治、まただれにでも公平な政治、また柳川のよさを生かした政治、3点を主に、いろんな形で項目を設けておりますけれども、そういうスタンスで今後とも臨んでいきたいというふうに思っておることを冒頭申し上げておきたいと思っております。

さて、巡回バスの乗り降りを自由にということで、せめて下車でもできないかということで、先ほど課長が答弁いたしましたように、蒲池では13人、また両開、昭代コースでは1日当たり30人ということで、実態としては確かにバスに乗っている方は大変少ないことは理解を私自身もしておりますし、当時、市役所時代、福祉事務所の所長をしておりましたので、それについて、いろんな御意見等も聞かせていただいております。

今、社会実験として、船のほうの川下りのほうに、堀の駅という形で自由に乗りおりができるということも一定直行便じゃなくて、そういうことも社会実験が行われているところでございます。いろんな委員会、協議会もございますので、いろんな意見、市民の意見等々については、十分今後検討してまいりたいと思っております。ただ、いろんな安全性の問題、お年寄りの方、また体が不自由な方でございますので、利便性も考慮したことで、今後、十分検討に値するというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

よろしくお願いたします。

それでは、次に行きます。私は小・中学生に限っての新型ワクチンの接種について質問をいたします。

厚生労働省が接種を1回にするか2回にするかと二転三転の結果、小・中学生は2回接種と決まったと思いますが、これは間違いありませんか。

健康づくり課長（川口敬司君）

今、議員御指摘のように、変更がありますので、若干予防接種の対象者ごとの接種回数について、お話をしたいと思います。

御指摘のように、国は当初、すべての人に2回接種という方針で進んでおりましたけれども、国の臨床試験のデータに基づきまして、11月11日に国が接種回数の見直しを行っております。それによりますと、1歳から13歳未満についてが2回、それから中学生、高校生に該当する年齢の方、その方については当面2回接種ということで方針が出されております。それ以外の方につきましては1回接種ということになっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

2回接種ということですが、そうなれば、1回目と2回目を打つわけですが、1回打って、その合い中を何日くらいあけるのか、それを教えてください。

健康づくり課長（川口敬司君）

2回接種の間隔についてでありますけれども、国のほうとしましては、今までのワクチンの接種に関しては、1週間から4週間の間をあけるということを示しておりました。ただ、一般的には3週間くらいをあけて接種が行われているようです。最終的な判断というのは、お医者さんのほうで、それぞれ接種をされる患者さんに応じて決めているというふうに聞いております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。

今度は接種の開始、いつから接種するかということについて伺いたいと思いますが、これについては、一応詳しく丁寧に黄色の用紙で、先ほどの質疑のときに、だれかのときに説明がありましたが、これを各戸に配ってありますね。区長さんを通じて配布をしてもらっておりますが、なかなかやっぱり正直、読まんもんですよ。それで私は復習の意味で言いよるわけでございますが、特にやっぱり小・中学生、子供や孫は特にかわいいものだから、大体おれげんところはいつから注射すっじゃかのうと非常に心配してありますから、あえて聞いておるわけでございますが、小学校1年、2年、3年は11月の後半から接種する、小学校4年、5年、6年は12月の下旬から接種する、中学生は来年1月の初めから接種するということは間違いはないでしょうか。

健康づくり課長（川口敬司君）

今御指摘のありました子供たちに対する接種でありますけれども、11月26日に県が示しました新しいスケジュールによりますと、12月3日から1歳から小学校の3年生まで、それから12月16日から1歳未満の児童の保護者を、ちょっとこれは別ですけれども、小学校の4年生から6年生を開始するということで通知をもらっております。それから中学生以降については、来年の1月くらいになるんじゃないかというふうに聞いております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

繰り返しますと、小学校1年、2年、3年は12月3日から、それから4年、5年、6年は12月16日からで、中学生はまだわからん。わからんというのは、なしわからんとやるか。ワクチンが来ないからわからんということですか。

健康づくり課長（川口敬司君）

接種の時期については、県のほうがワクチンの供給、いつごろ入るかというのを確認した上でスケジュールを決めているということを聞いております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

今で基本はわかりました。それはあくまでも健康な人ですよ。基礎疾患のある方は繰り上げてするという事になっておりますが、国の指導ではね。柳川はどうしていますか。

健康づくり課長（川口敬司君）

基礎疾患のある方については、まず最優先、重い基礎疾患のある方については、11月16日から開始をされております。それから、先ほど言いました12月3日からの開始について、そのほかの基礎疾患のある方の接種を開始するという事聞いております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

小・中学生に限って私は質問しておりますから、それでいいですか。

健康づくり課長（川口敬司君）

済みません、言葉足らずで。1歳から小学校の3年生までの基礎疾患のある方については、11月2日から開始をされております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、小学校1、2、3年は12月3日から、小学校4年、5年、6年は12月16日から、中学生はわからんということですが、基礎疾患のある人は、大体基本は1年、2年、3年は11月後半からでしょう。4年、5年、6年は12月下旬から、中学生は来年1月から。ばってん、基礎疾患のある人は、小学1、2、3と同じように、早目に打つというのが国の指導ですが、ここもそのようにするという事で解釈していいでしょうか。

健康づくり課長（川口敬司君）

基礎疾患について、ちょっともう一回、言葉足らずだった面もあるかと思しますので、繰り返しますけれども、1歳から小学校3年生までの基礎疾患のある方が11月2日から開始しております。それから、これは一般の方も含めてですけれども、最優先の基礎疾患のある方が11月16日からですね。それから、そのほかの基礎疾患のある方が12月3日からと、これは基礎疾患じゃなくて、健康な子供たちですけれども、1歳から小学校3年生まで、それが12

月3日からです。それから、小学校の4年生から6年生の、これは健康な子供たちですけれども、12月16日からの開始というふうに聞いております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、時間が余りないですから、基礎疾患なんかを聞きたいんですけども、そしたら、基礎疾患であるの証明は自己申告なのか、それとも医者が必要なのか。あわせて基礎疾患とは、大体どうなっているのか。よかったら短時間にどうでしょうかね、報告をお願いします。

健康づくり課長（川口敬司君）

基礎疾患については、まず証明というのはお医者さんの証明が必要になります。基礎疾患も先ほど言いました最優先の基礎疾患と、そうでない基礎疾患というふうに分けておりますので、それは国のほうが疾病をきちんと決めておりますので、それに基づいて接種をするということになっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは次に、小・中学生の接種する場所は、各学校別に丁寧にしてもらうのか、それとも数カ所に集めてされるのか、教えてください。

健康づくり課長（川口敬司君）

接種場所については、接種場所につきましては、原則、国と委託契約した医療機関というふうになっております。柳川市については、先ほど議員言われました、この黄色いチラシの後ろに医療機関名を記載しております。

ほかの予防接種のときに、学校とかで集団で接種とかする場合がありますけれども、今回については、学校など、そういったところの集団接種というのは考えておりません。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

ワクチンは1ミリリットル容器と10ミリリットル容器の2種類ありますが、御存じかと思えますけれども、この容器を一たんあけてしまって、残ったものは24時間過ぎたら捨てやんわけです。お医者さんがその分を負担せやんわけですよ。だから、1回では小学生には0.3ミリリットル使うわけです。成人は0.5ミリ使うわけですが、中学生はどうなっておりますか。

健康づくり課長（川口敬司君）

今、御指摘のように、大人が0.5ということですが、これは13歳以上の人は0.5ミリリットルということに決まっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、中学生は0.3ミリリットル打つということですかね。（「0.5ミリリットル」と呼ぶ者あり）0.5ですね、わかりました。

私がなぜこういうことを質問をしつくするかといいますと、三橋町で実際にあったんですよ。打つ量を余計打って、そして久留米医大に連れて行って、そういうこともありました。おかげさまで大事に至らなかったからよかったわけですが、そういうことで、医師会ともしっかり事前の打ち合わせをやってもらって実施をしてもらいたいと思うわけですが、これについての見解をお願いいたします。あるいは医師会とどういうふうな話があるか。よろしくをお願いします。

健康づくり課長（川口敬司君）

予防接種事故についてでありますけれども、特に最近、新型インフルエンザのほかにも季節性のインフルエンザとか、医療機関もかなり混雑している時期になっています。それで、いろんな情報等もちちらのほうから医師会のほうに積極的に提供をします。それによって予防接種事故がないようにということをお願いしておりますけれども、あわせて12月1日に行政と医師会との医療懇談会を開催いたしました。その中で、私のほうから改めて医師会のほうに予防接種が事故のないようにということで念を押しております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

よろしくをお願いいたします。

時間がありませんから、次に漁業団地についての項に入っていきたいと思います。

漁業団地の開設に向けた漁業組合からの要請の経緯はどうなっておりますのでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

漁業団地の事業を始めるに当たりまして、いろんな関係する漁協からの要請、早くつくってもらいたいと、そういう要請がっておりますが、その経緯についてどうなのかということでございます。

まず、平成13年10月20日に、大和漁協のほうから漁業団地の整備をお願いしたいという要請が参っております。それから平成17年に関係する漁協、これは有明漁協を除いた4漁協のほうから、漁業団地の整備を急いでもらいたいと、そういう要請がっております。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

漁業団地の開設に向けて、漁業組合からの要請と、当時の大和町が漁業団地をつくり出すというのは、どちらがどう早かったか遅かったかを教えてもらいたいと思います。

産業経済部長（藤木 均君）

当時からの漁業団地がどうやって事業着手になったかということをやっと御説明申し上げ

げたいというふうに思います。

そもそもこの漁業団地の計画が平成9年に当時の旧大和町の執行部のほうからの考えの中で始まっておりまして、平成9年9月に町の執行部、それから県の幹部、それから大和町の議会、それと漁協、農協、土地改良区などをメンバーとして漁業団地整備計画推進協議会というのが設置されております。その中でいろんな意見交換があっておりまして、そしてその旧大和町の同年の9月議会の中で、推進整備計画を策定するという補正予算が承認されております。そういうふうな経過を受けまして、計画を策定し、それから関係者に説明会を開催すると、そういう経過の中で、漁協のほうに最終的な意思確認がされておりまして、そこでぜひお願いをしたいという意思確認をするということがあります。そういうもろもろの経過を受けまして、最終的に平成16年に事業認可申請を行ったと、そういうことでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、平成9年に当時の大和町が市とか県とか漁業組合とか議会も入ったところで漁業団地をつくるということでスタートいたしましたということであるようであります。

それでは、私はそれまでの経過とか、漁業組合からどういうふうな要請があっているか、その要請文の資料提出をということで確かに前もって出してもらいました。それによりまして、今部長がおっしゃったように、大和漁業協同組合からと中島漁業協同組合から、それと皿垣開漁業協同組合、山門羽瀬漁業協同組合のこの4つから、平成17年8月12日に漁業団地の整備に係る確約ということで、今後の漁業振興を考慮した場合に、漁業団地に入るということを確約しますというのが、4つの組合から出ております。そしてさらには、大和漁業協同組合長さん以下理事長さんの連名で判もちゃんと押さって、そういうことにしていきますと。いわゆる漁業団地をせっかくつくっても空っぽにするようなことはしませんよという確約があります。しかしながら、ああいう状況です。漁業団地入居者促進の市の対応を教えてください。

産業経済部長（藤木 均君）

入居促進のための対応につきましては、矢ヶ部議員から9月議会の中でも御質問がありました。そのときにお答えしたのは、そのときの現在、説明会を開催しておりますと。そういう話をしておたわけでございます。そのときの説明会が、大体9月中旬ぐらいに終わりました。その後、最終的にまた漁業者に対してアンケート調査を行ったわけでございます。そのアンケート調査の結果をちょっと御紹介したいと思います。平成23年度までにこの漁業団地に入居したいと、そういうふうな希望されている方が10名いらっしゃいます。それから24年度までに入居を希望したいという方が2名、25年度までに入居を希望されている方が9名、それから26年度までに入居を希望されている方が3名ということで、26年までに24名の方、それ以外は26年度以降に入居したいという方が25名いらっしゃったわけでございます。そういう状態でございます。したがって、こういうふうな貴重な資料、アンケート調査結果が出

ましたので、今現在、漁協と今非常にノリの最盛期でございまして、忙しいときでございませけれども、年内にこの希望されている方を中心に入居説明会をやって促進を行いたいというふうに考えているところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

そのアンケートは間違いないでしょうかね。今まででき上がって5年もしてから、50名の団地の入るのに12名入っておった。ところが、急に24名も25名も希望が今あっておると言われたけれども、その辺、確かなものでしょうか。私は不安なんですよ。4つの組合からびしゃっと確約までされておって、今まで入っていない。それは私はもう少し漁業団地は人里離れたところにつくらんで、手前につくっておけば、私はこんなことはなかったと思うんですよ。余りにも遠い。そうすると、そこにつくことやなくて、最初から一番向こうとの土地を、田んぼを買うための何か約束があったけんがらじゃないかという、そういう疑いの余地がどうしても消えんわけですよ。しかも、これは50億円の予算でするわけですから。それは国からの補助もある、県からの補助もある、市は大体10億円。とは言っても、国の金であろうと県の金であろうと税金に変わりはないわけですよ。それは藤木部長に言うても、おれは知らんばいと、それはそう思われると思いますが、どうしてもそのような気がしてならないわけでありまして、その点、本当に25名の方が心からそこに入ってやっていくという気持ちがあるのでしょうか。何か私はその辺がまただまされていることが、悪いとは思いますが、何か心配になります。どうでしょう。

産業経済部長（藤木 均君）

私たちは確かにこの希望調書でございまして、したがいまして、これが本当にそうなのかということにつきましては、私も確たる答え持ちませんが、ただ、アンケートとして、そういう希望をされているという方については、ぜひその方に積極的にこちらのほうから、いろんな話をやって、それを実に結びつけたいと、実現したいということでございまして、先日も漁業協同組合の組合長さんを回りまして、そしてそういう希望されている方の名簿を見せました。そしてどうなんだろうかと、そういう話もしたわけですが、確かにその組合長さんの話によると、この方たちはやっぱり信頼できる、そういう希望がされているのであれば、ぜひその方たちを集めて積極的に説明会なり、そういうものを作ってもらえんかと。そういう話もされているわけですが、私どもこれを事業推進する立場の者といましては、このアンケート調査を真摯に受けとめて頑張っていきたいというふうに思っておるわけですが、

11番（矢ヶ部広巳君）

なぜ私があえてそういうことを言うかといいますと、この確約書があります。確かに4漁業組合から漁業団地に入るようにしますと。しかし、確約書が日付も全く同じ、中の文書も同じなんです。だから私が疑いをつけるわけですよ。それからスタートのこの要望書につ

いても同じです。本当に大体こういう問題、組合長さんがやっぱり署名をしてするのが私は本当じゃないかという、そういうことは余り言い過ぎたらいけません、そういうふうな気がしてならんわけですよ。ましてや9月議会に私が藤木部長に質問したとおり、これがもし中座したり頓挫したら相当な問題になります、補助金を戻されんごとなりますという回答も得ました。確かにそうなりますよ。だから私はあえて言いよります。本当にどうでしょうかね、その点は。重ねてひとつお願いして、本当に本気で今までもやってきたかと思うんですよ。本当にやってきたなら、今までのうちで半分以上は埋まっておるはずだ、そういう気がしてならん。どうでしょうかね。

産業経済部長（藤木 均君）

この事業推進につきましては、過去においても、また現在においても、本気で推進をしておるわけでございます。ただ、今、矢ヶ部議員おっしゃるように、計画の水準までには達していないと。そういうことがあるわけでございますが、今後も積極的にやっていきたい。

確かに9月議会でも補助金の問題もお話がありました。そのときも私どもはそれを最悪の場合はそういうこともありますけれども、そういうことがないように、今現在、最大限の努力をしていくということで申し上げましたが、現在もそういうことを申し上げる、そういう気持ちでおるといことを申し上げたいというふうに思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

どうかひとつ大変と思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、4番目の項に入ります。旧ピアスのアスベスト等除去費負担でございます。

平成21年10月26日の1時半から40分間、大和公民館で前市長と会われたということであり、そして聞き取り調査をされた。ひとつ具体的に報告をしていただきたいといます。

副市長（刈茅初支君）

御報告いたします。

旧ピアス施設のアスベスト除去負担にかかります前市長、石田氏とピアス社との約束の有無について、確認のため、議員質疑のとおり、去る10月26日、直接石田氏と会い、聞き取りを行いました。その内容についてお答えをいたします。

聞き取りに際しましての出席者は、こちらのほうから私を含む3名、相手方からは石田氏を含む2名であります。

まず、私のほうから石田氏が平成17年12月議会定例会の一般質問において、問題が発生するならば、売り主であるピアス社の責任でやっていただくということにいたしておりますと答弁していることについて、またその後の議会においても、同趣旨の答弁をしていることについて、このような約束がピアス社との間で取り交わっていたのかということについてお尋ねをいたしました。

これに対しまして、石田氏からの回答は次のとおりであります。ポイントは3つでありま

す。1つ目は、土地建物売買契約締結前に、旧大和町の町長室で、当時、ピアス社の常務であった川島氏外数名と会った際に、ピアス社から大和町には長らくお世話になった。何かあった場合には、ピアス社が責任を持ってやりますとの発言があったので、この発言をとらえて、この発言を根拠として答弁したものであること。2つ目が、アスベスト問題はその当時は認識していなかったため、アスベストを特定したものではなかったこと。それから3つ目でございますが、この件についての文書の取り交わしはしていないということでありました。

なお、そのときのやり取りをした記録が残っているのではないかと石田氏側から言われましたので、調査をしましたがけれども、協議内容を記録した資料は見つかりませんでした。

以上が10月26日に石田前市長に対して聞き取りした内容であります。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、副市長を含む3名ということでございましたから、あと2名の人はどなたか教えてください。

それから、石田氏を含む2名であります。石田氏ともう1人はだれなのか、教えてくださいたいと思います。

副市長（刈茅初支君）

こちらの3名中、私のほか2名は、大坪総務部長、それから石橋財政課長であります。

それから、相手方は石田宝蔵氏ほか1名は、高田邦隆前大和庁舎長でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、報告がありました。市が売買契約のとき、いわゆるピアス社から580,000千円で買ったときの契約の前とおっしゃいました。契約の前の何日ぐらい前か、そこをお願いいたします。

副市長（刈茅初支君）

聞き取りの中では、大体どれくらいかということはもちろんお尋ねをいたしました。そのときのお答えでは、契約前、3カ月前以内ぐらいだろうというようなお話でございました。

11番（矢ヶ部広巳君）

繰り返します。売買契約するときの3カ月前に非常にピアス社は大和町にお世話になった。だから、今後、何かあったら責任を持ってやりますと言われたということですね。どうぞ。

副市長（刈茅初支君）

そういうふうに確認をしております。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、あいさつの中で、買うときの契約時前に、3カ月前に、ピアス社は大変お世話になったから、今後何かあったら責任を持ってやりますということであったと。しかし、それはそのときはアスベスト問題は別に上がっておらんけん、アスベストに限って言うとな

かばんということに間違いありませんか。

それと同時に、その問題についての記録はなかったということでしょうか、再確認の意味でお尋ねをいたします。

副市長（刈茅初支君）

1点目のアスベストは当時、平成15年4月以前ということになると思いますが、当時、アスベストについては、それほど社会的な問題としてなっていなかったということで、それについては、そういうふうなピアス社との約束、話し合いの中で、アスベストを意識したものではなかったということであります。

それから2点目のその当時のやり取りの記録の問題ですが、これについては、先方から、相手方から残っているのではないかというような御指摘があったわけですが、これについては十分調査したわけですが、見つかりませんでした。

以上でございます。

議長（龍 益男君）

矢ヶ部議員、持ち時間がちょうどになりましたので、最後にお願いします。

11番（矢ヶ部広巳君）

大変な難題の問題だろうと思いますね。市長もこれから大変と思いますが、どうか市民が納得のいくところの解決を願うところであります。本当にありがとうございました。

これで終わります。

議長（龍 益男君）

これももちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、24番佐々木創主議員の発言を許します。

24番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんおはようございます。佐々木創主でございます。早速質問させていただきたいと思いますが、金子市長、御就任されてから私初めて金子市長に質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

きょうは4つの項目について質問をさせていただきます。まず1点目、国の事業仕分けと柳川市の財政、2点目、学校教育について、新学習指導要領による具体的取り組み、そして3点目、歴史建築物の保存と活用、最後に、掘割の水の確保と管理体制、以上の項目について質問をさせていただきます。

まず、国の事業仕分けと柳川市の財政についてでございますが、ことしの9月に鳩山政権誕生したわけでございますけれども、その鳩山政権が来年度予算編成に向けて事業仕分けというものを行いました。この事業仕分け、インターネットで生中継も行われまして、非常に注目を集め、いろんな反響も呼んだわけでございます。そして、現在に至ってもその是非、功罪というものも話題になっております。その事業仕分けはいろんなやつが対象になったわけでございますけれども、地方に関連する補助金でありますとか交付金もその対象となり、そのほとんどすべてが廃止、見直しという結果となりました。そして、これから年末に向けて政府におかれましては、来年度の予算編成、政府案、これが決定される。非常に注目を集めております。その結果によっては、この事業仕分けの結果によってもその精算次第で我々地方自治体の来年度予算、平成22年度予算の編成にも大きな影響を与えるわけでございます。

そこで、今回の事業仕分けで当柳川市、柳川市に影響のあるものがあるのか、あるとするならばどういう補助金、どういう事業でどれぐらいの額見込まれるのか、と同時にこれまでいろんな補助金も活用して事業をやってきております。今後そういう補助金を活用して、マスタープランのもとにやっっていこうという計画もあるかと思っております。そういうものがあるのか、まずその点について御質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは私にしては4項目ということで、今非常に多くを盛り込みましたので、答弁次第でははしょったり、さらに追加の質問をさせていただくこともあるかと思っておりますが、議長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

それでは、佐々木議員の第1点の御質問でございます国の事業仕分けと柳川市財政についてという点についてお答えしたいと思います。

まず佐々木議員にお答えする前に、今回の事業仕分けに対します情報源につきましては、現時点では新聞報道など限られております。このため明確な回答ができないかもしれませんので、その点、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは、今回の事業仕分けによりまして廃止や縮減など見直しの対象になった事業と影響額はとの御質問にお答えしたいと思います。

現時点で本市への影響が生じる可能性があると考えられます主な事業について申し上げますと、廃止と判定された中では農道整備事業1件がございます。また、予算の縮減などの見直しと判定された中では水産基盤整備事業などの13件、地方へ移管と判定された中では下水道事業補助金などの3件、特別会計へ移管と判定された中では延長保育事業の1件の計18件に及ぶというふうに私どもでは考えております。

この18事業の判定内容について具体的に事業ごとに申し上げますと、まず廃止と判定された事業は先ほど申し上げました農道整備事業の1点でございますが、次に予算の縮減などの見直しと判定されました13件では水道整備事業が予算額の削減、直轄補助あわせ道路整備

事業が予算の見直し、農村総合整備事業が予算額の10%から20%の削減、合併浄化槽設置等に対します循環型社会形成交付金、これも今年度12月補正でも財源更正で計上した分でしたが、交付金が予算額の10%削減、シルバー人材センターが予算額を3分の1に削減、水産基盤整備事業が予算額の10%削減、保育所運営費負担金が徴収基準額の見直し、介護予防事業は予算額の削減、全国学力・体力テスト事業が抽出方法等の見直しにより予算額の削減、公立学校施設整備事業が予算額の削減、強い農業づくり交付金が予算額を2分の1から3分の1程度に削減、農地・水・環境保全事業が予算額の10%程度削減と事務費の削減、また、地方交付税につきましては、抜本的な改革を行うという判定がなされております。

次に、地方へ移管とされた3件について申し上げますと、先ほど申し上げました下水道事業補助金のほかに都市再生推進交付金事業、都市再生推進事業補助金とまちづくり交付金となっております。

次に、特別会計へ移管された1件は先ほど申し上げましたように、延長保育事業でございます。また、今回の仕分けの対象外となった類似の事業につきましても財務省査定において事業仕分けと同様の基準を適用するという事となっております。

なお、議員のほうから影響額という御質問でございますが、今回の事業仕分けの結果が今後の国の予算編成にどこまで反映されるか、また今後各種事業におきます国庫補助負担金の採択基準がどのように改正されるのか、不確実な部分がございます。このために現段階では把握できない状況であることを御了解のほどよろしくお願いをしておきたいと思っております。

次、実施予定の影響も一緒にあわせてよか……（「主なもので」と呼ぶ者あり）でございますか。今後、実施予定の中でどのような影響が出るのかというところがございまして、先ほど申しましたように多岐にわたった事業でありますし、今後、行政刷新会議とか財務省査定の中でどのように変更になるのかわかりませんが、特に私どものほうで危惧しているといえますか、心配している点を1事業申し上げておきますと、今回の仕分けで地方移管と判定されましたまちづくり事業が平成22年度以降、柳川駅東部の区画整理と西鉄柳川駅西部の西口開発事業に約964,000千円、22年度以降見込んでおります。また、都市再生推進事業補助金、これにつきましては22年度以降、柳川駅東部土地区画整備事業に518,000千円、合計の国からの歳入として1,482,000千円の交付金または補助金を見込んだ計画になっております。これにつきましては23年度以降からの導入と言われております国庫補助負担金の一括交付金化と相まって、地方移管の方法がどのようになるのかということで懸念をいたしているところでございます。

いずれにしても、自主財源が乏しく国県支出金や地方交付税などの依存財源に頼っております財政構造であります本市にとりましては、もし、国の平成22年度予算編成の結果が今回の事業仕分けどおりとなった場合、来年度以降の事業実施に大きな影響が出ることは明らかであると考えられますので、今後の国の動向を注視していかなければならないと考えて

おります。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。石橋課長のほうからまず情報源が新聞とマスコミとしかない、それは当然でございます、この場でだからどうだ、どうするという議論は当然できないわけでございます、もうこれ以上聞きませんが、しかしながら、今石橋課長おっしゃったように、地方自治体、地方交付税、補助金、それがないと財源がないと。特に柳川ですね、自主財源、地方税で言うなら30%を切っております。地方債合わせたとしても6割以上、7割近くが交付税、それと補助金に頼っておると。だから、例えば苅田町でありますとか、唐津の玄海町とか、ああいう自主財源ですべて賄えるということは全く問題ないでしょう。しかしながら、この柳川、その補助金と交付税に頼らざるを得ない、割合が大きい、今聞いた中でも農村総合整備事業とか農家の地域にですね、営農組合に農地・水・環境とかもろもろ影響のあるやつがある。来年度、土地区画整備事業と西口の開発、そういうことで地方はこの政権交代以前から合併の促進法にしても何にしても国が言うとそれを受けて右往左往、とにかく対応していかんやいけない。非常に大変、現場であるけれども、地方、一番その影響を受ける。

そういう意味で鳩山政権が地方主権、地方の意思を尊重する。そういう意味で地方六団体も今回の事業仕分け、関連していろいろ意見を出されておりますけれども、1,800の市町村のうちただ1つでありますけれども、やはり場合によってはしっかりとやっぱり柳川からの声というものを発していくということも必要じゃないかと思っておりますので、市長におかれましてはその辺のところをしっかりと予算編成含めたところで御認識をいただきたいということでこの件は簡単でございますが終わります。

次に、ちょっと順番前後しますけれども、歴史建築物の保存と活用ということについて質問をさせていただきますが、そもそもこの議論が始まったのが昨年1月に袋町、城内地区でございますけれども、武家屋敷の渡辺邸が売りに出されたと、で更地にされて分譲地にされた。約700坪ですか。ということであちらこちらでは話題になって、この私も昨年の3月議会で、この場で取り上げさせていただきました。その折には前市長からも総合的な見地から保存活用を検討するという答弁をいただいたわけでございます。そして、この行政と議会のみならず、市民の皆さんの間からもこの議論が活発になって6月には3,000名近くの方々の署名を添えて保存活用という方向での陳情が市長になされました。そしてこの議会では昨年の9月、保存活用の請願採択をされました。市民と議会が保存活用してくれという意味を示したわけでございます。そして12月議会、執行部のほうから具体的な保存活用、どうあるべきか、そういう部内の意見をまとめたいということでございました。しかしその後、その内容がどうなのか、どう進捗して具体化するのか、全く示されずにここに至っております。本当

にその当時真剣にやろうと、そういう意思があったのか、非常に私今となっては疑わしいと言わざるを得ない。そしてこの9月、9月議会の最中でしたけれども、その話題になった渡辺邸が一部が売りに出された。そして売買契約が結ばれた。その一部が更地になってしまっております。ちょうど垣根の曲がり角の生け垣、ちょうど川下りコースからあその鶴味噌の並倉から見える赤いトタン屋根と生け垣その一部がもうなくなってしまっておる。そういうことが現実となってしまったわけでありまして。市民と議会が保存活用に向けて早く着手をしてくださいよという意思を示したにもかかわらず、この1年間のブランクは非常に大きかったということになるわけでございます。

そういう中、金子市長におかれましてはマニフェスト選挙をされました。そのマニフェストの中に歴史建築物の保存と活用、これをしっかり打ち出された。そしてその具体的な取り組みとして、ことしの6月議会で歴史建築物保存活用基本構想というのを提案されました。そしてその委託料2,000千円、議会でも可決された。もうここに至ってはとにかく早く具体的にどうするんだと。こういう活用をするんだと。それが急がれるわけでありましてけれども、その基本構想というものは現在進められておりますので、どれほど開示できるかどうかわかりませんが、どういうものになるのか、そしていつ完成するのかお聞かせをいただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

お答えいたしたいと思っております。

基本構想につきましては担当のほうから話をさせたいと思っておりますが、私の基本的な考え方について述べさせていただきたいと思っております。

昨年、前市長時代に議会のほうでも請願については採択をされたというふうに伺っておりますし、9月の佐々木議員のほうからも連絡がありましたし、うちの蒲池部長のほうからも石垣というよりもあその垣根が取り壊されると、非常事態というようなことで私も現場に行きまして、実際今は不動産業者、分譲されておりますけれども、そういう意味では急がなければならないということは重々私自身もわかっております。

現在、柳川市に7つの武家屋敷がございます。そういう意味ではどこを残していくか。すべてを残すのかある程度の費用的な問題がありますので、戸島邸については1億円以上のお金がかかっているということもありますし、私自身といたしましては今担当のほうに指示をしておるのは、その基本構想もありますけれども、なるべく国、県の助成を受けて、また合併時の特例債の活用ができないものか、それも含めて検討しているところでもございます。渡辺邸にいたしましても十時邸にいたしましても手を加えなければ、そのまま柳川市の、非常に財産がなくなっていくという危機感を私自身も思っておりますけれども、そういう財政的な裏づけの中に一番ベターな形で残しておるということを常に考えているところでございます。

ちょっとあと基本構想については担当のほうからよろしいですか。

生涯学習課長（田中利光君）

佐々木議員の歴史的建造物保存活用の基本構想のどういう内容かと。それから、2点目について完成するのかというお尋ねでございます。私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

現在進めております歴史的建造物の保存活用のための基本構想につきまして、この基本構想の内容は市内に数多く残る歴史的建造物の保存を図りながら、これを拠点として城下町の足跡をたどる町歩きなどの観光施策への活用による名所旧跡を生かしたまちづくりへの展開を図ることといたしております。

具体的な視点といたしまして、文化財の保護の観点から武家屋敷の保存と活用を前提とする。それから、城下町の町並み散策のためまちづくりの素材として歴史的建造物等を生かすことなどを視点に据えた基本構想としたいというふうに考えております。

また、特に重要な武家屋敷につきましては、具体的保存方針を盛り込みたいと考えておりますが、先ほど市長が述べられましたように旧戸島家住宅につきましては150,000千円相当の総事業費がかかっております。また、現在維持管理するために毎年4,000千円のお金をかけておるわけでございます。このため具体的な保存方針については、保存の活用方法を十分検討していくことが必要であるというふうに思いますし、また先ほど市長が述べましたように、国、県事業の活用ができるのか、それから財源確保をどうするか、こういうことを検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

基本構想につきましては、来年の3月末に完成させたいと思っております。

以上です。

24番（佐々木創主君）

市長の思いもしっかり確認をさせていただきました。そして、ある程度この構想の内容も保存の異議、活用の方法、そして来年の3月までに完成ということでございますけれども、もちろん財政的な問題、市内にある武家屋敷だけじゃないんですよね、歴史建築物というのは。周辺に行きますと昔の庄屋さんの跡の立派な屋敷も蒲池であるとか、大和であるとか、三橋にもしっかりそういう商家とかある。その辺もしっかり考慮に入れていただきたいというふうに思うわけでありまして、私もすべて市がやると、公が財政投入をしてやる。これはもう今の時代にはそぐわない、ましてはそれがお荷物になるという可能性もありますし、どうストーリーを描くのか、配置をどう考えるのか、それと同時にやはり私、市民の皆さん含めて民間の活力というか、活用方法も含めまして維持管理含めて、そういうこともしっかり検証すべきじゃないかなというふうに思うわけです。

その中で担当関係と話しておると、まず優先順位もつけるべきじゃないかと。3つ4つですね、もう具体的に上がってございました。ここではもう申し上げませんが、そのいろ

んな方々のやっぱり力、エネルギー、情報を活用するという意味では、やはりこの柳川の中だけでいろいろやっぱりこれまでも議論してこられたと思います。先輩各氏はですね。しかし、もう全国各地でいろんな地域おこしが興っておりますけれども、例えば、大分県の竹田市、あそこのホームページ見ますと、竹田市に住みませんかと、竹田市に移り住んで来てくださいと。そこに山合いの昔ながらの家であるとか、もう市内の普通の文化住宅、これが掲載されておるんですね、それは宅建業界、不動産業界の方々と当然連携をされてやっております。そうすると、聞いてみますと、芸術家、芸術家がアトリエとして購入したとか、福岡都市圏の方が別荘、週末はそこに来て田舎暮らしを満喫すると、そういう効果も上げておる。

そういう意味で、私、柳川市もホームページ持っておりますし、いろんなそういう古い屋敷を活用しているんな建築家とかいろんな資本もいろんな商売をしております。これ、やっぱり柳川だけでどうこうということももちろん一番大事ですけども、福岡であるとか、東京であるとか、そういうところにやっぱりしっかり情報発信して、その活用方法であるとか、ある意味その資本も含めてやっぱり情報発信、これが重要ではないかなというふうに思っています。

それとその市民の力も活用するという意味では、現在その市内には歴史文化施設というところ、御花、白秋生家等々ありますけれども、柳川市というのは歴史文化のまち、白秋以外にも壇一雄でありますとか、長谷健、木村緑平、藤村作と、そうそうたる文化人がいらっしゃるわけでありまして、前市長時代に壇一雄さんの檀家の方々が遺品をしっかりと柳川に活用してほしいから山梨県のある資料館に預けておりますよと。この件は何か練馬との云々の話もありましたけれども、そういう方々のゆかりの品を集めた例えば、文化の館、例えば、ある武家屋敷はですね、そういうものを一同に会して文化の館でありますとか、ことしのさげもん祭りのときにその十時邸、新外町の、そこに婦人会の方々がさげもん展示と体験コーナーをつくられた。そしたら私の嫁さんも1日手伝いにいましたけれども、1日300名の入場者があって、非常に意義があったと、ちょっと床がぶわぶわしておるんで床が抜けるんじゃないかと心配するぐらい盛況だったと。さげもん以外にも、もう柳川市内、本当文化のまちですから、文化活動、非常に盛んであります。市長もいろんな地区の文化祭、行かれたことあるかと思っておりますけれども、いろんな手芸品とか、小物とか、陶芸とか、スタンドグラスとか、いろんなやつがあるんですね。これはこのまま即売できるんじゃないか、それぐらいできれば素晴らしい。そういった市民の皆さんがしっかりそうやって制作をしていらっしゃる、生きがいにしていらっしゃる、そういうものを集めた例えば、この屋敷は民芸の館とか、それをそこで即売するとかいろんなやり方あるし、そういうサークル、サークル、例えば、いろんな研修会、その方々に維持管理、運営をお任せするとか、これは一つの案でございますけれども、いろいろやり方あると思います。いろんな知恵を我々だけじゃなくて外部からも呼び込んでいただいて、しっかりいい活用計画ができるのを私期待しておりますので、ぜひ私もそ

の議論にもまた参加をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうは、次の学校教育、それと掘割の水、これをちょっと重点的にさせていただきたいと思ひますけれども、学校教育、新学習指導要領による具体的取り組み、この件はなぜするかといひますと、平成18年に教育基本法が改正をされました。本来の教育基本法は昭和22年GHQの関与のもとにつくられた、新憲法のもとでつくられた教育基本法であり、それが59年たつて初めて改正をされた。いろいろな議論もあつておつたというふうに聞いておるわけでございます。そして、その基本法の改正をもとに学習指導要領も改正をされた。いろいろな新たな項目がその中に盛り込まれておると。例えば、教育基本法の改正点、主な改正点を申し上げますと、目標達成型、義務教育の目的、教師の使命と職責、家庭教育の重視、宗教教育の重視、教育水準の維持、行政責任の明確化、そして地方自治体にも教育振興基本計画、そういうのをつくりなさいよというのがしっかり打ち出されている。

そして、私これコピーでございますけど、基本法の改正によって指導要領が変わつた。それでこれが保護者の人向けにこれからの教育はこういうふうになりますという冊子なんです。これ文科省がつくつた。それを見ますと今回の改訂のポイント、教育基本法の改正等で明確になつた教育理念を踏まえて教育内容を見直します。教育の目標に新たに公共の精神、生命自然の尊重、伝統文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、こういうものを目標に新たにしっかり設定します。そして学力の向上と道徳教育、これを充実しますということが保護者向けの冊子にもしっかり載っております。本来、この新教育指導要領というのは平成23年、中学校においては24年からの本格実施ということでございますけれども、先行実施ということでもう今年度から実施されておるといふふうに聞いております。その辺のところを簡単に今言つたような項目含めてどういう取り組みがなされておるのか教えていただけますか。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほどお尋ねの新学習指導要領の先行実施での具体的な取り組みということでのお尋ねかと思ひます。

先ほど佐々木議員のほうから教育基本法の改正なりそういう趣旨をお話しいただいております。これを受けまして学校教育法が平成19年6月に、学校教育法施行規則が平成20年3月に改正施行されております。学習指導要領も全面改訂されました。改訂されました学習指導要領の基本的な考え方を7点ほどありますので、まずお話ししたいと思います。

まず1点目が、先ほど言われました改正教育法を踏まえた学習指導要領の改訂であること。2点目が、生きる力という理念の共有。3点目に、基礎的基本的な知識技能等の習得。4点目に、思考力、判断力、表現力等の育成。5点目に、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保。6点目に、学習意欲の向上や学習習慣の確立。7点目に、豊かな心や健やか

な体の育成のための指導の充実ということで、7点うたわれております。

先ほど佐々木議員のほうから御紹介もありましたが、この新しい学習指導要領の完全実施につきましては、小学校が平成23年度から、中学校が平成24年度からというふうになっております。ただ、移行措置といたしまして総則や道徳、それから総合的な学習の時間、特別活動につきましては、平成21年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施することになっております。これらを受けまして柳川市におきましては平成20年度に小・中学校の全教務主任を対象に改訂学習指導要領研究プロジェクト会議を設置いたしまして、改訂学習指導要領の周知と移行措置に基づく各学校の教育課程の編成につきまして指示、指導を行っております。また、改訂学習指導要領の趣旨と授業改善についての研究会を小・中学校全教職員対象に平成20年度、それから今年度21年度に開催いたしまして改訂の趣旨や内容の周知を行っておりましてございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

まだ先生方への周知等々、現場での具体的な取り組みというのが聞かれなかったんですけども、先行実施という期間でございますから、そのとどまっておるのかな。ただ、学力水準の問題が日本が非常に下がっておるというのがニュースにも話題になりましたよね。この保護者向けの先行実施についてのこういうふうになりますというやつに授業時間数をふやしますと、国語、算数、理科等々あるんですけど、授業時間数はふえていないんですかね。

学校教育課長（高崎祐二君）

授業時数についてお答えしたいと思います。

全体の授業時数につきましては、小学校1学年で68時間、2学年では70時間、3年から6学年の6年生につきまして……（「ふやしているかふやしていないのか」と呼ぶ者あり）ふやしております。先ほど言いましたように、中学校では35時間ほどそういう授業時数をふやしているというのがありました。

24番（佐々木創主君）

いや、先ほどの答弁だと具体的に現場でそういうのが実施されていないようなふうに印象を受けましたのでお聞きしたんですよ。だから、この指導要領の改訂によってちゃんとやっておるということですよ。しっかり柳川でも同様にやっていただいております。

それで、今学力の低下というお話をしましたけれども、世界レベルの国際的な比較、その中でも科学的活用力、数学的活用能力、読解力と、ほとんどがトップクラスであったのが非常に下がっておる、下がり続けておるという報告があって、これではいかんということで、そのいろんな中に盛り込まれておるというふうに思うんですけども、当然、授業時間数の増加というのは一時のゆとり教育、その反省からもう一遍もとに戻そうという動きかと思えますけれども、いずれにしてもいろんな教科を学ぶ上で、当然その算数だ、理科だ、数学だ、

専門的な知識の習得も大事でしょう。しかし、そういったものを理解する上でまず基本となるものは言語能力ですよ。読解力、国語の力、私はそういうふうに考えるわけですよ。

このパンフレットの中にもしっかりうたわれております。具体的な改善内容ということで、言語の力をはぐくみますと、いろんな国語だけではなくて、いろんな教科を勉強する上で言語能力をしっかり伸ばしていくんだということで、これは私も非常にいいことだなというふうに思いますけれども、そういう中でこういうものが改訂される前に地域の特徴ある地域づくり、特徴ある学校教育ということで、先進事例をちょっといろいろ調べてみたんですけど、東京に世田谷区という区がございますけれども、そこでこの日本語という副教材をつくっているんですよ。これ1、2年生、小学校1年から中学校まででこれだけ1冊ずつ。それでこれ見てみますと、日本語という、これ1、2年生ですよ。冒頭を見ると言葉、「言葉には力があります。私たちはたった1つの言葉から勇気を得ることができます」云々ですね。で、子供向けに、「私たちは言葉を使って深く考えます。言葉は私たちの心と心をつなぎます。人々の知恵や願いの中から言葉が生まれ、今に伝えられてきました。皆さんはその言葉を未来に伝えます。さあ、日本語の扉を開きましょう」という冒頭の導入部からですね、中を見てみますと1年生、最初は鉛筆の持ち方から始まって、一番最初には「風景」という詩、山村暮鳥さんですか、と思うとですね、もう4ページ目には「絶句」、杜甫の「絶句」ですよ。そしてもう真ん中に行きますと、「子の曰わく、学びて時にこれを習う、亦た説（よろこ）ばしからずや。」、「論語」です。こんな教材をつくっているんですね。だれがつくっているか、世田谷区の教育委員会。当時の教育長さんがもう大きな力で押し進められた。この学習をしっかり指導要領が改訂される前、何か日本語特区かなんか当時の小泉総理かなんかのときにいろんな特区ありましたね、それで認定されてやったということでございますけれども、非常に我々大人が、こんな言葉、こんな詩、こんな文章、宮沢賢治とかいろいろ載っておりますけれども、我々が勉強してもいいぐらい、これを子供たちが2年生からやっているということでございます。

そういった意味で私は、この柳川市、安東省庵のふるさと、ふるさとといえますか安東省庵のふるさと朱舜水、そういういわれを持つ、安東省庵の顕彰会というのもありますし、子供たち論語の書読もそれやっております。そういった意味で、やはりこれからしっかりやっぱり学力、そして言葉を身につけいろんなものを理解する。そういった意味で国語に力、日本語の力、日本語教育をどうするのか。私はこれは非常に重要じゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。ぜひそういう研究を金子市長、北川教育長、1年目でございます。スタートの年でございますけれども、ぜひ御検討をいただけませんか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。気持ちの分をですね。

今朝の西日本新聞社会面トップに白秋先生の問題について新聞報道されました。恐らく全

国紙、載っていたんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味ではこの柳川の地というのは白秋先生の存在、また、いろんな安東省庵のこと。きのうは私は長谷健のとうふ忌に参加をいたしました。そういう中には全国からたくさんの方が訪れて参列してありましたけれども、全国的にその地名とまたその文化を大切にしなければならないというような気持ちを持っておりますし、先ほど御提言いただいた国語力につきましても、自分も今度検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

24番（佐々木創主君）

ぜひ、今唐突に私御提言申し上げましたので、しっかりその辺のところ、今後柳川の子供たち、しっかり成長していく。そして、国際化とグローバル社会というふうに言われております。国際人になって諸外国に出ていったときに、まず聞かれるのがあなたの国はどのような国ですか、あなたの国の歴史はどうか、お互いがそれを確認し合う。西洋人、外国人は、私の国はこうこうこういう国です。私の生まれ育った何々市はこんなすごいところなんですと、これによって相手をしっかり自分のことをアピールし、それによって相手からも聞いて尊重し合う。それがまず常識である。自分の国のこと、自分のふるさとのこと、これをしっかり語れない人はもう国際人として認められない。尊敬もされない。そういう社会であります。そういった意味でそれを表現する。もちろん英語とかいろいろあります。しかし英語を、いろんな外国語を学ぶにしても基本的に日本語の力、国語の力がないことにはいろんな言語を学んでもだめなんですね。そういう意味で、ぜひ私はこれを推進していただきたいというふうに思うわけでございますけれども、ちょっと時間もなくなりましたが、もうやり始めましたので、この教育関係で少しあと二、三聞かせていただきたいと思いますが、この新学習指導要領によって、今度教科書も変わると、この教科書の選定は、新たなやつは平成23年度から小学校は使用開始と、中学校は24年から使用開始ということでございますけれども、教科書、例えば柳川市の小・中学校で使われる教科書、どういふふうに使われるのでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

教科書選定の手順について御説明したいと思います。

教科書選定につきましては、同一教科書の採択期間といいますが原則4年になっております。選定につきましては、その教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないというふうになっております。選定の候補となる教科用図書につきましては、選定する前年度に検定を受けたものということになっております。

改訂されました学習指導要領に基づく指導が先ほども申し上げましたが、小学校は平成23年度から中学校が平成24年度から実施されます。そのため新しい教科用図書の選定につきましては、小学校では平成22年度、中学校におきましては23年度に実施されることになってお

ります。

具体的にその選定の手順に入りますが、採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域である場合は、各市町村教育委員会は協議して同一の教科用図書を選択しなければならないことになっております。地区につきましては、福岡県教育委員会が設定することになっておりまして、(「御丁寧していただくとはいいいんですがね、ポイントポイントだけおっしゃっていただけますか」と呼ぶ者あり)はい。一応こちらの地区では第9地区と福岡県教育委員会が定めておりまして、一応、柳川、大牟田、みやま、大川、それから大木町と一緒の区域になっております。この地区で教育長で構成されました協議会がまず設置されます。この協議会とあわせて教科ごとの選定部会、それから学識経験者、保護者代表で構成された教科書選定委員会というものに諮問を行い、答申を受けるようになります。

それから、教育事務所管内調査研究委員会にも諮問を行い具申いただく。また平行いたしまして各小・中学校に対し見本本の巡回展示と意見聴取を行うほか、各市町村の教育委員会に対しても意見聴取を行うことになっております。これらの答申や具申、意見をもとに最終的には協議会が1種類を選定する手順となっております。

以上です。

24番(佐々木創主君)

非常に御丁寧に組織名、いろいろおっしゃっていただいたので、聞いていらっしゃる方、傍聴の方、余りわからないと思うんですけど、非常にわかりにくいんですが、その協議会で1種類に絞るんだと、ということはその9地区ですか、第9地区内では同じ教科書を使うということですね。

それで1つ、この関連でちょっと気になることをお聞きしましたのでお尋ねしますが、前回、今使っている教科書を選定する際に外部からの働きかけがあったと。この教科書を使えないのか、使わないのかですね、そういう外部からの働きかけが市当局含めて関係のところにあったというふうに聞いておるんですが、いかがでしょうか。

学校教育課長(高崎祐二君)

柳川市教育委員会のほうに要望書という形で、望ましい歴史教科書の採択を求める要望書という形で在日大韓民国民団福岡県地方本部あわせまして、久留米支部両方から一応、要望書という形で上がってきております。内容も(「それだけですか」と呼ぶ者あり)もう1点、日本出版労働組合連合会のほうから、こちらは扶桑社版中学校歴史並びに公民教科書及び自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情書ということで、一応こちら2つほうから要望書と陳情書が上がっております。

24番(佐々木創主君)

外部から働きかけがあったと、2点御答弁いただいたんですけども、もちろんいろいろ例のその歴史教科書ですか、いろいろ議論になった。それ日本人同士で日本国内でいろいろ

こうだ、ああだというのを議論するのは結構でございますけれども、国籍を持たない方々からいろいろと言われる筋合いはない。私はそういうふうに思うわけでございます。

そういう意味で、先ほどの指導要領の改訂、基本法の改定、日本文化をしっかりと尊重し、それをはぐくんできた国を愛し、郷土を愛する。これは万国共通の価値観だと私は思うんですよね。そういう中で国がしっかり検定をして、この中から使いなさい。国が認めた教科書、非常にそういうのに対して働きかけがあるというのは私は、何と表現していいか、しっかりそういうのに惑わされずに我々市民、将来この地域、日本を背負って立つ子供たちのためにどういう教育をすべきなのか、どういう教材がいいのか、そういうのをしっかり認識をして、もう23年度からですから、もう来年、22年度からですから来年選定作業に入られると思いますので、教育長、教育部長におかれましては、そのところしっかりよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、今のその伝統文化ということからいって、国際人の話、いろいろ申し上げましたけれども、ことしの4月になってちょっと時間はえらいかかりましたけれども、2年間かけて「柳川人物伝」という冊子をつくっていただきました。小・中学校全生徒にそれを配付した。子供たちどころかそれを持って帰ってきたら、おじいちゃんがそれは何かいというて子供をさておき我先に読んだと、えらいおもしろかやっかいと、で、教育部局に売ってくれ売ってくれという問い合わせも非常に多かったと。今回の予算でも補正、6月でしたか、補正をして増刷をするということで御配慮いただいたんですが、やはり柳川人、柳川人としての誇り、誇りになる題材もいっぱいあります。そういう中でこの人物、これも一つの大きな根源になる。私はこの人物伝、ただ読ませるだけではなくて、今後の文化教育、歴史教育、全国どこに行っても豊臣秀吉、家康は知っておるばってん、じゃ、あんたのふるさとの武将はだれですか。最近ね、戦国武将ブームということでございますから、いろいろ立花宗茂も非常にクローズアップされておるといふふうに思いますけれども、ぜひこれを教材として1カ年間だれか人物を決めてしっかりその功績なりなんなりをやっぱり研究する。そういう勉強をするようにしていただきたいというふうに思います。

この件もちょっといろいろ申し上げようと思ったんですが、お聞きしようと思ったんですが、この教育関係で1つ最後に、突然ちょっと話は唐突に変わるようですが、拉致被害者、北朝鮮からの。これはもう国民的な問題、なかなか進展がしない。そういう中で御家族の方々の高齢化、そういうことが非常に危惧されておりますけれども、国においても内閣府に対策本部を設置されているんな活動を国の政策としてやられておると。その一環として横田めぐみさんのアニメをつくられた、20分程度の。それを全国市町村あてに、特に子供たちに見せてほしいということで配布をされたというふうに聞いております。これ聞いたらインターネットでも見られるということでしたので、私、内閣府のホームページからこれ探しまして見せていただきました。20分程度です。非常に子供たちに見やすいような内容になって、平易

な非常に受け取りやすい内容でしたけれども、柳川市にそういう通達なりと現物が来ておるのか。来ておるとするならその取り扱いをどうされたのか、お聞かせください。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほどお尋ねの北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の取り扱いについてでございますが、平成20年7月に市内全小・中学校のほうに配布をいたしております。一応、活用状況を確認しましたので、御報告させていただきます。

これまでに2校の小学校で児童に視聴をさせております。また、職員研修の一環として活用した学校が4校あるようになっております。一応、今回アンケートをとらせていただいた中で今後の活用予定があるかということでお尋ねをしております。それによりますと、14校につきまして今後活用したいというふうに回答を受けたところでございます。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

意に反した回答が、予想に反した回答、というのがこの件、決算のとき私、教育部長にこういうことがあるそうですねと、ちょっとある情報があったのでお聞きしたときは、そのときは全然見せていないと、子供たちが見ている学校はないということでしたけれども、見ている学校が現在あるし今後も見せたいと。これは公共の精神、人間としての生きる力、そういう指導要領の中にもしっかり盛り込まれておる。人権、道徳、そういう中でそれ以前のともない人権をじゅうりんするような事件でありますし、これは日本人、老若男女問わず共通の問題であります。そういった意味で非常に14校が今後子供たちに見せたいということは喜ばしいことでございますので、ぜひともその辺、御指導のほどよろしくお願いしたいと思っております。

あと2分になってですね、水道課長、いろいろ準備していただいていたと思うんですけども、時間がなくなってしまいました。この件は私、去年の3月、12月、何度も質問させていただいて、柳川市内の水の配分の不均衡、それと、もたせのシステムの崩壊、それと二ツ川の勾配の不均衡、いろいろ課題が浮かび上がってきております。そういう中で非常に大きなテーマ、これも市長、歴代の市長、歴代の議員含めて、柳川の根源にあるテーマでございます。そういう意味で、これ次回1時間使わせていただいて、しっかりやらせていただきたいと思っておりますので、御準備いただいていたと思っておりますけど、申しわけありません。

最後にですね、冒頭、事業仕分けと。国はなかなか、国の言うなりに地方は右往左往せやん。一括交付金とかいろいろあると思っておりますけれども、じゃ、補助金とかそういうので削った分がそのまま来るか。私は絶対来ないと思っております。これは国の常套手段なんですよ。名前を変え取っかえ引っかえ、鳩山政権においても選挙前言うていたことと、なった後でやる、もうがらっと変わっているやつがある。当然、実態の中で政府を運営してみると変わらざるを得ない部分もあるでしょう。そういう意味で、私、1つだけ市長にこれお願いをしたい件

があります。これで終わります。

今の柳川含めて地方自治体は、自主財源が低いところは、交付税、地方交付税、それと補助金、これに頼らざるを得ない。この地方交付税の算定、道路の延長とか、人口とか、高齢化率とかいろいろあるでしょう。その中で地方の実情に配慮した補正というのがあるんですね。具体的に言うと、わかりやすいやつで言うと、寒冷地補正と。北海道とか東北、そこはやっぱり雪の対策、寒さ対策、それでほかの地域にはない財政出動が必要。当然でございます。そういった意味で寒冷地補正ということで基準的な算定のそれに上乘せをした補正で地方交付税が行っているんですね。そういう意味で、当柳川、柳川のみならず、これは水路の問題と関連しますけれども……

議長（龍 益男君）

佐々木議員、簡単をお願いします。

24番（佐々木創主君）

はい。柳川を含めてこの筑後地域、佐賀地域、これ水路網がすさまじい延長がある。この維持費、補修費、これは恒常的には特殊事情なんですね。地域に配慮する、地域主権だと民主党が言っているわけですから、ぜひこの柳川中心になって近隣市町村、ぜひ巻き込んでいただいて、柳川、この地域事情、地域補正、地方交付税かなんかいいですけども、しっかり配慮するように、ぜひ金子市長、リーダーシップをとっていただいて、声を発していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時24分 休憩

午後1時17分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、12番荒木憲議員の発言を許します。

12番（荒木 憲君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番荒木でございます。

議長のお許しをいただきましたので、許される時間の範囲内で一般質問をさせていただきます。

金子市政になり初めて質問するわけでございます。まず、質問に入る前、金子市長におかれましては、去る4月の市長選挙に御当選、まことにおめでとうございます。この場をおかりしましてお祝いを申し上げます。

それでは、早速質問に入りますが、お聞き苦しい点や未熟な点多々あるかとは思いますが、御了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、通告いたしておりましたとおり、1．少子化対策、2．漁業団地、3．水道料金の一定化、4．中小企業預託金貸付制度、以上4点について、執行部の考え方についてお尋ねいたします。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

12番（荒木 憲君）続

まず1点目ですが、子育て支援金についてお尋ねいたします。

本年度、子育て応援特別手当は国会で凍結されましたが、現在の実績で、年間合計幾らぐらい支援金額があるのかお尋ねいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

子育て家庭への経済的支援に係る費用につきましては、平成20年度決算で申し上げますと、児童手当546,245千円、児童扶養手当308,255,860円でございます。

また、柳川市単独事業として実施しております第3子優遇制度につきましては、認可保育園における保育料全額免除費用として72,808,250円、認可幼稚園における保育料全額助成のうち、就園奨励費を除いた助成額6,733,800円、認可外保育施設等利用手当や在宅児への第3子手当であります在宅等子育て支援事業費20,704千円、合計100,246,050円。以上、平成20年度総額954,746,910円でございます。

なお、子育て応援手当、平成21年度版の支給につきましては、このたびの政権交代により執行停止とされております。

12番（荒木 憲君）

全体的な金額はわかりますけど、ここでもう一度お尋ねしますけど、各家庭の子育て支援に対する1世帯で、国から幾ら、県から幾ら、市から単独で幾らというのはわかりますでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

今、手持ちの資料といたしましては、今御説明いたしました国・県・市の財源内訳として該当させていただきたいと思えます。

12番（荒木 憲君）

これは後でちょっと調べておいといてください、急に質問をしましたもんで済みません。

2番目、国、県の、単独で国が幾ら、県が幾らというのは、要するに柳川市に対して今説明されたとおりだと思います。柳川市自体では、子育て支援に対しては保育料とかだけなんでしょうか。ほかにはないんでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

今御説明いたしましたように、柳川市の単独事業といたしましては、第3子優遇制度に伴う保育料の全額助成、また就園奨励費を除いた助成額、それから認可外保育施設等の利用手当や在宅児への第3子手当であります在宅等子育て支援事業でございます、第3子優遇制度に伴う費用総額は100,246,050円の単独事業でございます。

12番（荒木 憲君）

はい、わかりました。

私が何でもこういう質問をするかといいますと、少子化対策について、子育て支援に対しては、国、県も、市独自でも単独で支援を行っております。

2番目に、不妊治療の支援金についてお尋ねします。

何でもかという、これが子供の支援金にはめっちゃくちゃ対応がなされているんですけど、まだ不妊治療については、国、県、市単独で行っていないと思うので、これに対して質問させていただきます。

現在の支援金制度、助成金は、国・県、また単独市でやっているのか、やっていないのか、その辺をお尋ねします。

健康づくり課長（川口敬司君）

今御質問の不妊治療の助成につきましては、不妊治療のうちに特定不妊治療と言われます体外受精及び顕微授精について、経済的負担軽減を目的に、平成16年度に都道府県、それから政令指定都市、中核市を実施主体として、特定不妊治療費助成事業というのが創設されております。その費用は、国が2分の1、それから都道府県、政令指定都市、中核市が2分の1を負担する制度となっております。国においては、特定不妊治療の助成基準を300千円としまして、21年度についてはその半額を負担することとして、1回の治療に150千円の助成を行っているところです。

助成の回数については、各年度に2回までというふうになっております。

さらに、給付期間については、通算で5年というふうにされております。

なお、先ほど申し上げました助成金額の150千円につきましては、今般の経済危機対策臨時交付金によって、ことしの10月から100千円を150千円に引き上げられております。来年度以降については、まだ現時点では助成額は未定というふうになっております。

柳川市においてですけれども、柳川市においては不妊治療に対する助成は現在行っておりません。

以上です。

12番（荒木 憲君）

国が2分の1で政令指定都市と中核都市が2分の1補助金を出しているということですが、その他、例えば近隣の市町村の支給実態ですかね、この近所でいいですから教えてもらいたいんですよ。

健康づくり課長（川口敬司君）

近隣の市町村での助成実態ということですが、一番近くでは久留米市が、先ほど申し上げました国の事業に独自に50千円の上積みをした助成を行っております。

また、九州で柳川市と同程度の市を見てみますと、大分県の日田市、それから佐伯市、上限が100千円というふうに、あと幾つかそういう制度を設けているところがあるようです。

以上です。

12番（荒木 憲君）

課長、済みません。それは次の質問じゃんね。

久留米市とか中核市で50千円プラスでしょう。それから柳川市と同じぐらいの市ではどんぐらいあるのかというのが次の僕の質問なんです。もう一回聞きます。今言われたとおり、佐伯市とかがどんぐらいやっているのか、済みません。柳川市みたいな中核市じゃなくて、同じ100千円以下の市で単独でやっている市、それとあとのぐらい支給をやっているのか、プラスアルファですよ。よろしくをお願いします。

健康づくり課長（川口敬司君）

申しわけありません。つい、そこまで説明しておいたほうがいいかなと思ひまして。

繰り返しになりますが、九州だけなんですけれども、同規模の市で大分県の日田市、それから佐伯市では上限を100千円、それから佐賀県の伊万里市で50千円、それから鹿児島県の出水市で1回につき100千円などの助成が行われております。

以上です。

12番（荒木 憲君）

あと九州以外で大々的にやっているところがあると聞き及ぶんですけど、金額的にも結構多く出していると、そういったところはないんでしょうか。

健康づくり課長（川口敬司君）

申しわけありません。ちょっと九州ぐらいまでしか調査しておりません。もし必要ならば後で調査したいと思います。

12番（荒木 憲君）

九州外で支給を結構やっているところがあると聞き及んでいますので、その辺をちょっと調べて、後で結構でございます。

あと3番目の質問に入ります。

不妊治療の1回の費用が大体300千円から500千円かかると聞いておりますけど、体内で幾らか、体外で幾らか、どのぐらいずつかかるのか、金額的なことがわかったらお願いします。

健康づくり課長（川口敬司君）

費用ですが、不妊治療はいろいろ方法はあると思ひますけど、今御質問の体内で幾らかということで、大体近隣の医療機関では1回につき30千円程度費用がかかっているとい

うふうにお伺いしております。

それから、体外受精についてですけれども、一番最初に言いました2つの特定不妊治療については、保健所のほうに助成補助金の申請をされている方の実態をお聞きしましたところ、大体平均して400千円から500千円程度かかっているというふう聞いております。

12番（荒木 憲君）

体内だったら1回につき30千円ぐらい、体外だったら400千円から500千円ぐらいかかると。先ほど答弁いただきましたけど、それに300千円として2分の1が、例えば150千円補助金があると。400千円だったら200千円という理解をしてよろしいんでしょうか、また戻りますけど。

健康づくり課長（川口敬司君）

一番最初に申し上げました300千円というのは、国が助成するときに決めています基準額が300千円ということで、その2分の1の150千円を助成額として決めているということで説明を申し上げたところです。

12番（荒木 憲君）

この基準額というのは、例えばそれを基準にして最高150千円しか出さないよという基準額ですか、その辺をお願いします。

健康づくり課長（川口敬司君）

はい、今おっしゃったとおりです。

12番（荒木 憲君）

最高が150千円補助金が出るということであります。ただ、この不妊治療に対する1回の治療に大体どのくらい期間がかかるものか、その辺お願いいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

ちょっと専門的な話にだんだんなってきました非常に私的確な答弁ができないかもしれませんが、大体、人口受精等も含めて一般的に不妊治療というのが2年を目安に行われておりまして、期間については、採卵 卵をとって受精させる作業、行為だそうですが、それでも、新鮮胚移植というそうですけれども、それに最低1カ月半ぐらいかかる。それでも成功しなかった場合は冷凍胚移植という段階に進むそうですけれども、それになりますと、大体2カ月以上かかるというふう言われております。

また、採卵に至るまでに治療の状況が個人によっていろいろ差がありますので、なかなかどれぐらいかかるか、一般的な話として、今申し上げましたような期間がかかるというふう聞いております。

12番（荒木 憲君）

採卵に関しては1カ月半、それから冷凍になる場合は2カ月以上かかると。大体平均でいったら、1回の治療に3カ月ないし4カ月かかると見てよろしいんでしょうか。なぜかとい

いますと、逆算しますと、1年にどんくらいかかるのかなと。大体4回くらい治療できるというふうに私は聞き及んでいるんですよ。1回に500千円かかるんだったら2,000千円かかるわけですよ。最高額が150千円、そうすると4回で600千円。そしたら、百何十万円という金が必要になるわけですよ。その辺を聞いたかったもので。

じゃ、今現在、柳川市で不妊治療を行っている人数はどのくらいおられるか把握していらっしゃるんだったらちょっとお願いします。

健康づくり課長（川口敬司君）

柳川市でどれくらいの方が不妊治療を行っているかという御質問ですけれども、一番最初にも言いましたように、不妊治療というのは、初期的な治療から今申し上げました特定の治療までいろんな段階があって、実際、不妊治療を行っている方の人数というのは、はっきりつかんでおりません。ただ、国が現在設けています助成制度、その申請をされている方について、ちょっと調査をしておりますので申し上げたいと思いますけれども、これは延べ人数ですけれども、平成19年度で27名、それから平成20年度で24名、それから平成21年度10月末ですけれども、8名というふうになっております。

以上です。

12番（荒木 憲君）

それで、柳川市だけで平成19年度27名、そして平成20年度で24名、平成21年度10月末で8名ということですけど、これは大体、何回くらい受診しているかわからんでしょう。それはわからんですね。

では、不妊治療に関しての最後の質問になりますけど、今後の具体的な柳川市の独自の考え、単独で補助事業を行うのか、その辺を市長がいいと思いますので、市長、答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

一般的に、避妊をしていないのに結婚して2年間妊娠をしないということであれば、不妊症というふうに言われているわけです。先ほど課長のほうが申し上げましたように、福岡県に対しての特定な不妊治療助成制度という形も人数も一応把握しておりますけど、先ほど説明しました久留米市は、プラスアルファとして50千円と、またそれを年間2回というように伺っておりますけれども、そういう制度等もかんがみて、来年度には前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

具体的には、予算的にも仮にしたとしても2,000千円程度だというふうに思っておりますので、十分検討して議会の承認を得たいなというふうに思っているところです。

以上です。

12番（荒木 憲君）

ありがとうございます。

市長答弁では前向きにというだけしか聞こえませんが、これは絶対じゃなかばってんですね、子育て支援に対しては物すごく支援があるのに、不妊治療に関してはまだ徹底していないわけですよ。だから、本市においても、他の市町等に先駆けて不妊治療に対する助成金制度、または保険対象になるように努力していただきたいと強く要望し、次の質問に入りたいと思います。

次は、漁業団地の件に対して質問をいたします。

現在の加工場団地の進捗状況は、3棟で12名程度ということを知っておりますので、それはもう質問しませんけど、現在、団地に入られている方の前年度、前々年度、19年度、20年度の経営状況をお願いします。

産業経済部長（藤木 均君）

経営状況はどうかということでございますが、経営状況を判断する一つの資料としてコストがどうなのかということをちょっと聞き取りで調査したわけでございます。

今から申し上げるのは、平成20年度分だけしかちょっと聞き取りしていませんが、加工場でのノリ1枚当たりのコストが4円程度ということを知っております。

じゃ、加工場に入っていない方、一般の漁家のコストはどうかということで調査いたしますと、平均的に1枚当たり5円程度かかっているということでございます。したがって、1円程度が協業化の目的であるコスト低減につながっているという結果が出ております。

以上です。

12番（荒木 憲君）

現在、コスト面には1円低減されているということであります。大概、聞くところによると、例えば夫婦2人でやっている方が、夫婦でやって、女性が働く時間が短くなったと。でも、収入は多くなったということを知っております。その辺はどうでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

経営面でもう一つの指標が、ノリの生産枚数が、大体一般の漁家の場合は180万枚ぐらいというふうに知っております。協業体の方については、今、1漁家当たり200万枚生産されているということでございます。この差は何なのかということは、やはり協業して、ノリを乾燥する人は乾燥する人、摘みに行く人は摘みに行く人と、そういう協業化のメリットとして出されていると。

今、荒木議員がおっしゃるように、ノリの生産枚数はふえているのに労働時間というのは逆に低下しているということでございまして、そういうことから見ますと、この協業化のメリットというのは大いに発揮されているというふうに考えております。

12番（荒木 憲君）

だから、協業化というのは、めちゃくちゃメリットがあるということですよ。コストが1円安くなっているし、あと枚数はふえているし。あと入ってくる実入りも大きいかと聞いて

おるばってんが、そこんにきは実際問題、部長わかりますか、お願いします。

産業経済部長（藤木 均君）

先ほど、約1枚当たり1円程度のコスト低減ということになるわけです。したがって、例えば、逆に200万枚生産するということになりますと、通常の方よりか1,000千円程度収入が入ってくると、そういうことになるわけでございます。

12番（荒木 憲君）

わかりました。じゃあ、大概、漁業団地に入っている方はもうかっているということで認識していいわけですね。

では、続きまして、あと7棟ぐらいつくらなきゃいけないという原則があったと思うんですけど、誘致期間はあとのくらいあるのか、限度期間というんですか、その辺をお願いします。

産業経済部長（藤木 均君）

御存じのとおり、当初計画では、一応この漁業団地の事業期間は26年度までを計画いたしております。したがって、あと5年間で7棟ということの計算になるわけでございます。

12番（荒木 憲君）

あと5年間でということで、漁協の方々、組合長とか組合員、理事さん方は一生懸命誘致活動をしておられますけど、矢ヶ部議員の質問にもありましたが、あと7棟誘致ができなかった場合は、お金ば返さやんじゃなからうかという心配もあると思うんですけど、返さなくちゃいけなかったらその金額はどのくらいになるのか、わかる範囲内をお願いします。

産業経済部長（藤木 均君）

まず、補助金の返還、この補助金と申しますのは、市が国、県あたりからもらって事業をやっているわけですが、その補助金を返すという意味合いでございます、補助金返還という意味合いはですね。その場合、そういうことも心配されるわけでございます。午前中の矢ヶ部議員の質問の中にもお答えいたしましたように、今はそういうことが発生しないように一生懸命頑張って誘致をするということで、今そういう考えを持っております。ですから、今の返還の金額はどうかということでございますが、まだそのことは考えておりません。

12番（荒木 憲君）

次の質問は、返還金があった場合の負担は市が持つか漁協が持つかということになるんですけど、例えば、返還金が発生したならば、補助金関係が発生したならば、市が返還金を返さなくちゃいけないのか、また漁協が払わなくちゃいけないのか、これは大変な問題だと思うんですよ。その辺答弁をいただきたいと思っておりますけれども。

産業経済部長（藤木 均君）

補助金をもらった事業主体は市がしたわけです。市が補助金の申請をやって市の責任で施行したわけでございます。したがって、もしもそういう事態が発生した場合は、当然の

ことながら、事業主体である市が補助金の返還をするということになるかと思えます。

12番（荒木 憲君）

やっぱり市が払わなくちゃいけないということですね。そしたら、先ほども矢ヶ部議員からの質問に対して答弁がありましたけど、これからの募集状況はどういうふうになっているのか、同じ答えて結構でございますので、よろしくをお願いします。

産業経済部長（藤木 均君）

アンケート調査をやったわけですが、平成23年度までに入居したいという希望を出してある方が10名でございます。それから、平成24年度までに入居したいという方が2名、それから平成25年度までに入居をしたいという方が9名、平成26年度までには入居したいという方が3名でございます。それから、平成26年度以降に入居を希望したいという方が25名いらっしゃるわけでございます。

12番（荒木 憲君）

そしたら、今まで5年間で12名しか入っていなかったところが、これから5年間では、22年度10名、24年度2名、25年度9名、26年度3名、それ以降は25名ということになりますと、全部でもう50名ぐらい集まるということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それと、今現在、漁協の人、組合長さん、それと組合員さんと月平均どのくらい会合をなさっているのか。なぜかという、これだけ営業成績はいいわけですよ。推進はできるはずなんです。こんだけもうかりますよという結果が出ておるもので、月何回くらい行政側が漁協に足を運ばれているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

産業経済部長（藤木 均君）

まず、定期的に行っている会合といたしましては組合長会議を、今年度今まで行ったのが2回でございます。それから、担当者説明会、これは参事さんとか、そういう方を対象に数回行っておりますし、そして、漁家の方々に説明会を行ったのが、9月ぐらいに1回行っているわけでございます。ただし、定期的に期日を定めて行った会合というのはそういうものでございますが、常に我々担当の課長も含めて漁協のほうに足を運んでおります。そのたんに組合長さん、またそこにいらっしゃる漁家の方にも説明を重ねているということございまして、時期は機会をとらえて常に行っているということで御理解をお願いしたいと思います。

12番（荒木 憲君）

大変いろいろ回っていらっしゃると、漁協組合長、組合の理事さんたちと一生懸命、切磋琢磨してやっていらっしゃるからこういうアンケート調査が入っていると理解しておきます。だから、あと5年間で返還しなくて済むよう一生懸命努力していただいて、この質問は終わりたいと思います。

次に、これから協業化したいとする他の漁業組合に対する支援対策についてお尋ねします。

大和漁業協同組合は県のモデルケースとなっておりますが、大和漁業団地の標準的な工事費は幾らかちょっとお答えいただきます。

産業経済部長（藤木 均君）

ちょっと質問を確かめたいと思いますが、今までの漁業団地、今やっている漁業団地の事業費という意味でございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

総事業費が約50億円でございまして、今現在事業が完了し、21年度末ということ想定いたしまして、約23億円程度が21年度末で事業を完了すると。一部繰越予算もありますけれども、それも含めて21年度で割ったということでしたら、23億円程度が事業を完了することになります。

12番（荒木 憲君）

その中で、大和漁業団地で、水道管設置費用はどのくらいかかっているのでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

水道工事でございますけれども、水道工事は水道管の直径が150ミリメートル、そして、延長が1,650メートル、工事費といたしまして41,500千円ほどかかっております。

12番（荒木 憲君）

150ミリメートルというと、一番大きいんですかね、これは。

水産振興課長（松尾昭義君）

ここの漁業団地に水道管を持ってくる場合に、大きな配水管が来ているところが弁天というところがございまして、その最大径が150ミリメートルということで、その径をそのまま団地まで引っ張っていったということでございます。

12番（荒木 憲君）

そしたら、41,500千円かかっているということですね。これは市の全額負担だと聞いております。これからも協業化したいというところが漁協組合から出てくると思うんですよ。そのときは市の負担で工事をやっていただけなのか、これは政治的判断だと思いますので、市長、答弁よろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

ノリの養殖業を将来的にも持続、発展させるためには、生産コストの削減や労働環境の改善、または集落環境の改善を目的とした協業化や団地化は大切な施策でありまして、促進しなければならぬというふうに考えております。

そこで、議員質問の協業施設の水道工事に対する補助についてであります。まず、ノリの加工場を整備する場合、漁業団地やその他の協業のいずれの場合におきましても、水道工事に対する国、県の補助制度がないことは議員承知かと思っております。しかしながら、実際問題として、水道工事に対する負担が大きいため協業化の促進が図られないということであれ

ば何らかの方策を考える必要があるかと思えます。ただ、本市といたしましては、漫然と助成をするということでは市民の理解が得られないというふうに思っております。市が投資する場合におきましては、それだけの投資効果があるかどうか問題となってくるわけです。

例えば、1つの漁業団地に複数の施設が建設され集約されている場合、そこに水道工事をすることは大きな投資効率をもたらすことでもありまして、この投資に対しては、本市としても何らかの支援をすべきものと思えます。市民の理解も得られるのではないかというふうに思っております。

先般、浜武漁協のほうでそういう協業化の話がありましたが、そのときは1グループだけの話題でございましたので、そのときには水道の助成についてはいたしませんというふうにお答えをいたしております。したがって、本市としての支援を考える場合、いかに複数の施設が集約をされて投資効率が高いものであるかが、その判断の基準となるというふうに思っているところでございます。

以上です。

12番（荒木 憲君）

市長ありがとうございます。

1つのグループだと投資効果がないから市独自の負担はできないとお答えしたいということですが、協業化を目指している漁家に対して、何グループぐらいだったら投資効果というか、市が単独でそういった確約をもらえるのか。確約が欲しいと思うんですよ、皆さんが。どんくらいグループを集めたら、何棟建てたいけんが、ちょっと市が負担してくれんかという確約はされるものかされないものか、その辺をお願いします。

市長（金子健次君）

投資効率、投資効果が何グループであればできるのかということですが、複数以上であることは間違いございませんので、そういう意味では、今何グループかということはお答えできませんけど、今後、投資効果を十分精査をいたしまして検討していきたいというふうに思っています。

12番（荒木 憲君）

もう漁業団地の件では、水道管設置事業はもう設置してくれれば協業化に対する市民の皆さんの漁家の皆さんは、多分してくれると思えます。ただ、確約はできないから、40,000千円という金がかかるわけです。4人で1グループつくった場合、10,000千円ずつ出さなきゃいけないとなるわけです。協業化した意味がなくなっちゃうと。土地は買わやん、土地は造成せやん、それで、建物建てやん、そして、機械を入れないかんということになりますので、これから先、できるだけ協業化に向けて、市長、努力していただくよう要望し、この質問に対しても質問を終わりたいと思えます。

次に、第3、水道料金の一定化についてであります。

これは2年前にも一般質問しましたけど、現在の水道普及率は2年前とどうなっているのか。給水人口と戸数別にお願いします。

水道課長（山下智文君）

水道の普及率についてお答えを申し上げます。

平成20年度決算では、給水人口に対します普及率が96.0%、これは2年前と比較いたしまして0.3%減少をいたしております。

また、給水戸数に対しましての普及率は97.3%でございます、これも0.4%ほど減少をいたしております。

12番（荒木 憲君）

これが減少しているということは、どういったことですか、ちょっと私はわかりませんが。

水道課長（山下智文君）

2年前と比べまして、人口が減ったり給水戸数の変動がございますので、その関係で若干上下いたしております。

12番（荒木 憲君）

人口減で、給水人口と戸数も減っているということですね。はい、わかりました。

それと2番目に、合併後、私は旧大和町やったもので、現行の水道料金とちょっと格差があったもんで、2年前とどんくらい違うのか、比較して今現状の水道料金と旧大和町と比較して、支払っている農家、漁家の件数及び金額の総額について、2年前の金額とどのくらい違うのか、ちょっとお尋ねします。

水道課長（山下智文君）

現行の水道料金につきましては議員も御承知と思えますけれども、合併協議会で、旧柳川市、それと旧三橋町の例で一応調整がなされまして、それに従いまして、給水条例で料金を定めて使用者の皆さんに御負担をお願いしているというような状況でございます。しかしながら、現行の水道料金は、旧大和町の料金体系と比較しました場合に、一定の使用水量以上になりますと、現在の水道料金のほうが高くなるような料金体系となっております。

それで、御質問でございます旧大和町内で、ノリの時期に水道課のほうに給水届が提出されてあります漁家の件数ですけれども、今現在、約90件、2年前と比較しまして約30件ほど少なくなっております。

また、旧大和町内で大口の需要農家、これはハウス農家ですけれども、これが2件でございます。これは2年前と同じ件数になっております。

それぞれの月の平均の使用の料金でございますけれども、まず、漁家の場合、これが1軒当たり89,500円。次に、大口の需要農家、これが月平均使用料金が158,860円となっております。これらを2年前と比較をいたしますと、いずれも使用水量が2年前から比べて少なくな

っている関係上、漁家においては1件当たり30千円、農家においては約15千円ほどの格差が縮んできております。

12番（荒木 憲君）

農家件数が2件と言いますけど、これは10家族2件やったと思いますけど、それでいいですね。

3番目に、前市長が一定化を進める意思があるという答弁が2年前あっておったわけですけど、料金格差に向けての2年前からの進捗状況、要するに、どげんだったかということですたいね、進捗は全然していないということでもよろしいでしょうかね。その辺をちょっとお願いします。

水道課長（山下智文君）

一応2年前に荒木議員のほうから御質問をいただいた後に、市長のほうからもシミュレーションをしてというような御答弁があったかと思しますので、水道課のほうも柳川市全体での現行の水道料金体系と旧大和町の水道料金体系等を、一応比較いたしました。その結果、仮に現在の水道料金体系をすべて大和町の水道料金に置きかえたと仮定しますと、全体の営業収益が約90,000千円減収になります。しかしながら、現在市民の皆さん方に安全で安心できる飲料水を安定的に供給いたしておるわけでございますけれども、そういった営業収益が減少するということになれば、なかなか今現在行っていますそういったサービスも維持できる状態にはちょっと厳しいかなというふうに思っております。

また、現在の水道料金は、用途別の段階的逦増料金体系という体系をとっております。これはどういったものかといいますと、使えば使うほど高くなる料金です。

なぜこういった料金体系をとっているかといいますと、この料金体系はやっぱり限りある水源確保のための水の需要の抑制を図るという意味から、多くの事業者がこういった料金体系を採用されているような状況です。しかしながら、近年はこのような料金体系から需要者の負担の公平性というのを重視した料金体系に変えている事業者も多くなってきております。ですから、そのためにも、今後こういった料金体系が現在の産業経済や生活様式などの変化、それとか少子化の時代で適合できるのか、実際そういった部分が今の料金体系でいいのか、そういった部分をいろんな各層の市民の方々から意見を幅広くお聞きして、ある程度改定に向けて動いていく必要があるんじゃないかなという認識を持っております。

12番（荒木 憲君）

長々とありがとうございます。

1点だけちょっとわからんやったばってんがら、使えば使うほど高くなるシステムということで理解してよろしいですね、そのシステムが。

そしてあと、合併して4年間で利益が何億円が出ておると思うんですよね。それを踏まえても、旧大和町時代にすれば営業収益が90,000千円減るということで認識してよろしいんで

しょうか。

水道課長（山下智文君）

単年度の利益分につきましては、先ほど議員おっしゃいますように、約1億円から30,000千円まで幅広いんですけども、そういった形で、利潤は3条予算といいまして、水道を直接、水道事業を行うために必要な予算の分については、それだけの利益が生じております。ただし、4条予算ということで、管の布設がえとか施設のやりかえとか、そういった部分についての予算につきましては、4億円程度ずっと補てんをしているような状況でございます。

12番（荒木 憲君）

最後に、前市長が一定化を進める意思があるということだったもので、市長に、これも政治判断だと思いますので、条例の改正をし、格差をなくす意思があるのか、その辺だけちょっと市長、答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

先ほど課長のほうがお答えしましたけれども、現行水道料金体系から旧大和町の料金体系に移しますと、営業収益が90,000千円ほど減収になるということと、今日の基金とか、そういう剰余金の関係もございますけれども、管の布設がえとか、そういうこともかんがみると、もう少しコンセンサスを得ておかないといけないというふうに思っております。ただ、今日の、当時そういうような料金体系に今なっているのが、水源確保とか、水の供給の抑止効果という形で、使えば使うほど高くなるというふうになっていると思っております。全国的にはそれから若干、その体系から旧大和町のほうに移行している部分もあるかと聞いておりますので、今後十分いろんな各階層の中に、市民から御意見を聞いた上で判断をしていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

12番（荒木 憲君）

これはもう使えば使うほど高くなる。一定の、例えば39トンから何トンまでは幾らと、何トンから何トンまではずっと高くなるから、高くなるのじゃなくて、ここからここまでは高いけど、ここから先はまた安くなりますよというシミュレーションを早急にしていただいて、逆にここまでは高くなるけど、ここから先はまたもとに戻りますよというシステムをつくっていただいて、早急にそういう格差をなくす料金体系設置をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、中小企業預託金貸付制度についてであります。

現在の制度、種類をちょっと簡単をお願いします。

商工振興課長（江崎尚美君）

議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、柳川市が行っている中小企業などへの、具体的に言いますと、中小企業の法人格を

持った方、それと個人事業者になりますけれども、3種類ございます。

具体的には、まず1番目、中小企業振興資金。簡単に申しますと、これは事業の運転資金や設備資金に供するものでございます。融資限度額は12,500千円となっております。

2番目に、小口零細企業資金、これも同じく事業の運転資金や設備資金に供するものでございます。融資制度も同じく12,500千円となっておりますところでございます。

3番目に、新規操業融資、これは操業に必要な設備資金やこれに伴う運転資金に供するものでございまして、融資限度額は5,000千円となっております。ただし、信用保証協会の保証が必要となっておりますところでございまして、また、これにつきましては、融資額を期限内に返済された場合には、保証協会に支払われた保証料は全額保証いたしておるところでございます。

以上です。

12番（荒木 憲君）

市独自の融資制度は今さっき言われた3つの事業体だけじゃなくて、もう1つあったと思うんですけど、よろしいですか。

商工振興課長（江崎尚美君）

今申しましたのは大体、事業に関してございまして、もう1つあるのは団体運営資金ということでございまして、これは組合設立とかいうことに対して貸し出しておりまして、ほとんど今申しました3つ、特に中小企業振興資金、小口零細企業資金が多うございます。

以上です。

12番（荒木 憲君）

もう時間もないですので、市長に最後に答弁していただきたいと思います。

柳川市独自で市の融資制度を利用してある借入金は、先ほど課長が言われたとおり、期限内に還付すれば、柳川市自体は信用保証料が全額助成ができると。それをもっと中小企業の方々に喜ばれる金利の全額助成というのをやる意思があるのか。金利といっても、現時点、そんなに高くないんですよ。保証料に比べたらちょっと高くなると思うんですけど、金利の全額負担は考えておられるのかどうか御答弁をお願いします。最後です。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

現在、本市では、中小企業者への支援策の1つとして、保証協会へ支払われました保証料は期限内の返済であれば全額補給、保証いたしております。

また、貸付残高が20年度末に12億円を超しましたので、21年度から金融機関への預託金を1億円増額し、4億円といたしておるところでございます。

保証料の給付額につきましても、21年度を例にとりますと、7,000千円を超す見込みでございます。

議員提案の利子補給支援につきましては、中小企業に対する有効な支援策の一つではありますが、高額な財政措置が必要となります。御存じのように、融資額につきましても、21年度より10,000千円から12,500千円に増額、預託金も3億円から4億円に増額いたしましたばかりでございます。

中小企業社への融資支援策については、国、県の融資もでございます。商工団体や金融機関とさらに連携を強くして協力をしながら、支援策の向上のために知恵を出し合っていきたいということでございます。

大川市のほうも一応聞いておりますけれども、そういう回答でございます。

12番（荒木 憲君）

以上4項目に対して、課長、担当部長、市長に答弁いただきました。これをできるだけ早急に柳川市独自でできるように強く要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして荒木憲議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時24分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

皆さんこんにちは。25番の三小田でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、消防団についてであります。消防団員の皆様につきましては、大変お忙しい中の合間に地域を災害から守る重要な使命を担って日々活動していただいて、これには大変頭の下がる思いでございます。お礼を申し上げたいと思います。

特にサラリーマンが多くなった現在、団員の確保や訓練の時間の確保が並大抵でないことも承知しています。現在、消防署、消防団の運営は柳川市に一本化されていますが、合併前までは1市2町でそれぞれ運営をされています。

消防署は構成事業組合で運営をされていたことは市長も御承知のとおりであります。そして、新消防署を建設するためには、現在の柳川警察署西側の土地を購入して移転をすることを前提に計画が運営をなされていたことも御承知かと思えます。

旧大和町においては、消防団組織の改編がなされるに当たり、新消防署が警察署西側に移転することを前提といたしまして、消防ポンプ格納庫の統一や消防団員の減少が図られた経

緯があります。特に豊原校区については、新消防署が近くに移転することの前提で、5カ所あったポンプ格納庫を1カ所に統合した経過があります。しかし、ほかの校区については2カ所、3カ所と残してある校区が多く見受けられます。また、ほかの旧市町にあっては、消防署と消防団のポンプ格納庫が100メートルも離れていない地区もあるようであります。

そこで、質問いたしますが、消防署と消防団のポンプ格納庫の配置はどのようになっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

市全体の防災を考える場合、消防署と消防団の役割の分担、それぞれの地域をカバーする範囲など、地域において団員確保に大変な御苦労をされているところもあるように聞いていますので、市としてどのような計画をなされているのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思えます。

また、東部分遣所に統一をされたことにより、旧分遣所が配置されていた地区、防災隊の能力に大きな変化が生じていると考えますが、これの補充がどのようになされてきたのかお聞かせをいただきたいと思えます。

それと、少子化・高齢化が進む中で消防団員の減少はますます進むと考えます。それに引きかえ、災害時に援助を必要とする高齢者は増加するものと思えます。しかし、柳川市になって既に5年が経過しようとしている今日、いろいろな計画が立案をされています。防災の拠点としての消防署を含む消防団の再配置が必要と思えますが、市長いかがでしょうか、お尋ねしたいと思えます。

壇上よりの質問はこれにて終了いたしますが、市長並びに関係者の答弁の後に2番目の委託事業及び3番目の観光行政については自席より質問をさせていただきますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

消防本部総務課長（高口哲也君）

先ほど三小田議員のほうから4つの問題をいただいたところでございます。早速ですけれども、議員お尋ねの1点目の消防署と消防団のポンプの格納庫の配置についてお答えいたします。

現在の柳川消防署の組織体制になりましたのは、議員御存じのとおり、合併前の消防構成事業組合議会におきまして御審議をいただき、平成9年5月に柳川市消防本部庁舎が、平成18年4月には東部出張所が開設されております。また、消防団格納庫につきましては、旧市町が合併に至るまでの消防組織をそのままに新市に引き継いでおりますので、今現在、市内36カ所に設置をされております。

2点目の市全体の防災を考えた場合の消防署と消防団の役割についてでございますが、柳川消防署は柳川市全域の防災の予防、啓発、消火、救急活動はもちろんのこと、自然災害などを含めた防災の拠点として役割を担っております。

また、消防団につきましては、各分団の管轄区域内における火災の予防啓発、消火活動、

さらには水防や水害などの軽減に向けた活動を担っていただいております。

また、管轄外の火災につきましては、出動計画に基づきまして応援体制を敷いて対応をしておるところでございます。この応援体制でございますが、例えば、第10分団管轄区域内で火災が発生した場合、柳川消防署本署、東部出張所並びに地元大和地区各分団は無論のこと、地区外であります柳川地区の第4分団、第5分団、三橋地区の第15、16、17分団が応援に駆けつけることとなっております。

次に、3つ目の団員の確保でございますが、議員申されましたとおり、近年、団員の高齢化やサラリーマン化の傾向にあります。このような状況におきまして、消防本部といたしましては、平成20年3月に開催されました消防団協力事業所表示制度を導入し、これまで5事業所を認定し、団員が活動しやすい環境づくりを推進して団員の確保に努めてきたところでございます。ちなみに、平成21年11月末の団員数でございますけれども、701名でございます。今後、さらなる団員の確保に努めていきたいと考えております。

最後に、再配置が必要ではないかとの御質問でございますが、現在、全国に803の消防本部がございます。その中の6割が人口10万人未満の小規模消防本部でございます。国から市町村の消防広域化に関する基本指針が示されており、既に広域化をされている本部もございます。このような中、消防団につきましても再編を要することも考えられますので、その時点で検討をしていきたいと考えておるところです。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

ちょっと私の質問と違ったりしましたけれども、統廃合についてはなかなか難しいこともあるかと存じますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

国においても、新政権は事業見直しを行って、人に優しい政治を目指しています。市においても多額の借金、今までの市政の中で生まれてきた起債の返済に多くの財産を要している現在、いろいろな事業の見直しは避けては通れないものであります。消防団の改革も市全体の安全・安心を確保する大きな計画の中でぜひ取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っています。私1人の考えでないと思ひます。

市長の考え方はお願ひしたいと思ひます。

市長（金子健次君）

三小田議員と考え方は同じでございますが、いろいろな見直し等につきましても、本市の財政事情、また消防団の再編につきましても、いろいろなことをかんがみて見直しをやっていかなければならないというふうに思っておりますが、現行、今のところ、課長が答弁したような内容で充実しておりますので、十分今後は検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。市長の英断を求められるのではないのでしょうか。

次に、2番の委託事業についてお尋ねしたいと思いますが、まず市におかれましては、行政の改革の一環として、指定管理者制度の導入や事業委託の方法により、行政の経費の軽減に努力をされていることは承知しています。

そこで、お尋ねをしたいと思いますが、委託事業で処理をされています事業の総数と、また、主な事業の名称を教えてください。

その中で委託するに当たり、競争の入札を実施して決定をしている事業、また随意契約により委託先を決定している事業をお願いしたいと思います。また、特に競争入札によらない場合の理由も含めてをお願いしたいと思います。詳しくよろしく申し上げます。

総務課長（石橋正次君）

今、三小田議員の御質問の本市の委託事務の状況について申し上げます。

委託事務で処理をしている事業の総数と主な事業の名称ということでございます。

委託事務につきましては、1款・議会費から11款・災害復旧費までのうち、5款の労働費を除くすべての項目において委託事務を行っているところです。事業数につきましては、契約件数で申し上げますと約1,400件、総額で約3,444,000千円でございます。

主な事業として、平成20年度の柳川市歳入歳出決算書で御説明を申し上げました委託料金の金額が多い順に5件ほど申し上げますと、一番多いのが3款・民生費、児童措置委託事務費の保育所運営費、これが1,639,865,340円でございます。次に多いのが、4款・衛生費、収集運搬費の一般廃棄物収集運搬委託料、これが240,455,880円、それから、3番目に多いのが、4款・衛生費の塵芥処理費のごみ残渣処分委託料、これにつきましては99,393,634円でございます。それから、6款・農林水産業費が国営造成施設基幹水利施設管理委託料、これが83,991千円、そして、5番目が4款・衛生費、予防接種事業費の予防接種委託料が82,098,913円でございます。

なお、今申し上げましたこの5件につきましては、すべて随意契約で行っているということでございます。

それから、競争入札、これにつきましては測量に関する業務とか、それから、土木関係建設のコンサルタントに関する業務、これらにつきましては、指名または一般競争入札にて実施をしているところでございます。

それから、随契の理由ということでございますけれども、理由につきましては、先ほど申し上げました保育園の委託料とか、委託をする先が限られているところが非常にやっぱり多いと。保育園であったり、予防接種であれば医師会であったりとか、お医者さんであったりとか、そういった委託先が非常に限られているということでの随契が多いということでございます。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

今、委託で34億円ぐらいと、そういうことで御説明がありました。この随契でも、保育園とこれは私もわからんでもないわけですよ。けど、非常に景気も低迷しておりますので、努力されるとはやはり競争入札という形でも進めていただきたい。国もそういうことで進めておられますので、国の指導は、市、県も見習わんといかんじゃろうと、私はそういうふうには思っております。

それでは、次の質問をしたいと思いますが、そこで、お尋ねしますが、家庭や会社、また事業所、個人が経営する商品などから出される一般の廃棄物、市が責任持って処理をすることに法律で定められていますが、市で対応できない場合は許可を与えて処理をさせることができるとなっておりますが、現在、何社に委託されて処理をされているのでしょうか、お尋ねしたいと思いますが。

廃棄物対策課長補佐（山田和也君）

現在、可燃物の許可については20社ほど許可をいたしております。

以上です。

25番（三小田一美君）

20社ほどですか。はい、わかりました。

それでは、家庭から出される生ごみ以外の不燃物の回収業者はどのような免許や許可が必要でしょうか、お尋ねしたいと思いますが、対策の課長補佐は長年あそこに主としておられますから、よくわかると思いますので、よろしくお答えをしていただきたいと思います。

廃棄物対策課長補佐（山田和也君）

不燃ごみの収集につきましては、本市においては一般家庭からの不燃ごみについてのみ収集しております。収集体制につきましては、旧柳川市、旧三橋町、旧大和町にそれぞれ1業者ずつが業務を行っております。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

私が聞いておるのは、免許を取るのにどのような許可が必要でしょうか、それをお尋ねしておりますので、そのお答えをお願いしたいと思います。

廃棄物対策課長補佐（山田和也君）

市が契約とか委託する場合は、免許とか許可とか、そういうものは一切ございません。強いて言いますならば、廃棄物処理法の施行にある委託基準がございますので、これによって委託するということでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

回答を聞けば、回収する車や人の準備ばすればどの方でもできると、そういうことで間違いございませんでしょうか。まいっちょ言いましょうか。

今、課長のほうから御答弁もりましたが、回収をする車や人の準備ができれば、どの方でもできるようですが、間違いございませんでしょうか、課長、お尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長補佐（山田和也君）

基本的に市との契約になりますので、要件がそろえば、契約は可能かと思っております。

25番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

それでは、回収の業者を選定する場合には、広報やインターネットで参加する方々を広く公募していますか、お尋ねしたいと思います。これも今の課長の御答弁じゃ、公正公平にやっておられると、私そういうふうに感じておりますので、お尋ねしたいと思います。

市民部長（田島稔大君）

先ほど補佐のほうから、一定の要件を満たせばというふうなことでございました。

まず、ちょっと柳川市の一般廃棄物の収集運搬の今随意契約でやっておりますので、それについてちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

本市におけるごみの収集運搬につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同施行令にのっとりまして業務委託を行っておるわけでございます。

まず、法律の第6条の2第1項に、先ほどから議員おっしゃいますように、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集をし、これを運搬し処理をしなければならないというふうにあります。そして、市町村が収集運搬、また、処理を市町村以外の者に委託をする場合、これにつきましては、同法の施行令第4条に委託の基準がございます。1つに、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有する者であること。2つに、受託者がみずから受託業務を実施するものであること。そして、3つに、委託料が受託業務を遂行するに足る額であることと。そのほか、るる規定がございます。合わせて9つほどの規定がございます。

このような法律に基づきまして、本市では受託業者選考委員会におきまして慎重に審議をさせていただきまして、随意契約の相手方を決めて業務委託契約を行っているということでございますので、ちょっと申し添えたいというふうに思います。

以上です。

25番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ネットで参加する方々、また広く公募をしていますかと、それは全然回答はもうとらんばってんですね。それとも、従来の業者のみにお知らせをし、圏域は擁護してありますか。何かおたくの御答弁じゃそういうふう聞こえますが、お尋ねしたいと思います。

市民部長（田島稔大君）

ネットで公募をしているかということですが、先ほど私が言いました法律の中に、その区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集をし、これを運搬し、処理しなければならないということですが、ここでちょっとネットで広範に公募をするには不適切かなということですが、ちょっと法律を申し上げたところでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

収集業をしてある方はもう立派な方で、今、答弁の中でも30業者あたりあると、そういうふうな御報告を受けております。いつでも対応はできると、私はそういうふうに信じております。なぜなら、柳川市から委託をされておりますので、間違いないと思います。ただ、法律、法律と言われますが、1年以上経験があれば資格は参加されるわけですよ、部長。そこんところをお忘れなく思うとってください。

それでは、なぜ広く募集をしないのでしょうか。必要とされる能力を示し、公募をして、これが一番大事なことですよ、入札などの手段で業者の選定をし、許可を与えれば、かなり安い費用で事業の委託ができると思いますが、市長、ちょっと済みませんが、そこら辺のお考えをお願いしたいと思います。

市民部長（田島稔大君）

（「同じですね。ほんならまた出っばい。（発言する者あり）そらあるよ。おれはまだ持つとる。議会での……。ここで大体頑張っていたらもうこれは……」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっと先に答弁をさせていただきたいと思います。

このごみの収集運搬業務の委託に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これにもうたわれておりますように、先ほどから申し上げますように、本来、市町村がやらなければならないという業務でございます。この業務に関して、過去、裁判も行われております。そういった中での判例がございまして、ちょっと1つ、2つ、御紹介をさせていただきたいと思いますが、昭和54年に札幌高裁でございますが、当時の法律、廃棄物対策法では、業務の公共性にかんがみ、経済性の確保より業務の遂行の適正を重視して、地方自治法第234条の契約の締結です。これに言う一般競争入札の制度とは異なる建前をとっているという判例が1つ出ております。

そしてもう1つ、16年の7月でございますが、東京高裁では、そういうことで随意契約を行っておるわけですが、この随意契約の適法性、そして、料金の適正性を争う民事訴訟がっております。その中で、競争入札によって経済的な有利性だけから契約相手を選定すると、

継続的、安定的かつ迅速、円滑な業務が履行されるとは言えず、その業務を確実に履行できるような資力、信用、技術、経験を備えた業者を選定することがより適切であり、ひいては住民生活の利益の増進につながると言い得るというような判決も出ておりました、本市におきましては、冒頭申し上げました廃棄物の処理及び清掃に関する法律、そして、こういった判例を考慮しながら、現在の契約方法をとっているということでございます。

25番（三小田一美君）

今、昭和54年にそういうことで判決があったと。そんなら、6年ぐらい前かな、言ってよかですかね、この委託のことをお願いしたいきさつ全部。対策室の課長補佐、これは昭和54年ですか。そげんか法律のいつできましたか。これは委託んとやなかでしょうもん、この内容の件は。あれはいつやったですかね。収集業、ある会社さんは何件でんしてもろうて、柳川市だけがしよったから、A業者が。だから、分配したやないですか。柳川、三橋、大和と1社ずつ。A業者は2.5してある。柳川は1か いやいや大和町は1者。そうすると、三橋は1業者。あれはいつやったですかね、そういうのが決まったつは。あれは何で決まりましたか。（「合併前やったろ」と呼ぶ者あり）合併前やったですかね。そして、あれはどういうふうで選定なされたですか。これは大変なことになりますよ、そういうことをはっきり言えば。いや、ああいう法律を出してこられるから、こういうことを言いよつとですよ。あれは委託じゃない、そういう法律は。そういうそを言うなら、ああいう法律を出してもろうたっちゃ困るですよ。それは生きとらんとです、今の法律は。昭和54年のそげんか法律の例を出していただいたっちゃ。今まで何ですか、許可したやつは。そういうことになるわけですよ。

おれはなしこういうことを聞くかち。財政が今非常に厳しいやっかや、おれが言いよつとは。だから、考え直して、まちょっと頑張ってくれんかい、執行部の努力ばしてくれと言いよつとよ、おれは。そうじゃないなら、おれは聞きたくなか、はっきり言って。もうどのくらいになるかなるか、柳川パンクすっぜ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、おれは聞きよつとですよ。一部の方たちだけようなる。そんなら、ほかの人たちはずっと既存の部分のあるとって、そういうことで進めていかやんかね、そやんか法律にのつとって。それは何とか許可ち言うたい、あんたが言いよつとは。これは委託やっかい、これは委託。そやんか法律のどこにあんね。

よし、次に行く。

それでは、現在、生ごみの収集、その他の不燃物の収集に必要な費用、市民に1人当たり幾らかかっていますか。それを聞きたいと思います。対策の課長補佐。あんた、何十年でんおられたっちゃけん、わかるでしょうが、そういうことは。それで、きちんとあなたたちがわからんならというんで、きちんと文書を上げておりますでしょうが、全部回答もらわんといけませんから。だから、私はこういうことを聞きたいわけですよ。おれは市民の一人とし

て聞きよっとですよ、これは。何の委託でやろうが。せんでよかつまで委託はしようが。
(「そうそう」と呼ぶ者あり) 厳しかっじやろうが、今は財政の。何億か上がってきたっちゃね、福祉で使うてみんな、福祉に。どがしこ市民の方に喜ばれるか。財政は厳しかち。福祉のどのくらいおんなるか、柳川市でも。私、ちょっと質問しとる、ちょっと教えてください、1人平均幾らになるか。生ごみのごみ袋だけじゃなからうが……。

廃棄物対策課長補佐(山田和也君)

1人当たりの経費につきましては、前年度の決算委員会のときに成果説明の資料で出しております。本日はちょっとその詳細の数字は持ってきておりません。済みません。

25番(三小田一美君)

こういうところもちゃんときちっと調べて、いつでも対応でくると。これもやっぱり市民のサービスなんですよ。(「言うとっチャろうもん」と呼ぶ者あり) はい、言うとりましたよ、私はきちんと。あんたたちはそれは知ってありますでしょうが。あなたが一番古い、そこにおられるのは。

よし、それでは、次聞きたいと思いますが、その金額ば、県下のほかの市と比較すれば、何番目になるか、それをお尋ねしたいと思います、比較ばしてですね。これは休憩とってもらって、ぜひこれは市民の皆さんに知らせんといかん。何億か違うとやけんね。簡単にあんたたちは思うとるかかわらんばってん。だから、苦情も電話もあつた、そげんことは言ってくるんなといつて。

市民部長(田島稔大君)

済みませんけど、その資料をちょっと手持ちに今ございませんので、幾つかお尋ねになる項目をちょっと教えていただければと思いますけど、よろしいでしょうか。(発言する者あり)

25番(三小田一美君)

そんなら、今からちょっと言います。ちょっと時間とめとってもらうてよかですか。(発言する者あり) どげんすつですか。(「資料要求されるとですか」と呼ぶ者あり) おれはきちんと委託費んと全部のとば出してくれと言うとりますから、きちんと文書でも……。

議長(龍 益男君)

資料要求をするわけやろう。

25番(三小田一美君)

はい、そうです。御答弁ばもらわんといけませんから。

議長(龍 益男君)

だから、資料ば教えてくれということ。

25番(三小田一美君)

ああ、そうですか。そんなら、生ごみの収集、その他の不燃物の収集、必要な費用、また

市民の1人当たり幾らか、またその金額、県下のほかの市と比較すれば、何番目やろうか、それをお尋ねしたい。

それと、現在、焼却している中のごみの最終処分、民間業者にお願いして、ほかの県において処分されているようですが、1トンの家庭用のごみの収集からの焼却、焼却灰、それと、最終の処分までにかかる費用、どのくらいになるかお尋ねする。

そしてまた、みやま市、大川市、近隣の市、筑後市も比較すれば高いのでしょうか、安いのでしょうか。こげんかってんですよ、本当は近隣の調査ばしてから、そしてから、そういうことをやっていかやんとですよ。どんぶり勘定じゃなかつたですか。（「議長」と呼ぶ者あり）いや、休憩って言いよつたい。（発言する者あり）資料までは取り寄せてもらわやんたい。

議長（龍 益男君）

ちょっと待ってください。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時13分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

廃棄物対策課長補佐（山田和也君）

それでは、三小田議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

ごみの排出状況はどうなっておるかという御質問でしたので、可燃ごみ、資源ごみ、不燃物、それぞれについてお答えいたします。

可燃ごみの収集運搬及び処分の経費につきましては、平成20年度およそ6億円でございます。1人当たりに直しますと8,203円になります。1トン当たりは33,850円ということになります。

資源ごみにつきましては、同じくおよそ28,000千円ということで、1人当たり387円、1トン当たり13,150円となります。

不燃ごみの収集及び処理につきましては、年間およそ88,000千円、1人当たりに1,210円、1トン当たり41,765円という数字になっております。

それから、委託の件でございますけど、委託会社については現在、内容等について調査中でございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。一応今後の計画のほうを、ちょっとどういうふうなお考

えで今後なされるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

市民部長（田島稔大君）

委託についての今後の考え方でよろしいんですかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）先ほどから法律とか、裁判判例とか、そういったものをちょっと御紹介いたしましたけれども、そういったことで、本市につきましては、今までのような契約の方法、そういったことを今後も続けていきたいというふうには考えております。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、あの件はこれでもういいわけですね。後の説明、補足がまだ全部私に答弁がもらっていないのは、一応また議会終了後までに文書で報告をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、観光行政について質問をいたしますが、現在、柳川を訪れる観光客は年間に100万人とも、120万人ともお聞きしますが、いかがでしょうか。それをちょっと確認をとりたいと思います。

観光課長（龍 泰子君）

三小田議員の観光についての御質問で、柳川市を訪れる観光客はということですが、昭和44年から続けている観光客動態調査によりますと、平成20年が117万1,000人でございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、11月になり、川下りのコースや途中での乗船の下船ができるようになったとマスコミ報道でなされていますが、そのことは市のホームページや観光協会などのホームページに紹介をされていたのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

観光課長（龍 泰子君）

乗りおり自由な川下りとまち歩きの充実ということで、この社会実験は国の地方の元気再生事業としておりますが、12月13日まで実施しております。この件は市のホームページに掲載しております。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、柳川の駅前のクリスマスイルミネーションが輝いていますが、これを設置する前の年と、現在との設置の期間における効果はどうなっていますでしょうか。

それと、どれくらい観光客が増加しているのか。費用対効果がどう判断されているのか、

御答弁をお願いしたいと思います。

商工振興課長（江崎尚美君）

今、点灯しております駅前のイルミネーションの設置前と後の効果、及び費用対効果をどう判断するかという御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、この事業は現在、柳川市商工会イルミネーション水郷冬蛸設置実行委員会の主催によりまして行われております。また、今回は福岡県の補助事業、福岡県顔が見える商店街づくり推進事業の対象事業として認定を受けまして、11月20日から来年1月31日までの実施となっておりますのでございます。

また、この事業は平成17年3月の1市2町合併による新柳川市誕生を機に始まっておりまして、毎年、西鉄柳川駅前モニュメント公園及び周辺商店街にイルミネーションを設置し、夜のにぎわいを演出し、商店街を冬の憩いの場にしてみらおうという事業でございまして。

通勤帰りの方々や観光客の方々にも好評でありまして、現在、冬の恒例イベントとなっておりますのでございます。

また、御指摘の費用対効果の件でございますけれども、数値的にこれぐらいあったという具体的な数値はつかんでおりませんが、イルミネーション設置に合わせて点灯式やコンサート、また、過去にも農産物直売イベントなども実施されておりまして、一定の集客効果を上げていると。また報告もあっておりますし、また我々もそう認識をしているところでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

課長、時たま柳川駅の散策ば7時ぐらいからしてみてください。何人ぐらいうろうろしてあるか。

次に行きたいと思いますが、熊本市は多額の費用をかけて本丸の御殿を復元して観光の目玉としています。柳川は川下りを生み出して以来、何の工夫もありません。城下町、武家屋敷、掘割、白秋の生家、ひな祭りと言われていますが、これを生かす方法、また、文学碑はたくさんありますが、これもほとんど観光スポットになり得ていないのが現状であります。

城下町を生かすには、城下町としてシンボルが必要ではないでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

観光課長（龍 泰子君）

今、歴史好きな女性を歴女と呼ぶそうで、そんな女性がふえておりまして、また、ゲームの世界でも戦国武将がブームで、中でも立花宗茂は人気だということです。こんな時期に柳川城が再建できたら観光の目玉になり、多くの歴史ファンや、それこそ歴女、ゲームマニアが押し寄せ、柳川が活気づくことは間違いないと思います。でも、今の経済情勢の中で、例

えば、柳川城とか、そういうものをつくるのは、箱物をつくるのはなかなか難しいと思われます。ですけれども、柳川には幸い武家屋敷が幾つか残っております。これらを活用しながら、柳川の城下町風情を醸し出せば、歴史ファンを呼び得るのではないかと考えております。

以上です。

25番（三小田一美君）

本当、みんな議員あたりも、こういういいところがあるなら一生懸命取り入れて頑張っていたきたいと、そういう質問がいっぱい議員あたりからありますので、頑張っていたきたいと思います。

それでは、次に行きたいと思いますが、立花家は城を炎上させることで柳川を守ったと言われていますが、新市長金子健次は城を復元したと後世に語り継がれ、柳川市の観光の救世主と言われてもよいのではないのでしょうか。そうですね。秀吉の墨俣城じゃありませんが、まずは外観だけでも復元をして、城下町の風情を醸し出すことを考えられて、その後は時代の考証に沿って完全な復元を目指す方向で検討されていると思いますが、いかがでしょうか。これは前市長に私が一般質問の中で質問いたしました。検討をすると、そういうことでございましたので、その具体的に検討された計画、それ等を一応担当の方から御説明をしていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長（金子健次君）

（「市長よかね、おれは部長でよかばってん」と呼ぶ者あり）ちょっと答えさせてください。

指名が課長ということでございますけれども、考え方としては、柳川城を再建できれば一番観光の目玉になることは、今課長が答えたとおりであります。

先般、東京のほうに行きまして、そのときに旅行会社の一番前の玄関口に柳川市の川下りの豊1枚ぐらいのポスターがありました。その東京のど真ん中でそのことを見た瞬間、私を感じたことは、東京にない、大阪にない、福岡にない、そのよさが私はこの柳川の地にあると。そういうことで、いろんな武家屋敷の問題、またいろんな財産がありますので、それを十分生かしていてもいいんじゃないかと。心の中に私は柳川城を築城しながら、これからそういう面を含めて掘り起こしをやっていって、その後に大河ドラマに持ってくるような、そういう築城できればというふうに思っておりますけれども、ちょっと時間がかかるような感じがいたします。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

大企業が逃げ出して、多くの企業が疲弊している中で、のまちおこしは大変な事業だと、私はそういうふうに思いますが、手をこまねいているだけでは何の発展もありません。廃市の

イメージをますます深くするだけであります。

そこで、ちょっと御要望といたしますか、お願いをしたいと思いますですが、今回また計画をされています柳川駅西の開発についてでございますが、そこに西鉄さんとよく検討をされてビジネスホテルと、そういうとの計画をまたお話しでもして、でき上がる、でき上がらんは別として、そういうことも頭に、視野に入れていただいて、そういう検討をしていただきたいなど私そういうふうに思っておりますので、ぜひその件につきましてもよろしくお願ひしたいと思ひますが、市長、一言済みませぬ、御答弁ばお願ひします。

市長（金子健次君）

柳川のあちこちに、いろんな座敷とかなんかに、旧柳川城のお城の写真があることを見かけたことがあります。また、河村慶士さんという日本画の画壇も、そういうことで柳川はこうであったと、柳川城はこうであったというふうに模写といたしますか、再現されております。絵の上で再現をされています。私自身もそういう面からいったら、ミニチュアじゃありませんけれども、何か小さな、柳川城はこういうやつやったよというやつが、子供たちにも何か伝えられるような、できれば、そういう小さな柳川城ができればなという気持ちもございませぬので、その分を含めてこれから。

今、三小田議員は駅前に、駅の真ん前に小さなやつでもいいけん、つくれよというふうなことだと思ひますけれども、もう少しちょっと小さなやつでつくって、子供たちとか、小学生とか中学生に、そして観光の方に、こういうやつが柳川城でしたよというやつを、そして、城堀とか、そういう面を含めて、模型みたいなものができればなというふうに思っているところです。

以上です。（「柳川駅どげんされますか。ビジネスホテルも済みませぬ、お願ひします、考え方は、はい、済みませぬ」と呼ぶ者あり）

そういう面では、柳川が観光通過型という形で、ホテルとか、そういう面は必要だというふうに思ひます。ホテルが先か、観光が先かということでございませぬけど、そういう面で、誘致は積極的に受け入れの状況をつくりながら、リピーターが訪れるようなまちづくりをしなければ、またホテルもできないと思ひますので、そういう面はお力をいただきたいと思ひます。

以上です。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

塩塚城も小さいとおっしゃるが建設してありますので、ぜひ議員さん方は見に来ていただきたいと、そういうふうに思ひます。

市長、ぜひリーダーシップを期待しておりますので、すべての質問は終わりますけど、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

引き続き、第5順位、5番梅崎昭彦議員の発言を許します。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番梅崎昭彦でございます。

ことしも残すところあとわずか。ことしの納めの議会となりましたが、新年を迎えるに当たり、推挙いただいている市民の皆様、そして、出身母体であります昭代地区の皆さんの代表として、住民の皆さんがごらんになっておられる前で、私の議員活動とあわせ、執行部の考え、これからの取り組み方などをお尋ねしておかなければならない重い責を痛感し、今回は通告どおり、昭代地区の生活道路の整備についての1点に絞り、金子市長及び関係担当執行部にお伺いさせていただきます。

演壇での質問の後は、自席からの一問一答でお伺いいたしますので、議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いたします。

金子市長におかれては、市民にマニフェストを示し、多くの市民の推挙により、この柳川のコミュニティーリーダーとして、住民の福祉の向上のため日々奮闘いただいていることに対し、真摯なる敬意と感謝を申し上げます。

さきの市長選挙では、マニフェストが市民の大きな判断材料となり、金子市長は「柳川を思い、柳川を変える」をメインキャッチコピーとされ、政治姿勢については6項目を、行政課題の活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりでは、健康っ子を育て、福祉のジャンルで14項目、活力ある地場産業の振興で5項目、伝統、文化の保存、観光の推進で7項目、きれいな水が流れるまちづくりでは5項目、安心して暮らせ、住みよいまちづくりの7項目、そして、行財政改革の推進として9項目を市民に示されました。いずれも意欲的な中身であり、この結果を大いに期待する一人であります。

その中でも、私が今回お尋ねするのは、この私が市会議員として市民の皆さんから負託を受け議席をいただいて以来、この一般質問で質問し続けているのが生活道路の整備のことであります。1回目は当選後初めてのこの演壇で質問に立った平成19年6月議会、2回目は平成20年12月議会、3回目は平成21年3月議会でありました。いずれも安全・安心のまちづくりだけではなく、若者の定住促進を図られ、老若男女を交えて笑顔で暮らし、地域に活力が生まれるのは、何といたっても集落内をめぐる生活道路の整備が必要だと考えるからであります。

平成19年6月議会では、長年、本市の消防団長という職をあくまで経験と切実な市民の声を受けての質問として執行部の考えをただしてきました。当時の執行部からは、地元の合意形成、地権者の協力が得られた路線から予算の範囲内で優先的に採択して整備していく、さらに、平成18年度で制度化し、平成19年4月から進められているセットバック要綱に

合わせ積極的に整備促進すると、前向きな答弁をいただきました。私は緊急自動車が来て通れない昭代地区の行政区より相談を受け、関係者の皆様と同意を取りつけに同行してまいりました。

さらに、平成20年12月の議会において、開通した有明沿岸道路へのアクセスとする道路や、間もなく開通が見込まれる県道大牟田川副線に合わせた昭代地区の主要道路整備に接する道路整備について考えをただしたところ、当時の執行部は、大沢の堤防から田脇まで、七ツ家のカントリーから田脇郵便局まで、さらに第一小学校からマミーズに通じる県道までの整備について、具体的な整備への計画、手順について答弁をいただき、昭代地区の皆さんは大変喜んでおられました。

あれから具体的な道路計画のもとで事業は進められると思いますが、市民の皆さんには見えてきません。新市長にかわり、これまでの前執行部が進めてきた生活道路整備は一体どうなったのか、壇上からは新市長に対して、生活道路の整備に対する基本的な考え方を改めてお伺いすることにし、あとの質問は自席からの一問一答でさせていただきます。どうもありがとうございました。

建設課長（中村敬二郎君）

生活道路の整備に対する基本的な考え方をということでお答えいたしたいと思います。

地域要望におきます生活道路の整備につきましては、地権者の皆様の御理解と御協力ができたところから、事業の緊急性や効果を考慮しながら、現在、事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

再質問させていただきます。

今、親切な答弁をいただきましたけれども、私がお伺いしたいのは、前執行部からのこの議会での答弁をいただいた昭代地区の生活道路の拡幅改良問題などについての執行部の見解でございます。具体的に申し上げますと、これまで私がこの議会で取り上げ、前執行部から過去の答弁をいただいたものが順調に進んでいるのかどうか、具体的に聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

先ほど梅崎議員のほうからおっしゃられました大沢の堤防から田脇までの道路でございますけれども、この道路につきましては、間七ツ家線と申しまして、平成15年に事業着手をいたしているところでございます。この道路につきましては、何分延長が2.2キロと長うございますので、毎年、予算の範囲内で進めているところでございます。もう少し時間が要るかと思えます。

さらに、七ツ家のカントリーから田脇郵便局までの道路でございますけれども、これは高

田町永松開線という市道でございますけれども、約1キロほどございます。この道路につきましては、平成21年度、今年度で一応事業を完了の予定でございます。

次に、さらに昭代第一小学校からマミーズに通じる県道までの整備についてでございますけれども、この道路につきましては失礼しました。御質問の道路につきましては延長430メートル、幅員12メートルの計画で今年度より国の補助を受けまして事業に着手しましたところでございます。ことしの4月に地元説明会を行いまして、測量調査を実施して、現在、地権者の方々に用地の御相談をしているところでございます。今後は地権者の御理解と御協力を得ながら、この用地の確保を進め、事業の進捗を図りたいと考えております。

具体的におっしゃられた路線については、以上のとおりでございます。

5番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございます。

それで、また、昭代地区においては、4メートル以下の改良されていない道路が多く、地域要望として強く出されている生活道路の整備が進まない。かれこれ1年前になるのでしょうか。昭代校区で病人が出て救急車が入っていった。出られず時間がかかったと、あきれた事態も発生しています。何と情けない昭代地区の道路じゃないですか。そのときもやっぱり消防署員が機転をきかせて対応したから難を逃れた状態であります。このような深刻な問題だと受けとめてほしいと思います。

また、昭代地区の生活道路の拡幅に係る地権者の同意をもって、担当課に上げてあるところがあると思いますが、どうなっておりますか。

建設課長（中村敬二郎君）

昭代地区で現在同意ができた分についての生活道路の整備の方針という質問でございますけれども、道路の整備につきましては、一般的に事業効果を考慮いたしまして、道路の起点から終点までを整備するというのが最善の方法で、現在、その考えで進んでおります。しかしながら、全員の地権者の御理解と御協力をいただくのが理想でございますけれども、現実問題といたしまして、そういうところばかりではないかと思えます。市といたしましては、部分的にも事業効果の発現ができるところについては、総合的に判断いたしまして事業を実施したいと考えております。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

わかりました。

私が申し上げている道路拡幅については、地権者の同意が100%とれていない、残りの方と交渉中とのことだと受け取りましたけど、前執行部のときは100%が理想だが、100%の同意をとるには時間がかかるなどなかなか難しいこともある。100%に近い同意がとれたら、優先度を決め、スピード感を持って順次整備を進めると見解を聞いたばかりでなく、具体的な取

り組みも見てきました。何かしら行政の対応にいま一つスピード感が感じられない、そんな市民の声も聞かれます。このことについてどんな見解をお持ちですか。

建設課長（中村敬二郎君）

市民の皆様の同意、協力ができましたら、それにつきましては予算の範囲内におきまして優先的に整備を進めているところでございます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

最後に、市長にお聞きいたします。

冒頭で、演壇で述べた金子市長のマニフェストの中に、安心して暮らせ、住みよいまちづくりのところで、緊急自動車の入らない道路を拡幅しますとあり、その期間はすぐに取り組みますとなっています。これまで取り上げてきた昭代校区内の生活道路の拡幅改良工事や、大沢から北上する主要道路整備については継続事業で、また、七ツ家カントリーから田脇の郵便局までは22年度に完了させる予定、昭代第一小学校校門からマミーズまでの延長430メートル、ことしの測量に入り、21年度設計となり、本格的に事業を着手することになる、また、平成20年12月議会で執行部の答弁を受けていましたが、今、その道路整備はどのようになっているのか。市民の皆さんの関心の高い問題だけに、このテレビ放送をごらんになっていただいている方にわかりやすい言葉で、より具体的な親切な答弁をいただきたいと思います。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

狭隘道路の拡幅については、地点、場所についてはもう梅崎議員御承知かと思えますけれども、地名の場所については私はちょっと具体的にはお答えできませんけれども、難航しております地権者の買収については、夜、蒲池建設部長と参りまして、あと、私自身も直接当人とお会いをいたしまして、ぜひ協力をお願いしますということで、方向としては前向きな方向で解決がつくかなと思ったら、ここ数カ月の間に解決がつくわけではございません。ちょっと時間が必要かもしれませんが、前向きな回答を地権者の方から得ておることをこの場で報告させていただきたいと思えます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

答弁、本当ありがとうございました。

市長、本当にマニフェスト、声高らかに表明されている金子市長のうそ、偽りがなく、言葉に責任を持って誠実に実行しますとあります。この言葉を信じ、また、拡幅整備をきょう、あすかと、待ち望んでいられる昭代地区の要望を真摯に受けとめていただいたものとして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これもちまして、梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 47 分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成21年12月8日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
4番	熊 井 三千代	5番	梅 崎 昭 彦
6番	島 添 勝	7番	白 谷 義 隆
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
30番	龍 益 男		

2.欠席議員

3番	浦 博 宣	8番	森 田 房 儀
29番	河 村 好 浩		

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
商	工	江	崎	尚	美
区	画	目	野	稔	男
ま	ち	大	村	隆	雄
安	全	野	田	洋	司
水	産	松	尾	昭	義

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
					事	係	長	高
								巢
								雄
								三

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	2 番 古 賀 澄 雄	1 . 将 来 に お け る 庁 舎 の 統 合 に つ い て (1) 本 庁 方 式 の 現 状 に つ い て (2) 調 査 研 究 機 関 の 設 置 に つ い て 2 . 子 ど も 議 会 の 開 催 に つ い て 3 . 鳥 獣 被 害 防 止 対 策 に つ い て	市 長 教 育 長 市 長
2	26 番 梅 崎 和 弘	1 . 定 住 自 立 圏 構 想 に つ い て 2 . 食 育 基 本 法 と 食 の 大 切 さ に つ い て 3 . N E C 撤 退 と 市 の 対 応 に つ い て	市 長 " "
3	20 番 吉 田 勝 也	1 . 柳 河 小 学 校 プール 建 設 の 進 捗 状 況 に つ い て 2 . 柳 川 市 の 財 政 財 産 に つ い て (1) 起 債 (2) 建 設 事 業 費 (3) 柳 川 駅 東 部 地 区 区 画 整 理 費 (4) 漁 業 団 地 (5) マ ル シ ョ ク 跡 地	市 長 "
4	14 番 竹 井 澄 子	1 . 通 学 路 の 安 全 性 に つ い て (1) 市 内 の 通 学 路 の 安 全 性 及 び 犯 罪 予 防 対 策 に つ い て	市 長
5	4 番 熊 井 三 千 代	1 . 環 境 自 治 体 会 議 加 盟 に つ い て 2 . 介 護 予 防 ・ 健 康 づ くり に つ い て 「ご 当 地 体 操」づ くり を 3 . 柳 川 市 食 育 推 進 条 例 の 制 定 に つ い て	市 長 " "

午 前 10 時 開 議

議 長 (龍 益 男 君)

お は よ う ご ざ い ま す 。 本 日 の 出 席 議 員 26 名 、 定 足 数 で あ り ま す 。 よ っ て 、 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

日 程 第 1 一 般 質 問 に つ い て

議 長 (龍 益 男 君)

日程 1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第 1 順位、 2 番古賀澄雄議員の発言を許します。

2 番（古賀澄雄君）（登壇）

皆様おはようございます。2 番、公明党古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

初めに、合併 5 周年を迎えるに当たり、2 点について質問をいたします。

1 点目は、将来における庁舎の統合についてお伺いいたします。

合併協議会において、事務所の位置については小委員会を設置し協議されました。合併協定項目では、庁舎の利用方式については本庁方式とし、各市町の現庁舎の窓口業務を置き、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散することとした。将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部分を念頭に検討するとしております。

本庁方式の長所としては、合併の印象が強い、業務効果の向上、職員意識の一体化、定員適正化が図りやすいなどが挙げられますが、そこで 5 年が経過した今日、本市では本庁方式の現状についてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、調査研究機関の設置についてお伺いいたします。

合併の目的は、行財政運営のスリム化と効率化にあります。市民の合併に期待するアンケートの中で最も多かったのが、役所の職員や議員が減ることによって経費を減らすことができるとなっております。議員の定数については、来年 10 月には合併協定数 24 となります。さらに将来においては適正定数を心していくべきと、そう考えます。職員の数については、10 年間で 8 1 人減らすこととなっております。現状については答弁をお願いいたします。

現庁舎の現況ですが、この 5 年間、庁舎間移動に伴う人件費や公用車燃料費などは幾らになるのか。3 庁舎の維持管理費は、改築費は、耐震状況は、今後 10 年、20 年後の推計はどうなるのか。庁舎の統合化は、これらの経費の合理化、効率化を図る上で効果的な手段ではないでしょうか。

なお、合併特例債の活用については、合併後 10 年以内の完成が条件となっている。このままほうっておいていいのか、市長の所見をお伺いいたします。

2 点目に、子ども議会の開催についてお伺いいたします。

合併 5 周年を迎えるに当たり、さまざまな記念事業が計画されるものと思っておりますが、その 1 つに計画されてはいかがでしょうか。

市長所信表明にあります「柳川に生まれてよかった」「柳川で育ってよかった」「柳川に住んでよかった」と言える柳川市のためにも、子供の健全育成のためにも生涯の思い出に残る機会をつくってはいかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、鳥獣被害防止対策についてお伺いいたします。

去る10月20日、柳川農業組合の代表の方々と、我々産業経済常任委員会との意見交換会が開催されました。その折に、鳥獣被害に関する質問がありました。農作物の被害に遭って困っている。何とかしてほしいとの要望でした。農政課は、銃器による有害鳥獣を駆除することにより被害を防止するとしながらも、現在、柳川猟友会に委託しているが、実情は猟友会の後継者の問題もあって厳しい状況にあり対策に困っているとの話でした。

そこで、まずこれまでの被害状況並びに取り組みのさまざまについて御報告をお願いします。

一方、国においては、鳥獣被害が深刻化する中、地域の実態に即した抜本的な対策と強化を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定され、平成20年2月に施行されました。この鳥獣被害防止特措法に基づき被害防止計画を作成した市町村にはさまざまな優遇措置が受けられるようになっております。本市はこの対応にどのようにされているのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、再質問については自席にて行いますので、よろしくお伺いいたします。

総務部長（大坪正明君）

古賀澄雄議員の将来における庁舎の統合についての御質問にお答えをいたします。

合併して5年が経過しようとしているが、本庁方式の現状についてどのように考えているかという御質問でございます。

議員がおっしゃいましたように、合併後の庁舎の利用方式につきましては、合併協定で本庁方式が採用をされております。

条例上の本庁は合併前の柳川市役所といたしておりますが、合併前のそれぞれの庁舎を柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎ということで、対等な庁舎として合併後も有効に利用して住民の皆さんが不便にならないように、窓口業務につきましては3庁舎とも平等になるように配置をしたところでございます。

ただ、本庁方式といいましても、本庁であります柳川庁舎にすべての機能、そして職員を集めることは、庁舎の広さを考えると不可能でございましたので、大和庁舎に産業経済部門、三橋庁舎に教育委員会、監査委員会事務局が置かれたところでございます。

本庁方式は、議員がおっしゃるような長所があるということでございますが、実際本市の場合、旧1市2町の職員をある程度均等に配置をしたことによりまして、職員の意識の一体化が図られ、また旧1市2町それぞれにあった部署を一本化したことや、組織・機構の見直しによって業務の効率化、職員の削減もできております。ただ、一部分庁方式を取り入れざるを得なかったことによりまして、市民の皆さんに御不便をおかけしている面があるかと思えます。また、職員につきましても、電話やメールなどでは済ませることができない打ち合

わせや会議、これに出席するための時間的なロスが生じているといったこともございますけれども、各庁舎間の連携をとりながら業務に支障がないように取り組んでいるところでございます。

次に、職員数については、合併後10年で81人減らすことになっているが、現状はどうかという御質問でございます。

定員削減計画では、平成17年の4月1日現在、602人の職員数でございましたが、10年後の平成27年4月1日には521人、つまり81人減らす計画になっております。現状を申し上げますと、21年4月1日現在の職員数が547人で、55人削減をしております。

計画では564人、つまり38人の削減をする予定でしたので、計画より17人多く削減をしてきております。

次に、合併後5年間ににおける3庁舎の維持管理費、修理費はどれくらいになるかという御質問でございます。

平成17年から20年度までの4年間は決算額から、21年度は決算見込みでの積算をしておりますが、維持管理費につきましては柳川庁舎が約243,000千円、大和庁舎が約129,000千円、三橋庁舎が約123,000千円、修繕費につきましては、柳川庁舎が約44,000千円、大和庁舎が4,000千円、三橋庁舎が約13,000千円となりまして、3庁舎の5年間の修繕費も含めた維持管理費の合計は約556,000千円となっております。

また、庁舎間移動等に伴う人件費及び公用車の燃料費等はどうかということですが、どのような方法で計算することが実態により近い数字が出るのか。また、移動の実態を把握しておりませんので、現段階では試算をしておりません。

次に、改築費、耐震状況はどうかということですが、また、このままの庁舎方式での今後10年後、20年後での推計はどうかという御質問でございます。

3庁舎とも簡易な修繕をこれまで行ってきておりますけれども、改築工事については行っておりません。また、耐震調査につきましても実施していない状況でございます。

次に、このままの本庁舎方式で10年後、20年後はどうかということですが、各庁舎の建築経過年数の状況を見ますと、三橋庁舎が築後18年、柳川庁舎が築後32年、大和庁舎が築後43年を経過しておりますので、建物や各種設備の老朽化が見受けられます。今の庁舎を10年から20年使用するには、柳川庁舎や大和庁舎は耐震補強工事、あるいは大規模修繕が必要になってくることも考えられますけれども、現段階では具体的な試算は行っておりません。

次に、庁舎の統合化についてでございますけれども、人件費や各庁舎の維持管理費の経費節減を図る上で効果的な手段の一つであると考えております。しかし、庁舎を統合するに当たっては、合併協定項目の交通事情や他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討するということになっておりますので、これに沿って庁舎の位置

をどこにするのか。また、庁舎を新築とするのか既存庁舎を活用するのか。住民の利便性、財政的にも大きな負担になりますので、多方面から慎重に検討する必要がありますので、短期間に結論が出せるものではないと考えております。

市民や議会のコンセンサスを得なければならない大変微妙な難しい問題だと思っておりますので、慎重な対応が必要だと考えております。

以上です。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

2番目の合併5周年の記念事業といたしまして、子ども議会を計画する意思はないかというところでございます。

教育委員会といたしましても、子供たちが柳川市のまちづくりに関心を持って、意見や考えを述べる機会を持つことは大変有意義なことであると考えております。

しかしながら、昨年9月の古賀議員の一般質問でもお答えいたしましたように、現在学校現場におきましては、学習指導要領の改定に伴いまして、指導内容が増加いたし、授業時数の確保にきゅうきゅうとしているというのが現状と考えます。また、記念事業の一環として子ども議会を考えていきますと、クリアしなければならない課題が相当数出てくるものと思われま。せつかく子ども議会を有意義なものにするためには、児童・生徒みずからが質問事項に対する調査研究をするなど、それ相応の準備期間や学習の時間が必要となってまいります。子ども議会の体験などに活用できる総合的な学習の時間は、学習指導要領の改定で減少してきておりまして、事前の準備をする時間を確保するのが非常に困難な状況でございます。そのため、土曜日、日曜日、もしくは夏休みなどの利用も考えなければならなくなるという、そういった課題もございます。また、当然開催するということになると、教育委員会だけで実施できるものではなく、市長部局の体制や調整も必要となってまいります。そういったことから、子ども議会の趣旨は十分に理解できますが、開催につきましてはどうしても慎重にならざるを得ないというところでございます。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

3番目の鳥獣被害防止対策について、3点ほど質問ということでお答えいたしたいと思っております。

まず1点目につきまして、被害の状況についてお答えいたします。

カラス、ドバトによる農作物の被害について申し上げますと、被害については市内全域にわたっている状況でございます。また、年間を通して被害が発生しているという状況にあります。

特に大豆、麦の播種時期、それとブドウ、イチジクの熟した時期に被害が起こっている状

況にあると思います。どのくらいの農作物の被害かと申し上げますと、なかなか正確につかめない状況にありますけれども、県の被害状況調査などによって推計をいたしますと、本市におきましては麦でおおよそ5,400千円程度、それと大豆で6,900千円、それからブドウで600千円、イチジクで190千円、合計で約13,000千円程度の被害があるかと思っております。また、露地野菜とか家庭菜園、さらにビニールハウスを破くなどの被害もあっております。これらの被害を合わせますと、かなりの被害に上るのではないかと考えております。

それから、2点目の取り組みの状況についてでございますけれども、本市で銃器による駆除を年3回行っております。時期的には大豆播種時期及びブドウの熟する時期、7月に2回行っております。それと、麦の播種時期、今ですけれども、12月に1回と。特に銃器による駆除につきましては広域的な取り組みが有効ということもありまして、筑後地区有害鳥獣広域対策協議会を設けております。そこで情報交換等を行いながら、7月12日については一斉駆除日ということで実施をいたしております。

また、生産者の皆さんにおいても爆音機を鳴らしていただいたり、テグス、釣り糸ですけれども、テープを設置、それと擬似の鳥、それから反射板等を掲げて対応をさせていただいているところでございます。

それから、3点目の鳥獣被害防止計画の策定についてですけれども、議員おっしゃいましたように、鳥獣被害防止特別措置法が昨年できました。その中で、市町村において鳥獣被害防止計画を定めることによって、その国の支援が受けられるというふうになっております。そこで本市においては、JA、猟友会と連携しながら、またさらには県とも協議しながら、今年度中の策定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、先ほど本庁利用の現状については答弁いただきましたけれども、先ほど職員の一体化は進められていると、こういうお話ですけれども、ひいては柳川市民の一体化ということが大事になってくるんじゃないかと思っております。そのためには庁舎の統合というのが前提になるかというふうに思っております。そのことによる業務の効率化や定員の適正化、そういったことも環境的に進められていくのではないかと、こういうふうに思います。

5年前に私たちは1市2町合併をしたわけですがけれども、そのときの決意としましては、孫子の時代に負担をかけさせないと、こういうことがあったわけです。そういうことと同時に、行政のスリム化というのが我々の認識であったわけです。今回、合併特例債も10年期限ということで、来年3月21日がちょうど折り返し点、5年ということになるわけです。そういうことで、市民の皆様も、この時期に来てやはり合併効果というものがどうであるのかと

ということについては関心があるものと思っております。

我々はこの5年を振り返って、そして検証して、また新たな決意で出発をしなくてはいけないと、こういう時期ではなかろうかなということで質問をしておるわけでございます。

そこで市長にもお伺いをしたいと思いますが、事務所の位置、小委員会による報告によりますと、合併協定項目に至った調整の内容、理由が載せられております。庁舎の利用方式については合併のメリットである行財政改革を進め、合併後の職員削減や効率化を図るため、本庁支所方式が望ましいが、現在の1市2町の庁舎では、いずれは本庁にするにしても本庁としてのすべての機能を集約するには面的に難しいと。そのため一部分庁方式を採用する必要があるということで、本庁支所方式が望ましいが現況厳しいと、こういうことではないかと思えます。

以上の理由により本庁方式とし、各支所の現庁舎に窓口業務を置き、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散することにしたと。何か調整にすっきりしないものがあるような感じがするわけです。当時、まず合併ありきと、そういう気が強かったんじゃないかと、こういう私の実感でございます。

最後のところに、将来の新市の事務所の位置については、将来新庁舎を建設する場合は、交通事情や他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討すると。こういう結びがありますけれども、やはり将来に示唆するような結論ではなかろうかなと私なりに思っております。

この小委員会における要望と申しますか、結果報告について、市長どのようにお考えなのか、どういうふうに認識されているのか、感想をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

平成17年の3月21日に合併をいたしまして、来年がちょうど丸5年になるわけです。折り返し点になるわけですが、10年を計画した場合の折り返し点になりますが、合併特例債のことについても、その合併協議会の中で270億円ぐらい借り入れできますけれども、実際借るのは130億、140億近い数字だったと思います。そういうようなことで、現在、補正予算を含めると67億円、半分近くを現在その分の特例債を使っております。

庁舎を建設する場合には、私は三橋町のときのことを思い出しますと、庁舎だけでも25億円かかったような記憶がございます。そういう形で、庁舎を一本化した場合には幾らぐらいかかるのかと、大体おのずとそれに3倍近くのお金がかかるから、70億円ぐらいかかるだろうと思っております。

それとあわせて、今合併のときの小委員会のほうの報告のことを今申し上げられました。確かに将来的には新庁舎の建設に当たりましては、交通事情や他の官公署との関係、また、市民の利便性を考慮いたしますと、柳川市の真ん中、中心部ということが考えられます。そ

ういう意味では、その用地の確保もしなければならぬというふうに思っております。

確かに、合併をいたしまして5年たちまして、垣根のないまちづくりをとということで、職員につきましては分散のことで、今それぞれの三橋庁舎、大和庁舎、柳川庁舎やっておりますけど、職員については人事等の交流とかいう形では一体化はできているというふうに私は思っております。

ただ、市民が一つとなるためには、将来的には庁舎建設を私は必要というふうに思っておりますが、平成27年の3月20日まで、要するに合併特例債が適用できるのはその時期まででございます。私の公約の中に総合運動公園とか、そういう大型事業等もありまして、ぜひ総合運動公園につきましては合併特例債を活用していきたいということをかんがみますと、なかなか厳しい面があるかと、事業の選択も考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

最終的には柳川は1つという形で庁舎建設は必要だというふうに考えておりますが、この10年間の中に建設については大変厳しいというふうに私は思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

はい、ありがとうございました。

小委員会においては、迅速な事務処理と意思決定、権限と責任の明確化、機動性、弾力的な行政運営を図るため組織が肥大化することのないよう簡素・合理化に努める。こういう要望を出しております。そういったことを確認しておきたいと思えます。

次に、調査研究機関の設置についてでございます。

専門家の話によりますと、庁舎の統合の動きは今後全国的に進む。また、総務省合併推進課は、行政の効率化という合併本来の目的を考えると、こうした動きや議論は評価できると、こういうことです。

そこで、庁舎間の移動に伴う人件費や燃料費、並びに3庁舎の職員の人件費、こちら辺について再度お伺いしたいと思いますけれども、先ほどは具体的に出ないということでしたので、私なりにちょっと考えまして、1番目に庁舎間を、書類を移動しているメール便というのがあると思うんですね。そのメール便の1回の、いわゆる1日間の循環、これは何回されているのか。それに必要とする人件費並びに公用車の燃費、これはどれくらいかかるのか。2番目に、同じように職員の1回の移動の人件費と燃料費、1回で結構でございます。

それから3番目に、職員数と人件費、これは三橋庁舎、大和庁舎のいわゆる窓口、また調整課あたりのことでございます。

それから、公用車の現在の保有台数、こちら辺がわかればお願いしたいと思います。公用車についても当然削減されるというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

総務部長（大坪正明君）

庁舎間移動に伴う人件費等についてお答えをいたします。

まず1つ目に、メール便ということで、1日何回往復しているかということですが、1日2回巡回をしております。これは嘱託職員によってやっております、その人件費と公用車の燃料代の概算で、1年間でおよそ2,500千円かかっております。

次に、職員の1回の庁舎間の移動の人件費と燃料費ということですが、往復に大体15分、15分で30分かかったといたしますと、それぞれの庁舎間で大体往復で1,100円程度でございます。

それから3番目に、職員数と人件費ということで、窓口の部門ということで、窓口の部門で大和庁舎が15人、三橋庁舎が16人といたしますと、その職員の合わせて31人で、年間でおよそ225,000千円でございます。

ただ、これは庁舎を統合いたしましたとしても、市民サービスの観点から考えますと、その窓口部門をすぐになくすということにはならないのではないだろうかというふうに考えております。

公用車の保有台数については申しわけございませんけれども、ちょっと資料を持ってきておりませんので、後で調べてお答えいたします。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

メール便は2回、三橋庁舎と大和庁舎、それぞれに巡回をされているということで、年間にするると2,500千円と。当然10年、20年という計算が出てこようかと思えます。職員さんの1日1回の移動については1,100円ということで、きょうも議会が行われておりますが、各庁舎から何人の方が来られているかということですが、これはここでは問いませんが、当然掛け10にしたら11千円という形に膨れ上がってきているわけですね。これは無駄なことになるわけですね。庁舎が統合されればこういったことは出てこないわけでありまして。大和、三橋庁舎の職員さんについては統合したからといって全員がそうになると、金額が減るということではないということですが、検討するに当たっては相当の人件費の削減は見込まれるというふうに思っております。

そういうことで、余り細かいことはここでは申し上げませんが、ちなみに射水市というところがあるんですけども、ここが庁舎調査した例を申し上げますと、ここは6庁舎があります。6庁舎に伴う経費と統合庁舎を建設した場合の各経費を比較されたものがありました。それを見ますと、その差額は年間約5億円、10年間で60億円、20年間で130億円と、耐震性を満たしていない4庁舎の改築費約60億円を合わせると、190億円ということになります。柳川市においても先ほど各庁舎の建築年数がありましたけれども、ここ柳川庁舎、それから大和庁舎は、耐震性はないということになるかと思えます。

そういうことを考えた場合、この柳川市が3庁舎ですので、これが比較になるかということとは考えられませんけれども、しかし、目安にはなるというふうに思っています。

こういうところ、執行部としてはどういうふうに考えられるのかなと、ちょっとお願いしたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

射水市の例を御紹介いただきましたけれども、確かに射水市では6庁舎でそういった190億円に上る経費が節約できるというようなことだろうと思いますけれども、柳川市の場合は3庁舎で、しかも、三橋庁舎については非常に新しい庁舎でもございます。そういった中で統合化をどうするかということでございますけれども、確かに行政の効率化という合併の所期の目的からしても、統合をするということが理想であるということはだれしも考えることでありましょうし、私もそう思っております。

しかし、合併協議会の小委員会で検討され、統合庁舎を新たにつくるという結論にならなかったというのは、これは財政的な面が非常に大きい問題だと思えます。新たに庁舎をつくるとすれば、先ほど市長も言われましたけれども、50億以上、60億、70億というような、そういった費用がかかると思えますし、先ほど合併特例債の話もありましたけれども、既に半分を使っていると。あとの5年間で柳川駅東部の区画整理事業とか、小・中学校の整備、あるいはコミュニティセンター、総合運動公園、あるいは水路、道路の整備など大きな事業がたくさんございます。そういった中で新庁舎を建設するというのは財政的に非常に厳しいというような現状があるかと思えます。

こういった中で、この庁舎問題については慎重な対応をせざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

だから、先ほど射水市の例を挙げたわけでありまして、いわゆる経費が総合庁舎を建てた場合と、このまま行った場合の経費の差額が190億円ぐらい将来的にできるということの調査結果が次のステップに移行していくという、そういうことでございます。当然、合併当時はそういう考えがなければなかなか合併は、頭から庁舎を建てるから合併しましょうなんていうことはできなかったとは思いますが、しかし、この5年たって次の10年目を迎えるに当たって、そろそろやはり考えなくてはいけないんじゃないかと、こういうことでございます。

合併特例債も先ほど総合運動公園の云々かんぬんということで市長のほうからお話がありましたけれども、あと5年、これは完成でしょう。5年間で完成しなければだめなんでしょう、どうですかね。

財政課長（石橋真剛君）

原則的に26年度までに予算を計上すると、最終的な事業予算を計上するということになります。ですから、もう原則的には26年度完成ということでお考えになって結構だと思います。

2番（古賀澄雄君）

そういう時期が迫ってきているということでもあります。

また、地域審議会、これも10年で解散ということで、あと5年間ということになるかと思いますが、やはりこういう現庁舎の実態である。また、今そういった削減すればこれくらいの削減ができるぞと、こういったシミュレーションというか、そういう調査研究はやはりこの時期にして、市民の皆様にもそういったことを明らかにしながら、市民の皆様にも判断をお願いしなくてはいけないんじゃないかと、そういう時期に来ているんじゃないかというふうに思うんですね。早急にできる問題ではないので、私としては、この調査研究をする機関を設置する必要があるんじゃないかと、こういう思いでございます。それについては早急な対応が時期的には来ているんじゃないかと、こういうことでございます。

再度市長のほうに感想をお願いします。

市長（金子健次君）

平成26年度までに実現できなくとも、庁舎の建設につきましてはそういう時期に来ているかと私も思います。

ただ、5年間で510,000千円、3庁舎でやった場合にはそういう方式になっていると。ただ、5年1庁舎にした場合には510,000千円がゼロになるということでもないし、いろんな角度から検討をしてみたいというふうに思っております。

それとあわせて、将来的には合併の問題が控えてきます。広域的な合併問題を含めて、その時期的にタイミングとか、その合併問題についても、またいろんな意見を聞かなければなりませんけれども、10年以内に建設をするということについて私は考えておりません。また、そういう研究機関を設けることにはやぶさかでないということです。

2番（古賀澄雄君）

庁舎の統合については、自治体でさまざま検討がなされていると。多大な投資を避けるためのことで、本庁舎に隣接するコミュニティセンターを庁舎別館に転用するとか、そういうことをしながら移動期間をできるだけ無駄を省いていくと、こういうことでございます。

本市においても、そういった検討に値するものは、私はあると思っております。

ぜひこの機会にそういう調査研究していく、そういう時期ではなかろうかと思しますので、よろしく願いしておきます。

次に、子ども議会の開催についてお願いします。

今回、合併5周年事業の一つとしてできないかという通告を私はしたわけでございます。

教育長部局のほうに事前協議を持ちかけまして、ここでは5周年記念事業となれば回答はできかねると、こういうことでした。市長部局のほうに答弁を求めたわけでございます。と

ころが、市長部局では、来年は5周年には当たらないということで回答できないと。そういうことで事前協議は終わったわけですね。

今日、きょうですけれども、先ほど教育部長のほうから答弁ありましたけれども、ちょっとこら辺の疑問を晴らしていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

合併5周年の記念事業の一環として、子ども議会を計画する意思はないかという質問通告があっていたわけです。それについて教育委員会部局、また執行部局のほうにも照会、また協議をされたということでございます。そこに企画部門のほうから記念事業としてはできないというふうなことです。

私の考えを申し上げたいと思いますけれども、そのことを十分教育委員会の部局、また私なりの考え方を申し上げたいと思います。

子ども議会につきましては、旧1市2町でそれぞれに開催をされた経緯があります。私も三橋町のときには、子ども議会の関係については携わったことがございます。大変私もいいことだなと。中学生や小学生の子供たちが政治に、そういう体験をして目覚めるということは大変すばらしいことだなというふうに今でもそういうふうに思っております。大変意義深いことだったというふうに考えております。

しかしながら、学習指導要領の改定によって子ども議会を開催した当時とは、学校現場に変化が生じて授業時間数の確保が厳しい状況にあると、難しいという答弁が教育部長のほうからありました。合併5周年の来年の3月20日までには、私は記念事業としては難しいと思いますが、私自身、教育委員会のほうにお願いをして、そういう子ども議会が開催できないかということをお願いしたいというふうに思っております。それはもう記念事業ではなくても、今後やってもいいんじゃないかと思っています。

今後、子ども議会だけではなく、こういう議会を傍聴席から見る機会とか、この議場を見学するとか、社会科見学でも結構小学生の子どもたちがこの議場を見まして、この議場で何をするのかというふうなことも事務局時代も説明したことがありますし、そういうことも必要ではないかと思います。また、これは、この中継もライブでやっていますので、こういうやりとりも見られる機会がございます。

そういう意味で、子ども議会がその席に座って体験することも必要かなというふうに思って、ぜひ教育長のほうにも打ち合わせの段階でお願いをしたところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

これに関連しますけれども、私も、今市長言われるとおり、思いは同じでありまして、新市になりまして3回この質問をしたわけですけれども、そういった中で、「古賀さん、5周

年でさっしやるとよかったですね」というふうな執行部のアドバイスというか、責任逃れというか、あったわけですがけれども、ああ、そうだなと私もそのとき思いまして、なら今回しないと、その人のアドバイスも無になるというふうなことで至ったわけでございますけれども、しかし、今回実現できなければ私はもうないなと、こういう腹はくくっておるんですよ。だから、もう提案はせんめーかというふうに思っています。

ただ、やはり次の10年に向かうに当たっての本市の決意というか、そういうものは私は大事だと思うんですね、5周年記念事業というのは、5周年とはいつなのかということと、その5周年記念事業というのは計画にあるのかと。また、市長は5周年というのはどういうふうにとらえてあるのか、この3点お願いします。

市長（金子健次君）

私が市長に就任をいたしましたのが、ことしの4月24日、5周年のいろんな記念行事をするとするならば、6月議会の中で補正をする必要があったかと思えます。周年事業としては、私は来年の3月20日、要するに、来年がちょうど6年目を迎えます。来年の3月21日ですね。そういうふうなことかなというふうに思っています。

ただ、そういう節目の部分はあると思えますけど、この子ども議会については、そう私はこだわらずに、子供たちのために、子供たちが原石でもありますし、光輝くようにするのが私たちの役割というふうに思っていますので、余りその節目節目はこだわらないという考え方を持っております。

以上です。あと2点が何やったかわからんことになった。それでいいですかね。（「もう時間がないから」と呼ぶ者あり）

2番（古賀澄雄君）

5周年にこだわらないということでございますので、事業計画、静かに静観をしておきたいというふうに思います。

やはり5周年記念事業ということで、市民がですね、ああ、5周年かと、次の10周年へ向けてこういうテーマで頑張ろうじゃないかと、こういう節目をつくることはやはり本市の意欲につながるんじゃないかというふうに思います。

先ほど市長の思いは聞きましたけれども、私も、市長は所信表明の中で、将来、柳川からオリンピック選手を育てたいと、こういうことで総合運動公園整備になっているんじゃないかと、そういう夢を持っておられるということだと思えます。私もやはり将来の柳川市を担う人材、これを願う気持ちは市長と同じであります。

そういうことで、市長の子供に対する目線、また人材育成ということをお尋ねしたかったわけですがけれども、先ほど気持ちはお伺いしましたので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

当然私は、行政が一丸になって子供と向き合うという、そういう姿勢が子供たちのいい体

験となり、いい経験となって、それが思い出となって、ああ、柳川に住んでよかったと、柳川に生まれてよかったと、こういうことにもなるかと、そういうふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、鳥獣被害防止対策についてでございます。

先ほど被害防止計画は今年度じゅうに作成を終えるということでもございました。今年度じゅうに終わるということでもございますから、計画の要旨についてはどうかと思ひますけれども、現段階の時点でお願ひしたいと思います。

1点目ですけれども、計画期間はどうかということですが。

2点目が、鳥獣被害対策実施隊の設置、これは計画の中で実施隊を組むことができると。これはいわゆる被害防止のための計画がスムーズにいくためにこの実施隊というのが組まれるということでもございます。

それから、課題点、今後の取り組み。先ほど被害を発表していただきましたけれども、13,000千円くらいあると。また、ビニールとかそういった被害を合わせると相当なものになるということでもございます。

その被害の、いわゆる軽減目標といいますが、当然計画にこれは出さなくちゃいけないものになっていると思うんですね。その他何かあれば報告をお願ひしたいと思います。

農政課長（成清博茂君）

鳥獣被害防止計画の策定ですけれども、1点目、計画起案といたしましては、平成22年度から24年度までの3年間を一応予定いたしております。

それと、鳥獣被害対策実施隊についてですけれども、これにつきましては、計画に盛り込んで国の支援も受けられるということになっておりますけれども、これにつきましては、捕獲体制について今猟友会に協力をお願いしております。今後も猟友会の皆さんに協力をいただき続けていきたいというふうに思っておりますが、なかなか高齢化、今30人程度の会員さんがいらっしゃいます。そのうち60歳以上が75%を占められるということで、かなり高齢化もいたしておりますので、この辺人材育成の項目を盛り込みまして、実施隊の設置を盛り込むか、また別の後継者育成について盛り込むか、その辺を検討していきたいというふうに思っております。

それと、今後の取り組みということで計画の中にどう盛り込むかということですが、一応現在、対象鳥獣を本市のほうはカラス、ドバト、キジバト、ムクドリというふうに対象鳥獣を指定するように予定をしております。その中で、やはり対策としては、これまでの銃器による鳥獣駆除、これが一番の効果があるんじゃないかというふうに思っておりますし、今後も取り組んでいきたいというふうな盛り込みをしていきたいと。

それと、カラスについてはなかなか厳しいかなと思ひますけれども、ハトについては箱わなも有効であると聞いておりました、その辺も盛り込んでいけたらというふうに思っております。

ます。

それと、被害軽減目標ということで項目に挙げる必要がありますけれども、これについてはなかなか難しいんですけども、県の設定の状況とか他市の状況が大体10%から20%の目標を掲げてあるというふうにも聞いておりますし、その辺を参考に、いろいろJA、また猟友会等々も検討しながら設定していきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

柳川市は、基幹産業は農業、漁業ということでございますので、こういった被害に対する要望に対しては誠実に対応をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。以上で終わります。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時9分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

26番、日本共産党の梅崎和弘です。発言通告に従って行います。

第1点目は、定住自立圏構想についてであります。

8月25日の全員協議会におきまして、企画課よりこの定住自立圏構想の推進についての資料が配付をされました。そのときは何か十分な説明がなかったのではないかなと私は思っております。

総務省のホームページから取り寄せました資料によりますと、我が国は今後急激な人口減少時代に突入すると予測されており、3大都市圏と比較し、その度合いが著しいとされている地方圏の将来は極めて厳しい状況にあります。このような状況下で、地方圏の市町村が単独で生活基盤の充実などを図っていくことは、もはや困難であるとの認識のもと、それぞれの市町村の自主性を尊重しながら、人口が5万人程度以上であることなど一定の条件を満たす中心市と周辺市町村がみずからの意思で1対1の定住自立圏形成協定を結び、連携、役割分担を行うことで、地域の活性化を目指す取り組みがこの定住自立圏構想だと、このように言われております。

大牟田市では、この定住自立圏構想は、市民自治や市の未来にもかかわる重要な問題がこ

としの8月28日、突然この中心市宣言が行われ、このことは議会にも十分説明がなかったというふうに聞いておりますけれども、このことで多くの批判があったということを知っています。

新聞報道によりますと、大牟田市、みやま市、柳川市の3市長が定住自立圏構想に基づく事業計画などの話し合い、役員改選の後に、20年度事業計画から収支決算、21年度の事業計画、収支予算などを協議する。第4次有明広域市町村圏の計画の要綱はことし3月で失効している。今後は定住自立圏形成推進のため、組織への円滑な移行などの活動に3市が連携しながら取り組むことになる、このような記事がっております。

そこで、質問の1点目ですけれども、この定住自立圏構想についてどういうものか、具体的にわかりやすく説明をお願いいたします。2点目は、今後どういう手続の流れで進められるのか。3点目としましては、この財政支援措置としまして、中心市には年間40,000千円、県域市町村には10,000千円の特別交付措置などがありますけれども、どのような使い方をされるのか、お尋ねいたします。

2点目ですけれども、2点目は食育基本法と食の大切さについてであります。

平成17年7月15日に施行されました食育基本法のこの前文によりますと、「21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎ともなるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」とこのようにあります。いわゆるここには、すべての国民にとって食育がいかに大切かが書かれてあるわけでありませう。

そこで、本市におきます食育はどのようになっておりますのか、お尋ねをいたします。

3点目でございますけれども、NEC撤退と市の対応についてであります。

NECエレクトロニクスは10月28日、NECセミコンダクターズ九州・山口 これは柳川市西浜武にあります福岡工場を2011年9月までに閉鎖し、同工場の生産品目を大分工場などに移管すると発表をしております。この工場は1979年10月に設立をされ操業を開始しており、半導体や特に集積回路の製造を行っております。ここには正規従業員約300人おられますけれども、その中の約4割の方が柳川市在住の方と聞いております。いわゆるこの工場は柳川市にとって大事な工場であり、経済的な損失が大きいものと思っておりますけれども、このこと

につきまして、市としての対応はどうされるのか。

以上をお尋ねしまして、第1回目の質問を終わります。

副市長（刈茅初支君）

定住自立圏構想についてお答えをいたします。

まず、第1点目の定住自立圏構想とはどういうものかという御質問でございます。

現在、地方圏では少子・高齢化、人口流出、財政危機問題などによりまして存亡の危機に瀕している都市が急増傾向にあります。このような状況の中で、もはや1つの市町村が単独で医療、福祉、教育など、市民の皆さんの暮らしに必要なサービスをフルセットで提供し続けることは困難な時代を迎えております。

定住自立圏構想とは、集約とネットワーク、この考え方にに基づき、人口が5万人程度以上で、昼夜間人口の比率が1以上、つまりは夜間人口分の昼間人口が1以上という要件を満たす中心市に、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、圏域市町村に必要な生活機能を確保し、観光、交通インフラ、自然環境保全など互いに連携協力することによって圏域全体を活性化することを目的とするものであります。各圏域において、従来の地方自治制度下では困難だった市町村の壁を越えた広域の取り組みや行政、民間の壁を越えた連携と役割分担による取り組みを推進することで地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への新しい人の流れを創出し、全体として魅力ある地域の形成を目指すものであり、総務省が全国的な見地から推進している施策であります。

それから、2点目でございます。どういう手順の流れで進めていくのかという御質問でございます。

定住自立圏構想の手続といたしましては、3つの手順を踏むこととなります。まず、第1段階の中心市宣言、それから第2段階の中心市と圏域市町村との協定の締結、それから第3段階としまして協定に基づく共生ビジョンの策定であります。

その内容と取り組み状況を申し上げますと、御承知のように、有明広域圏3市の合意に基づき、先ほど申し上げました要件、人口5万人以上、昼夜間人口比率が1以上、これを満たす大牟田市では、8月28日にその圏域の中心的役割を担う中心市宣言を行いました。このことで意思表示がなされたところであり、圏域形成手続の始まりとなる第1段階を終えております。

第2段階であります。これから取り組むこととなります定住自立圏形成協定の締結であります。

これは中心市である大牟田市と圏域市町村である柳川市、みやま市がそれぞれ1対1の対等な立場で医療、福祉、教育、地域公共交通などの生活機能の強化の観点から、相互に役割分担して連携していくことを盛り込んだ協定の締結であります。この協定が締結をされて初めて、定住自立圏が構成されることになるということでございます。

この協定につきましては、先月、圏域を構成する3市、つまり柳川市、大牟田市、みやま市ですが、3市の市長出席の会議で協定締結に向け協議、検討を進めていくことが確認されたところでございます。それぞれの分野におきまして、現在、担当レベルではありますが、協定内容につきましては、これから協議、検討に取りかかるということになっております。

なお、協定の締結に当たりましては、自治体同士の連携となるために、議会の議決が必要でございますので、取り組み状況などを含めまして事前に御説明、御報告をしていきたいというふうに考えております。

それから、第3段階としての定住自立圏共生ビジョンの策定であります。

これは、定住自立圏形成協定をもとに大牟田市、柳川市、みやま市の協議を経て、大牟田市が具体的取り組みを作成し公表するものでございます。

最後の3点目でございますけれども、財政支援措置としての特別交付税の使い方についてであります。

この特別交付税の使い方の基本的な考えといたしましては、圏域市町村と連携しながら進める取り組み、あるいは地域ニーズを踏まえて行うコミュニティー振興等の取り組みなどに充てることになるというふうに思いますけれども、これから協定の案づくりに着手することから、具体的な使い道につきましては、今後検討することになります。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

農政課、成清です。2点目の食育関係の質問にお答えいたします。

本市における食育の取り組みということで、梅崎議員おっしゃいますように、食育は生きるための基本でありまして、さまざまな経験を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが大切だというふうに思っております。

現在、食をめぐってはライフスタイルの多様化、食を大切にする心の欠如、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など、さまざまな問題が生じており、いかに食の大切さが重要かと言われております。

このような本市の食育推進に当たりましては、関係各課、各団体において多岐にわたって取り組んでおりますけれども、まず、学校における食育の推進といたしましては、学校給食における地元食材の活用促進、それから米づくり体験や野菜や花を育てる学童農園設置などを行っております。また、食生活改善推進委員会との健康教室の開催や保育所連盟とタイアップした食育に関する講演会、さらには保育園、それと柳川高校の生徒たちと一緒にジャガイモや枝豆の交流会を開催いたしております。

また、地産地消として、市民祭り、農業祭りにおいて地元農産物の紹介、それか、ふれあいの里、中島の朝市などで新鮮な柳川農産物を販売して柳川農産物のPR等を行っている

ころでございます。また、安全で安心な農作物の生産のための講習会の開催、それと農産物の生産履歴、いわゆるGAP（ギャップ）でございますけれども、そういう記帳にも取り組んで食育の推進を行っているところでございます。

以上でございます。

産業経済部長（藤木 均君）

産業経済部長でございます。NECの撤退のことについての御質問にお答えいたします。

去る10月28日に、本市にありますNECセミコンダクターズ九州・山口株式会社の福岡工場が撤退されるという報道が突如と報道されたわけでございます。同日に、その会社のほうから担当者が見えまして、同様の説明がされたわけでございます。御存じのとおり、2年後の平成23年の9月には完全撤退すると、そういうふうなことを言われたわけでございます。

福岡工場は御指摘のとおり、昭和54年に操業を開始されて、半導体関連の製造工場として創業されたわけでございますが、その間に、市のいろんな行事、また地元の行事、ボランティア活動、いろんな面で貢献をされたわけございまして、市にとりましても、地元にとりましても有形無形の貢献をしていただいたということでございます。昨年からの経済不況、また、そのいろんな、それを受けましての我々がはかり知れない会社の経営方針等もございまして今回の決定になったというふうに思いますけれども、返す返すも残念だと、そういうふうな気持ちでございます。

議員御指摘のとおり、本市の福岡工場には300人程度の従業員がいらっしやいまして、約120人の方が市に在住されているということでございます。今後は徐々に生産の主力が大分の中津工場に移るということで、従業員の配置転換も進んでいくだろうというふうに思います。それに伴いまして、会社の方針にのっとって異動される方、また、いろんな家庭の事情、いろんな事情によって、それに行けない方、いろいろあろうかと思えます。そういうふうなこともあろうかとも思いますけれども、会社のほうとしても何らかの今後手が打たれることだろうというふうに思います。

幸いなことに、あと2年間徐々に進んでいくことになるわけでございますので、市といたしましても、ただ、市で単独で今いろんな施策を打つということはなかなか難しい、そういうこともぜひ御理解をいただいた上で、市といたしましても、県あたりと連携をとりながら就職相談、またあっせん、そういうものについて、全力を挙げてできる限りのことをやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

26番（梅崎和弘君）

1回目の質問に対しましての御答弁ありがとうございました。

まず、定住自立圏の構想についてから第2回目以降の質問を行いたいと思えます。

これは、柳川市のまちづくり構想にも重大な影響を与える今回の定住自立圏構想だと思えますけれども、このような定住自立圏構想に対して、どのような認識を持って、今後の柳川

市のまちづくり構想を考えられるのかどうか、そこら辺の質問をさせていただきます。

副市長（刈茅初支君）

定住自立圏の構想に対する認識ということでございますが、少子・高齢化の急速な進展に加え、地域経済の低迷や地域活力の低下、さらには地域コミュニティーの崩壊などが懸念をされております。その将来は極めて厳しいものと言わざるを得ないというふうに考えております。

このような厳しい状況の中、圏域に必要な都市機能、あるいは圏域住民の生活機能を確保し、一体的な発展と定住促進を図る定住自立圏構想は、圏域全体の活性化に資することができる施策であるというふうに考えております。

26番（梅崎和弘君）

私は、この定住自立圏構想は将来の道州制につながるものだと、このように思っております。先ほど古賀議員の答弁の中、今後、広域合併のことがちらっと答弁のほうにありました。やはり私は、ここが大事じゃないかと思うわけです。いわゆる今まで市町村合併が一段落をしまして、次の地方自治体の再編策として打ち出されたものであり、国の財政支出の削減、また地方自治体に対する侵害であり、国の責任放棄につながるような大変な問題ではないかこのように考えますけれども、ここら辺どのようにお考えでしょうか。

副市長（刈茅初支君）

定住自立圏構想でございますけれども、これは国の支援を受けながら圏域内の住民の皆さんの生活圏を確保すると、また人口流出を食い止め圏域内への新しい人の流れを創出するとともに、それぞれの市の特性を生かしたまちづくりを展開していくという施策でございます。道州制には関係ない、あるいは地方自治に対する侵害ではないものと考えております。

26番（梅崎和弘君）

副市長の答弁で、道州制については関係ないというふうな御答弁でありますけれども、日本経団連が2008年11月に発表しました、道州制導入に向けた第2次提言でも、この道州制を究極の構造改革として位置づけると。そして、国の役割は外交とか防衛などに選択と集中し、道州による広域経済圏で地域発展戦略に財源を投入することを求めているわけでありまして。いわゆるここに危険性があるわけですが、アメリカと一緒に海外で戦争できる国づくりを進める、またはこの自治体の統合などで浮かせた財源を道州が輸出大企業のためのインフラ整備など、大型開発に集中投入することがそのねらいだと思いますけれども、これにつきまして副市長どのようにお考えでしょうか。

副市長（刈茅初支君）

我が国における道州制の導入につきましては、地方の経済的自立による地域間格差の是正、あるいは二重行政の打破による行政のスリム化、それから国際競争力の維持拡大など、さまざまな観点から一つの方策として論じられているところでございます。

しかしながら、この道州制の問題は内容等を含めまして、今、政府、主要政党を初め、各界におきましてもさまざまな議論が行われている最中でございます。

定住自立圏構想でございますけれども、先ほども申し上げましたように、人口流出を食い止め圏域内の新しい人の流れを創出すると。それとともに、それぞれの市の特性を生かしたまちづくりを展開していくという施策でございます。重ねて道州制とは関係ないというふうに認識をいたしております。

26番（梅崎和弘君）

副市長と、これどうかということ議論しても仕方がないと思いますけれども、いわゆるこの道州制導入と市町村再編は自治体行政を住民から遠ざけることになり、地方自治の形骸化をもたらすものであります。

じゃ、全国町村会がどのように言っているかと申しますと、この道州制導入のこれまでの議論は政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚からは遊離したものであると。そして、この道州制の導入により、さらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくと、このように述べておるわけでありまして。いわゆる強制合併につながる道州制には断固反対していくと、このように特別決議が上がっております。こちら辺を考えますと、副市長の認識と大分違うわけですが、この道州制につながる 私は道州制につながると思っておりますけれども、この定住自立圏構想は多くの問題があつて、市民生活と地方自治を守る活動が必要であると思つております。この件につきましては、まだこの定住圏自立構想の議論は出発点に着いたばかりじゃないかなと思つておりますし、今後もこの問題点が出た場合は、この議場でも取り上げていきたいとこのように思つておりますので、よろしく願いをいたします。この件につきまして、ちょっと市長としましての御答弁をお願いしたいと思います。今度、定住圏の会議については市長が御出席されると思つておりますので、そこら辺のちょっと考え方をお願いします。

市長（金子健次君）

今の御質問に対してお答えしたいと思います。

県内、定住自立圏構想という形で久留米市、また八女市ということで、この定住自立圏につきましては、県のほうからの指導もありました。久留米市と八女市がやっておられますよと、あと地方交付税の関係で中心市は40,000千円、またその関係するところは10,000千円というような、共生ビジョンを作成すればというお話がありました。

柳川市は40,000千円、要するに中心市になれないのですかという問いをしたところ、柳川市は夜間人口と昼間の人口との関係で、その条件に当てはまらなないと、大牟田市だけだということございまして。そういうことで、大牟田市長、また、みやま市長と私と話し合ひまして、その提出の期限等もございまして、議会のほうには8月の末になりましたけれ

ども、そういうことで一応宣言市をしていただきまして、今後、私も先日お話の中ではどういふことをやろうかということで、広域的にですね。そういう1市2町の中では、ぜひ最初にお願ひしたいのは結婚サポートセンターと、そういう件等も含めて考えていただきたいということ等も話をしたところでございます。

今後、いろんな形のことについては、大牟田市のほうも県境をまたいで荒尾市とか、そういうところとも話を進めておられるようでございますし、また、それも実現可能だというようなことでございます。そういう意味では、今後、どんなことについて協定するかについては、議会と相談しながら提案をしていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

それでは、2点目に移ります。

2点目の第1回目ですけれども、この栄養教諭制度がありますけれども、この栄養教諭制度はどういう制度なのか。そしてまた、この栄養教諭は、現在何名おられまして、どのような仕事と申しますか、どのような指導をされておられるのか、ちょっと具体的に御説明をお願いいたします。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

栄養教諭制度と、現在何名いるか。そして、仕事の具体的な内容はという御質問でございます。

この栄養教諭制度につきましては、近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化しまして、食生活の多様化が進む中で朝食をとらないなど、子供の食生活の乱れが指摘されておられて、子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて、みずから判断し食をコントロールしていく、いわゆる食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちに身につけさせることが必要となってきております。このため、国は食に関する指導の推進の中核的な役割を担います栄養教諭制度を平成17年度に創設をいたしまして、福岡県では、平成18年から学校への配置が始まりました。柳川市におきましては、平成18年度に1名、南筑後教育事務所管内で初めての栄養教諭の配置がなされまして、平成21年度の現在、2名の栄養教諭が配置されております。

栄養教諭の職務といたしましては、食に関する指導といたしまして、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童・生徒に対する個別指導や学級活動、教科、学校行事等で学級担任等と連携をいたしまして、食に関する指導を行いますほか、栄養管理、衛生管理等の学校給食の管理を行っておるわけでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

私は、栄養教諭は今も1名じゃないかなと思っておったわけですが、2名おられて食に関する指導をされているということで大変ありがたく思っております。やはり何事も子供のときからのやっぱり指導が大事じゃないかと思っておりますし、今後もぜひその食に関する指導をお願いしたいと思います。

それから、ここに10月30日の全国農業新聞がありますけれども、この中の記事で、ことしの小学生の全国一斉学力テストで3年連続1位となった秋田県は、いわゆる「早寝早起き朝ごはん」と、これを推進しておりますし、このことが食育推進の原点だとも言われております。このことにつきまして、どのように思われるのか、今後の対策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

「早寝早起き朝ごはん」が食育推進の原点だということでございますが、柳川市におきましても、平成19年度から「子供は柳川市の宝です」の合い言葉のもとに、「身につけよう 生活リズム」、「育てよう 我慢強さ」、「広げよう あいさつ運動」、これを目標といたしまして、青少年育成市民会議でポスターやチラシを作成するなど、学校、家庭、地域が一体となって運動を始めております。その中の具体的な取り組みといたしまして、「早寝早起き朝ごはん」を推奨し、啓発を行ってきているところでございます。

平成19年度から実施されております全国学力実態調査結果におきましても、議員御指摘のとおり、朝食を毎日食べる児童、学校に行く前に持ち物確認をする児童のほうが正答率が高い傾向や、毎日同じくらいの時刻に寝たり起きたりする児童のほうが正答率が高い傾向が見られるなど、学力と基本的な生活習慣との相関関係が認められておまして、柳川市におきましては、毎年、小・中学校の児童・生徒に生活アンケートを実施いたしまして、基本的な生活状況を把握して、悪い点は改善するようという取り組みを行っていているところでございます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

平成19年から柳川市でも実施されているということでございますけれども、ひとつこういうところに成果があらわれているというふうな具体的な何かあるでしょうか。

1つの例としましてこういうことがありますよというふうな、ちょっと成果があったら教えていただきたいと思っております。

教育部長（高田 厚君）

具体的な成果ということでございますが、こちらのほうで調査いたしました中でございますが、平成20年度から平成21年度に比較しまして、21年度は昨年度に比べまして、午前7時

ごろまでに起床する児童が1.4%、生徒が3.8%増加しております。また、就寝時間につきましても、午後10時までに就寝する児童が4.2%、生徒が6.1%増加をしておりまして、朝食をとっている児童も0.5%、生徒が1.4%増加するなど、取り組みの成果が出てきておるわけでございます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

「早寝早起き朝ごはん」、これを実施されまして、柳川市も一斉学力テストで1位になるように、ひとつ頑張っていたきたいと、このように思います。

それから、食育基本法第18条第1項におきまして、市は食育推進計画を作成するよう努めなければならないとありますけれども、この実態はどうなっているのでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

食育基本計画の策定について、どうなっているかということでございます。

以前からこの食育基本計画の策定については活動しておったわけでございますが、残念ながらその策定までに至っていないという経過がございます。

そこで、議員からも策定の必要性があるのではないかと、そういう指摘があろうかと思えます。最前からも課長のほうからそれぞれの課において、学校教育課だとか、農政課だとか、いろんな課において、この食育についての取り組みをしているという紹介をしたわけでございますが、ただ、議員御指摘のとおり、食育という人格形成、また成長過程に大きな影響を及ぼすという、そういうふうな大きな施策を遂行していくには、やっぱり1つの目標、そういうものが必要だろうというふうに思います。1つの目標を立てて、そしてそれをみんなで連携しながら目標に向かって進んでいくと、そういうことが大きな成果を生むものだろうというふうに思います。

したがいまして、御指摘のとおり、私どもも以前も取り組んでおりますけれども、今度はもう一回再構築をして、この計画の策定をしたいと、そして食育という大きな1つの目標を立てて成果を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

健全な食生活は、人間が健康で心豊かに生きる上での基礎であるわけでありまして、やはり食育推進条例を早目につくっていただきまして、次世代を担う子供たちが生きる力を身につけることができるような、その食育に対しての教育ができるようお願いをします。

そこで、教育長としての見解をお願いいたします。

教育長（北川 満君）

平成17年度に制定されましたところの食育基本法でございますが、私ども学校教育の中におきましても食に関する指導、あるいは給食管理という面におきまして、この食育基本法に

照らしながら、今、検証しながら進めているところでございます。そういった中におきまして、今、非常にアレルギーとか、偏食、肥満、そういったものが非常に出てきておりますので、そういったところでの個別対応を中心に今現実に進めているところでございます。

また、インターネットで取り出してもわかりますが、食育基本法が出されました後に、各いわゆる世代別の対応ということで、平易に申し上げますと、幼児期の年代別のアドバイスが載っております。例えば、幼児期におきましては、子供と親を結ぶ絆としての食事を、そのあり方を問いただそうと。そして、幼児期におきましては、食習慣の基礎づくりとしての食事をと。次に、私どもに非常に関連のある児童・生徒のいわゆる学童期におきましては、食習慣の完成期としての食事ということで打ってございます。

ちなみに青年期につきましては、食習慣の自立期としての食事、それから女性のための食事、それから壮年期の食事、最後には高齢期の食事というのが、そういったところをかんがみまして、将来に伝わる自分の食生活のあり方という点を十分に加味しながら学校給食に取り入れてまいりたいと、こういうふうに計画しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

26番（梅崎和弘君）

ぜひ食育に関しては進めていただきたいと、このように思います。

最後ですけれども、NEC撤退の件です。

市として、どこまで対応できるのかわかりませんが、いわゆるNEC撤退において、柳川市政に対して、固定資産税などを初め、税収の問題とか、そのほか大きな影響が出てくるのではないかと思いますけれども、いわゆるここら辺の影響についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

お答えしたいと思います。

自主的に先ほど部長が報告いたしました、勤めておられる方が300人のうち4割、120の方が柳川市から勤めてあるということ等もあわせて、税関係につきましては、固定資産税、土地、家屋、償却資産も非常に電算の会社でございますので多いわけですが、固定資産税、あと法人市民税、また勤めておられる方の、柳川市の在住者の市民税等々を累計いたしますと70,000千円ぐらいということで。

当初、私のほうに社長が来たいと、あいさつに来たいということでございましたので、私は、表敬訪問的なあいさつというふうに　なぜかという、その前に工場長がおいでになったときに、ぜひ私はNECの会社を見せてもらいたいというふうなこと等もあって、会社のほうに一応訪ねたいということも話しておりましたので、本当にね、あのときには寝耳に水でショックでございました。そういうふうなこと等も考えますと、社長の説明では、そういう今部長が説明したような事情、会社の方針等は、現実には現実の問題としてとらえてい

かなければならないということでございます。

それで、70,000千円のうち、非常に私は70,000千円が柳川市の減になるのかということについて、1つは地方交付税の中で基準財政需要額、基準財政収入額等々を考えるたびに地方交付税の増額も今後考えられますので、そこら辺が全額70,000千円マイナスということにはならないというふうに財政担当からも伺っております。

それと今後の問題といたしましては、あそこに勤めておられる120名の方々の就職の問題、女性の方もいらっしゃるし、それは転出される、大分まですべての方は行かないということとありますので、個々にNECさんといたしましては、それぞれ個人的にいろんな面接をしながら就職のあっせんをしていきたいというようなことで、柳川市といたしましてもハローワークとかいろんな形の関係機関と連携しながら、そういう退職者についても考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、あわせて撤退後のあの用地、また建物等につきましては、NECさんはNECさんなりに、今後の誘致等につきましてもぜひお願いしたいということ、そのときに申し上げたところでもございます。

以上がNECの関係の回答とさせていただきたいと思えます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

私のインターネットに取り入れておりますメールを1つ御紹介したいと思います。この中で男子社員は単身赴任という選択があるわけですがけれども、共働きで勤めておられる主婦層の問題、そして、いわゆる子供の育成、教育の問題ですね。また年寄りを抱えておられる同居親族の世話などにより退職することを選択しなければならないと、こういうこととございます。また、地元にはよい就職先がないし、会社は移籍を受け入れると言うけれども、先ほど市長からの答弁ありましたけれども、やはり地元を離れることができない人の苦悩などが書かれておったわけでありまして。そしてまた最後に、議会に対しても御支援、応援をよろしく申し上げますと、このようにあったわけでありまして。

また、この工場は昭和54年に創業されまして、当時、あの昭代地区出身の乗富市長のときに誘致されたと聞いております。どうか金子市長におかれましても、この企業誘致に対しての御尽力をお願いしたいと思いますけれども、再度、市長のこの企業誘致に対する取り組み姿勢を質問して終わりたいと思えます。最後によろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

議員のところにもメールが、そういうメールが届いたということ、私自身もそういうことを想定しておりまして、非常に会社の従業員の方々もショックだったというふうに思っております。

企業誘致等につきましてもできる限り、いろんな形であらゆることを使って、議員さん方にも同じですけれども、中央や、また柳川出身の企業家の方もいらっしゃいますので、そういう面を含めて努力をしまいたいというふうに思っております。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番吉田勝也議員の発言を許します。

20番（吉田勝也君）（登壇）

こんにちは。眠たい時間帯ですけど、よろしく願います。20番吉田勝也です。議長のお許しを得ましたので質問いたします。

まず、最初に、柳河小学校のプール建設の経過報告をお願いいたします。

プール建設は、柳河小学校PTAから出された請願事業であります。議会では全員一致で採択されました。しかしながら、なかなか予算化されず、21年度の補正予算でやっと予算化され、平成22年度に実現化の予定であります。金子市長には早速の予算化、大変ありがとうございます。

学校運営は、校長先生初めPTA役員、校区の区長さん、婦人会、公民館役員の方々の御理解と御協力を必要と思っております。一大事業でございます。皆様から喜んでもらえる施設の完成を願っています。よろしく願います。

2番目の柳川市の財政財産については、自席よりお願いいたします。議長のお取り計らいをよろしく願います。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

柳河小学校プール建設の進捗状況につきまして、過去の経緯まで含めまして御説明いたしたいと思います。

柳河小学校のプールにつきましては、昭和36年の建設であり、その敷地は地元八剣神社からの借地となっております。プールの老朽化とあわせまして周囲には神社の敷地内ということもあり樹木が多く、落ち葉や水温が上がらないことによる授業への影響が苦慮されていたところであります。

そのような中、学校に隣接します民地が家屋の老朽化によりまして取り壊され、更地になっておったところあります。この民地が学校に隣接しており、この民地に新しくプールが

建設できないものかと、先ほど質問の中にもありましたように、平成19年11月1日付で柳河小学校PTA会長を代表といたしまして、市議会議長へ柳河市立柳河小学校プール建設に関する請願が提出され、同年12月議会で採択されております。あわせて同趣旨の市長への陳情書が提出されておったところであります。

教育委員会といたしましても、現地調査を行い、周辺の道路状況や学校の状況を確認してきたところであります。要望地の周辺は住宅等が密集しておりまして、建設資機材の搬入及び施工作业上において非常に困難を要することや、児童の安全確保についても大変懸念されることから、要望地での検討案に加え、運動場での建設、現在地での改築や改修など、さまざまな方法について検討と協議を重ねてきたところであります。

協議には学校、PTAを初め、プール敷地が地元の八剣神社の借地であることや、陳情書にも連名となっていることから、地元行政区長会長、公民館長にも御参加をいただいております。平成20年度には4回の協議を行いまして、最終意見として、プール内の落ち葉対策やトイレ等の附帯設備を整備し、現在地で全体的にリニューアルする改修案で進めることとなりました。本年度に入りまして6月議会におきまして、プール改修のための補正予算を提案、承認いただいたところであります。

事業着手いたしました具体的な改修案の確認に当たりましては、ことしの10月、それと11月と2回、学校、PTA、地元行政区長代表、公民館長に御参集いただきまして、協議を重ねる中、一定の方向性が見出されたところであります。現在、事業は実施設計に入っておりまして、今後、来年2月には施工業者が決まり、来年の6月中旬のプール授業開始までには完成できるよう事業を進めているところであります。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

地元との協議の中で改修ということに決まったそうでございますけど、あそこは八剣神社の敷地で御神木等があり、大変プールの建設には難しい場所かと思いますが、建設に当たっては子供たちの安全にくれぐれも注意していただきまして、それとあそこは駐車場がありますので、地元の区長さんたちと駐車場の問題等、しっかり話し合いをいただいて、いいプールをつくっていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次に、柳川市の財政財産についてでございます。

金子市長にかわってから税金が上がったとよく聞きますが、本当でしょうか。固定資産税は路線価の見直しで変動していると聞いておりますが、その辺、税務課長どうでしょうか。

税務課長（山田敏昭君）

税務課の山田です。市長がかわったから固定資産税が高くなる、または安くなるということは全くございません。仮に固定資産税が前年と比べて高くなったということであれば、それは土地の負担調整措置等の要因によるものではないかと思われま。

議員も御承知のとおり、土地の固定資産税の算定は、以前は各市町村で課税の基準になる土地の評価が異なっておりましたが、平成6年度に制度改正により、国が示す地価公示価格の7割を目途に標準額を決定するようになり、また一般の住宅地等については、その7割を課税標準額とすることになりました。

本来ならば、この課税標準額をもとに税金を計算いたしますけれども、土地の評価が、この地価公示価格より相当安く評価されているところが多くあり、このような地域においては、平成6年度に統一された基準で課税すると、税金が一気に2倍から3倍となるようなところがございます。そこで、課税標準額を緩やかに、全国統一された基準に基づく課税標準額に近づけるために負担調整措置が講じられております。したがって、評価額と課税標準額に大きな差がある土地につきましては、評価額が下がっても本来の課税標準額に達するまでは税金が上がるということになります。

次に、路線価が下がった場合、例えば30%下がった場合、税金はどうなるかということでございますけれども、市全体の路線価が平均10%下がった場合、その税金は負担調整等を考慮しなければ路線価と同様に10%程度下がります。しかし、実際には負担調整等がありますので、平成21年度の対前年度比の数値で試算しますと、平成21年度の路線価をもととした土地評価の合計値は、前年度に比べまして11.7%下落しております。しかし、負担調整等が講じられますので、収収面からいいますと、対前年比が0.78%のマイナス、税額にいたしまして約9,250千円程度の減収となる見込みでございます。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

固定資産税の算出方法を聞く前にお答えいただきまして、ありがとうございました。現在は10ポイントから30ポイント評価額、路線価が下がっているという話で、今600幾らですか、というお答えまでいただきまして、ありがとうございました。

次に、起債についてでございます。

合併当初どのくらい起債があったのか、今幾らあるのか、そしてどのくらい返済したのか、財政課長お願いします。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。起債の残高でございます。平成20年度末におきます一般会計で約32,910,000千円となっております。これは住民1人あたりに換算しますと約450千円で、政令都市を省く県下26市の中で高いほうから、多いほうから4番目というふうになっております。

なお、21年度末の見込みにつきましては、今議会に提案しております補正予算第5号の最後のページに掲載しておりますが、約32,630,000千円となる見込みでございます。前年度、20年度末現在と比較しますと約3億円減少するということになっております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

合併当初から4年間でどれぐらい起債の返済は行われていますか。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。起債の返済額であります公債費につきましては、元利を含めまして18年度が2,910,000千円、19年度が3,170,000千円、20年度が3,420,000千円、3年間で資料持ちませんが、3年間で合計95億円の返済を行っているところでございます。

なお、この中には、95億円の中には、19年度から開始しました公的資金の繰り上げ償還分でございます510,000千円も含まれておるということでございます。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

決算書を見ておりますと、歳入歳出はよくわかるんですが、資産内容が余りよくわかりません。それで、一般企業におきましては貸借対照表、試算表等をつくってありますので、一目瞭然でわかるんですが、柳川市で資産がどれぐらいあるのか、把握はしてありますか。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。毎年、議会に御提案申します決算書の中には面積等は記載しておりますが、議員おっしゃるように資産、価格については掲載されておられません。

それで、私どものほうでは毎年8月ぐらいに全員協議会に御提出申し上げますバランスシート、貸借対照表がございます。その中で申し上げますと、20年度末現在では、ことしの8月31日でしたか、の全員協議会の中で、バランスシートとか財務4表を配付申し上げたところでございまして、その財務諸表の中の貸借対照表によりますと、20年度末におきます普通会計、普通会計と申しますのは議員御存じのように、一般会計と住宅新築資金等特別会計と用地先行取得特別会計、この3つを合わせたものでございますが、この3つにおきます土地建物等の有形固定資産総額、これは94,330,000千円となっております。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

試算表につきましては、やはりきちっと把握をしていかないと柳川の財政状況というのが非常にわかりませんので、今後とも決算時にはよろしく御案内をしていただきたいというふうに思っております。

次に土地開発公社ですが、土地開発公社は土地の価格が上昇しているときは先行投資の意味もありましてよかったんですが、これも隠れ借金でございます。前副市長は廃止の方向で考えているというふうにお伺いしておりましたが、現副市長はどのようにこのことは考えて今後どのように取り計らっていかれようと思っておりますか。お願いします。

副市長（刈茅初支君）

土地開発公社につきまして、将来的には解散する方向であるとの事務引き継ぎは受けております。今、議員申されましたように、土地の値段が右肩上がりから近年ではそういう傾向にないというようなことから、先行取得の意義、ひいては土地開発公社の存在意義というものが薄れてきているというふうに思っております。

20番（吉田勝也君）

土地開発公社は解散するにはどのようなネックがあるのか、御存じですか。

財政課長（石橋真剛君）

財政課長でございます。私も三橋町時代に土地開発公社の解散に携わった者でございます。まず第一には資産の清算をする。債権債務の清算、これ大事だと思います。これを清算をやりまして、土地開発公社の理事会に諮って、県に届け出て、県の承認を得るという手続きがあると思いますが、まず第一には当該土地開発公社の債権債務、これを確定して清算をやっていくということが大事だろうと思います。

20番（吉田勝也君）

柳川の土地開発公社におきましては、柳川市の土地と民間の土地との境界線の問題で係争中であるということがあるんですね。それを早く解決しないと、これを解散するというのはなかなか難しいので、一刻も早く解決するように御努力をいただきたいというふうに思っております。

次に建設事業費についてでございます。

来年、起債の元利償還金が150,000千円増の3,360,000千円となり財政運営を圧迫すると、ある新聞に書いてありましたが、建設事業費がどうなるのか、また市民生活に影響があるのかどうかお尋ねします。

財政課長（石橋真剛君）

来年度の予算につきましては、今現在、財政課のほうで査定中でございます。それで、今現在で、来年度の普通建設事業が予算上どのくらいなるのかというのは申しわけございませんけれども、この場では正確な数字は申し上げられませんので御了承のほどよろしくお願ひしたいと思います。

20番（吉田勝也君）

私が言っているのは正確な数字じゃなくてふえるのか減るのか、それでどういう影響が出るのかということをお尋ねしているんです。

財政課長（石橋真剛君）

ふえるか減るのか、この議会でもいろいろ御論議いただいておりますように、税収もかなり減ってきているという中で、どういうふうな普通建設事業をやっていくのか、以前、先日も市長のほうから聖域なく事務事業については精査をやっていくところの発言もあっております。ですから、必要な普通建設事業は当然やっていくという中で、どういうメリ張

りをつけた普通建設事業の予算になるのか、これからのことでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

20番（吉田勝也君）

新聞の報道によりますと10%ぐらい減りますよというふうな書き方をしてありましたが、あれは間違いですか。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。有明新報に掲載をされておった分だと思っておりますが、これは各部長さんたち、各職員さん方に市長名で配付しました平成22年度の予算編成方針の中に掲げております。これは目標値としまして、普通建設の単独事業につきましては前年度比10%の削減に努めてくださいというような目標値を掲げまして、予算編成を行ってくださいということになっておるところでございます。そのための10%だろうと思ひます。

20番（吉田勝也君）

次に、柳川駅東部の区画整理事業についてお伺ひいたします。

柳川市は対等合併でありながら、5年間、約10億円ぐらいの固定資産税を多く負担してまいりました。これは不均一課税であります。金子市長の英断で1.4%に均一課税にするという提案があつていようですので、私も賛成する1人でございます。

また、石田市政のときは柳川駅東部区画整理事業、漁業団地関連事業と大型事業が行われ、旧柳川市の総合運動公園の建設はなかなか話題にも上がらず残念に思つておりましたが、市長のマニフェストの中に掲げられてありますので、私も応援している一人でございます。

そこで、柳川駅東部区画整理事業の予算規模、事業期間、また東駅前商店街の形成があるのかどうか。西口駅前開発の予算規模、それから駅舎の問題について、複線化と駅舎の関係はどうなのか。駅舎に対して補助金は出すのか。駅舎は将来動く可能性があるのかどうか。そこら辺についてお伺ひいたします。

区画整理推進室長（目野稔男君）

区画整理推進室でございます。議員お尋ねの柳川駅東部土地区画整理事業についてお答えいたします。

当地区の事業施工面積は26.3ヘクタールでございます。施工期間が平成14年度から平成27年度まででございます。総事業費といたしましては10,122,000千円でございます。

それと、もう1点の東口の商店街の形成ということでございますけれども、当施行区域の東口につきましては、用途地域が商業地域4.5ヘクタール、近隣商業地域1.9ヘクタール、合わせて計6.4ヘクタールが商業系の用途区域でございます。その中には不動産等もございませう関係もありますけれども、商店街ではなくして事務所等のオフィスビルの建設が中心になるかと想定しているところでございます。

以上でございます。

まちづくり課長（大村隆雄君）

まちづくり課長でございます。西口開発の予算規模、事業規模というふうに受け取りますが、国交省の所管でありますまちづくり交付金事業での事業規模は約25億円を予定しております。

それと、駅舎との関係についてお答えいたします。

先ほど申しますように、市ではまちづくり交付金事業によりまして、西鉄柳川駅周辺の整備を計画しておるところでございます。この計画の中で、駅利用者の利便性を向上させるため、また駅の東西を結ぶ自由通路の整備を予定しております。自由通路の位置につきましては、東口と西口の駅前広場の位置関係やさまざまな駅施設の関連があります。そこで、西鉄のほうと、その設置に向けまして今後は協議を進めていくところでございます。自由通路の設置位置次第では、駅舎の改修も必要になってくるかというふうに思います。

それで、駅舎に対する補助金を出すのかという御質問でございますが、駅舎の改築が必要になってくるということになれば、このまちづくり交付金事業の中で補償費を支払うということになるかというふうに思います。

以上でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

あと複線化と駅舎の関係、それから駅舎は将来動くことがあるのかというふうな御質問でございますけれども、まず複線化に伴う駅舎との関係ということで、これは議員の御質問、複線化に伴いまして連続立体交差事業との絡みじゃないかと思っておりますけれども、これについては西鉄からの構想というのは現時点では聞いておりませんし、いろいろと採択基準がございますが、以前聞いたところによりますと踏切の数とか、例えば443号の踏切の交通量、こういった問題で採択基準には満たないというふうな話も聞いておるところでございます。そういった複線化等の影響は現時点ではないと言えるかと思っております。

それから、駅舎は将来動くことがあるのかということでございますけれども、西鉄からこういった話も聞かないわけございまして、特に行政的には、駅前広場というのが都市施設でございまして、都市計画決定された施設でございますので、これを容易に動かすということとはできないわけございまして、例えば駅が動くということになれば、駅前広場も動かさないと、それから都市計画道路の新設なり変更、こういったものもかかってきますので、安易には、容易にはこう動くことがないと言えるかと思っております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

ありがとうございました。

次に漁業団地についてでございますが、漁業団地、堤防工事、道路等の事業で、どれくらいの予算規模で、またどれくらいの年月をかけてやられているのか。

それから、漁業団地は50億円と聞いておりますので、そこら辺お願いいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

水産振興課長の松尾でございます。まず、漁業団地の堤防工事ということなのですが、全体的な事業年度としてお答えしていきたいと思えます。

着工が平成16年度、完了予定が平成26年度ということで、11年間。総事業費といたしましては、全体事業費が5,057,000千円でございます。

その事業費の内訳ということでございますけれども、それぞれ国、県及び市、また漁協等が負担するわけでございますが、国が2,170,000千円、県が約820,000千円、市が1,127,000千円、漁協が約940,000千円であります。

20番（吉田勝也君）

漁業団地を整備するのに土地を購入してあります。土地の購入、それから整備、これに対して補助金は幾らもらったのか、お願いいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

土地の購入費といたしまして211,482千円、このうち国の補助が50%、それから県が25%、それから市が25%ということでございまして、国が約105,000千円、それから県のほうが約50,000千円、それからまた市が約50,000千円でございます。

20番（吉田勝也君）

今現在3棟建っておるわけですが、集約化、協業化を積極的に推し進めていかないと、あと5年間で7棟つくるということになりましたが、これは実現可能なのでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

協業化の推進ということだと思いますけれども、6月議会の太田議員、また9月議会の矢ヶ部議員、それからきのうもそれぞれ議員から御質問がありましたけれども、一応平成21年度、22年度が実際に加工場の建設予定がございません。ですから、私たちは以前の答弁でもお答えしましたように、地元説明会なり、また募集をかけまして、現在のところ、きのうの矢ヶ部議員の答弁の中にもお答えいたしましたように、23年度までにあと入居を希望される方が一応10名ほどおられる。また、それ以降についてもいろいろ何名かおられまして、全体で49名の方が入居を希望しているということで、その方たちを重点的に、今後協業化に向けた推進を図っていきたく思っております。

それで、今後、今までは協業体ということで整理しておったのでございますけれども、今後、委託加工なんかいろいろございますので、そういうような手法も取り入れながら、今後は推進していきたいと考えております。

20番（吉田勝也君）

漁業団地の土地購入整備につきましては、補助金がありまして、市からの出し分が50,000千円、ということは補助金が約160,000千円、これが5年以内に7棟建たないと返還するとい

うことになるのでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

産業経済部長でございます。今、課長のほうから答弁いたしましたように、昨日も矢ヶ部議員、それから荒木議員のほうからその趣旨の質問をいただきました。その際も、今、希望者がいらっしゃいますので、その方に対して重点的に説明会なりそういうものをして、全力を挙げていくと。したがって、確かに最悪の場合は、そういう補助金の返還とか、そういうことも想定されます。想定されますけれども、今はそういうことじゃなくて、前向きに一生懸命頑張って事業の計画の実施に向けてやっていくということだけを、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

20番（吉田勝也君）

努力していただいて返還がないように頑張っていたきたいというふうに思っております。

次に、漁業団地の2棟を建設したわけですが、この国、県、市、それぞれ何%の補助を行っておりますでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

加工場の建設ということでございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）国が40%の補助でございます。それから、平成19年度に2棟建ちました加工場につきましては県が20%、それから20年度に1棟建てました加工場につきましては、県は10%、それから市につきましては、19年度、20年度どちらも10%でございます。それから、残りが漁協負担ということになりますが、19年度は約30%、それから20年度は漁協が40%の負担をしております。

20番（吉田勝也君）

他地区で建設する場合は、龍議員のほうから前に質問がありまして、補助率は同一ですと石田市長答えてありましたが本当ですか。

水産振興課長（松尾昭義君）

龍議員のときの答弁というのは私もはっきりちょっと今記憶にございませんけれども、19年度に県が10%多く補助をしたというのは、これは一応モデル事業と、福岡県が初めて今回協業施設を建設するということがございまして、特別に10%の上乗せをしていただいたということでございまして、一般的には10%の補助でございます。

20番（吉田勝也君）

そしたら、今後他地区でノリ加工場をつくられる場合、国が40、県が10、柳川市が10というふうに考えればいいわけですか。

産業経済部長（藤木 均君）

基本的には今課長が申し上げましたように、基本的には40、10、10と、市の補助金まで含めて60でございます。しかしながら、今国のほうでもいろんな補助金の見直し、そういうものがあっております。したがって、補助の対象となるということは間違いありませんけれど

も、補助率が今後一定なのかどうかというのは、ここではお答えできませんで、今後、補助率は変わってくることもあり得るといふことで御理解をお願いしたいと思います。

20番（吉田勝也君）

じゃ、あの当時、石田前市長がしゃべられたこととは、もう大きく状況が変わっているということですね。

産業経済部長（藤木 均君）

石田市長がどうこうじゃなくて、いわゆる経済状態が変わっているというふうにご理解をいただきたいと思います。したがって、その時々によって国の財政状態だとか、そういうものでも変わってくるというご理解をしていただきたいというふうに思います。

20番（吉田勝也君）

私は補助率が変わらないということは、国、県が変わったら、柳川市がその分多く払うのかというふうにご思っておりましたので、そうすると補助率は変わらないと、本当だなど。じゃ柳川市が、10%が急激に上がるということはないわけですね。

産業経済部長（藤木 均君）

今、私は国、県の補助を対象に申し上げたわけですが、市の補助の10%というのは市の条例の中に規定されているわけでごいまして、今の段階でこの10%を変更するとか、そういう予定はございません。

20番（吉田勝也君）

漁業団地の土地購入整備等に2億円くらい費用をかけたというふうにご補助金をもらいまして、それに対しまして借地代、幾らくらい上がるのでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

土地の借地料でございますけれども、平成21年度から資材置き場、また網置き場の供用開始ということで、今年度の見込み額といたしまして報告させていただきたいと思っております。

網置き場と資材置き場のコンポーネンツなんかのノリ支柱なのですけれども、その資材置き場合わせまして約639千円でございます。

20番（吉田勝也君）

2億円の資産を購入して年間の収入が630千円、少ないような気がいたしますが、次に、排水施設、これ当然電気料がかかりますよね。それで今現在3棟しか建っておりませんので、あと7棟を市が支払うという形になるかと思っております。これは何年まで市のほうで負担する考えでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

産業経済部長でございます。今、吉田議員おっしゃったように、排水施設は、処理能力は10棟分を想定して建設いたしております。今、竣工検査を間もなく控えていると、そういう状態でございます。したがって、5日の全協の中でも御説明申し上げましたように、10棟建

つまでは 今3棟あります。したがって、あと7棟分が不足しているという状態になります。したがって、その10棟が建つまでの間は市が補てんをすると、そういうことになってくると思います。

20番（吉田勝也君）

次に、マルシヨク跡地についてでございます。

マルシヨク跡地購入については、先の議会で市が購入するようにとの請願を採択いたしております。相手があることだし、交渉次第ではどうなるかわからないので、まだ予算化されておられません。

昔、柳川商店街振興組合は商店街確保のために会議所跡地を組合で購入し、また、川の上に駐車場を整備し、マルシヨク、商店街の利便を確保してまいりました。町なかの衰退は会議所、郵便局、銀行、病院等の公共施設がなくなったからという国交省の役人さんのお話を聞きました。それも一理ある、一原因ではあろうかと思いますが、私は前総裁の規制緩和によって、日本の商店街が衰退したと思っております。

今までは行政が介入しなくても自助努力で何とかなりました。歩道の整備も自助努力でやりましたが、中途半端に終わったところでございます。また、京町駐車場は、郵便局跡地を市が確保してくれました。これは市の財産でございます。

そこでお聞きしますが、維持管理に組合は何年ぐらい、また総計で幾ら支払ってきたのか。トイレ建設に幾ら支払ったのか。また、トイレの維持管理については幾ら支払っているのか。京町1丁目の角の憩いの場の管理につきまして、幾ら支払っているのか、お聞かせください。

商工振興課長（江崎尚美君）

商工振興課でございます。2点、京町郵便局跡地とポケットパークの件についてお答えします。

まず、旧柳川郵便局の土地取得に関してでございますけれども、この件は昭和56年、旧柳川市の土地開発公社を通じて、郵政省から126,000千円で購入いたしております。また、同土地は平成6年度に柳川商店街振興組合が事業主体となりまして県の補助を受け、公衆トイレや駐車場の整備等を行いまして、平成7年から柳川商店街振興組合は市に対して、年960千円の賃借料を払ってきました。その後、賃借料は平成13年度から半額の480千円に減額され、平成18年度まで支払われておりまして、総額は8,640千円となっております。その後、平成19年度以降は無償となっております。

また、駐車場、トイレの維持管理のために柳川商店街振興組合が支出しております浄化槽管理と主に清掃費の支出でございますけれども、お聞きしたところ19年度が567千円、また20年度が509千円となっております。

また、ポケットパークでございますけれども、平成19年度が69,960円、また平成20年度が56,112円となっております。

以上です。

20番（吉田勝也君）

計算しますと、相当何千万円という経費を商店街で支払ってきているようでございます。私は、マルシヨク跡地は商店街の発展と地域住民にとって最後のとりでじゃないかと思っております。今、行政が介入しなければ、柳川の顔はどこですかとか言われると思います。祭りや伝統もなくなっていくと思います。

古い町並みを再生した長浜市では店構え、3,000千円の半分の1,500千円までは1軒に対して補助をいたしております。また、第三セクターにつきましては、130,000千円の投資をされており、久留米市では年末売り出し事業だけに約30,000千円近くの金をずっと補助してまいりました。

そこでお聞きしますが、柳川市はマルシヨク跡地をどのように考えているのかお知らせください。

商工振興課長（江崎尚美君）

マルシヨク跡につきましては、御存じのように昨年の5月末をもちまして、長き40年以上にわたって御商売をされてきたわけですがけれども、昨年の5月で閉店となっておりますけれども、その跡地につきましては、御存じのように購入の要望が昨年6月に市及び議会へ提出されたところでございます。また、同年、昨年9月議会におきましては購入の請願が採択されておるところでございます。市としましても、柳川商店街振興組合に跡地活用について活用の考え方を聞くとともに、活用についても関係団体及び市の関係部署と連絡を行ってまいったところでございます。

この検討案を参考として、柳川商店街振興組合より活用案が市へ提出されたことは、もう御存じのとおりでございます。市としましても、この活用案の具体的な実施策について、協議を振興組合に現在呼びかけ、また関係団体を交え協議しているところでございます。しかしながら、今議員がおっしゃったように相手があることでございます。また、我々のところで相手に直接その件について、このことについてはまだ相手には直接申ししておりません。

以上でございます。

20番（吉田勝也君）

マルシヨク跡地の固定資産税評価額が大体幾らぐらいなのか、それから広さがどれくらいあるのか、また購入価格はどのくらいを考えていらっしゃるのか、答えることができましたらお答えください。

商工振興課長（江崎尚美君）

商工振興課でございます。広さについては、登記簿謄本なりを見ますとだれでも見ることが出来ますのでお答えしますがけれども、面積は台帳面積で1,149.25平方メートルでございます。

また、評価額については個人情報となるということで控えさせていただきますけれども、路線価格が平方メートル当たり38,900円でございますので、それをもとに計算しますと約44,000千円程度ということになります。

また、交渉価格、また相手からの譲渡価格につきましては、まだそういうことまでは考えておりません。

以上です。

20番（吉田勝也君）

ありがとうございました。

現在、商店街、祇園通り、上町、中町、辻町、ここが守ってまいりました祇園さんは何とか土地の売却等で建てかわりました。細工町、出来町が守ってきております日本に1つといわれる北向きの天満宮は朽ち果てようといたしております。昔、瀬高通りと言われました京町通り、これは今、1、2、3で恵比寿祭りを何とか続けております。それに、私ども町内であります京町3丁目、立花家が戦勝を祈願した金剛院、これを商売人や町内の人たちと守っておるわけでございますが、年に約200千円ぐらいの費用を使っております。ここの神様は、閻千代姫が信仰いたしてありました棚倉稻荷でございます。あと何年社がもつかわかりません。棚倉稻荷は、立花家が狐火に導かれて柳川の地にたどり着いたというお稲荷さんでございます。由緒あるお稲荷でございます。私ども商店街の商売人の数が少なくなっていくと、こういう伝統ある歴史や文化、祭りを守っていくのも非常に困難になってまいります。商店街の命の綱でありますマルシヨク跡地の購入をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、吉田勝也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時6分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、14番竹井澄子議員の発言を許します。

14番（竹井澄子君）（登壇）

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、1点につき質問をいたします。

今の日本は、国も借金、県も借金、市も借金、借金大国になっております。人々の生活力も落ち、そんな中、弱者であります女性、子供、老人たちの被害が増加しています。そんな中、非常に残虐な事件が起きました。皆様も御存じだと思いますけれども、通学路におきまして、島根県立大学総合政策学部1年の平岡都さんが帰宅途中に事件に巻き込まれ、遺体が広

鳥島北広島町の山中でバラバラになって発見されるという、非常に女性にとってもむごたらしい事件でございます。この事件を受けて、名古屋市の照明機器開発販売会社が大学周辺や小学校の通学路に10基外灯を寄附されております。それを受けまして、市は大学や近隣自治体から外灯の増設の要望が出ていたところ、21基増設する方針を打ち出しております。これは非常に後手に回ったのではないかと思います。

また、2005年に栃木県の今市市、現日光市の市立大沢小学校1年の吉田有希ちゃん、当時7歳も下校途中で連れ去られ、常陸大宮市の山林で遺体で発見されました。4年間、24万9,000人が動員されましたが有力な情報が得られないままになっておりましたが、現在、犯人のDNAから栃木県警幹部のものと判明、行方を捜している状況でございます。

インターネットで学校の登下校中の事件を検索いたしました。「学校たんけん隊」というインターネットがございまして、登下校中の事件として誘拐、わいせつ被害、連れ去り、それから切りつけられたり殴られたりする傷害事件、こういうものが多数発生いたしております。24ページにわたり綿々と各県の事件発生状況が報告されております。近隣においても、佐賀県唐津市鎮西町で中1女性の誘拐未遂事件、佐賀県佐賀市大和町で女子中学生に不審者による声かけと拉致未遂事件が起きております。私の耳に入っておりますだけでも、市内においてシルバーさんが藤吉校区内で通学路の帰る途中、自転車で帰る途中にひったくりに遭われております。お尋ねいたしましたところ、「暗いから相手がわからなかった。外灯がついとつたらのも」、そうおっしゃっております。中山においては、ここ1カ月ちょっと前ですが、下半身裸の男性が農機具小屋に立てこもり、地域住民が通報いたしましたけれども、1時間くらいかかってこの不審者を逮捕したという情報もございます。非常に通学路において、私たちの思いもかけない事件が起こる現在でございます。

私もここ1週間、午後5時から7時くらいまで市内を見て回っておりますが、旧柳川市内に比べ、旧三橋町、大和町の通学路の外灯設置が少ないように思います。柳川にとって子供は宝です。大事な子供たちが安心して通学できるような対策が必要だと思います。そこで、市内の通学路の安全性及び犯罪予防対策がどうなっているのかお尋ねいたします。

さらなる質問は自席においてお尋ねいたしますので、議長にお取り計らいよろしくお願いたします。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課でございます。ただいまの竹井議員の通学路などの道路上での安全性、防犯対策についてお答えをいたします。

本市としまして、第1の対策事業としましては防犯灯の整備促進でございます。現在、市のほうで整備をいたします通学路の防犯灯設置の事業と、行政区のほうへの防犯灯設置の補助金交付による二本立てで防犯灯整備事業を進めております。

通学路の防犯灯整備につきましては、今年度24灯、来年度30灯の計54灯の計画をしており

まして、議員に6月議会で御説明を申し上げましたけれども、本年度からの新事業でございます。

設置の基準につきましては、中学校から半径1キロメートルの範囲内で、中学校が通学路としまして指定をします道路につきましては、各中学校のほうと協議をいたしまして、御意見をお聞きいたしまして設置したところでございます。

それから、もう1つの行政区への防犯灯の補助金でございますけれども、従来から設置費として、20千円を上限に交付をしております。これも本年度から集落間で電柱等がないというようなところにつきましては、その取り付け支柱の設置費まで含めた70千円を上限に交付をしております。

これら補助制度、よく御利用をいただいております、この事業開始平成7年度からこれまで延べ219の行政区で589灯の設置を行っていただいております。そのほか、市が道路上で管理をいたします街路灯などもございますけれども、今後とも防犯対策につきましては、防犯灯の整備につきまして、さらに促進してまいりたいと考えております。

それから、もう1つの大きな対策事業が市内の各種団体の皆様の御協力によります安全・安心まちづくり活動でございます。この防犯活動は7年目となっております、旧市町時代から7年目となっております。現在、住民パトロール隊68団体、約3,000人の市民活動となっております、通学路等での街頭見回りとか車両パトロールなどを行っていただいております。この活動によりまして、柳川署管内の刑法犯罪はこれまで6年連続で減少しておりまして、活動開始前の平成14年度末の1,423件に対しまして、昨年末は746件となっております、ほぼ半数まで減少しております。なお、本年も昨年を下回るような、そういう刑法犯罪件数になるようでございます。これらの結果は、やはり市内全域で継続的に市民の団体の皆様が活動を行っていただいておりますことが犯罪の抑止につながっているものと考えておりまして、今後とも安全・安心まちづくり活動に対しまして支援をし、事業拡大を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

本市につきましては、大きくはこの2つの事業について防犯対策を進めております。

以上でございます。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課でございます。私のほうからは通学路の安全性につきまして、学校及び学校教育課のほうで取り組んでおりますことについて回答したいと思います。

通学時における安全対策につきましては、平成18年度から教育委員会で元警察官の方6人をお願いいたしまして、学校安全指導員を配置しております。月曜日から金曜日までの週4日程度を下校時に3時間、市内6中学校区をパトロールしております。また、警察署とは日ごろから連絡、連携を強めておりまして、必要なときは重点パトロールを依頼しているところであります。その他、市内全地区1,580カ所に子ども110番の家をお願いいたしまして、も

しものときに備えている状況でございます。

以上です。

14番（竹井澄子君）

私の今回の質問は、日本じゅうで自助、共助、公助の役割が崩れ、公助のみに頼る風潮があり、家庭、学校できちんと教えるべきルール、交通ルール、そういうのが非常に欠落しつつあるというふうに感じております。

例えば、ヘルメットの着用、暗くなってから自転車の明かりをつける、人は右、車は左、これは自転車も含まれているのはもちろんでございます。1列で運転すること。それなのに、暗いのに無灯火、ノーヘルメット、三、四列での自転車の走行。私が車をとめて「1列になりなさい」と声をかけるとにらみ返す、このような中学生もおります。学校、家庭できちんと交通ルールについて教えていないからではないかというふうに感じております。どのような指導がなされているのか、それをお尋ねいたします。

教育長（北川 満君）

教育長でございます。ただいまの御質問でございますが、その前に、児童・生徒の安全確保につきましては、日々学校でも御家庭でも、またPTA初め地域の皆様方から非常に力を入れていただいております。この場をおかりして厚く感謝を申し上げたいと思っております。

また、警察署の方にも非常に御協力を得まして、今のところ大きな事案は出ておりませんが、いつ起きてもおかしくないという構えでおります。

さて、御質問に対してでございますが、無灯火やこのヘルメットなしでの自転車走行につきましては、中学校のほうで口を酸っぱくするまで指導を行っているところです。特にヘルメット着用につきましては、平成20年の6月の改正道路交通法がございました。その中では、13歳未満の子供を自転車に乗車させるときは、保護者はヘルメットを着用させるように努めなければならないと、保護者に対しては努力義務を課しているところでございます。

このように学校での指導だけではなくて、保護者の皆さんとのさらなる連携を図らせていただきながら安全確保に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

14番（竹井澄子君）

子供たちがきちんとルールを守るように口を酸っぱくというのが、何回だから口を酸っぱいかわかりませんが、徹底して教え込まれるように希望いたします。

続きまして、共助については老人会、区長会、公民館、婦人会、PTA、その他の関係の方々暑い日も寒い日もきちんと見守っていただいております。そういうことに対して、私は心から敬意を表しております。

行政の対応として、外灯設置を今訴えておりますけれども、外灯設置だけで十分であるか

どうか、その点は行政としてどう認識されているのか。

それからまた、地権者の承諾が得られず未設置になっているところが多々あると思います。特に農地については、承諾はもらえないところが多いというふうに聞いております。中山憩いの森公園が今は6時半から10時で消灯するタイマー設置の外灯になっております。このような適用を考えてされたら、少し設置状況が進むのではないかと思います、これに対してはいかがでございましょう。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課でございます。1点目の防犯灯対策だけで十分であるかという御質問につきましては、先ほど竹井議員もお話しになっておりました自助、共助、公助のお話でございますけれども、それが最大の防犯対策でございます、自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るということでございます。そういうことで、安全・安心まちづくり活動も行っているわけでございますけれども、市としましても、そのための広報活動というのを柳川警察署を初め、安全・安心まちづくり協議会、それから防犯協会などと連携しまして行っていくと。例えば小学校、中学校での、それから公民館での防犯教室、それから街頭での防犯キャンペーンなどを行っております。

そういうふうなもろもろの対策事業をやっておりますけれども、先ほど申しました安全・安心まちづくり協議会に関連しまして、市民の皆様、それから警察関係団体と協力して防犯対策をやっていきたいと思っております。

それと、大きな事件が例えばあるということに対しましては、いろいろ先ほどから市内でも犯罪件数があるというお話がっておりますけれども、もちろんそういうふうな不審な場所とか危ないところにつきましては、警察のほうで警ら巡回を行っております。そういうことで、警察のほうで把握していないということもありませんでしたら、ぜひ安全安心課のほうも警察のほうとは連携しておりますので、御連絡をいただきたいと思っております。

それから、防犯灯の農地の耕作者などの地権者等の承諾が得られないということにつきましてでございますけれども、防犯灯の設置につきましては、どれも設置場所の周りの地権者とか農地の耕作者の方の同意をいただいた上で設置をしております。それで、行政区からの防犯灯補助金の申請の場合にも、その申請書に周辺地権者の承諾の欄を設けておまして、そちらのほうに署名捺印をいただくようにしております。それで、申請書が上がる前に、行政区のほうでその点を御理解いただいて、地元の方に御了解をいただいた上で上げていただいているというところでございますけれども、農作物の生育とか、そういうふうなことへの対応策、1つの例でございますけれども、例えば、防犯灯に消灯時間の設定をしまして、そういうタイマーを設けるとか、生育のそういう時期には、その期間、消灯をするとか、そのような対策の方法も考えられますけれども、いずれにしても、防犯対策のためのということで、地元のほうの御理解をいただくのが一番大切ではなからうかというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

14番（竹井澄子君）

支柱つき外灯が幾らなのか、外灯のみだったら幾らなのか、球交換だったら幾らなのか、その金額を教えてください。

安全安心課長（野田洋司君）

防犯灯の設置費につきましては、外灯を既設の電柱に取りつけるという場合は、大体18千円から20千円、工事費まで含めまして、それくらいの平均金額になっております。それから、支柱を設けました場合には、支柱が工事費まで含めまして約50千円ということで、70千円程度の費用がかかるということでございます。

それから、ちょっと詳細についての経費の資料を今手元に持ちませんので、その点については後ほどお答えをさせていただきたいと思います。済みません。

14番（竹井澄子君）

ここに、田川市によります「通学路にやさしい明かりを」ということがついております。この地域の皆様は、地図と懐中電灯を持って夜間の現地調査を十数回重ねられ、どこにどういう外灯が要るかという調査をされております。その結果、支柱つき外灯が7灯、外灯のみが39灯、修理が2灯、球交換5灯、位置変更が3灯、計56灯で概算費用が600千円という、ここに費用が出ているんですよ。私がこう見ましたら、もう支柱つき外灯だけで490千円になりますし、外灯のみだったら39って、かなりここは安くできているなど。今課長がおっしゃられた金額からすると、田川市のはなぜこんなに安いんだろうというふうに感じます。その点が1つ。

それと、もう1点、やっぱり地域のことは自分たちで守らなきゃいけないということで、ここは外灯オーナー、一灯会員を募集してあります。地域の子供は自分たちで守ろうということで、外灯に設置費10千円を寄附すれば、外灯にお名前を記して、それをつける。一灯会員は3千円、これは電気代の補助でございます。そういうことをやって非常に成果が上がっている。子供たちのためならということで、オーナーがかなり名乗りを上げていらっしゃる。

だから、私が申し上げましたのは、冒頭に申し上げました、柳川市も借金だらけでございます。市にばかりせろせろと言うわけにはいきません。市民運動として自助努力、地域の共助、この連帯を深めて柳川市のまちづくりに貢献できるように、行政、それから議会、住民の皆さんで考えていったらどうかという提案でございますが、いかがでございましょう。

安全安心課長（野田洋司君）

まず1点目の、他市の例をお話しになりましたけれども、本市のほう、毎年度、大体行政区の補助制度で申請をされた方の積み上げ平均を出しておりますのが、大体先ほど言いましたような金額でございます。場合によっては、17千円とか16千円でできている場合もあるか

と思います。私どものほうの平均値がそういうふうなことでございまして、ちょっと他市の金額の例が今のところ思い当たらないところでございます。

それから、竹井議員から非常に貴重な御提言をいただいております。そういうふうなオーナー制度というふうな御提案をいただいております。この件につきましてはぜひ御検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、例えば本市の例でちょっとございまして、先ほどお話をしております安全・安心まちづくり推進活動の中で、各家庭の門と玄関の外灯をつけましょうという運動を従来からやっております。こういう中で、市内の行政区の中では、その行政区全体で各家庭にセンサーライトの設置というのを行政区全体で取り組まれていると、そういう推進活動をされたところもございまして、そういう活動例もございまして、先ほど申されました竹井議員の御提言、それから本市で既に取り組まれている例等を参考にさせていただきまして、御検討させていただきます。

以上でございます。

14番（竹井澄子君）

今いろんな技術、進歩しております。従来どおりの外灯ばかり考えていらっしゃると思っておりますけれども、ここに私、インターネットで取り寄せましたニュースでございましてけれども、今までの電柱というものは、電灯というものは、寿命は2年程度で交換の必要があったと。今現在、15年間交換不要のものもできて非常に安く上がるというのができております。

そういうことをやっぱり行政としては、幾らかでも少なく上げられるような、やっぱり勉強はしていただいて、そして、住民のために努力されるということを私希望いたしまして、そして、通学路の外灯が少しでもふえ子供たちが安心して、そして自分たちも交通ルールを守ってきちんと通学するような規律ある市になることを希望いたしまして、きょうの一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、竹井澄子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時32分 休憩

午後 2 時47分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。本日最後の登壇者となると思いますので、いましばらくお時間をいただきますようよろしくお願いいたします。

初めに、1点目として、環境自治体会議への加盟についてお伺いいたします。

近年、地球温暖化などの地球規模の環境問題が深刻度を増すとともに、地球の環境問題も複雑化、多様化しております。地方自治体では環境問題を主体的に解決していくことが求められているとともに、地球規模の環境問題の解決においても重要な役目を担っていると言えます。こうした背景のもと、地方自治体は環境優先の政策を推進することがより求められております。

政策のあらゆる分野において、環境への配慮を取り入れた取り組みがなされている自治体のことを環境自治体と呼んでおります。環境自治体づくりを推進するためには、自治体間で環境政策に関する情報を共有し、連携して問題解決の手がかりを探ることが必要です。そのため、基礎自治体のネットワーク組織として、1992年、環境自治体会議が発足しました。

環境自治体会議では年に1度、全国大会を開催し、市民、事業者、研究者、行政関係者による活動報告、ディスカッションを行うほか、ニュースレター発行、セミナー等を開催し、興味のある人々のネットワークづくりをセクターを越え推進しております。

また、日々悪化する地球環境問題に対し、自治体として最低限度取り組むべき課題について、分野ごとの目標を掲げることや、さらに取り組みの進捗状況を広く社会に向け公表していくことについて数年間にわたる議論を重ね、2000年5月の全国大会第8回環境自治体会議水俣会議にて9分野から成る共通目標を設定し、進捗状況を年次報告書として公表していくことが採択されております。このような努力が通じ、環境自治体会議という概念があるべき将来方向として社会的合意を得つつあり、また、環境自治体会議という組織への期待が定着し始め、社会共有の財産となりつつあります。本市におきましても温室効果ガス削減に向け、本年3月に柳川市役所地球温暖化対策実行計画が策定され、取り組みが始まっております。また現在は「水がきれい」、「まちがきれい」、「緑あふれる水郷のまち 柳川」の環境像を実現するため、掘割環境安全アクションプラン、地球温暖化防止対策の推進、3R推進、環境学習の推進の4項目を重点施策とし、柳川市環境基本計画案がまとまり、広く意見を募集されております。今後、環境先進地の仲間入りを果たすためには、率先してその意思を示し貢献していくことにより、市民に対しても大きな啓発、アピールになると考えます。本市の環境自治体会議加入についての御所見をお伺いいたします。

次に2点目、介護予防、健康づくりについての質問でございます。

手軽にできる体操といえば、ラジオ体操がおなじみですが、最近、健康への関心が高まる中、市民の健康づくりに生かそうと、多くの人々が愛着を持って毎日続けやすい運動として、自治体オリジナル体操が広がっております。目的として、高齢者には取っかかりやすい体操で体力、筋力を身につけてもらい、寝たきりや転倒を防ぐために、地元の民謡や詩歌を用い、地域色を持たせ体操に親しんでもらいながら介護予防への理解を深め、さらに健康を維持していただく。また、軽度の要介護認定者でもできる体操を取り入れ、膨らむ一方の介護保険

給付を抑えられるよう、体操普及に努められております。さらにメタボ対策の一步として、お金をかけずに狭いスペースでも手軽に運動ができる体操を取り入れ、毎日少しずつ体を動かして健康づくりの意識を高め、運動習慣のきっかけづくりとなり、結果的に医療費を減らしていければと取り組まれております。

本市においても介護給付費、医療費の高騰を少しでも抑えることは喫緊の課題であります。と同時に、市民の皆さんが健康で楽しい生活を維持され、また、高齢者の皆さんは体操を通じ友人ができ社会性の維持向上が保たれることが何より大事なことだと思います。柳川市でもご当地体操づくりを提案したいと思いますが、御所見をお聞かせください。

最後に3点目として、柳川市食育推進条例の制定についての質問でございます。食育についての質問は、今回で2度目でございます。

食育とは、さまざまな経験を通じて、食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実施することができる人間を育てることです。食は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上で基盤となるものです。

近年、社会構造が大きく変化していく中、ライフスタイルや価値観、ニーズが高度化、多様化し、食生活や食を取り巻く環境が変わっております。また、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の食の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事など、さまざまな食の問題が顕在化しております。

このような中、皆さん御存じのように、国では平成17年7月に食育基本法が施行されました。同法の規定に基づき食育推進会議が設置され、国民運動として食育を推進していくため必要な事項を定めた食育推進基本計画が平成18年3月に決定されました。しかし、取り組みは、自治体によりかなりの隔たりがあります。

本年11月、教育民生委員会において、新潟市の食育の推進について視察いたしました。平成18年4月に企画財政局に食育健康づくり推進室を設置され、基礎データの収集、分析、現状把握をし、食育推進会議を重ね、市の基本理念を定め、市の責務や市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となることを定めた条例を制定。施策を総合かつ計画的に推進するために、平成19年から平成23年までの食育推進計画を策定されておられ、大変充実した内容であり、積極的に取り組まれておりました。さらに毎年計画の実績と評価をされ、目標達成への推進を続けておられました。本市でも食育の推進を計画的に、効果的に進めるためにも、市の食育推進条例の制定が必要ではないでしょうか、御所見をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

市民部長（田島稔大君）

まず、1番の環境自治体会議加盟について、市民部長ですけど、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、環境自治体会議の加盟についてでございますが、環境自治体会議の目的等につきましては、先ほど熊井議員が述べられたとおりでございます。自治体環境政策の推進、そして、環境に関する情報ネットワークづくり、環境事業の推進、社会的アピールの場でございます。

環境政策に積極的に取り組んでいる全国の自治体で構成されている当会議に加盟するということは、自治体や団体間のネットワークづくりを推進し、情報を共有することにより環境政策を推進することは非常に重要なことであるというふうに考えております。

現在の加盟自治体の数は、全国で1,780市町村ございますが、まだ今は58自治体ということでございます。しかし、福岡県では筑後市、大川市、大木町、筑紫野市、古賀市の5自治体が加盟してあるようでございます。来年、全国大会が筑後地区で開催されるということもございまして、この環境自治体加入につきましては、その状況を見て今後、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

健康づくり課長（川口敬司君）

健康づくり課長です。熊井議員から提案がありましたご当地体操であります。これは介護予防あるいは健康づくりを目的として、平成12年に厚生労働省が策定しました健康日本21をきっかけに、各地で取り組まれているものかと思っております。具体的には介護予防、あるいは健康づくりを目的に、各地の祭り、それから文化、特産物、または地名にちなんだユニークな体操が考案されております。

現在、柳川市におきましては、各地域で開催しております地域デイサービス、それから、まほろばやまとで開催していますデイサービス事業、ほかにいきいきクラブなど、健康体操による筋力低下予防の体操、それから、自然と体を動かせるようなレクリエーション等を取り入れて介護予防、健康増進に取り組んでいるところであります。しかし、市民の健康づくりの意識を高め、ふえ続ける介護給付費、あるいは医療費を削減することは今議員御指摘のように喫緊の課題だと考えております。このため、ご当地体操の策定というのは、健康づくりの意識の高揚や運動習慣のきっかけづくり、また高齢者の方だけではなく、すべての市民の人が楽しく安全に取り組める事業かと考えますので、今後できるだけ早く実現できるように、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

農政課長（成清博茂君）

農政課、成清です。3点目の食育推進基本条例の制定の必要性についての所見ということでございます。お答えさせていただきたいと思っております。

食育につきましては、先ほど梅崎議員のほうにもお答えしましたが、若干答弁が重なるかとは思いますが、御了承いただきたいというふうに思います。

議員おっしゃいますように、食育とは人の生命と健康を維持する上で、食の知識や食生活を実現するためにも最も重要なものと思っております。現在、我が国では世界一の長寿国となっておりますが、一方で、食料自給率の低下の中で飽食の時代を迎えております。また、食料資源の浪費、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、食物の安全への不安、不規則な食事などの食生活の変化が問題となっております。

また、食につきましては、一個人では解決できないものと思っております。やはり家庭、地域の皆さん、また子供からお年寄りまで一人一人が食生活の改善、食の安全の確保など、見直し実践していくことが重要であるかというふうに思っております。

市といたしましても、関係各課それぞれの分野で取り組みを行っておりますが、その指針となるものを条例、基本計画となるものが必要であるかと思えます。食育に関する条例につきましては、各市町村それぞれあるところ、ないところあります。基本計画のみのところというところもあります。やはり指針となるものを条例なり基本計画には必要だと思っておりますので、十分検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。環境自治体会議の加入については、部長から答弁していただきましたように、重要だと思っているということをお話いただきました。しかしながら、まだ内容というのわからないし、今回、福岡県で初めて第18回の環境自治体会議が筑後市、大川市、大木町の3自治体が共同で行う、ちっこ会議というものがあるから、それを見ながら検討していきたいというふうなお答えをいただきました。

そのように来年5月に、3自治体が共同で開かれます、ちっこ会議というものがあります。大変大きな意義のある会議だと思っております。大川市、筑後市、大木町はやっぱり近隣市町でもありますので、この会議の開催をどのように本市としてとらえてあるのか、また、本市としての参加はどういうふうに考えておられるのか、お伺いいたします。

市民部長（田島稔大君）

ちっこ会議をどうとらえているか、そしてまた、その会議の参加についてどう考えているかということでございます。

この第18回環境自治体会議、ちっこ会議が来年の5月26日から28日まで筑後市、大川市、大木町、2市1町の合同で開催をされるということを聞いております。全国から自治体関係者、環境団体、学識経験者、そして企業の環境担当者など、幅広い分野から約1,000人の参加が見込まれるということでございます。このように全国の環境先進自治体、そして各種団体等が交流をし情報交換することによりまして、意識の高揚を図るということは大変有意義な会議であるというふうにとらえております。

なお、この会議も全体会議と19の分科会が準備されているようでございます。会議のこの

参加につきましては、近隣でもあるということで積極的に参加をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。積極的に会議に参加していきたいということですので、よろしく願いしておきます。また、近隣で行われます会議でありますので、当然、支援とか協力体制というものの呼びかけがあるだろうと思いますけど、もしそういう協力とか支援とかの呼びかけがありましたら、どういうふうに考えてありますでしょうか。

市長（金子健次君）

先日の蒲池で開催されました堀干しのときに、大川市の環境の担当係長が来ていまして、そのときにこの話が具体的にありました。来週、大川市長のほうからも正式にこのことについて要請をしたいということでございまして、私自身も、環境自治体会議への加入というのは大木町が2001年の10月、筑後市が2003年の9月、大川市がことしの6月という加入をしておりますし、今回の開催に当たりましては、積極的に支援、協力をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

先ほど部長の話の中にありましたけれども、今回の会議の中の2日目に19の分科会が行われるようになっておりました。環境問題にすごく興味のある市民の方も少なくないと思いますので、近隣の開催でもありますし、こういう機会は絶対に無駄にはいけないと思いますので、環境問題への市民の意識を高める意味からも、市民の参加を啓発していただきたいと思っておりますけれども、そこら辺の取り組みをもしありましたら、お願いいたします。

市民部長（田島稔大君）

この分科会、全体会議、この参加につきましては、まだ詳細がすべて決まっておるわけではございません。今準備をして決まりつつあるようでございます。この会議の詳細が決まり次第、時を見ながら市報、そしてまたホームページ等々で広く市民の皆さんに広報を行いまして、そして、あわせて関係団体へパンフレット等の配布を行って啓発に努めたいというふうには考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。前向きに取り組んでいただける返答をいただきまして、すごくうれしく思いました。この自治体会議の加入については今後の検討課題だということですが、やはり今回行われますこのちっこ会議というのを無駄にされずに、しっかりと体験、検

証していただいて、本市にとっていい方向に考えていただきたいと思います。それと同時に、この会議は部長もおっしゃっていましたように、全国から1,000人ぐらいの参加があるだろうということで、普通1市で行われて1,000人だから、今度は2市1町の3共同で行われるので、もっと多くの参加があるだろうというふうにも言われておりますので、その参加していただく中から、少しでも柳川市の方向にですね、観光に足を運んでいただきたいというのがすごく期待しているところでありますので、そこら辺の観光へのアピールをしていただきたいということを要望させていただきます。

できましたら、さっき市長のほうから答弁いただきましたけど、環境会議加入と、ちっこ会議の開催に当たってのとらえ方というか、市長の考え方を一言お聞かせください。

市長（金子健次君）

加入につきましては、今回は協力参加という形になると思いますが、今後この会議への参加というものを検討してまいりたいというふうに思っています。それとあわせて、来週大川市長にも会いますので、その分の観光誘致と申しますか、そういう面も含めてお願いを私のほうからもしたいと思っています。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかりとこの近隣であります有意義な会議を無駄にされないように、今後の柳川市の環境を、環境問題に取り組む方向性を誤らない一つの題材として取り扱っていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。これで1点目の質問は終わらせていただきます。

次に2点目、介護予防、健康づくりについてのご当地体操を柳川市でも作成したらどうかという提案をさせていただきました。担当課長からは前向きに積極的に取り組んでいくというお答えをいただきました。本当にありがとうございました。この体操は、自治体いろいろあるんですけども、意外と大学とか、大学の研究者の方とか、専門家と官学連携で開発されているところも多くありまして、成果といたしましても、精神的面とか身体的面で非常にいい成果が期待できるという報告が多いと思います。

旧柳川市におきまして、おだん節という市民踊りがつくられました。広く市民に定着して現在も踊り継がれています。親しみやすい気軽にできる体操ができれば、市民への普及もできるし、効果が期待できると思いますが、そこら辺の見解というか、お考えがありましたらお答えください。

健康づくり課長（川口敬司君）

今、議員おっしゃるように、親しみやすい気軽にできる体操ができれば本当にいいなと私も思っております。そこで、郷土柳川を意識できる歌とか、北原白秋先生の歌などを生かしたご当地体操をつくりまして、高齢者とか市民の方が集まりますイベント等で取り組んだら

各世代間の交流とかにも役立っていいのではないかというふうに考えております。

しかしながら、実際に体操をつくるためには、今、議員言われましたように、体操として介護予防、それから健康のために効果的な動きになって安全が確保されるようなものでないといけないと思います。そのためには専門的な知識も必要になりますので、医療の専門家、あるいはスポーツのインストラクターなどの方の助言を得ながら、できれば来年度ぐらいをめどに体操をつくっていただければいいなというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。その作成に当たっても、専門家の方とかインストラクターの方という、そういうふうな方の御協力を得ながら、取り組みとしては来年できたらいいなというふうに期限までしっかりお答えいただきましたので、来年、本当にできますようによろしくお願いしておきます。

一日も早いご当地体操の完成を期待するところでありますし、課長もしっかり期限まで切って言っていただきましたので、しっかり私も覚えておきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

本当に前向きな御回答をいただきまして、ありがとうございました。これで2点目の質問を終わらせていただきます。

3点目の質問でございます。食育についての質問をさせていただきます。

推進条例の制定は、担当の課長も重要性は極めてわかっているというふうなことをお答えしていただきました。今回、私も2度目となるんですけども、本当に質問するたびに非常に幅が広くて難しく、担当課の職員には大変なことだなと思いつつ、でも、やっぱりこれは必要なことであるから、ちゃんと条例を制定して計画的に進めていかなければならないというふうなことを思いまして質問させていただきました。

視察がきっかけではありましたが、課長がお話ししていただきましたように各課、産業界とか、あと教育のほうとか、各課でもしっかり進めてあるんですね。先日、給食センターのほうに行かせていただいたら、旧柳川市の中学校に給食はございませんでしたけど、合併当時に給食センターをつくらうということで、今つくられて給食が中学校に運ばれております。家庭のお母さんたちからも非常に喜ばしいし、本当助かっているという声をいただきました。

給食センターの現場では、非常に今の食事の偏りとかいうのを問題視していると。1日の中の1食でもカロリーを抑えて質のいい、栄養価の高い、バランスのとれた食事を提供しようとしてしっかり頑張っていますと。地産地消についても、米だけではなくて、いろんなものがないかというのを検討しているというふうな熱意あるお話をいただきました。そのときに話したんですけども、ハード面での企業誘致も必要でありますけれども、こういう教

育、柳川市としてはこういう教育に力を入れているというアピールをするために、この給食の献立でもホームページに載せて流したいねというふうなことも話しておりました。そういうハード的なものからも、柳川市に住みたいなという人がふえてくれればいいなと、ただ一つ、そういう熱意がホームページというか画面では映らないから、ちょっと残念だけれども、そういう思いでつくっているというのを必死で語っておられましたので、やはり今食育というのは大事だなということで質問させていただくことにいたしました。

本市においても食育の推進は非常に大事だということを感じているということを感じていただき、視察の場所の新潟市では市民の食育への関心を高めるために、収穫量の第1位のお米とか、市の花をイメージして、チューリップというものをイメージして、それをモチーフにしたキャラクターの「まいかちゃん」を作成したり、選んだフードモデルをセンサーボックスに乗せるだけで瞬時に栄養価を計算し、さまざまな情報をパソコンの画面上に表示できる体験型の食教育システム「SATシステム」を活用して、市民の食生活の改善と啓発、システムの普及に向けて取り組まれておりました。

また、地産地消のところでは、地産地消の推進している店を募集して認定証を交付して、その店をホームページとかパンフレットで紹介されるなど、さまざまな取り組みがされておりました。市民の食育推進に向けての本市の取り組みがありましたら、午前中に梅崎議員に答弁された部分も、重なる部分もあると思いますけれども、食育に向けての取り組みをお話してください。

農政課長（成清博茂君）

農政課の成清です。食育の推進につきまして新潟の研修の先進的な取り組みを御紹介いただきましたけれども、本市の取り組みについてですけれども、先ほど梅崎議員にもお答えしましたが、関係各課、団体によってさまざまな取り組みを行っております。特に先ほどの新潟のキャラクターの「まいかちゃん」、少しそれとは違うかもしれませんが、議員御承知のとおり、本市において一昨年農産物のキャラクターとして「センドくん」という農産物のキャラクターをつくっております。それをもとに、柳川の安全で安心な農産物として市内外にPRを行っております。また、市内では市民まつりとか農業まつり、また大藤まつり、イベントのときに「センドくん」を活用し、柳川の農産物の、地元農産物ということでPRも行っております。

また、一昨年、柳川ミュージアムマップというマップをつくりまして、学校等にも活用していただいて、柳川の農産物、またノリの生産状況とかもつくって研修等にも活用いたしております。

また、特に今回の市民まつりにおきまして、青年会議所と特産品づくり協議会とタイアップしまして、柳川の農水産物を活用しました「ザ・地産地消ご当地メニュー決定戦」というイベントも開催をいたしまして、地元農産物の宣伝紹介を行っております。

また、健康づくり面におきましては、健康診査のときに食事のバランスガイド等を用いまして健診をしたり、出前講座を行ったりして食生活の大切さを啓発いたしております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。取り組みはさまざまたくさんやったださっているようですので、これからも、本当さっき申しましたように、各課しっかり取り組まれておりますので、こちら辺でやはり市の食に関する理念というものをしっかりして、それに向かってしっかり取り組みがなされるような推進条例とか推進基本計画が非常に大事だと思いますので、さっきの健康づくり課長のように、いつまでにできるという宣言をしていただければ、非常にうれしいんですけども、そこら辺の条例の制定に向けて、ちょっと一言取り組みをお話ししていただければと思いますけど。

市長（金子健次君）

食育の関係につきましては、3部7課にまたがっておりますので、私からちょっと答弁させていただきます。

その前に、けさの一般質問の中で子供の早寝早起き、家族そろって朝ごはんという形で秋田県のことを紹介がありましたし、そういう意味で梅崎議員の質疑の中を聞いていますと大変重要なことだというふうに思っているところでございます。

私も先日新潟市のほうを、JAもち部会の方々と一緒にモチ米の販売促進をいたしました。なぜ新潟に米をとということだったんですけど、米の産地になぜ行くのかと言ったら、この柳川のJAのモチ米が向こうのほうの食品会社でつくっておられると。大変柳川のこのモチ米についても好評、よく粘り気があると。新潟でつくっているモチ米にないようなよさがあるというようなことで、セールスとして成清組合長と一緒にやってきたところでございます。食育につきましても先進地として、先ほど議員のほうからも御紹介があったように進んでいるようにお聞きをいたしております。専門の部署を設けての推進体制というのに取り組んでおられるようでございます。

本市におきましては、先ほど午前中申し上げましたように、行政改革の推進としては人員の削減をしなければならないということにおいて、新たな部署を設けることにはなりませんけども、関係各課が3部7課にまたがっておりますが、これからは常に連携をとりながら、条例推進計画の策定について前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。市長のほうから前向きに取り組むという返答をいただきましたので、ぜひ非常に大変なこと、範囲が広いので大変だと思うんですけども、やはり合併して5年になりますので、しっかりした推進条例、計画が必要だと思いますので、どうかよろ

しくお願いして、私からの3点の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時23分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成21年12月9日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	9番	荒 巻 英 樹
10番	藤 丸 富 男	11番	矢ヶ部 広 巳
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	龍 益 男		

2.欠席議員

8番	森 田 房 儀	12番	荒 木 憲
23番	木 下 芳二郎		

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
観	光	龍		泰	子
ま	ち	大	村	隆	雄

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	9 番 荒 卷 英 樹	1 . N E C セミコンダクターズ九州・山口の福岡工場閉鎖について 2 . 市営観光駐車場について 3 . 柳川市民まつり「おいでめせ」について	市 長 " "
2	7 番 白 谷 義 隆	1 . 財政問題について (1) 事業見直しについて 2 . 学校施設の目的外転用について 3 . 結婚サポート事業について	市 長 " "

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員26名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番荒巻英樹でございます。

現在、国の事業仕分けが注目を浴びておりますが、これは政権交代がもたらした効果の一つであり、本市も市長が交代したわけですから、国以上の変化が可能ではないでしょうか。いや、そうでなくてはならないと思っております。来年度以降は、今定例会で提案されました固定資産税の統一により見込まれる税収の減少、それから後ほど質問をさせていただきますが、NECセミコンダクターズ九州・山口の福岡工場の閉鎖に伴う税収減など荒波が待ち受けておりますが、金子市長には、改めて万全のかじ取りをお願いするものであります。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

1項目めは、NECセミコンダクターズ九州・山口の福岡工場の閉鎖についてお伺いします。昨日、梅崎和弘議員からも質問されており、重複する部分もあるかと思っておりますが、その点は御了承願います。

さて、同社は、昭和54年10月の操業以来、30年もの長きにわたり、雇用や税収面で多大な貢献をいただいていた本市最大の企業であります。また、柳川市リサイクルマーケットへ毎年出店され、その売上金は柳川市クリーン連合会へ全額寄附をいただいております。さらには、柳川ソーラーボート大会の参加や長年にわたる工場周辺の清掃活動への取り組みなど、まさに地域に密着した企業であるだけに、突然の閉鎖話を大変残念に思っております。

新聞紙上では、現在300名ほどの従業員がいらっしゃり、うち120名ほどの方が本市在住と報道されておりました。10月下旬に同社の社長が来庁されて、金子市長へ閉鎖の報告をなされたそうですが、その詳しい内容、また報告後、今日までの本市の対応についてお伺いします。

2項目めは、市営観光駐車場についてお伺いします。

私は何度かこの問題を質問しておりますが、観光客の誘致や利便性を高めるため、駐車場を整備することに異論を唱えるものではないことを最初に述べておきます。しかしながら、投資した金額の割に利用者が少な過ぎるし、利用促進の努力が見られない。さらには維持管理に無駄が多過ぎることを看過することは、我々には決して許されることではありません。現状は経費を抑えて、いかに収入をふやすかは正反対の状況であります。本市で事業仕分けを行えば、真っ先に削減対象となるものでしょう。

そこで、筑紫町駐車場と白秋駐車場に関して、それぞれオープンまでにかかった費用と、昨年度で結構ですので、項目ごとの年間維持費及び収入額をお伺いします。

また、今後も現状のままなのか、何らかの改善の予定があるのか、お伺いします。

3項目めは、柳川市民まつり「おいでめせ」についてお伺いします。

当日は午後から雨模様だったのは残念でしたが、多くの市民の皆さんにお越しいただいたことは大変よかったことだと思っております。また、多くの本市職員の方々がスタッフとして参加されておりましたが、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。特に水路課の方々は、前日には昭代地区での堀干まつりと連日のイベントでしたが、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、新市発足後、ことしで5回目の開催ということですが、旧柳川市では産業まつりとして別の場所で開催されておりました。そこで、旧三橋町や大和町では、同様のイベントは行われていたのでしょうか。

また、合併後は旧柳川地区の同じ会場で開催されておりますが、三橋町や大和町での開催は検討できないのでしょうか。三橋庁舎、大和庁舎からのシャトルバスがありますが、徒歩や自転車等でお越しになる両町地域の住民の皆さんの参加増が見込まれるのではないかと考えております。

それから、ことしのポスターには「ごみ削減に御協力ください」、チラシには「ことしはエコ活動を行います」と明記され、エコ活動を推進された模様ですが、前年と比較してどれ

くらいごみの減量が図られたかをお伺いします。

最後に感想を1つ述べさせていただきます。9月定例会一般質問でのホームページの情報発信に関する前向きな答弁に大きな期待をしておりましたが、依然として合格点にはほど遠い状況です。一例を申し上げますと、わずか1カ月しか行われぬ事業の情報が、その事業がスタートしてから9日後に掲載されております。コメントする言葉が見つかりません。改めて各部署からの適切かつ活発な情報発信をお願いして、壇上からの質問を終わります。

なお、再質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

産業経済部長（藤木 均君）

産業経済部長でございます。まず1点目のNECセミコンダクターズ九州・山口の福岡工場閉鎖についての御質問でございまして、荒巻議員の御質問は、市の全般的な対応はどうかということと、市長と社長さんの話の内容という2点であったろうかと思っております。私のほうからは市の全般的な対応についてお話申し上げ、あとの問題については市長のほうからお答えあると思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

きのうも梅崎議員のほうから御質問がありました。日本でも有数の企業、ましてや柳川にとりましても優良企業の一つでありますNECが突然の撤退という報道について驚いているということでございますけれども、市に対しても地域に対しましても、有形無形の多大な貢献をいただいた会社が撤退することについては、非常に残念だという気持ちでいっぱいでございます。今後、新聞報道では23年の9月までには撤退するという報道でございまして、徐々に生産拠点が大分の中津工場等に集約されるということになっていくだろうと思っておりますし、それに伴って従業員の再配置、そういうものも起こっていくだろうというふうに思います。

NECの撤退は、市にさまざまな影響を及ぼすわけでございますけれども、とりわけ一番やっぱり思いを寄せるのは、そこに働く従業員の皆さん方の処遇でございます。会社の方針に従って移動される方についてもそうですけれども、ましてやいろんな事情によってやむなく退職をするという方々、しかもその中にはきのうもお話がありましたように、家計を支えている方がやむなく退職する人たちに対する対処が必要であろうというふうに思います。

市にとりましても対応でございしますが、なかなか市単独で一つの政策を打ち出すということとは非常に難しいことも御承知いただいた上で、やはりそのやむなく退職される方々たちの再就職の相談、またあっせん、そういうものについては、県またハローワークあたりとも十分協議しながら連携をとりながら、ぜひ万全の策をとっていきたいというふうに思います。幸いなことに、まだあと2年弱期間がございしますので、万全の策をとっていきたいというふうに思っております。

それから、きのうも市長のほうからありました跡地対策とかそういうものについても影響があるかと思っております。いろんな面からの影響があるかと思っておりますけれども、そういうものを一つ一つ精査しながら対処していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

市長（金子健次君）

おはようございます。市長です。荒巻議員のほうからNECセミコンダクターズ九州・山口の社長との面談についての、当時どういう状況だったかということについてお話をいたしたいと思います。

昨日の梅崎議員と若干重なると思いますが、その様子についてお話をしたいと思います。

私自身は、当初、山口代表取締役のほうで柳川市においでになるということで、最初のそれを聞いたときには、表敬訪問的な部分だというふうに思っておりました。柳川市におけるトップ企業でありますNECは、私自身もその工場にはぜひ参って、工場長には見せてくださいというお話もしておったところであります。そういうふうなことで、その最初の撤退については、驚きと、本当に寝耳に水というようなショックを感じたものでございます。その後、会社の事情というのは、小さな小工場をどこかのもう1カ所と合わせて今後集約化をしていくというふうなことで、社の方針でありますということで、大変30年間お世話になりましたということで、2年後に撤退をしたいということと、合わせて300人の従業員については退職とかそういうことを促さない。ただ、新しい工場、大分工場、また熊本の錦工場にも分散をするというふうなことでございました。そういうことで、そういう驚きの中で、私自身もきちんと社員については、特に柳川市からお勤めになっておられる120名の社員についてはぜひ、もしそういう工場に行かれないという方についても、再就職については極力会社でお願いをしたいということとあわせて、本市におきましても、そういう退職者については極力関係機関とも努力してまいりたいというお話をしたところです。その後、急な話でございますので、その撤退について覆ることはないのかということについては、もうそういう話ができるような状態ではございませんでした。

それと、あとの問題、土地の問題、家屋の問題、償却資産については、ほとんどの部分が向こうに持って行かれると思います、大分工場とか錦工場に。そういうことで、あとの誘致等についても、大手の企業でございますので、できる限りそういうことを使って柳川のほうにお話を、誘致をしていただきたいということをお話し、お願いをしたところでございます。

ただ、事実は事実として受けとめなければならないということで、いろんな税収減の問題もありますし、先日お話ししたように柳川の財政事情が非常に、そういう事情の中に驚きを隠せないという部分もございます。

以上でございます。

観光課長（龍 泰子君）

観光課長です。観光駐車場についての御質問にお答えいたします。

オープンまでにかかった費用でございますが、筑紫町駐車場はトイレ等を含めまして約38,400千円、それから白秋駐車場は約52,800千円かかっております。

20年度の年間維持費ということでございますが、筑紫町駐車場が消耗品19,973円、燃料費6,176円、光熱費126,857円、それから通信運搬費30,558円、管理業務委託料684,400円、清掃業務委託料203,775円、浄化槽維持管理委託料134,975円、駐車場整理委託料28,490円、土地借り上げ料815,327円、家屋借り上げ料240千円、合計の2,290,531円でございます。

白秋観光駐車場につきましては、消耗品費16,395円、光熱水費99,725円、清掃業務委託料203,775円、浄化槽維持管理委託料75,446円、保守整備委託料700千円、合計の1,095,341円でございます。

筑紫町観光駐車場の20年度料金収入額は955,100円、それから白秋観光駐車場の料金収入額は820,500円でございます。

今後どのようにするかという御質問ですが、市としましては、観光客をふやし、それから駐車場を利用してもらうことで、利用率を上げなければならないと思っております。

もう1つの市民まつりの御質問についてお答えいたします。

合併前は旧柳川市では「よかもんフェスティバル柳川産業まつり」、それから旧大和町では「大和町何でんまつり」、旧三橋町は「まつり三橋」として、それぞれで産業祭が行われてきました。市民まつりの開催地について、三橋町や大和町での開催はできないかという御質問でございますが、これは合併後、最初の実行委員会で、3地区回しでの開催も検討されましたけれども、広さや利便性を考慮し、市民まつりは有明地域観光物産公園で行うと意思決定された経過がございます。

それから、ごみの減量についてでございますが、今回取り組んだのは雲龍ちゃんこ鍋、懐かしの給食みそおでん、それから、ご当地メニュー決定戦での使い捨てではないリユース食器を使ったこと。それから割りばしを炭として再利用できる竹ばしを使ったこと。それに来場者にマイバッグとマイはしを推奨したことでございます。リユース食器につきましては2,200枚使いました。竹ばしは1万8,000膳、ご当地メニュー決定戦ではリユースばし900膳を使ったので、その分は確実にごみ減量につながっているかと思えます。また、今回ごみの分別を徹底しまして9種類に分けまして、それからリサイクルできるものは回収いたしました。雨の影響で来場者数も売り上げも昨年から減少しておりますので、単純なごみの量の比較はできませんけれども、昨年と比較すると約3分の1以下だったと思われまます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

御答弁ありがとうございます。それでは、1項目めから再質問をさせていただきます。

NECさん 正式名称ちょっと長いので、これからNECさんということで表現させていただきますが の撤退は非常に残念でございます。ここにいらっしゃる方皆さん同じだと思えますが、やはり企業が熟考された上での決断でしょうから、この今回の決定が覆るということはまずあり得ないと、よほど景気が好転するなりなんなりなければいけません。

けれども、こういう結果になる前に、当市で企業誘致のほう、いろいろと取り組んでいただいているかと思いますが、そういった活動の一環で、このような事前に何らかの情報がなかったのかどうか、ちょっとその点お伺いいたします。

産業経済部長（藤木 均君）

このNECに関しましては、私どもも情報を知り得るところまでいきませんでした。ただ、通常の活動といたしましては、商工振興課内に企業誘致担当者として嘱託職員を1名置いております。その方を通して、いろんな企業の情報、動向、考え方、そういうものを常に情報収集するということを行っております。特に今、荒巻議員おっしゃったように、今の時代、こういう不況の時代に企業を誘致するということは、なかなか厳しいわけでございます。企業誘致もさることながら、この柳川市の中からできるだけ企業を流出させないということ、今は時代もありまして、そういうことを主眼にやっておるわけでございます。したがって、ぜひ企業の動向なり、そういうことを常に把握することによって企業の流出を防ぎたいと、そういう考えを持っておりますし、その担当者ともそういう考えで、毎週、毎日企業を回って企業の責任者の方とお話するなり、そういう活動を行っておるわけでございます。そういう活動を行っておりますけれども、今回のNECに関しましては、我々、情報収集し得るには至らなかったということでございます。

9番（荒巻英樹君）

そうですね。実際にリーマンショックというのが非常に大きな影響を及ぼしているかと思えますというか、間違いないと思えますけれども、現状、日本ファイバーさん等も含めて、企業誘致ではなく、先ほど部長のほうから流出という表現されましたが、現実、本市の場合は企業脱出の状態ですよね。ですから、まずはもちろん、今後、企業がこのような事態が起らないよう防ぐような手だても徹底していただきたいと思えます。

それから、再来年の9月までに跡地をどうするかという問題になってくるかと思えますけれども、これに関しては、NECさん、本市、両方とも跡地の企業誘致に取り組んでいくということによろしいのでしょうか。

市長（金子健次君）

当日の社長と面談したところの様子はお話をしたところでございますけれども、私自身ももう一回NECさんのほうにお話をし、そういうお話をしたいというふうに考えております。

面談のとき、もう1つ忘れておったのが、なぜ事前にキャッチできなかったということの御指摘がありますけれども、そのことについても、私は社長のほうにお話をし、株のインサイダー取引の問題等もありまして、秘密裏に行われてきたというふうなことでございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

きのう梅崎議員の質問に関しても、県と連携を図って就職の相談、あっせんに全力を挙げて取り組むということですよ。全力というのが、もうこのためだけにやるのか、これが一番になるのかどうか、そこら辺、全力というのは、とり方難しいと思いますけれども、とにかく最優先に行っていただきたいと私は思っております。

それで、従業員の方、聞くところによりますと、30代、40代の方が中心で、その中でも全体で3分の1から7割の方が女性だとお聞きしております。おのずとやはり転勤、大分の中津ですか、それと熊本に転勤というのは、やはり厳しいというのが現実ではないかと思っております。

それで、市としては、もちろん先方の社長さんなりお会いになってあると思うんですが、やはり実際に今働いていらっしゃる方の声を聞くというのが、まず最初に必要なんじゃないかなと私は思うんですが、そういうことに関していかがでしょうか。どういう形がとれるかはわかりませんが、やはり今働いている方がどのように考えられているかというのをまず把握すべきだと思います。いかがでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

お答えいたします。

今、荒巻議員のほうから御提案がありました、いわゆる従業員の方の気持ちを把握した上で対応をとったらということでございます。確かにそういうことだろうと思います。会社のほうでも、今後、配置転換等の方針を決められまして、そしてその後に従業員の方の希望なりそういうものをとっていかれるだろうというふうに思います。そういう過程の中で、やむなく退職される方、そういうことが把握できるだろうと思いますので、今御提案ありました荒巻議員の考えも含めまして我々、今後の対応をとっていきたいというふうに思います。

9番（荒巻英樹君）

もちろん、担当課長、部長、そういった場で従業員の方の声に耳を傾ける、まずそういった方のお話を聞いていただきたいと思っております。ということでありがとうございます。それで、でき得れば、やはりそういう席に市長も出向いて、従業員の方のお話を聞いていただけたら従業員の方も心強いかなと思うんですが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

今、藤木部長がお答えした内容と少し補足をさせていただきますけれども、実際NECさんのほうに個人の面談をしたいと、その社員をですね。その意向に沿った形で、明けて1月からそのことをやっていきたいということで、その撤退までの2年間ございますので、そういう時期において、タイミング的には、今動くということよりも、一つは企業誘致の問題等については、山口社長のほうにも出向きましてお話ししたいと。あと従業員等の就職については、その後にやりたいというふうに思っております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

山口社長ということは、NECエレクトロニクスで川崎のほうにということによろしいわけですね。

市長（金子健次君）

私が申し上げたのは、山口社長じゃなくて、NECセミコンダクターズ九州・山口の社長ということでございます。済みません。

9番（荒巻英樹君）

できれば、事情が許せばになるんですかね、親会社はNECエレクトロニクスかと思いますが、そちらにも足を運んで、そういったいろんな今後の検討の相談をされるのも必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、とにかく従業員の方と会っていただきたい。そして工場も見えていただきたいと思っています。従業員の方々が今なさっている、いわゆる自分のスキルといいますか、それを生かせる職場がベストだと、最善だと思いますが、やはりいろいろな諸事情をかんがみますと、極端に言えば、全く畑違いの仕事であろうと、今の場所で、この柳川で働けるというところを一番望んでであると私は思っておりますので、従業員の方々が、もちろん転勤される方もいらっしゃるでしょうけれども、地元でこのまま柳川に住み続けたいと望まれる方が全員このまま柳川に住み続けられるような御尽力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でこの問題を終わらせていただきます。

続きまして、駐車場の件に移りたいと思います。

冒頭述べましたが、駐車場の必要性を否定は全くしておりません。ただし、筑紫町駐車場の整備に38,400千円、白秋駐車場の整備に52,800千円。1億円近い、90,000千円強という税金が使われておるわけです。それに実際、毎年の維持費として、筑紫町が約2,300千円、それに伴う収入が1,000千円強ですね。ですから、1,300千円以上が赤字になっておるということですよね。白秋駐車場のほうも約1,100千円の維持費に対して820千円の収入ということですから、270千円ぐらいの赤字になっているということですよ。白秋に関して、まだ1年強ですから、まだまだ判断できる材料としてはまだまだもう少し必要かと思いますが、筑紫町のほうは、もうできて、ことしの10月で丸3年たっております。実際に1日の収入が10千円以上あった日がどれだけかという、3年間合計で、わずか60日しかないですね。ということは、1年間で平均20日間しかないわけなんです。そのうちのほとんどがさげもん祭りの期間なわけですね。ですから、今、土日、祝日が有料になっておりますが、そういう観光客、駐車場利用者の方がいらっしゃる日にあえて有料にして、もろもろの経費をかけて駐車場をオープンさせる必要があるのかということで疑問を呈しているわけなんです。ですから、そ

の点ではいかがでしょうか。やはり先ほど言いました赤字が今後も続いていくわけです。ですから、これに関しては一刻も早く改めるべきだと思って質問をしております。いかがでしょうか。

観光課長（龍 泰子君）

筑紫町駐車場についてでございますけれども、議員がおっしゃるように、筑紫町観光駐車場ですけれども、費用対効果を考えれば、利用の少ない時期は無料化するということも考えられます。しかし、観光とはおもてなしの心が大切だと言われております。筑紫町駐車場は、人が対応する駐車場ですので、柳川市のことを案内したり対話もできますし、それから観光は人であるとも言われております。おもてなしにつながっていると思っております。トイレ等を入れた全体の経費を見れば大分赤字なんですけれども、駐車料金と収納、徴収、人件費を比べた場合、年間ということであれば、有料駐車料金が若干多くなっております。したがって、筑紫町観光駐車場につきましては、土日、祝日のみ現在の有料の体制でいきたいと思っております。

観光客のアンケートなどで、駐車場が不足している、それから駐車場がどこにあるかわかりづらいという指摘もまだございます。まず、観光客の方にわかりやすく駐車場へ案内するように検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

おもてなしだけで飯が食えるかという話ですよ。もう少しシビアに考えていただきたいんですね。質疑のときにも申し上げました、国の事業仕分けに伴って。ですから本市としては、やはりそういう何万円、100千円、そういった金額の積み重ねをするべきだと私は考えておりますので、もう少しこれに関してはシビアに考えていただきたいと思っておりますし、それ以外、駐車場の不足ということをおっしゃいますが、現実、もっと沖端地区に近い白秋北団地、それともう1つ稲荷町という表現でよろしいですか、駐車場予定地もございまして、その辺の利用促進を図れば、筑紫町駐車場そのものの存在意義が問われてくることになるかと思っております。それで、稲荷町のほうですね、駐車場整備、ことしのさげもん祭りの前に整備をされたとお聞きしておりますけれども、ふだん車がかなりとまっておりますが、今の状況について、お知らせください。

まちづくり課長（大村隆雄君）

今の稲荷町の駐車場定位置の現状についてということでお尋ねでございます。

この稲荷町駐車場は、当地域の観光振興のために、交通手段の受け皿として、外堀地区のまちづくり交付金事業の枠の中で用地買収と舗装工事の整備を行ってきたところでございます。駐車場の維持管理につきましては、荒巻議員の御指摘のとおり、維持経費をいかに抑えて、目的を達成するかということで、大変苦慮をしておるところでございます。したがって

して、既に設置をされております白秋観光駐車場と筑紫町観光駐車場の管理の形態といたしますが、将来の管理含めて、見きわめて、それぞれの駐車場と整合をとりながら、残された案内板含めての管理について、いかに効率的にやっていくかということで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ちょっと質問の、私が聞いたのは、これモノクロだからちょっとわかりづらいかと思いますが、この稲荷町の、もと缶詰屋さんの跡地ですか、私有地ですよね。きれいに整備されておりますが、先週金曜日の朝10時30分で28台のスペース中18台の車が駐車されておりました。きのうの夕方午後4時でも14台の車が駐車されておりました。このことの御説明を求めておるわけなんです、いかがでしょうか。

まちづくり課長（大村隆雄君）

今、議員御指摘のとおり、駐車場の使途といたしますが、そういう分では、一般の方が駐車をされているということでございます。そういうことで、それについて事業目的というのがなかなか達成をされていないという部分がございますので、それにつきまして、先ほど申しますように、いかに管理の経費を抑えながら、どういうふうに駐車場管理をしていったらいいかという分については、今後十分検討をしていかないと、その対応については今のところ現実的にはできないというふうな状況であろうかというふうに思います。

9番（荒巻英樹君）

ということは、これは勝手にとめてあるということによろしいんですか。市のほうが認めてあるんですか。そこら辺ちょっとお尋ねします。

まちづくり課長（大村隆雄君）

市のほうが認めているということではございませんけど、目的の達成のため、今のところ何らそういうふうな趣旨を知らしめる看板等も設置をしていませんので、それについては、観光の駐車場ということで設置をしていますので、そういう分の御理解を求めるような看板等を早急に設置をしていきたいということで考えております。

9番（荒巻英樹君）

重ねてお聞きしますが、これは現状、有料ですか、無料ですか。

建設部長（蒲池康晴君）

今の段階では、お金は取っておりません。

この経過を申し上げますと、歴史を生かしたまちづくり事業というまちづくり交付金事業がございました。旧柳川から続いているやつがですね。これに基づきまして、観光客の駐車場が不足しているということで、その交付金事業の中で組み込まれた事業でございまして、やっと昨年度完成したというふうなことでございます。そういった目的でつくられた分でご

ざいますので、非常にこの部内調整というのが不足したということで、これは私も責任を感じているところでございますけれども、この分については早急に検討調整を行いたいと思っております。筑紫町駐車場、それから白秋駐車場でございますので、それとの整合性をぜひ早急にとりたいと思っております。

それから、筑紫町駐車場の件で、先ほどから荒巻議員のほうからいろいろと御指摘がございます。この分につきましては、駐車場整備については否定するものではないということで冒頭言われております。そういうことで私のほうといたしましても、駐車場が今現在あって、その利用率が低いというのは、非常にこの利用率をどうして高めるかという根本の分というのは、やっぱり観光客をふやす、そして利用率を上げるというのが一番だろうと思いますし、観光客の動態調査によりますと、非常に駐車場がわかりにくいとかいう分もございまして、やはりそういった分では、案内、情報をしっかり観光客の方に与えるというのが2つあるだろうと思います。

今後、平成23年度では、九州縦貫自動車道のみやま柳川インターから443号バイパスを通りまして沿岸道路まで通ることになります。それから、あと佐賀県の吉野ヶ里のほうから、これも国道385号バイパス、これができるということで、ますますそういった自家用車による、それから貸し切りバスによる観光客というのもふやさなければいけないという分もございまして、そういった道路整備ができるということで、ふえるということも考えられます。そういう部分で、やはり駐車場の問題というのは、そういった幹線道路沿いにやはり大きな駐車場を持って、そこから柳川市街にまち歩きをしてもらうというのが一番私は理想とするところではないかと思っております。ですから、例えば白秋駐車場につきましては、荒巻議員の決算委員会の中でも提案がございました。非常に利用率が悪いので、月決めとか考えたかどうかというふうなこともございまして、そういった方向でも検討していいんじゃないかと思っております。

それはどういうことかといいますと、やはり車をああいった観光のメッカのところに自動車を入れるというのは、大体、特にさげもんめぐりとか、混雑する時期に自動車を入れるというのは好ましいことではございませんので、そういう分からも検討をぜひしていきたいというふうに考えておるところでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ただ、利用促進というのは、もちろん必要なことですが、それでもやっぱり観光客が見えない時期というのはあるわけですよ。ですから、そういうときに、夏とかそういう残念ながら少ないときに、実際に1日に筑紫町はゼロだった日もあるじゃないですか。それは十分把握されていると思いますが、そういうところをどうするかというところをいま一度考えていただきたいと思いますし、もう1つ、今白秋駐車場のお話もありましたが、それ白秋北団地の跡地で、もう1つ、白秋南団地の跡地も、皆さんはもう部長もち

るんおわかりだと思えますが、この空き地、更地の周りをロープでくくってありますけれども、そのロープの周りに乗用車がとめられております。先週金曜日の朝は8台、きのうの夕方は6台がとめてありまして、地域住民の方からちょっとやはり苦情を私お電話いただいたこともございますので、この土地をどうするのかも含めて、現状をこのままではよろしくないかと思えますので、十分な対応をしていただきたいと思います。取り急ぎ、この白秋南団地跡地は、どのような予定なのかをお尋ねします。

財政課長（石橋真剛君）

今、荒巻議員のお尋ねの白秋団地の件でございますが、平成18年に庁内で未利用財産利活用方針を決定いたしております。その中で、この南団地につきましては、駐車場として活用しながら災害避難場所として確保しているという方針で今までしておりますが、駐車場として活用した場合、維持管理等の問題もございまして、なかなか進んでいないというのが現状でございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

避難場所というのは、あの辺、沖端、南町というんですかね、ちょっとあの辺入り込んだところですので、そういう災害地の避難場所としての必要性は私もあるかと思えますが、やはりこのロープでずっとくくったままにこれからもこの状態を続けられるのでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。先ほど申しましたように、駐車場としてした場合、どういふような維持管理、管理体制をとるのか等々問題ございまして、正直申しまして今現在進んでいないというのが現状でございます。

9番（荒巻英樹君）

それでは、とにかく駐車場の問題、1カ所だけじゃありません。駐車場トータルで判断すべきだと思いますけれども、とにかくコストを安く、低くということで、今後、展開していただけるように御尽力いただきますようお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

新聞紙上では、入場者が5万人とか5万4,000人という記事を拝見しました。去年は7万人だったということを読みましたので、午後からの雨の影響だと思いますけれども、これ大会終了後、いろんな反省会等ですかね、そういった形でどういった意見が多いのか、その辺教えてください。

観光課長（龍 泰子君）

ごみも含めまして、これからの課題、今の課題とか、そういうことは12月22日に今度事務局会議を行うことになっておりますけれども、そちらのほうでまず反省とかを出し合って、それからずっと進めていきたいと思っておりますので、まだ出ておりません。

9番（荒巻英樹君）

イベントとして成功かどうかというのは、主催者だけじゃなくて、出店者とか、もちろん来場者も含めて出店者も満足しないと成功とは言えないんじゃないかと思いますが、この22日の会議は出店者全員は無理でしょうけど、出店者の代表とかそういった方は御参加なさるんでしょうか。

観光課長（龍 泰子君）

今回は、まずずっと段階を追ってしていかないといけないので、今回は事務局だけで反省等を含めて会議を開きたいと思っております。

9番（荒巻英樹君）

それでは、別途出店者のお話も聞かれる機会はあるということによろしいでしょうか。

観光課長（龍 泰子君）

事務局会議は、今、市民まつりは総務部会とか漁業部会とか部門別に分かれて、それをそれぞれ総合しながら市民まつりを行っておりますけれども、出店者の意見としましては、各部会から上げていただきたいと思っております。

9番（荒巻英樹君）

ということは、一応出店者のいろいろなお声を吸い上げるということによろしいですね。

それで、冒頭聞きました、1市2町で合併協議会するとき、合併時点でいろいろ検討したが、今の場所で行うということが決まったということですが、5年たったわけですから、いろいろとまたいろいろな御意見聞きながら、できればやはり1市2町そのまま3つを巡回じゃなくて、柳川、三橋、柳川、大和の4年1サイクルでもいいかな、私はそれが一番いいんじゃないかなと思っておりますが、そういったことを今後の検討の一つとしてやっていただければと思っております。

ちなみに、本市より1年おくれて、同じような1市2町合併した現武雄市は、合併初年度はそのままの状態、1市2町それぞれの3会場でお祭り、産業まつりを行いまして、2年目から旧北方町、旧山内町、旧武雄市ということでなさっておりました。先週が武雄市で産業まつりやっておりましたので、ちょっとのぞいてみましたが、本市と比べると、比較的小じんまりとしたイベントでしたけれども、そういった形で、やはり1市2町、順番でといますか、それぞれで開催されておりましたので、参考にさせていただければと思っております。

それから、シャトルバスのことをちょっとお尋ねしたいんですが、民間のほうに依頼されておると思いますが、何台このときは使ってあったんでしょうか。あと利用がどれくらいだったのか。これ反省会の後じゃないかということでしたら、今無理に答弁を求めませんが。

観光課長（龍 泰子君）

今、まだ集計を完全にしておりませんので、答えのほうは後で報告をさせていただきたいと思っております。

9番（荒巻英樹君）

1台、普通の貸し切りバスを使ってあるんですね。とりあえずお聞きしたいのは、当日は水の郷はお休みでも、ベにばな号は動くんですかね、そのときは動いていたんですかね。いいです。それで、でき得れば、民間委託も必要なんでしょうけれども、市所有のマイクロバスとかもあるじゃないですか。そういったのは使ってあったかどうかというか、そういうのも有効にこういうときは使ってコスト削減に努めていただきたいということで、これは今後の検討材料にしてください。

それで、これはJCさんがなさった分で、ご当地メニュー決定戦で「元気柳川海と畑のノリノリグラタン」が優勝したということですが、このメニューを今後どのように展開されていく予定なのか、教えてください。

農政課長（成清博茂君）

農政課、成清です。「ザ・地産地消柳川ご当地メニュー決定戦」ということで、青年会議所の皆さんと、また特産品づくり協議会も協力いたしまして実施したものでございまして、特産品協議会を農政課の事務局としておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

この事業につきましては、青年会議所さんのほうで、柳川の旬の農産物を活用した、また有明海の水産物を活用しましたメニューを募集しまして、ローカルフードとして使用することで地産地消、それから柳川の安全で安心な農産物のPRを行いまして、地域力の向上につながる目的で開催をされました。このメニューにつきましては、35点ほどの応募がありまして、最終的にはまつり当日、5品目に絞って審査をいたしまして、宗像の飲食店の方が優勝をされたんですけれども、このメニューにつきましては、今現在、青年会議所のホームページのほうにも掲載されています。同時にレシピも掲載されております。そのレシピにつきましては、御家庭でも活用できますし、各飲食店のメニューとして出す希望があれば出すことも可能ということで、このレシピにつきましては、青年会議所さんのほうに帰属をするということになっております。また、青年会議所さんのほうでは、学校給食にも活用できないかというふうにも検討をしてあるみたいですので、その辺も含めて検討したいということでありました。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。そのネーミングから、もちろんのりが使われているというのはわかりますけれども、のり以外に柳川の産品、どのようなものが中に入っているのか教えてください。

農政課長（成清博茂君）

優勝しましたメニューにつきましては、のり以外には、柳川のブロッコリー、それとナスということで、そのブロッコリー、ナスを中心に食材として活用されております。

以上です。

9番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。のり、ブロッコリー、ナス、柳川の食材として入っているということですね。ぜひ、これJCさん主導だと思いますが、今後、学校給食とかも話聞きましたが、市内の飲食店等にも積極的に働きかけていただいて、でき得れば、やはり今これがB級という表現が妥当かどうかは別として、やはりB級グルメ、久留米市さんがいるんなイベントをされていて、やっぱり気になってのぞきますけれども、そういったので、柳川のノリノリグラタンというのが話題になるようなことをちょっと私は夢見ておりますので、いろいろと御協力をお願いいたします。あと、ナスは昭代の七ツ家にもおいしいナスがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっと最後のエコのことでお伺ひしたいと思います。

マイバッグ2,000個を100円で発売ということがありました。これは協賛を募ってなされた、非常にいいアイデアだと私は考えておりますが、どれくらい売れたんでしょうか。

観光課長(龍 泰子君)

おかげさまで、2,000用意しておりまして、約半数売れました。

以上です。

9番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。ということは、あと残ったものはどうされますかね。

観光課長(龍 泰子君)

この使い道に関しては、これからまた協議をしていきたいと思っております。

9番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。肝心のごみの量の件ですが、大まかというか、前年と比べて約3分の1以下になったということは非常にありがたいことだと思いますが、私としては、もう一步踏み込んでいただきたいんですね。要はごみ箱を設置しない。ですから、こういったいろいろ啓蒙することも必要なことだと思います。

現実、私、東京で日比谷公園でのイベント、これは会場いろいろ変わりますが、東京朝市アースデイマーケットというのをのぞいたんですが、そのときは後で事務局のほうに確認しましたら、延べ4万人がお見えになったそうです。やはり一番大きいのはごみ箱を、もちろん日比谷公園、ごみ箱を設置してありますが、全部ごみ箱を密封されているんですね。ですから、非常に来場者のやっぱり意識、啓蒙させるというのはありますけれども、現実問題どのような問題があるかということを知りましたが、実際にはトイレにちょこっとごみが捨てられていたり、どうしても主催者として出るごみがあるということですが、最終的にはライトバン1台分のごみは現実には出るけれども、基本的にはそれで毎回やっていらっしゃるそうです。ですから、このごみを減量しましょうという、必要ですけれども、もっと明確に目

的、ですからごみ箱ゼロの運動といいますか、そういったことを今後御検討いただきたいと思っておりますので、できれば一度関係者の方も現地ごらんいただいたら御理解いただけると思いますが、ごみ箱ゼロということで、ぜひ今後そういう目的、目標を持って取り組んでいただきたいということをお願いして、一応どうですかね、ちょっとその辺お願いして……

議長（龍 益男君）

持ち時間が終了いたしました。

9番（荒巻英樹君）続

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時16分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。今議会最後の一般質問となります。いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。簡単に終わりたいと思いますので、執行部におかれましては簡単明瞭な明確な答弁をお願いしたいと思います。

7番白谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、事業の見直しについてお尋ねいたします。

皆さん御存じのように、今般、国では行政刷新会議において事業の仕分けが行われ、国民の注目を浴びています。仕分け結果の賛否は別として当然のことだろうと、事業の無駄を洗い出して予算に反映させることは当然の取り組みであろうと思っております。これは地方自治体においても同じことだと思います。限られた財源の中で多様化する新たな住民ニーズに対応していくには、既存事業の見直しを図っていかねばなりません。新規事業の裏には既存事業の廃止や縮小が求められなければなりません。特に自主財源に乏しい本市においては、必要不可欠なことだと言えます。

そこで市長にお尋ねをいたします。本市においても、国の事業仕分けのようなすべての事業を対象にした事業の見直しを行うべきではないでしょうか。そして時代に合わなくなった事業や効果が少なくなった事業、効果が期待できない事業、あるいは今までやっているからなど、安易な負担や助成などを洗い出し、本当に必要とする事業への予算の転換を図ってい

くべきではないでしょうか。

あとの質問については、自席より行いますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださるようお願いをいたします。

総務部長（大坪正明君）

総務部長の大坪でございます。白谷議員の事業見直しについての御質問にお答えいたします。

固定資産税の税率の統一や景気低迷による税の減収などで、平成22年度の歳入は今年度と比較して大幅な減額となることが見込まれます。こうした中で、必要不可欠な行政サービスを行うことはもちろんのこと、総合計画や市長のマニフェストに掲げられた取り組みを着実にを行うためにも、これまで以上に事業の精査、検証を行い、無駄をなくし、一層の効率化を図っていかねばなりません。そのための手法として、市民の視点で点検及び評価を行っていただくことを目的として、ことしの9月に10名の委員で構成する外部評価委員会を設置いたしました。本年度は当委員会を立ち上げたばかりでございますので、委員の皆さん方には評価が実践的なものとして取り組めるように行政用語から行政の仕組み、外部評価委員会の役割、そういったものを確認していただくとともに、市の実際の事務事業について、担当課の説明を聞いていただき、論議をしながら、その習得に努めていただいているところでございます。来年度からはその実践を生かしていただきまして、本格的に取り組むことといたしております。現在実施している845の事務事業のうち、できるだけ多くの事務事業について評価し、方向性を出していただければと考えているところでございます。

財政状況が逼迫する中、聖域なき事業の見直しが必要なことは、先日の質疑において、市長が答弁いたしましたとおりでございます。最終的にはすべての事業について、評価していただきたいと考えております。そうした上で、その結果を公表することにより、より透明性を高めて無駄な事業を省きつつ、優先度の高い事業に集中投資をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございました。非常に前向きな答弁をいただきました。それでは、2点ほど確認というか、お尋ねをしたいと思います。

先ほどの答弁によりますと、事業見直しを現在設置されている外部評価委員会をお願いをしたいというような説明でしたが、確かに外部評価委員会のお話は承っております。ただ、私が申し上げておりますこの見直しの事業は、事業の単なる点検や評価とは違うのではないかとこのように考えます。これは先ほども言いましたけど、市民の皆さんが本当に必要とする、そして優先度の高い事業への政策転換を図っていくための財源確保の作業であります。今、答弁にもありましたように、今般市長は固定資産税の不均衡課税の解消のため、旧柳川

市の固定資産税の税率を0.2%下げ、1.4%にするとされております。そのため年間215,000千円の歳入の減が生じると執行部の試算では説明を受けております。それでなくても、この自治体、柳川市においても、ますます財政状況は厳しくなっていくわけですが、そうした中で事業の廃止や縮小を前提とした厳しい見直しでなければならぬと考えております。そうした中において、既存の外部評価委員会が果たしてそこまで期待というか、そういった業務を前提としてつくられているのか、ちょっとそこら辺私は疑問を感じるわけですが、そのことについて、市長の考えをお聞きしたい。

それとあわせて、先ほどすべての事業についての見直しをということで答弁がありました。まさに聖域なきということも言われました。確かにそういうふうをお願いをしたいと思います。ただ、既存の見直しについて、やはりある程度の時間を制約期間をめどを置いてすべきだろうと。最終的にはすべてということじゃなくて、その期間をどれくらい考えてあるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

外部評価委員会での評価については、先ほど申し上げましたように、9月に立ち上げたばかりでございますので、すぐに実践に移るのは難しいかと思えますけれども、来年度から本格的に取り組みたいということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

それと内部で、職員で取り組んでおります行政評価がございます。これは先ほど言いましたように845の事務事業について、すべて職員でみずから評価をするということでやっております。これについては、二、三年前に古賀澄雄議員の御質問の中で、事業仕分けをしたらどうかというような一般質問を受けたときに、私はこの内部でやっている行政評価で同じようなことをやりますよということで御答弁をいたしておりました。ただ、そこまで国が今やっているようなずばずばと切るような、そこまでは実際にはやれておりません。これを今度、この外部の評価委員会の中で、外から見た目で再度評価をしていただいてやっていくということで考えております。そして職員がやった行政評価、その中でも見直し余地ありとされている事務事業で、特に廃止とか縮小などの見直しの必要性が高いと思われるものから順にこの外部評価委員会にかけていきたいと考えております。

見直しの期間についても御質問でございますけれども、この委員さんの任期が2年間ということになっております。そういうことで、2年を一つのめどとして、全部の事業というわけにはいきませんが、見直しの必要性のある事務事業を絞り込んで評価をしていただきまして、一定の方向性を出していただいて、予算に反映するという目標に取り組んでいきたいというふうに考えております。そのほかの事業についても、順次その後、評価に取り組んでいきたいということで考えております。

また、この歳入の減少に対応するためには、この外部評価とあわせて、内部での取り組みとして、来年度を初年度とする第2次の行政改革大綱の策定を現在進めておるところでござ

います。その中でも第1次行革よりもさらに厳しく経費節減に取り組んでいくことにいたしております。また、現在、来年度の予算の査定を進めておるところでございます。当然、この中でも事業の廃止や縮小など、聖域なくしっかりと査定を行って、歳入に応じた歳出、健全財政に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

今ある外部評価委員会の中でやっていきたいんだという答えであります。外部評価委員会で私もできないとは言いませんけど、ただ部長もさっき言われたように、この事業は国の事業仕分けに見られるように、やはり思い切った削減が必要だろうと思うんですよ。さっきも言いましたけど、固定資産税の不均衡解消のために215,000千円の税収が不足というか減になるわけですね。それでなくても、今、国の行政刷新会議では、地方への財政というのがやはり厳しいだろうということは先日の一般質問でも出てきました。そういう中で確かに行政改革も進められるでしょうけど、やはりここは思い切った手だてを打っていかないと、今の財政を見ていけば、例えば、20,000千円の事業でも、財政事情でそれが2年も3年もかかって事業実施がされている。まさに財政の硬直化と言わざるを得ない状況だと思うんですよ。ですから、優先順位の高いやつはやはり優先してしていくと、そして短期間に終わらせると。でなければ、住民の人が利用しようと思うても1年でできるやつが2年も3年もかかれば、その分おくれていくわけですからね。やはり今回は厳しく査定というか、見直しをしていただきたいと思ひまして、評価委員会委員の皆さんがどういう人かわかりませんが、そういった覚悟のもとに選任をされてあるのか、そこら辺をちょっと私は疑問に思ったからお尋ねをしているわけで、執行部のほうで、その方たちで十分できるということであれば、私はそれ以上言うことはありません。

ただ、これは大きな問題になるだろうと。特に市長にはもし大きく見直すとあれば、市長には大きな抵抗あるいは批判もあるだろうと。そういったところをやはり覚悟の上で市長にはしていただきたい。そこら辺の覚悟のほどを少し聞かせていただきたいと思ひます。

市長（金子健次君）

白谷議員の考え方には、私も同じような考え方たくさんございます。この外部評価委員会というのは、選挙におきまして、そういうことを導入したいということで、それぞれ10名の委員さん方には国の仕分け、行政刷新会議の仕分け作業に入る前に一応お願いをして、内諾を得て、本来10人の委員さんもああいう報道の関係でミニ版の柳川市の仕分け作業みたいな形になりましたので、非常に責任が重いということを痛切に恐らく感じてあるんじゃないかというふうに思っております。

今回の固定資産の税率改正によって2億円の減収になると。この分については、さきのNECの問題と違ひまして、減収分が交付税の対象にならないと。標準税率が100分の1.4とい

うことで210,000千円まともに減収になります。そのことは来年度の平成22年度の予算をどう
いうふうに組むかと、組まなければなりませんので、また提案をしなければなりません、
私は聖域なき、思い切ってそういう削減する分、廃止する分をやっていかないと組めないと
思います。私に対する批判もあるかと思いますが、そういうことは予算の中で提案をして、
また申し上げたいというふうに思っております。

ただ、この今、外部評価委員会の関係につきましては、そういうことで、最初にお願
いした分でございます。また、予算査定の段階でも、そういうのを部や課、課長とも激論を交わ
しながら予算査定をする必要があるかなと今感じているところでございます。

昨日の夜に朝日新聞社から電話がありました。そういうことできょうは朝日新聞紙面に載
っておりますけれども、有明海沿岸道路の今後の問題について、もう一回見直すべきじゃな
いかというような代議士の考え方について、コメントを求められたわけです。えっというふ
うな形で、地域の地域主権という中において、もっと地域の中を聞いてもらいたいと。その
周辺の一件一件の景観を損なうとか日照権がおかしいということだけでは私は済まされない
問題だと。今日までその区画整理事業の中にそのことを計画をしながら、大牟田や、みやま
や、大川や、そういうことのルートをつくっているわけですからとお話をして、けさの新聞
に載っています。

そういうことで、いろんな国の動きがありますけれども、国の動きをキャッチしながら、
私は柳川の立場として、そういう財政のことを考えながら、大きく10年の合併に伴うあめの
分、要するに地方交付税の特例の分、またそういうものもございまして、組織化し、その
分は切れてきますので、そのことを将来を見据えて、中期的な財政計画を立てていかなけれ
ばならないというふうに思っているところです。

以上です。

7番（白谷義隆君）

よくわかりました。委員の皆様方にも、やはり思い切った見直しをしていただく。そのこ
ともお願いをしておきたいと思っております。

そして、先ほど部長のほうからこの見直しの結果については公表したいというお話もあり
ました。私もこのすべての事業についての見直しの結果と理由をぜひ公表していただきたい
ということで、それをお願いして、この質問を終わりたいと思っております。

次に、公立学校施設の目的外転用についてお尋ねをしたいと思います。

今、児童・生徒の減少により生じた学校の空き教室の有効利用が求められております。他
の市や町では、学童保育や地区公民館の事務所として利用しているところもありますが、柳
川市においてはどのような対応をされているのか。また、今後の対応はどのように考えてあ
るのかをお尋ねいたします。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

他の市とかでは、学校施設を地区の公民館事務所に開放しているとか、そういう事例があるということでございます。柳川市におきまして、現在、学校施設の目的外転用についての状況を御報告いたしますと、市内19校の小学校におきまして、学校施設なり敷地内に学童保育所を設けている小学校が10校ございます。半分近く設置しておるということでございます。また、中島小学校におきましては、放課後児童が宿題をしたり遊んだりするための地域で行っておりますアンビシャス広場、それに蒲池中学校におきましては、「この指とまれ」という乳幼児を持つ親御さんの子育て支援を目的とした、そういう会合に月1回開放しているところでございます。

しかしながら、一方で、大阪の池田小学校の事件以来、学校の安全管理が問題となりまして、不審者の侵入への対策として、校門の閉め切りや防犯カメラの設置要望等、今までの学校開放の流れが急激に転換してきたことも事実でございます。隣のみやま市では、校区公民館の事務所を使用するというふうなこともやっておるようでございますが、そういうことになりますと、子供たちが学校にいる時間帯にも不特定多数の方が学校に出入りするということになることとなりますので、学校現場からしますと、非常に安全管理に責任が持てなくなるというようなことにもなっております。

しかしながら、今、学校が抱えております児童・生徒の問題行動や不登校の問題にしましても、学校だけでは解決できないというのが現状だと考えております。第一義的には家庭との連携が必要ということになりますが、やはり地域との相互の連携協力なくして子供の教育を語れないというふうな状況になってきておるといふふうに認識しております。非常にそういったことから言うと、悩ましい状況になっているということでございます。

しかしながら、このようなことを考えあわせますと、学校に一定の余裕教室なり敷地がありまして、そして児童・生徒の安全が確保できるのであれば、学校施設が地域の財産となっているということから考えあわせまして、目的外利用については、前向きに取り組んでいくべきだといふふうに考えております。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

確かに部長が言われるように、池田小学校以来、確かに以前、学校開放と叫ばれていて、その後急に学校の門が閉じられたということもある意味仕方のないことかなとは思いますが、ただ、前向きに検討していきたいということですから、ぜひそのようにお願いはしたいと思っておりますけど、部長も言われたように、学校施設も市にとっては貴重な財産なんですね。ですから、そういった方向で進めていただきたい。特に学童保育については、二、三日前の新聞でしたかね、福岡市では6年生まで広げたいというような記事もありました。今は3年生までですけどね。そうすると、当然、市長のマニフェストにもたしかそういうことが

書いてあったと思います。ですから、そうすると、当然どこかに施設が必要になるわけですね。ただ、先ほども言いましたけど、今の経済状況の中で新しい施設をつくるということもなかなか難しいだろうと。そうしたとき、やはり学校の安全をどう確保するのかと同時に、やはりそうした学校の施設を有効に図っていくということもまた一方では求められているのも事実だろうと思います。確かに市内全部の学校とは言いませんけれども、私が知り得た、知っているところでは、小学校で空き教室の利用をお願いすると、学校側は、空き教室があるのに、いや、その教室は何々に使うつもりですよとか、あるいは補助金返還の問題がありますから、なかなかできませんとか、現実にそういうふうに拒否されている学校も実はあるんですね。そういうところもやはり委員会のほうから先ほど言いましたように、いろんな問題あろうけど、有効利用を図るということで、やはりそういったふうに関放、安全と有効利用とを両方できるようにしながら進めていただきたいと思います。教育長、そこら辺どうでしょう。

教育長（北川 満君）

結論的に申し上げますと、部長が申し上げたとおりでございますが、現状として、今課題を与えられたかと思えます。池田小学校以来、非常に学校での安全神話が崩れたわけでございますけれども、本当に議員がおっしゃるとおり、玄関では閉めるというような、一回一回行くたびに閉めて、あけて、閉めてというような繰り返しをしているわけですが、そういったところを学校あるいは地域の皆さんと御一緒に安全を確保していきたいというのが第一の願いでございます。

そこでお尋ねの件で課題を与えられたということを受けとめた点でございます。空き教室があるにもかかわらず、ちょっとお断りが入ったと。確かにこれは社会教育法で、学校施設の開放については、きちっと第44条に整理されております。また、45条におきましては、この件につきまして、学校長の意見を聞くと、一応そういう一言も入っておりますが、聞いた結果、そういった後ろ向きな発言ということがありましたら、私自身、今後、その理由等を問いただした後に、きちっとした指導をしてまいりたいというふうに思っております。

議員おっしゃるとおり、きちっと安全で有効利用ということにつきましては、さらにこれまで以上に力を入れていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

7番（白谷義隆君）

地域で現実に空き教室の利用をお願いできないかという声は事実あるわけです。ですから、そういうことで、今教育長おっしゃられたように、ぜひそういった地域の方の意向も酌みながら進めていただきたいと思います。よろしく願いをしておきます。

それでは、次にまいりたいと思います。次に、結婚サポート事業についてお尋ねいたします。

少子化問題は、国はもちろんのこと、地方においても大きな問題となっております。その

少子化の理由の一つに、未婚化、いわゆる結婚しない人の増加が上げられております。未婚化の理由は一概には言えませんが、なかなか出会いの場がないという話をよく聞きます。そうしたことから、昨年の9月議会において、未婚の男女に対して行政が出会いの場をつくり、応援していく結婚サポート事業に取り組むべきではないかということを実はお尋ねをしたわけですが、そのとき前向きに検討したいというような答弁をいただいております。もちろん、途中で市長がかわられたという事情もありまじょうが、しかし、1年過ぎた今でも具体的な動きが全く見られません。この結婚サポート事業に取り組んでいるほかの市では、大きな成果が上がっているとも聞いています。早急に取り組むべきだと思いますが、今までの経過と今後の対応についてお尋ねをいたしたいと思います。

企画課長（高田淳治君）

企画課長の高田でございます。お答えをいたします。

御質問の結婚サポート事業につきましては、最も成果を上げることができるような運営方法にしていくかが重要だというふうに考えております。このため、みやま市が八女筑後広域市町村圏事務組合が運営をいたしております結婚サポートセンターに加入をしております、成果を上げられているということもございまして、本市といたしましても広域的に取り組んでいけたらというふうに考えていたところでございます。

きのう梅崎和弘議員の御質問に対しての市長答弁にもありましたように、定住自立圏構想が提唱されたのを機に、有明広域市町村圏でのサポートセンター開設につきまして、大牟田市やみやま市と協議を行ってきたところでございまして、これにつきましては、これから一緒に協力して取り組んでいくとの確認を得たところでございます。ただ、広域圏といたしまして、早急にそのセンターを開設することはなかなか難しく、時間がかかる状況でございます。本事業は、白谷議員が御指摘のように、少子化対策の一環としまして、効果的な、そして支援活動を行っていく上でございまして、早急に取り組むべき課題でございまして、市長マニフェストにもありますことから、本市といたしましては、来年度でございませけれども、平成22年度にできるだけ早く柳川市単独で結婚サポートセンターを開設し、そしてしかるべき時期に当広域圏での運営に移行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、このサポートセンターの開設のための経費でございませが、福岡県地域子育て活動支援費補助金を活用し、来年度予算に計上する予定といたしているところでございます。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございました。広域圏での取り組みを考えてあるけど、単独でもぜひやりたいという回答でありました。ぜひ単独でも早急に対応していただきたいと思います。

これは私の周りもそうですけど、皆さんたちの周りもだろうと思いますけれども、職員の

中にも、職員を見回しても、かなり30過ぎても結婚していない男女がいっぱいおります。この事業は市民の皆さんがやはり望まれているのではないかと思います。ぜひ実施をしていただきたいと思います。

そして、やはり多くの人が出会える場となるように、行政が主導していくのももちろんのことですけど、やはりそのために地域や団体など、そういった人の協力も得ながら推し進めていただきたいということで要望をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時51分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成21年12月17日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	竹 井 澄 子
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	龍 益 男

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	山	田	政	徳
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	藤	木		明
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	石	橋	正	次
企	画	高	田	淳	治
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5 . 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第70号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について

議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

2．産業経済委員長報告について

議案第80号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

3．建設委員長報告について

議案第72号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第74号 柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

4．教育民生委員長報告について

議案第71号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第73号 柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

請願第22号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

日程（3） 議案第86号 教育予算の拡充を求める意見書について

日程（4） 請願について

1．請願第23号 鉾泉の地下水脈調査についての請願書

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成21年第6回柳川市議会定例会最終日の日程等について、12月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長

報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第86号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が、請願についてであります。本定例会の会期中に請願1件を受理いたしております。請願第23号は、産業経済委員会に審査を付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（龍 益男君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第70号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正前の予算額「290億9,742万3千円」に「2億8,130万3千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「293億7,872万6千円」としようとするものであります。

審査の過程において、人事院勧告に伴う人件費補正では本市が人件費補助している関係団体の補助金の取り扱い、葬祭事業費では経営改善に対する取り組みの状況、顔が見える商店街づくり推進事業補助金では補助金の使途、城堀環境整備委託料では委託の相手、積算根拠、整備箇所及び川下りコースのボランティアによる清掃状況、北原白秋作品編曲業務委託料では著作権や契約の方法等について活発な質疑がありました。

また、各委員より、執行部に対し、北原白秋作品編曲業務に関しては、市民をはじめ白秋保存会等の意見に充分配慮し、理解を得た上で予算執行されたいとの意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第76号 原案可決

本案は、柳川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、合併年度及び平成17年度から平成21年度までの5年間、採用してまいりました固定資産税の不均一課税を解消するため、平成22年度分から標準税率である1.4パーセントに統一しようとするものであります。

審査の過程において、固定資産税率の改正案として1.4パーセントに統一することにした理由、固定資産税の徴収率の状況、自主財源比率の状況、さらには、税率を改正した場合の税収減に対する行財政運営等について活発な質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を報告申し上げます。

12月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定によりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでございます。

4 結果

(1)議案第80号 原案可決

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、指定管理料の算定、市の関与について質疑がありました。また、業務内容の充実が図られるよう、市は運営状況の定期的なチェック等を行われたいとの意見がありました。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会の開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4、結果

(1)議案第72号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整により、一般会計からの繰入金を減額するもので、歳入歳出それぞれ「608万4,000円」を減額し、予算総額を「10億5,515万7,000円」とするものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2)議案第74号 原案可決

本案は、柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告は終わります。

議長（龍 益男君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を御報告いたします。

11月30日の本会議において当委員会に付託を受けました請願1件、並びに12月2日の本会議において当委員会に付託を受けました議案3件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおり報告いたします。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、委員外議員の出席、4、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第71号 原案可決

本案は、平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(2)議案第73号 原案可決

本案は、柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案につきましては、民営化後に入所者或いは市民の要望意見を反映する手段について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定致しました。

(3)議案第79号 原案可決

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者の指定についてであります。本案につきましては、市が提示した指定管理料の金額、プール存続の是非、利用者の数・利用料収入の状況、指定管理業者の収支計画等について質疑がありました。また、サービス水準が低下することのないよう、市は業者に対して積極的に指導していくことが要望されました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(4)請願第22号 採択

本件は、「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書であります。

本件につきましては、奨学金制度や教材費について質疑がありました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成多数で採択と決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で教育民生委員長報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第70号 平成21年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決をいたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第76号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第72号 平成21年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告者がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第71号 平成21年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第22号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 議案第86号

議長（龍 益男君）

日程3 議案第86号 教育予算の拡充を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

19番太田武文でございます。議案第86号 教育予算の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

厳しい財政状況が続く中で、教育条件の自治体間格差が広がりつつあります。また、低所得層の拡大で就学援助受給世代が増大しております。自治体の財政力や家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があってはなりません。このような状況を踏まえ、国の責務において、教育予算を確保、拡充することを求めて意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第86号 教育予算の拡充を求める意見書については委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 請願について

議長（龍 益男君）

日程4．請願について。

本定例会の会期中に提出されました請願は、お手元に配付しておりますとおり1件の請願を受理いたしております。

お諮りいたします。請願第23号 鉾泉の地下水脈調査についての請願書は、産業経済委員会に審査を付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託の上、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成21年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 龍 益 男

柳川市議会議員 浦 博 宣

柳川市議会議員 高 田 千壽輝